

資料編

目 次

I	会議概要	1
	第1回	3
	第2回	5
	第3回	7
	第4回	9
	第5回	11
	第6回	13
	総務省「地方議会・議員のあり方に関する研究会」への意見	15
	第7回	56
	第8回	58
	第9回	61
	第10回	64
	第11回	69
II	委員発表資料※	73
	内田委員資料	75
	谷口委員資料	97
	金井委員資料	110
	駒林委員資料	113
	土山委員資料	121
	人羅委員資料	124
	眞柄委員資料	132
	中邨座長資料	138
III	地方議会関係資料	143
	1 「地方議会・議員のあり方」関係資料	145
	2 「議会審議のあり方」関係資料	158
	3 「投票率の低下」関係資料	162
	4 「無投票当選の増加」関係資料	164

※ 発表順

5	「女性議員や若手議員の不足」関係資料	171
6	「立候補しづらい環境」関係資料	176
7	その他関係資料	180

IV 地方議会・地方議会議員の位置付けに係る

地方自治法改正案の概要	201
-------------	-----

V 参照条文

日本国憲法	207
地方自治法	207
公職選挙法	213
地方公務員法	215
労働基準法	215
国会法	215
地方公共団体の一般職の任期付職員を採用に関する法律	216
政治資金規正法	216
政党助成法	216
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律	216

VI テキストマイニングによる会議録分析

VII 外国の議会制度に係る調査結果

I 会 議 概 要

都道府県議会制度研究会(第1回)会議概要

文責：全国都道府県議会議長会事務局

1 日 時 令和元年5月16日(木) 午後6時30分～午後8時10分

2 場 所 都市センターホテル7階会議室 701

3 出席者 中邨座長、内田委員、駒林委員、谷口委員、土山委員、人羅委員、眞柄委員

4 会議経過

(1) 開会

事務局が開会を告げた。

(2) 事務総長あいさつ

事務総長があいさつを述べた。

(3) 委員紹介

各委員が自己紹介を行った。

(4) 座長選出、あいさつ

中邨委員を座長に選出し、座長があいさつを述べた。

(5) 研究会の運営方法について

研究会の運営方法については、資料1のとおり決定した。

(6) 意見交換(各委員から都道府県議会の課題等について発言)

出席の委員から、都道府県議会の課題等について次の内容の発言(主なもの)があった。

- ・議会の活動を住民に見えやすいものとするについて考えていく必要があるのではないか。
- ・議会の評価を上げることが、議員の評価の高まりに繋がるということを明確にする方策について考えていく必要があるのではないか。
- ・現在のような資源が減少している中において、議会や議員としての役割を再構築することについて考えていく必要があるのではないか。
- ・予算調製権を知事が握っている中での議員提案条例のあり方について考えていく必要があるのではないか。
- ・政務活動費のあり方について考えていく必要があるのではないか。
- ・投票率の低さについて考えていく必要があるのではないか。
- ・住民が議会に興味を持たない理由について考えていく必要があるのではないか。
- ・知事との関係で、議会の存在意義をどのように作るかということについて考えていく必要があるのではないか。
- ・議員の立場、境遇や権限について、どのように社会的意義を持たせられるかということについて考えていく必要があるのではないか。

- ・行政が外部化され、議会が監視していくべき行政の活動そのものが見えにくくなっている状況の中での、議会のあり方について考えていく必要があるのではないか。
- ・議会事務局の充実について考えていく必要があるのではないか。
- ・会派の位置付けについて考えていく必要があるのではないか。
- ・二元代表制のあり方について改めて考えていく必要があるのではないか。

(7) 「地方議会の現状と課題、対応策について」(H31. 4. 25 自由民主党総務部会「地方議会の課題に関するPT」への全国都道府県議会議長会提出資料)等について

事務総長が資料3-1、2、3について説明し、質疑応答があった。

(8) 外国の議会制度に係る調査について(自治体国際化協会海外事務所による調査)

事務局が資料4-1、2について説明し、質疑応答があった。

(9) 研究会の今後のスケジュールについて

事務局が資料5について説明し、第2回目以降の委員からの発表の順番について、次のとおり決定した。

第2回：内田委員、谷口委員

第3回：金井委員、駒林委員

第4回：土山委員、人羅委員

第5回：眞柄委員、中邨座長

(10) その他

特に発言はなかった。

(11) 閉会

座長が閉会を告げた。

都道府県議会制度研究会(第2回)会議概要

文責：全国都道府県議会議長会事務局

- 1 日 時 令和元年6月12日(水) 午後6時55分～午後9時5分
- 2 場 所 都道府県会館5階全国都道府県議会議長会会議室
- 3 出席者 中邨座長、内田委員、金井委員、駒林委員、谷口委員、人羅委員、眞柄委員

4 会議経過

(1) 開会

中邨座長が開会を告げた。

(2) 委員紹介

前回欠席の金井委員が自己紹介を行った。

(3) 内田委員及び谷口委員からの発表並びに意見交換

内田委員が「立法府としての地方議会の明確化」、「議員は職業であることの明確化」、谷口委員が「地方議会と住民意識」をテーマに発表を行い、その後、意見交換を行った。

各テーマに係る主な意見は次のとおりである。

立法府としての地方議会の明確化

- ・都道府県議会については、立法機関としての機能を高めていく必要があるのではないか。
- ・予算や税を伴う条例を提出することや、地方自治法第96条第2項による議決事件を追加することについて、議員は消極的に解し過ぎているのではないか。
- ・議会にシンクタンクのようなものが設置できないか。
- ・立法府として地方議会を明確化するのであれば、再議(地方自治法第176条)や、専決処分(地方自治法第179条)は異質なものと考えられるのではないか。

議員は職業であることの明確化

- ・議員が職業であるならば、厚生年金に加入することも考えられるのではないか。
- ・地方議会議員は、議院内閣制で政権を取ることができる国会議員と違うため、自分が実現したい政策をどうやって叶えていくのかという方法や、議員としてのモチベーションの持ち方をどうするのかということについて、考えていくことは重要なのではないか。それを考えることは、議員のなり手不足の要因とも繋がることになるのではないか。

地方議会と住民意識

- ・一般の住民でも関心のある地域活動があると思うので、まずは、関心のある地域活動に参加してもらい、そこから議会にも関わりあいを持ってもらうという戦略的な仕組みは考えられないか。

- ・地域活動に参加してもらう仕組みは基礎自治体である市町村議会であれば実施しやすいが、広域自治体である都道府県議会の場合、どのような方法が考えられるか。
- ・都道府県議会は、地域が広いので、インターネット等を使った意見聴取プラットフォームを用い、住民と繋がっているということを醸成する仕組みが必要なのではないか。こうした意見聴取の方法は、幅広い意見を集める方法にもなるのではないか。
- ・議会が、多様な住民の意見を吸い上げているということを打ち出すため、議会として、住民を構成員とする場を作り、その場からの意見を議会が吸い上げるような仕組みが考えられないか。なお、その際には、吸い上げた意見と、会派(政党)の意見との関係性について、考えていく必要があるのではないか。
- ・都道府県議会は自治の観点よりも政治が優先しているが、住民の意思を反映させる地方議会としての立場から言えば、自治の観点をいかに導入させていくかということが重要になってくるのではないか。

(4) 事務局からの説明

事務総長が事務局説明資料 1－1、2、3 及び総務省の地方議会に係る有識者と議会関係者による検討の場の設置について説明した。

引き続き、事務局が事務局説明資料 2－1、2、3、4 について説明した。

(5) その他

特に発言はなかった。

(6) 閉会

中邨座長が閉会を告げた。

都道府県議会制度研究会(第3回)会議概要

文責：全国都道府県議会議長会事務局

1 日 時 令和元年7月12日(金) 午後6時～午後8時10分

2 場 所 都道府県会館5階全国都道府県議会議長会会議室

3 出席者 中邨座長、内田委員、金井委員、駒林委員、谷口委員、土山委員、人羅委員、眞柄委員

4 会議経過

(1) 開会

中邨座長が開会を告げた。

(2) 金井委員及び駒林委員からの発表並びに意見交換

金井委員が「二代表制論」、駒林委員が「会派」、「議会事務局」をテーマに発表を行い、その後、意見交換を行った。

各テーマに係る主な意見は次のとおりである。

二代表制論

- ・二代表制は議会と長を車の両輪として例え、議会も長も単独で代表機関になるものと考えられている。しかし、代表機関として意思決定するのであれば、議員と長により構成するフォーラム(討議広場)で行うこととしてはどうか。

その場合、それぞれが単独で意思決定することはできないので、長の専決処分や規則制定権は廃止すべきではないか。

- ・議会を立法機関と解した場合は、議会の判断が行政を縛るという構図になるのではないか。
- ・自治体の政策や制度をどこで誰がどう意思決定するかということを再度考えてみる必要があるのではないか。なお、意思形成過程をどこまで見える場で行うのかについては議論があると思うが、デモクラシーである以上、できる限り見える場で行うべきではないか。

会派

- ・会派については、議会運営の単位であること、政務活動費の交付対象であることから重要なものであり、法制化を考えるに当たっては、どちらからのアプローチが考えられるのではないか。
- ・議会で会派としての意見は表明されるが、そこに至る会派内における意思形成過程や議論をオープンにすることはできないか。
- ・会派を法制化する場合には、比例代表制を含め、選挙制度の議論も避けては通れないのではないか。
- ・一つの自治体から選出される一人の都道府県議会議員は、広域行政と基礎自治体

を繋ぐ政治家としての役割があると思うが、その中に会派をどう位置付けるかということも考えていく必要があるのではないか。

- ・現行選挙制度(政党・会派を選ぶのではなく、人を選ぶ選挙制度)において、会派を法制化するに当たっては、例えば、議決権は議員個人に存在する、会派に入るか入らないかで議員は扱いの差を受けないなど、会派がしてはいけないことを明記することが考えられるのではないか。

議会事務局

- ・議会改革が進行する中で、事務局の果たすべき役割について議論する必要があるのではないか。
- ・事務局職員は単に議員を世話するものと思っている議員、職員が少なくないと思うが、事務局職員の持っている専門的能力を存分に発揮させるよう、両者の意識を変えてもらう必要があるのではないか。

(3) 事務局からの説明

事務総長が事務局説明資料 1－1、2、3、4 及び新聞記事に基づき、総務省の地方議会・議員のあり方に関する研究会とともに、同研究会委員の河村東北大准教授が自民党地方議会 P T 第 4 回で講演した内容について説明した。

引き続き、事務局が事務局説明資料 2－1、2、3 について説明した。

(4) その他

特に発言はなかった。

(5) 閉会

中邨座長が閉会を告げた。

都道府県議会制度研究会(第4回)会議概要

文責：全国都道府県議会議長会事務局

- 1 日 時 令和元年8月5日(月) 午後5時25分～午後7時45分
- 2 場 所 都道府県会館5階全国都道府県議会議長会会議室
- 3 出席者 中邨座長、内田委員、金井委員、駒林委員、谷口委員、土山委員、人羅委員、眞柄委員

4 会議経過

(1) 開会

中邨座長が開会を告げた。

(2) 土山委員及び人羅委員からの発表並びに意見交換

土山委員が「議会の成果主義」をめぐって－議会像・議員像の更新は可能か」、人羅委員が「地方議会改革の方向性」をテーマに発表を行い、その後、意見交換を行った。

各テーマに係る主な意見は次のとおりである。

「議会の成果主義」をめぐって－議会像・議員像の更新は可能か

- ・議会があるから、我が自治体の政策・制度は整備されているという実績と評価を得ることが、議会の成果主義として追及されるべきものなのではないか。
- ・議会の成果を上げるためには、議員の政策発想を議会の提案に変換していくことが必要であり、その一つとして、委員会を活用することや、質問において委員長が代表し行うこと(委員長代表質問)が考えられるのではないか。
- ・都道府県議会は全てで委員会を設置しているので、委員会の場を政策論議の核とし、委員会を活性化させ、議会の底上げ、議員の人材育成を図っていったらどうか。また、委員会では、議案の条文に対する細かい審査を行うことがあっても良いのではないか。
- ・これまでの議会像・議員像の更新のためには、住民に議会や議員にこういった価値があり、どのような役割、やりがいがあるのかということを見せていくことが必要なのではないか。そのことは、処遇の面と併せ、議員のなり手確保にも繋がるのではないか。
- ・なり手不足について、総務省の「町村議会のあり方に関する研究会」では、議員の責任を軽くすることにより、なり手を確保するという考えも示されたが、議員の責任は重く、議会の決定が自治体を動かしていくというやりがいがある職場として位置付けた方が、なり手を確保できるのではないか。
- ・議会改革は議長と何人かの議員が熱心になっているところで進んでいる例が多い。ただ、議長の任期はほとんどが1年であり、議長により熱意の差が出てしま

う。現状は、縁と運とタイミングに頼らざるを得ない状況となっているが、それで良いのか。

- ・住民に見える形で自治体の争点を作り出し解決しているのは首長であるため、成果という部分では議会は首長に勝ることはできないのではないか。成果以外で議会在首長に勝る部分を考えなければいけないのではないか。議会在争点を提起して、首長に何かさせるという役割を担うことはできないか。

地方議会改革の方向性

- ・地方議会改革の方向性は、①住民との距離を縮める(住民参加)、②情報を開示する(情報共有)、③「成果」にこだわる(機能強化)、④人材を多様化させるということになるのではないか。
- ・都道府県議会議員選挙における無投票当選は1人区において割合が高いことから、選挙制度のあり方の議論が不可欠であり、中選挙区、ないし比例代表制にしていってはどうか。
- ・無投票当選は確かに1人区において割合が多いが、中選挙区、ないし比例代表制にすれば、無投票当選が減り、投票率は上がるのか。また、市町村合併の影響に伴い、地域の声をきめ細かく反映させることが求められている現在、選挙区を維持していくことは必要なのではないか。
- ・都道府県議会在政党に所属している議員がほとんどであることから、選挙を比例代表とし、政党を通じて住民が自治体の方向性をコントロールすることは考えられないか。人口の一極集中が進み、地方部は選挙区の広域化が進まざるを得なくなっている。このままいくと、現行の選挙区は維持できないのではないか。
- ・議会在二元代表制上優位であることを制度的に担保するため、議長による招集権を認めるとともに、専決処分を原則廃止してはどうか。
- ・首長提出条例と予算との関係を規定した地方自治法第222条第1項が議員発議条例にも適用されるかは現在考え方が分かれており、そのことが予算を伴う実質的な議員政策条例が発議できない要因にもなっていると考えられるので、新たなルール化が必要なのではないか。
- ・議会在が住民と繋がり、住民の議会に対する満足度を上げることは必要だが、ブレグジットの例もあり、例えば住民投票の結果を団体の意思とすることは慎重に考えた方が良いのではないか。

(3) 事務局からの説明

事務総長が事務局説明資料1-1、2に基づき、第32次地方制度調査会について説明した。

引き続き、事務局が事務局説明資料2について説明した。

(4) その他

特に発言はなかった。

(5) 閉会

中邨座長が閉会を告げた。

都道府県議会制度研究会(第5回)会議概要

文責：全国都道府県議会議長会事務局

1 日 時 令和元年9月13日(金) 午後6時00分～午後8時00分

2 場 所 都道府県会館5階全国都道府県議会議長会会議室

3 出席者 中邨座長、内田委員、金井委員、駒林委員、谷口委員、土山委員、人羅委員、眞柄委員

4 会議経過

(1) 開会

中邨座長が開会を告げた。

(2) 眞柄委員及び中邨座長からの発表並びに意見交換

眞柄委員が「新しい政治参加と新福祉・成長ミックス」、中邨座長が「住民の議会改革への関心はなぜ低いかー首長制と代議制」をテーマに発表を行い、その後、意見交換を行った。

各テーマに係る主な意見は次のとおりである。

新しい政治参加と新福祉・成長ミックス

- ・世界的にみられる低投票率等の民主主義の質的低下の問題については、民主主義と経済の相互作用に着目し、解決していくことが考えられるのではないかな。
- ・女性や若者の政治参加を望むのであれば、女性や若者が好む政策を提案することが必要で、先進国で新たな経済モデルとなっている、社会的投資(教育、幼児教育・保育支援、女性雇用への政府の投資)政策は、我が国においても、女性や若者を政治参加させることに繋がるのではないかな。
- ・議会や議員は、住民が求めているものを把握し、対応していくことが必要で、そのことが女性や若者を政治に参加させることにも繋がるのではないかな。
- ・女性や若者を政治に参加させるためには、環境の視点を取り入れることも必要なのではないかな。
- ・社会的投資はグローバルな人材を育てることであり、それは当該自治体から東京や世界へ人口流出させていくもので、当該自治体にはメリットがないのではないかな。
- ・社会的投資のうち教育については、例えばアメリカは能力ある者に投資する一方、ヨーロッパは全体の底上げを図るために投資をしている傾向があるので、投資方法は最終的に選挙民の判断になるが、一概にメリットがないとは言えないのではないかな。

住民の議会改革への関心はなぜ低いかー首長制と代議制

- ・二代表制において、首長は予算編成権や職員の人事権、再議権などを持ってお

り、議会よりも強いと言われているが、実際、議会は弱い子羊を演じているだけで、力関係は議会も十分に強いのではないか。

- ・議会が強いというのは政治力が強いということであって、政策を提案する力は弱いのではないか。議会の政策を提案する力を強化するためには、都道府県議会の場合、委員会を政策論議の場とし、強化していったらどうか。
- ・首長が提案する議案の可決率が高い理由は、執行機関が議案を議会に提出する前に議会対策を行っているからであり、そういった不透明な部分を表に出す必要があるのではないか。その一つとして、議会広報は、議会運営の透明化と説明責任を果たすため、政策決定の経過と理由を記すことが必要なのではないか。
- ・議会と首長の対立がほとんどないことは問題だと思うが、不透明な部分を表に出すことにより、議会運営が困難な状況になってしまう可能性があることも考えるべきではないか。
- ・議会は政策決定に影響力があるが、その行使を議会という表の場で行っていないため、住民は議会が何をやっているかわからないということになっているので、それを透明化する場合、議会広報の工夫だけでは難しいので、制度や運営で何か後押ししてあげられないか。
- ・首長が提案する議案の可決率が高い理由には、執行部側は自分たちのやりたいことを揉めずに通してほしい、議会側は揉めずに通すことにより議会としての成果にはならないが、会派や政治家としての成果になるという相互依存的な構造になっていることが考えられるのではないか。
- ・保健所、児童相談所、防災等の住民に注目される都道府県行政に、都道府県議会がどう関わっているのかということを住民にわかりやすく伝えるとともに、問題点を追及していくことが必要なのではないか。
- ・議会としてまとまるような場面をどう作るかということが都道府県議会の難しさだと思うが、例えば、会派代表質問ではなく、委員長代表質問のような議会として執行機関に向かい合えるような仕組みを作る必要があるのではないか。

(3) 事務局からの説明

事務総長が事務局説明資料1、2に基づき、総務省と自民党の動向について説明した。

引き続き、事務局が事務局説明資料3に基づき、本研究会のこれまでの経過概要について説明した。

(4) その他

特に発言はなかった。

(5) 閉会

中邨座長が閉会を告げた。

都道府県議会制度研究会(第6回)会議概要

文責：全国都道府県議会議長会事務局

- 1 日 時 令和元年 10 月 10 日(木) 午後 3 時 55 分～午後 6 時 00 分
- 2 場 所 都道府県会館 5 階全国都道府県議会議長会会議室
- 3 出席者 中邨座長、内田委員、金井委員、駒林委員、人羅委員、眞柄委員

4 会議経過

(1) 開会

事務局が開会を告げた。

(2) 総務省「地方議会・議員のあり方に関する研究会」への提言(案)

事務総長が資料 1 に基づき、総務省「地方議会・議員のあり方に関する研究会」への提言(案)について説明を行い、その後意見交換を行った。

主な意見は次のとおりである。

住民の理解・関心を得るための方策

地域代表としての都道府県議会議員の明確化【法改正事項】(13 頁)

- ・政令市については道府県から権限移譲が相当程度行われており、道府県議会議員が地域代表として果たす役割は少ないと言われることもあるため、議長会として強調しすぎない方がよいのではないかと。

外部の者の知見を活用する制度の拡充【法改正事項】(15 頁)

- ・いくつかの地方議会では、議会サポーター制度(一定数の住民が議員とともに政策的議論に参画する制度)のようなものがあるが、機能するか否かは住民の意識等にかかってくるのではないかと。法改正をして、住民を議会の議論に参画させることは、どこまで住民意識の向上に繋がるのか。

なり手確保に繋がる議員報酬額の基準の明確化(16 頁)

- ・議員報酬を一律にするのではなく、何らかの基準を設け、差をつけることも考えられるのではないかと。選挙が人気取りの様相になるかもしれないが、住民の議会への関心は高まるのではないかと。

住民が立候補しやすく、活動をサポートするための環境整備

立候補に伴う企業等による休暇を保障する制度等の整備(17 頁)

- ・企業等から消防団員を出すと、当該企業の自治体の入札が有利になったり、地方税の減免が受けられる制度になっている。この制度を企業等から議員を出す場合にも適用してはどうか。

供託金額の見直し【法改正事項】(18 頁)

- ・供託金と選挙公営は関連があるとされているが、これは別の制度であり、供託金については額の見直しではなく、廃止した方が立候補しやすくなるのではないかと。

- ・関連する話だが、法定得票数は引き下げてはどうか。当選枠内の法定得票数を満たさない者は落選するのに、無投票の者は一票も取らず当選する関係はおかしいのではないか。

政務活動費の使途基準の整備(19 頁)

- ・政務活動費の使途基準の整備は、各議会や議長会で取り組むのが本筋であり、国に助言を求めることはいかがか。

議会の機能強化

専門的事項に係る調査制度(地方自治法第 100 条の 2)の見直し(21 頁)

- ・この制度が使われない理由は、どのように手続きをして実施したら良いのかわからないことが考えられるので、国に対し、手続き等を明示するよう求めているかどうか。

契約の締結、財産の取得・処分の議決対象の基準を政令から条例に委任【法改正事項】(22 頁)

- ・議決対象については、契約は工事又は製造の請負、財産は土地の取得・処分に限定されており、例えば財産のうち株式の売却等が議決対象となっていないのは問題ではないか。

議員定数(24～25 頁)

- ・議員定数を考えるに当たり、「会議体としての審議能力を維持するという点」、「地域代表としての役割を果たすという点」が挙げられているが、そのほかに「常任委員会数及び委員数を基に算出する点」も考えられるのではないか。

その他

- ・議長会が都道府県議会について政党化を進めるという決断をするならば、比例代表制の導入や、政党交付金を政党所属の都道府県議会議員に配分することについて求めるのも一つの考えではないか。

(3) 今後のスケジュール

事務局が資料 2 に基づき、今後のスケジュールについて説明した。

(4) その他

特に発言はなかった。

(5) 閉会

事務局が閉会を告げた。

総務省「地方議会・議員のあり方 に関する研究会」への意見

令和元年11月15日
全国都道府県議会議長会
吉田栄光福島県議会議長

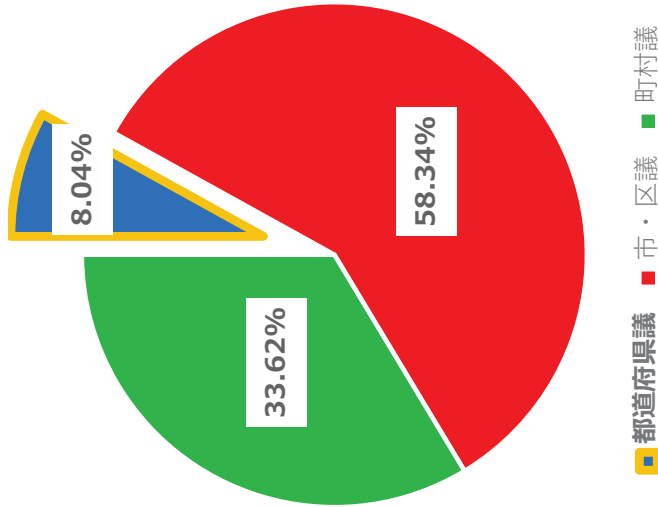
目次

○ 地方議会議員の実態	1
○ 地方議会・議員の現状と課題	5
○ 課題への対応	11
・住民の理解・関心を高めるための方策	
・立候補しやすく、活動をサポートするための環境整備	
・議会の機能強化を図るための方策	
○ 厚生年金への地方議会議員の加入	22
○ 議員定数	32
○ 参考資料	35

地方議会議員の実態

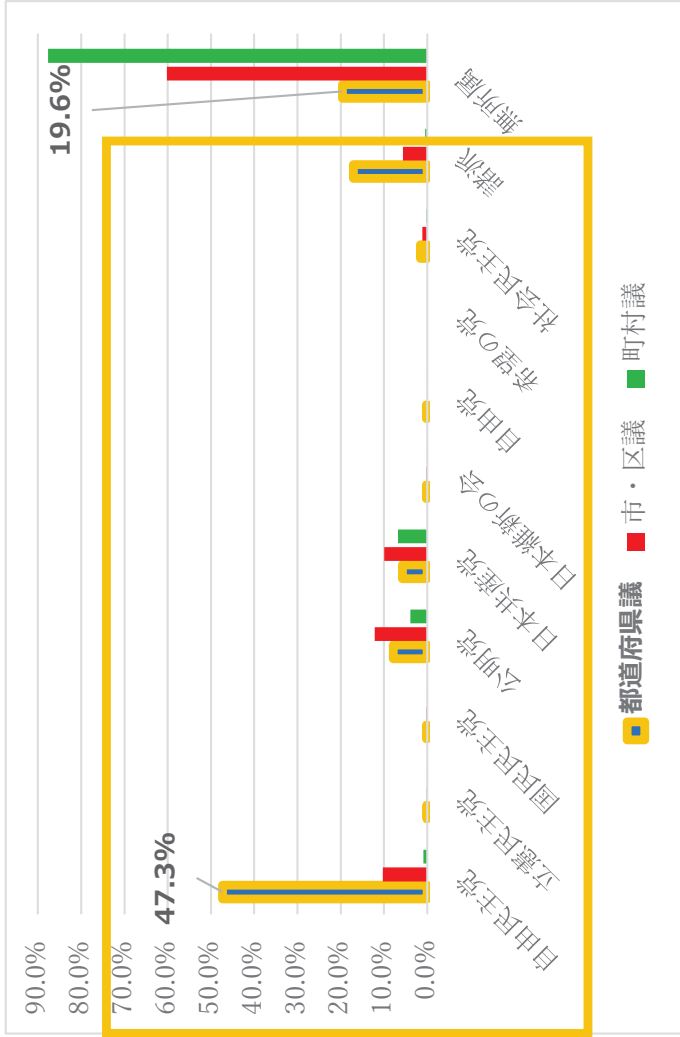
地方議会議員の実態

都道府県議は地方議会議員全体の1割弱



<総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調
(平成30年12月31日現在)」を基に作成>

都道府県議の8割が政党に所属

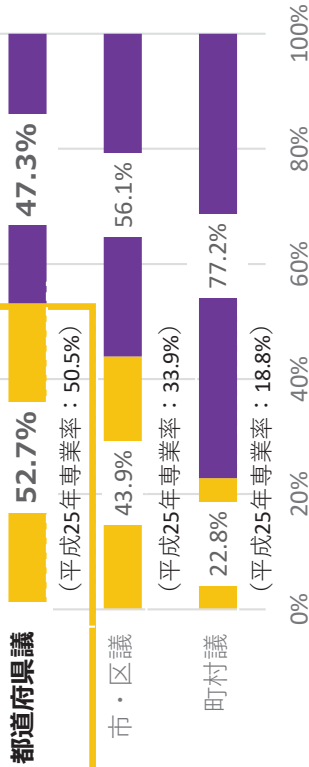


<総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調
(平成30年12月31日現在)」を基に作成>
(注) この調は、平成30年12月31日に在職する議員の立候補の届
出時の所属党派によるものである(前回調で民進党に分類されて
いた者は諸派に含まれている)。

<参考資料 地方の政治家の実態 (36頁参照) >

地方議会議員の実態

都道府県議の半数以上が議員専業



■ 専業 ■ 専業以外
<各全国議長会調 (県・町村平成30年7月、市・区8月現在) を基に作成>
(注) 県分は10都府県が実態を把握していないため未回答である。

「実現したい政策があった」が最も多い議員になるきっかけ

Q 議員になるきっかけとして当てはまるものはありますか？



都道府県議の2割弱が会社員からの立候補



■ 都道府県議 ■ 市・区議 ■ 町村議

<総務省「平成27年4月執行 地方選挙結果調 (職業別当選人数に関する調)」を基に作成>

(注) その他の職業には現職議員、無職には立候補前公務員であった者を含むとされている。

地方議会議員の実態

○地方議会議員は住民の声を聴くのが仕事。

○その声を政策として形にし、実現するのが仕事。

○注目されるのは主に本会議、委員会での活動。しかし、その何倍もの時間を費やしているのが地域での活動。

地域活動にやりがいを感じる議員は多数

Q 以下の議員の活動に、どの程度やりがいを感じますか？



<出典：NHK地方議員2万人アンケート（平成31年1～3月調査）>
(注) 黄色枠は活動場所が地域と関係するものである。

都道府県議の半数以上が毎日6時間以上の議員活動

<都道府県議会議員が議員活動に割く時間>
(注) 生活時間の内、平均すると、毎日、どの程度を議員活動に割いているかの間に対するもの。

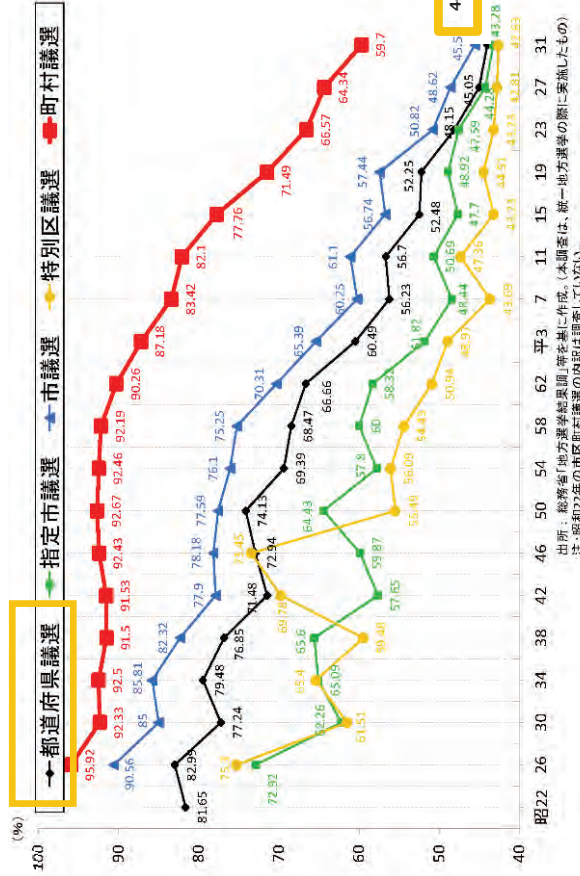


<小林良彰慶應義塾大学法学部教授・「全国都道府県議会議員の意識に関する調査報告書（平成18年2月）」を基に作成>

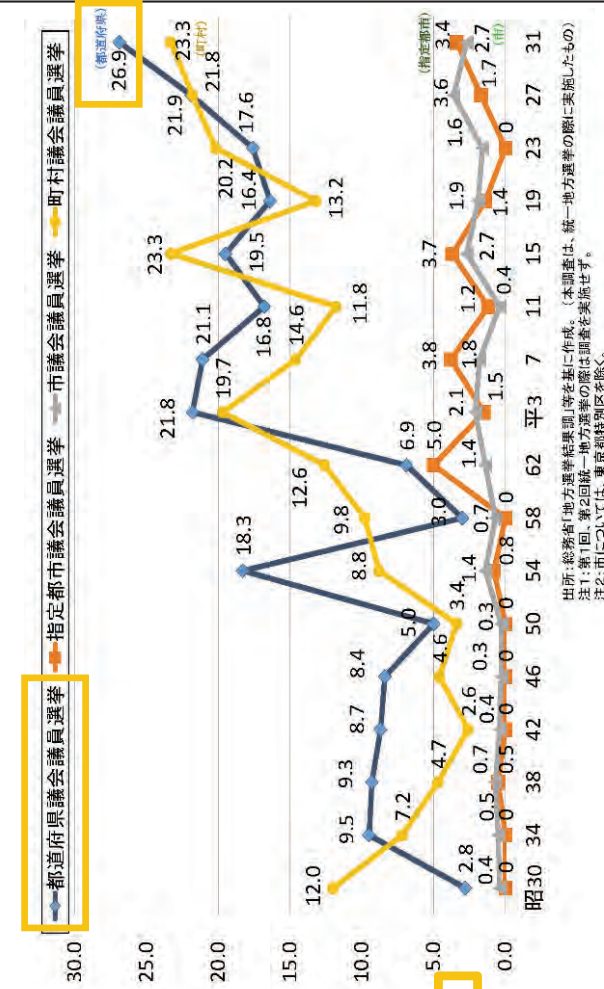
地方議会・議員の現状と課題

I 住民の理解・関心の低下 (投票率の低下、無投票当選の増加、競争率の低下)

投票率の低下

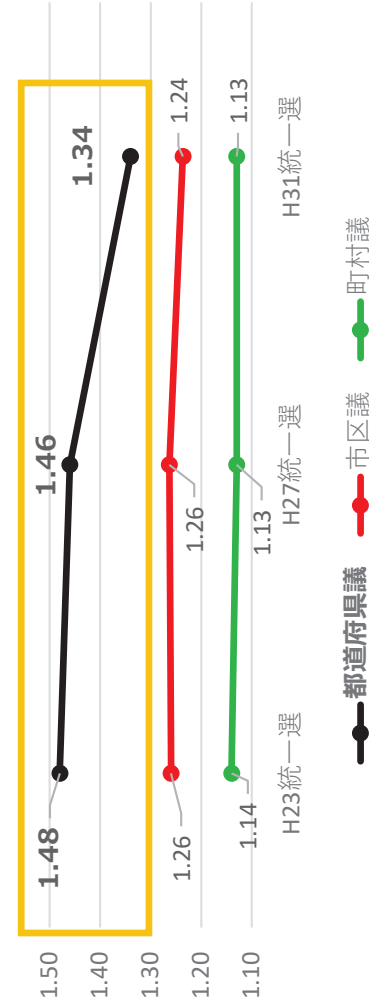


無投票当選の増加



＜出典：令和元年6月28日総務省「地方議会・議員のあり方に関する研究会(第1回)」配付資料＞

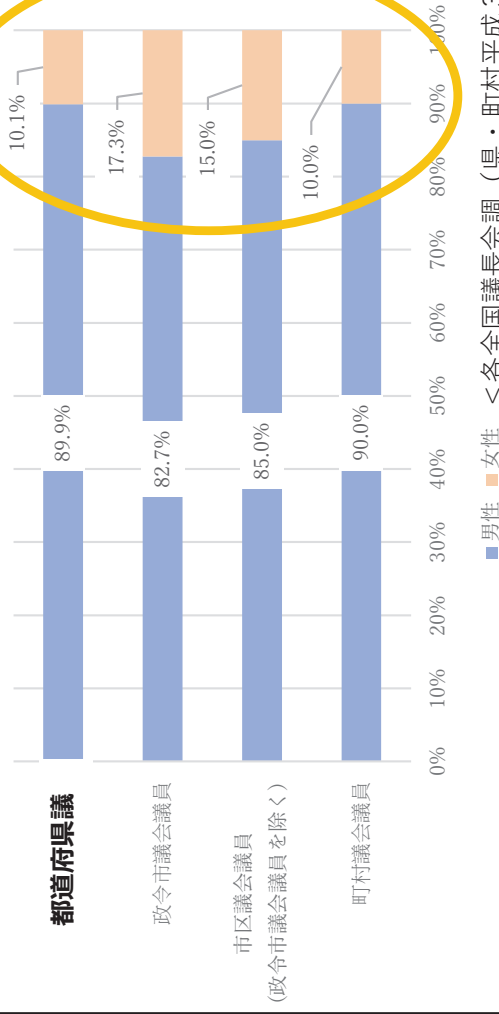
競争率（候補者数／改選定数）の低下



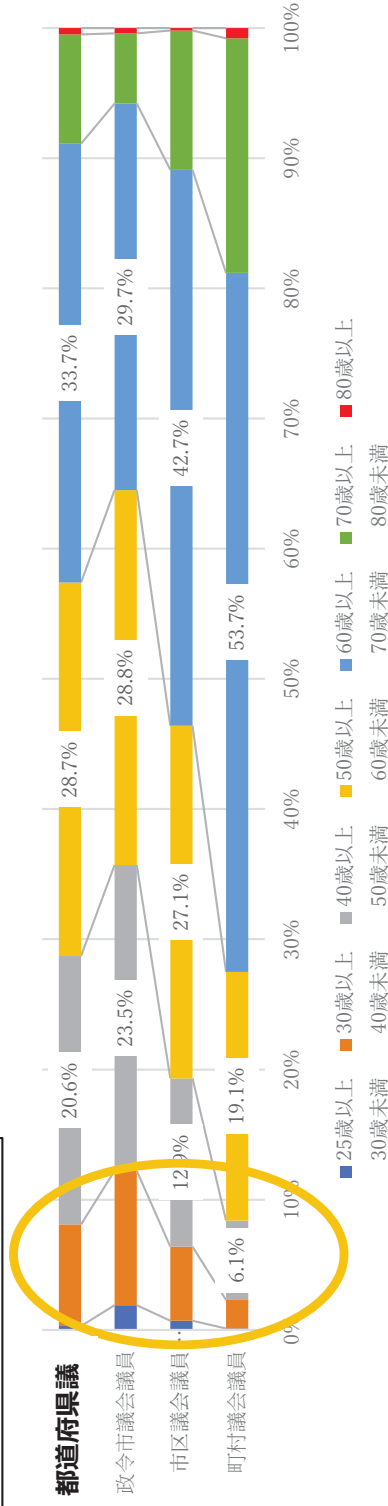
＜総務省「地方選挙結果調（年次別競争率）」等を基に作成＞

I 住民の理解・関心の低下 (地方議会議員と日本人との属性の乖離)

女性議員の少なさ



若い議員の少なさ



<各全国議長会調 (県・町村平成27年7月、市8月現在) を基に作成>

II 住民の理解・関心の低下

(地方議会・議員の活動に対する理解・関心の低さ)

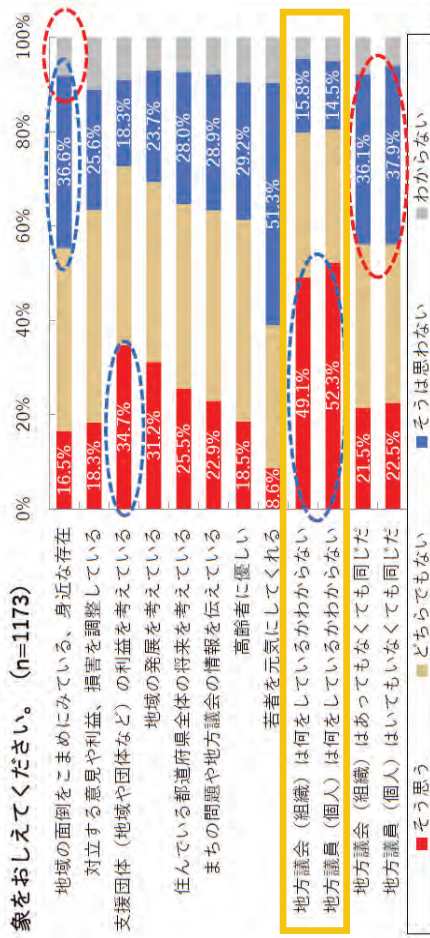
**住民は地方議会・議員を理解していない
（住民アンケートによる結果）**

**住民は議会に関心が低い
(議員アンケートによる結果)**

■【2018年調査】地方議員のイメージ

- ・「何をしているかわからない」は議会議員で約50%と、2014年と比べ微減。
- ・「いてもいなくても同じ」という声に対し、「そうは思わない」との回答が増えた。
- ・総じて「わからない」が大幅に減少。「身近な存在ではない」との声は以前多い。

Sc4 地方議会（都道府県議会、市区町村議会）や議員について、あなたが持つ印象をおしえてください。（n=1173）



早稲田大学マニフエスト研究所

※注：2014年調査と今回調査で設問を変えており単純比較には注意が必要だが、文意に大きな差がないため比較している。

＜典：早稲田大学マニフェスト研究所議改陣調査部会＞（平成30年8月）＜

＜出典＞NHK地方議員2万人アンケート（平成31年1～3月調査）＜

議会についてどう思いますか？

C

議会についてどう思いますか？



- とてもそう思う
- ある程度そう思う
- あまりそう思わない
- 全くそう思わない

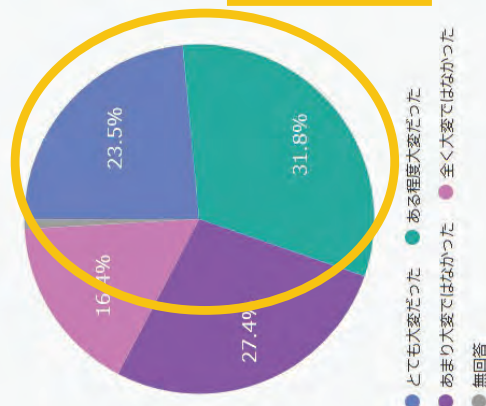
Ⅱ 議員という仕事に関する様々な障壁 (仕事のわからなさ、立候補、リクルートの難しさ)

議員という仕事のわからなさ、立候補の難しさ

Q なりて不足解消に何か必要だと思いますか？



Q 選挙に初めて立候補する際、家族の理解を得るのは大変でしたか？

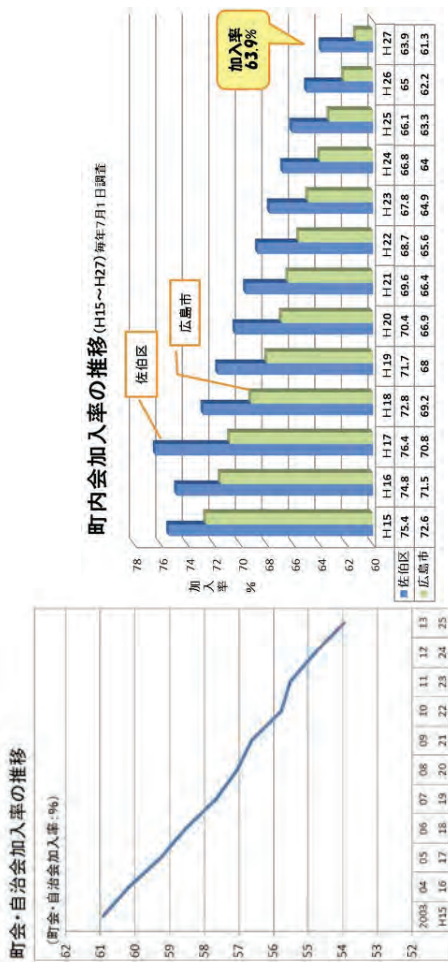


60代/女性
「女性がもっと気軽に選挙にでて活躍できる社会になってほしい。夫が昨年、要介護の身で亡くなりましたが、しきりに議員も介護休暇を取るべきだと言われました。議会に出席する必要から自らそうした要請をすることができませんでした。とても悩みました。小さなお子さんをお持ちの女性達に議員になって欲しいと思いますが、相当、協力体制がないとむずかしいと思います」
男性
「退職金もない、年金もない仕事にサラリーマン層が興味を示してくれない。たとえ興味を持ってても、家族の大反対であきらめるケースが多い。このままでは資産家しか出る人がいなくなるのではないか」
60代/男性
議員報酬では家族を養えないので、妻が専業主婦から働くようになった。老後は年金のこともあり、妻には頭が上がらない。

＜出典：NHK 地方議員 2 万人アンケート（平成 31 年 1 ～ 3 月調査）＞

リクルートの難しさ

○自治会等地域活動に参加する人の減少



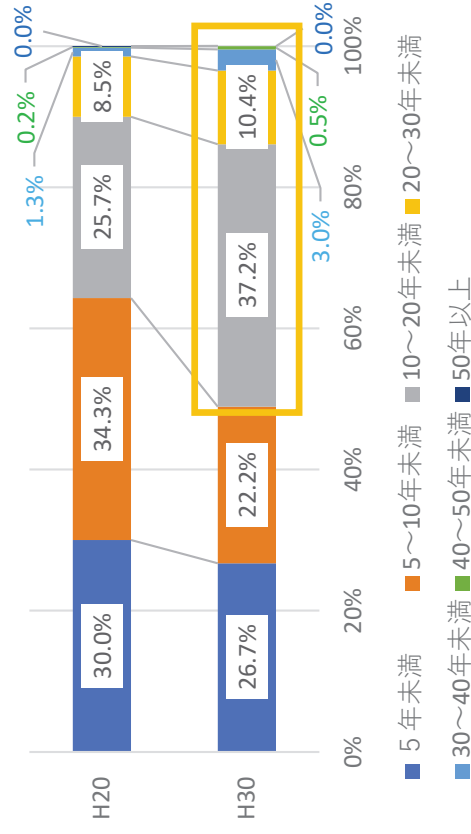
＜出典：平成 27 年 3 月「東京の自治のあり方研究会最終報告」＞

＜出典：広島市佐伯区役所 H P ＞

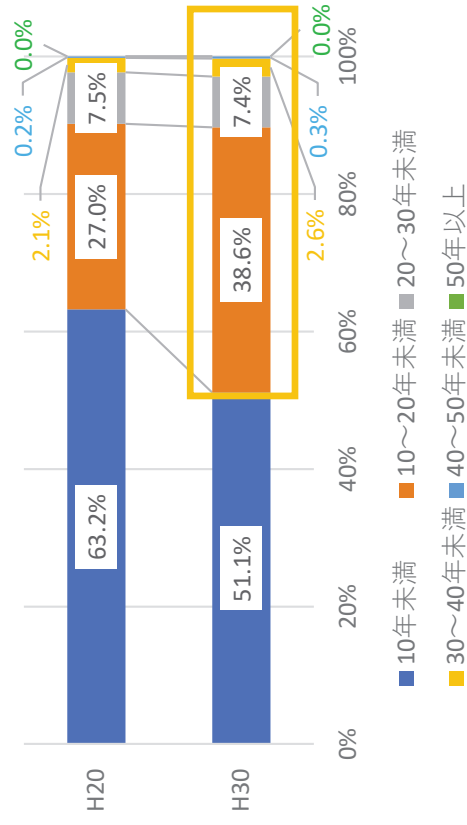
○公的仕事への関心の低下 ＜参考資料（37頁参照）＞

Ⅱ 議員という仕事に関する様々な障壁 (在職年数が長期化し、1期議員の割合が減少)

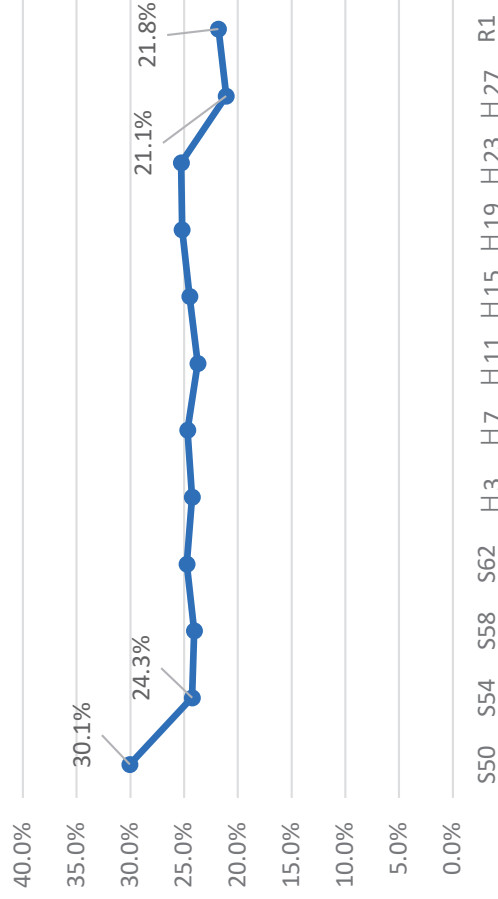
都道府県議 10 年以上在職者の増



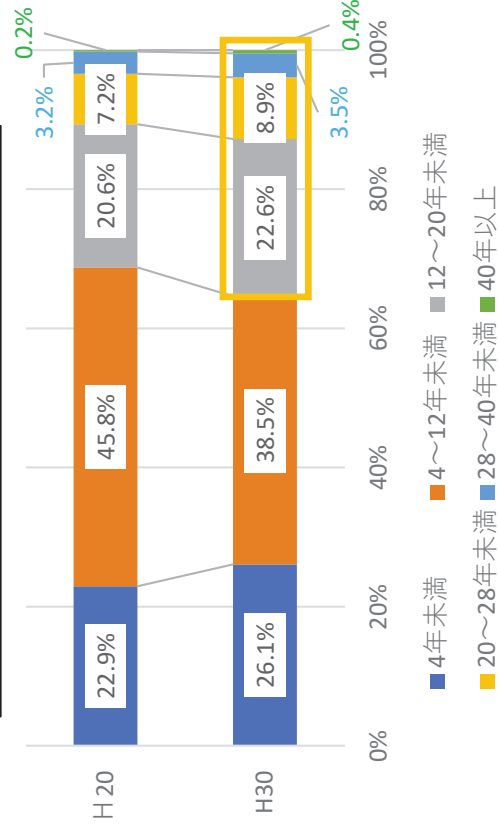
市・区議 10 年以上在職者の増



統一地方選挙年における都道府県議 1 期議員の割合



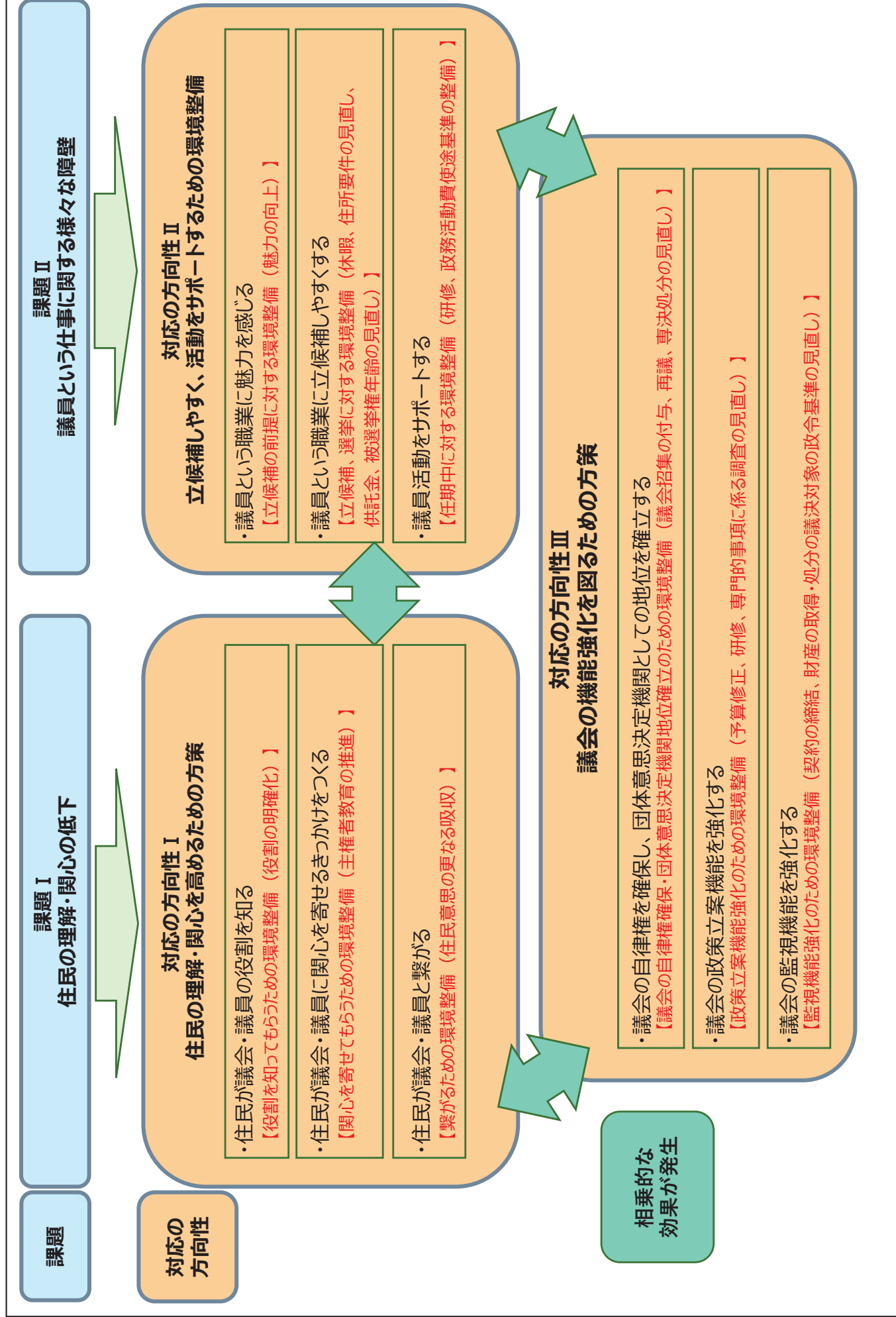
町村議 1 2 年以上在職者の増



< 各全国議長会調（県・町村各年 7 月、市 8 月現在）を基に作成 >

課題への対応

対応の方向性



対応の方向性Ⅰ (住民の理解・関心を高めるための方策)

住民が議会・議員の役割を知る

1 地方議会の役割の明確化【法改正事項】

(趣旨)

地方議会は、憲法で議事機関とされているが、その役割については法律で明記されていない。

このため、住民が地方議会の役割を知るため、団体意思決定機関であることを明確にした上で、①住民代表機能、②政策立案機能、③監視機能を有することを法律で明確化する必要がある。

2 職業である地方議会議員の役割の明確化【法改正事項】

(趣旨)

地方議会議員は、地方公務員法で特別職の公務員とされているのみで、同じ公選職である首長と異なり、地方自治法で、その位置付けや役割は明記されていない。

このため、戦前における、地元の名望家が地域貢献として務める名誉職のイメージが変わらずにあり、このことが、住民から地方議会議員を見た場合、男性がつくもの、ボランティアで良いという認識になっていると考える。

しかし、地方議会議員は、本会議や委員会等の議会活動だけでなく、日々、住民からの要望聴取や、自ら当該地方自治体の課題の調査等を行っていることから、こうした実態を反映し、職業である地方議会議員の役割を法律で明確化する必要がある。

3 地域代表としての都道府県議会議員の明確化【法改正事項】

(趣旨)

都道府県議会議員は当該都道府県全体の代表としての性格を有するとともに、選挙区制を採用していることから、地域代表としての性格も有していると考えられる。

このため、当該地域の声を都道府県政に反映させる地域代表であることを法律で明確化する必要がある。

対応の方向性Ⅰ (住民の理解・関心を高めるための方策)

住民が議会・議員に関心を寄せるきっかけをつくる

1 議会等が取り組む主権者教育への支援

(趣旨)

現在、主権者教育については、教育委員会や選挙管理委員会が中心となって投票率の向上を目的に行っている事例が多い。政治への関心の向上を目的とした主権者教育については、議会が積極的に取り組むべきものであるが、教育の現場においても一層取り組むことが必要である。

このため、こうした取組がさらに広がるよう、国が、議会等からの依頼に基づいた専門家の派遣や財政支援を行う必要がある。

(参考)

○議会が主権者教育を行っている事例

【福島県議会】

若い県民と県議会を一つなぐーきっかけとなることを願い、「県議会ふくしま-Tsuna-gu-」を発行し、県議会の役割や活動等を紹介。高校生や大学生等の若年層の議会傍聴者への配布及び県内の高校、大学等へ送付。

【富山県議会】(平成30年度の実績)

- ・県議会議員による政策別の出前講座
美容専門学校1年生(19歳)28名、議員4名
- ・高校生とやま県議会における高校生と県議会議員の意見交換会
高校生40名(県内高校の生徒会代表)議員5名
- ・大学生による議会傍聴と知事との意見交換会における県議会ガイダンス
県内大学生19名



対応の方向性Ⅰ

(住民の理解・関心を高めるための方策)

住民が議会・議員と繋がる

1 外部の者の知見を活用する制度の拡充【法改正事項】

(趣旨)

議会が、複数の者から構成される合議体に調査を依頼し、報告を求める場合、地方自治法第100条の2（専門的事項に係る調査）を活用することとなる。

この規定の依頼対象者は、専門的知見を持つ学識経験者等を対象としており、一般住民までは想定されておらず、議会として住民の声を十分に聞くことについては活用できないことから、調査事項に係る地域住民の代表者も、合議体の構成員とすることができるようになる必要がある。

(参考)

○第100条の2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

2 議会のICT化、AI化に係る支援

(趣旨)

近年、ICT化が進展しているが、議会においてはまだ整備が遅れている。

住民との関係で言えば、議会がICTを活用し、議会からわかりやすい情報発信を行うとともに、住民が手軽にアクセスできる環境を整備する必要がある。

こうした環境を整備しようとしても、議会によっても、議会事務局職員がいない場合や、議会独自のホームページがない状況等もあることから、国が、議会と住民の双方向でやりとりができるシステム（共通フォーマット）の構築・提供や、議会のICT化、AI化に係る優良事例の紹介等を行う必要がある。

議員という職業に魅力を感じる

1 職業である地方議会議員の役割の明確化【法改正事項】

再掲（13頁2）

2 なり手確保に繋がる議員報酬額の基準の明確化

(趣旨)

議会のうち、特に小規模市町村議会における低額な議員報酬については、議員のなり手確保に繋がる議員報酬額の基準について、国が明確化する必要がある。

＜参考資料 議員報酬額の基準の経緯（38頁参照）＞

3 なり手確保に繋がる議員報酬額の基準の明確化に伴う地方財政措置の強化

(趣旨)

議員のなり手確保に繋がる議員報酬額の基準に引き上げができるよう、地方財政措置を強化する必要がある。

4 厚生年金への地方議会議員の加入【法改正事項】＜詳細は22～31頁＞

(趣旨)

一般の会社員や若者、女性等が、議員という職業に立候補する場合、また、議員の経験を生かして他の職へ転身する場合でもスムーズに人生を歩めるようにするとともに、家族の心配等を軽減するため、厚生年金に地方議会議員が加入できるようにしていく必要がある。

対応の方向性Ⅱ (立候補しやすく、活動をサポートするための環境整備)

議員という職業に立候補しやすくする

1 立候補に伴う企業等による休暇を保障する制度等の整備

(趣旨)

議員に立候補する者は、選挙の準備、告示後の選挙運動、さらには当落に関わらず選挙後の対応を行うことになるが、会社員はこのような活動期間を全て休暇で賄うことが難しく、仕事を退職しなければならぬ実態がある。

このため、立候補に伴う休暇を保障する制度や休職・復職制度等を、企業等の理解を得ながら、整備する必要がある。

2 住所要件の見直し【法改正事項】

(趣旨)

首長に立候補する場合は規制がないが、議員に立候補するには、立候補する選挙の選挙権（引き続き三ヶ月以上の住所要件）が必要となる。

特になり手不足が問題となっている議会等においては、立候補の途を広く開くため、住所要件を弾力的なものとすることについて検討する必要がある。

3 供託金額の見直し【法改正事項】

(趣旨)

いわゆる「泡沫候補者」の防止、その乱立による選挙公営費用の増大の防止といった点も踏まえつつも、立候補しやすい環境整備を行う観点から、供託金額の見直しについて検討する必要がある。

4 被選挙権年齢の見直し【法改正事項】

(趣旨)

地方議会議員選挙については、議員のなり手確保に繋がることも考え、被選挙権年齢の見直しについて検討する必要がある。

議員活動をサポートをする

1 議員活動を支える研修等の整備

(趣旨)

一般の職業であれば、基本的に就職後、当該職業に対する研修制度等が設けられているが、地方議会議員には整備されていない。

そこで、初当選議員には基本研修、当選を重ねた議員には政策立案や質問力を高める研修、議長就任者には議長研修など時宜に応じた研修を総務省自治大学校等が整備する必要がある。

2 政務活動費の使途基準の整備

(趣旨)

会派及び議員活動に用いた経費について、政務活動とそれ以外の活動（政党活動、選挙活動等）が混在する場合は、按分し、政務活動に要した部分のみ政務活動費を充てることとなる。

一部の事例を除き、政務活動費に係る住民監査請求及び訴訟事例は、会派及び議員と住民との間で、この按分に対する考え方が異なることにより提起されるものが多い。

こうしたことから、本会としては、平成30年12月、経費に係る運用基準として各議会が定めている手引の一層の適正化を図るため、ガイドラインを整理しており、それを踏まえて、各都道府県議会においても適正化に取り組んでいるが、依然として政務活動費に係る住民訴訟が多いことを踏まえ、国においても、使途基準の整備について検討する必要がある。

対応の方向性Ⅲ (議会の機能強化を図るための方策)

議会の自律権を確保し、団体意思決定機関としての地位を確立する

1 地方議会の役割の明確化【法改正事項】

再掲（13頁1）

2 議長への議会招集権の付与【法改正事項】

(趣旨)

議会が自律的に活動できるよう、議会の代表者である議長に議会招集権を付与する必要がある。

3 条例・予算に係る一般再議の議決要件の見直し【法改正事項】

(趣旨)

議会の議決について首長が異議があるとして行使できる一般再議（地方自治法第176条第1項）のうち、条例・予算に係るものを再び議決するときは、特別多数議決（出席議員の3分の2以上の者の同意）を要する（同第3項）が、議会が一度議決したものであることから、再議決するときの要件（特別多数議決）について見直す必要がある。

4 専決処分の対象の見直し【法改正事項】

(趣旨)

議会が委任していない事項について首長が行う専決処分（地方自治法第179条第1項）については、副知事・副市町村長等の選任同意を除き、全ての議決案件で認められているが、その処分対象を見直す必要がある。

対応の方向性Ⅲ (議会の機能強化を図るための方策)

議会の政策立案機能を強化する

1 予算修正権の制約の見直し【法改正事項】

(趣旨)

議会を通して住民の意思を予算に反映しやすいような制度とするため、首長の予算提案権を侵害してはならないとされている予算修正権の制約（地方自治法第97条第2項）を見直す必要がある。

2 議員活動を支える研修等の整備

再掲（18頁1）

3 専門的事項に係る調査制度（地方自治法第100条の2）の検証・改善

(趣旨)

専門的事項に係る調査（地方自治法第100条の2）は、平成18年の改正地方自治法により創設されたが、都道府県では制度創設以降活用がなく、市町村でもあまり活用されていない。専門的知見等を活用することは重要であることから、この制度が活用されるよう検証して改善する必要がある。

対応の方向性Ⅲ (議会の機能強化を図るための方策)

議会の監視機能を強化する

1 契約の締結、財産の取得・処分の議決対象の基準を政令から条例に委任【法改正事項】

(趣旨)

政令で定められている議決を要する契約の種類・金額、財産の取得・処分に係る面積・金額要件について、各地方自治体が独自に条例で定めることができるようにする必要がある。

(参考) 契約（工事又は製造の請負）の締結及び財産の取得・処分の議決対象の基準（地方自治法第96条第1項第5号及び同8号、同施行令第121条の2関係別表第3、第4）

	契約（工事又は製造の請負）	財産のうち 土地の取得・処分
都道府県	5億円以上	2万㎡かつ7千万円以上
指定都市	3億円以上	1万㎡かつ4千万円以上
市（指定都市を除く。）	1億5千万円以上	5千㎡かつ2千万円以上
町村	5千万円以上	5千㎡かつ7百万円以上

(事例) 平成20年5月、京都市が約62億円の土地（面積が政令基準（1万㎡）未満）を議決を経ず売却した際には、京都市会の特別委員会でも質疑が行われた。

【第29次地方制度調査会答申】
契約の締結及び財産の取得又は処分については、（略）議会の監視機能を充実・強化するためには、議決事件の対象について条例で定めることができる範囲を現行よりも合理的な範囲内で拡大すべきである。

厚生年金への地方議会議員の加入

職業としての地方議会議員の実態

地方議会議員は職業である

- 地方分権一括法（平成11（1999）年公布）により、地方自治体の自由度が大きく拡大し、議会の議決対象が拡大。
- 少子高齢化の進行やインフラの老朽化等地域問題が多様化し、合意形成が困難な課題を民主的に解決する議会の担う役割の重要性が増大。
- 議会の活動理念とともに、審議の活性化や住民参加等を規定した議会基本条例が制定（都道府県議会では32の議会で制定）。
- 議員発議政策条例案提出数の増加等、議会活動が活発化。
- 議会活動の活発化に伴い、議員の活動は会期中だけでなくとどまらず、日々、住民からの要望聴取や、自ら当該地方自治体に係る課題の調査等を積極的に行っており、議員活動も活発化。

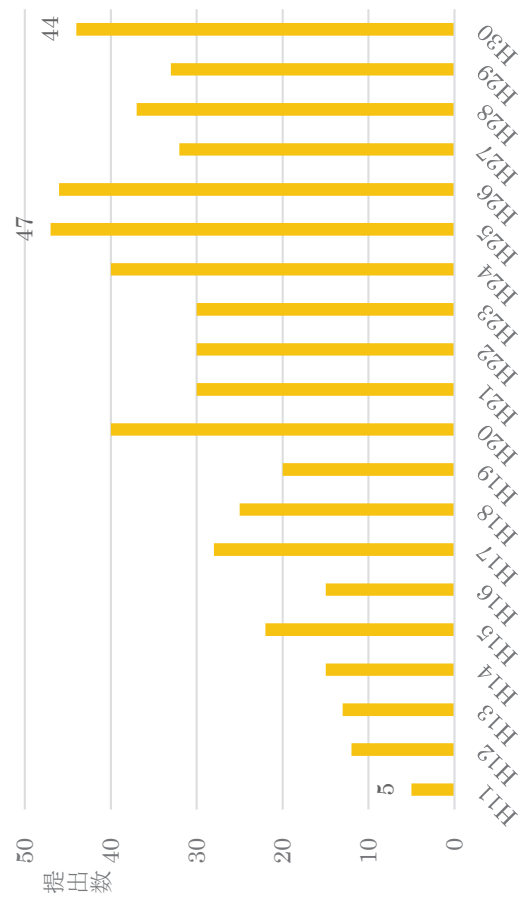
毎日、議員活動を実施（24頁右参照）

戦前における地元の名望家が地域貢献として務める名誉職から、職業へと地方議会議員の実態が変化しており、また、多様な就労・社会参加を促進するためにも、こうした実態・観点を制度に反映する必要

職業としての地方議会議員の実態

(参考)

都道府県議会の議員発議政策案提出数の増加



< 全国都道府県議会事務局長会事務局調（各暦年） >

都道府県議の半数以上が毎日6時間以上の議員活動

< 都道府県議会議員が議員活動に割く時間 >
(注) 生活時間の内、平均すると、毎日、どの程度を議員活動に割いているかの問に対するもの。

	2時間未満	2時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満	8時間以上	回答数
議員活動時間	1.3%	15.5%	30.4%	25.4%	27.4%	1074人

< 小林良彰慶應義塾大学法学部教授・「全国都道府県議会議員の意識に関する調査報告書（平成18年2月）」を基に作成 >

厚生年金の加入要件

厚生年金の加入要件

○厚生年金加入のためには、常時使用されることが要件となる。具体的には「雇用契約書の有無などとは関係なく、適用事業所で働き、労務の対償として給与や賃金を受けるという使用関係が常用的であること」が要件（日本年金機構HP）。

○各都道府県知事・各健康保険組合理事長あて厚生省保険局長から「法人の代表者又は業務執行者であつても、法人から、労務の対償として報酬を受けている者は、法人に使用される者として被保険者の資格を取得させるよう致されたい。」（昭和24年7月28日保発第74号）旨通知（厚生労働省HP）。

地方議会議員の場合

○所属する地方自治体から毎月定額の議員報酬が源泉徴収され支給（所得税法上は給与所得）。

○勤務時間の定めはないものの、議員は会期中だけにとどまらず、日々、住民からの要望聴取や、自ら当該地方自治体に係る課題の調査等を実施しており、経常的に当該地方自治体に関する活動を実施（24頁右参照）。



地方議会議員は厚生年金の加入要件を実質的に充足

（地方議会議員は1号被保険者に属しているが、2号被保険者になることが適当（39頁参照））

（参考）

- ・地方議会議員と同じく、首長は所属する地方自治体から毎月定額の給与を受け取り、勤務時間の定めもないが、地方公務員等共済組合制度創設時から厚生年金（当時は共済年金）に加入。

厚生年金適用拡大の流れが趨勢

近年における厚生年金の適用拡大の動き等

○近年、政府においては、週の所定労働時間等の要件を見直し、給与所得者を広く厚生年金の適用対象とする方向で制度改正を実施。

<H28.10～> <H29.4～>



(参考)

高齢者、女性をはじめとして多様な就労・社会参加を促進するため、勤労者が広く被用者保険でカバーされる勤労者皆社会保険制度(※)の実現を目指して検討を行う。働き方の多様化に応じた年金受給開始時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大について検討を進めるなど、多様な働き方、働き方に対応した社会保障制度を目指す。

※被用者保険の更なる適用拡大

<出典：令和元年6月21日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2019」>

更なる適用拡大の検討策

【適用拡大①(125万人ベース)】
所定労働時間週20時間以上の短時間労働者の中で、一定以上の収入(月8.8万円以上)のある者。

【適用拡大②(325万人ベース)】
所定労働時間週20時間以上の短時間労働者(学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者については対象外)。

【適用拡大③(1,050万人ベース)】
一定の賃金収入(月5.8万円以上)がある全ての被用者。

○適用拡大は、基礎年金の水準確保に効果が大きいと検証。

<「2019(令和元)年財政検証の結果について」(厚生労働省年金局2019年9月2日)を基に作成>



地方議会議員を含め厚生年金の加入者が増加することは、年金制度の安定化に寄与

厚生年金への地方議会議員の加入を求める理由

今後、議員になりたいと思う人に対する後押し

○厚生年金に地方議会議員が加入できるようになれば、一般の会社員や若者、女性等が、議員になりたいと思う場合、また、議員の経験を生かして他の職へ転身する場合でも、切れ目なく厚生年金に加入することができ、老後の生活や家族の心配を軽減し、議員に立候補する環境の改善に寄与（9頁参照）。

議会における多様な人材の確保

○議会は、合議による住民代表機関であり、様々な属性の声を議会審議に反映することが求められている。厚生年金に地方議会議員が加入できるようになれば、議員に立候補する環境が改善され、一般の会社員や若者、女性等、現在（は）地方議会議員に多くはいない人が議員になりやすくなると考えられ、議会における多様な人材の確保に寄与（7頁参照）。

（参考）

厚生年金に地方議会議員が加入できるようになると、ほとんどの議員は、保険料負担が増加することとなり、手取りが減ることとなるが、将来的に、厚生年金保険の年金額も受給できるようになり、保証水準はこれまでより向上。

また、厚生年金制度は「現役時代の所得の違いほど年金額の違いは生じない仕組みにより、所得の再分配が機能」する制度となっており、所得が多い大規模議会の議員が厚生年金に加入すると、これが機能（厚生労働省HP）。



全国都道府県議会議長会では、国民の幅広い政治参加や、地方議会における多様な人材確保の観点から、第154回定例総会（平成28（2016）年7月）以降、厚生年金への地方議会議員の加入を求める決議をしてきており、政府・与党を中心に要請

この時期に厚生年金への加入を要請している理由

国会における附帯決議の着実な実行を求めるもの

○平成23（2011）年に旧地方議会議員年金制度が廃止された際に、衆・参両議院の総務委員会において「地方議会議員年金制度の廃止後、概ね一年程度を目的として、（略）国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点の踏まえた新たな年金制度について検討を行う」旨の附帯決議が全会一致で可決されている。

○しかしながら、国において、本格的な検討がなされていないことから、全国都道府県議会議長会を始めとする三議長会で要請活動を実施している。

○加えて、全国の1,788議会のうち、1,054議会において、厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書が可決されている。

(参考)

「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（抄）

政府は次の諸点について十分配慮すべきである。（一・三略）

- 二 地方議会議員年金制度の廃止後、概ね一年程度を目的として、地方公共団体の長の取扱い等を参考として、国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点の踏まえた新たな年金制度について検討を行うこと。また、検討に当たっては、地方議会議員の取扱いについての国民世論に留意するとともに、公務員共済制度や厚生年金制度の対象者との制度面あるいは負担と給付の面における均衡に十分配慮すること。

<平成23.4.28 衆議院・総務委員会 平成23.5.19 参議院・総務委員会>

新たな「公費負担」が生じるとの指摘（厚生年金）

特別に優遇するための財政負担が生じるものではない

○厚生年金に地方議会議員が加入した場合、都道府県、市区町村全体で約160億円の「公費負担」が生じるとの指摘がある。

○この「公費負担」については、厚生年金制度上の事業主としての負担であり、地方議会議員を特別に優遇するための財政負担ではない。一般職である地方公務員や、地方議会議員と同じ特別職である首長についても、この「公費負担」がなされている。

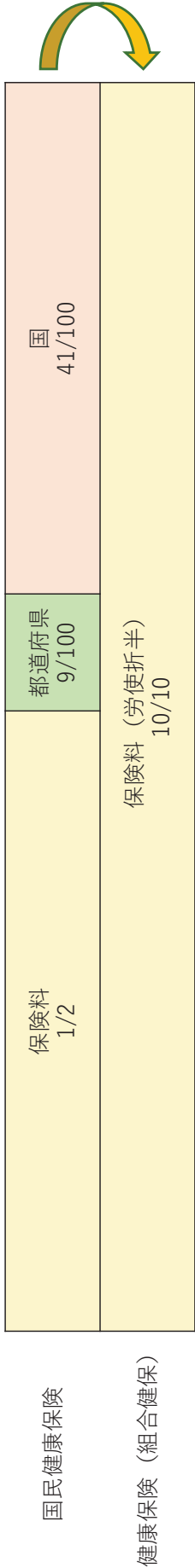
○厚生年金に地方議会議員が加入した場合、事業主である地方自治体の負担と議員が支出する掛金は一体となって、現在の年金受給者への給付に使われる。

新たな「公費負担」が生じるとの指摘（医療保険）

特別に優遇するための財政負担が生じるものではない

- 厚生年金に地方議会議員が加入した場合、約160億円のほかに医療保険分として更に約100億円の公費負担が生じるとの指摘がある。
- 公的医療保険については、職業や年齢等により加入する制度が異なるものの、国民皆保険の下、全国民が何らかの制度（国民健康保険等）に加入し、本人等の負担による保険料と公費負担により運営されている。
- したがって、地方議会議員についても、医療保険については、既にそれぞれの制度に基づいて、一定の公費負担がなされており、地方議会議員が他の制度（地方公務員等共済組合）に移ることにより、新規の公費負担（約100億円）が生じるとの指摘は当たらない。

(参考)



(参考資料) 議員数の減少等により議員報酬等総額が減少

議員報酬等は市町村合併推進前の平成10年度と比較し、毎年1,000億円を超える額が減少

<市区町村議会>

<都道府県議会>

	年度末団体数 ※23区含む	議員数	議員報酬等 (議員報酬＋期末手当)	議員報酬等の 平成10年度との差	議員数	議員報酬等 (議員報酬＋期末手当)	議員報酬等の 平成10年度との差
平成10年度	3,255市町村	60,004人	3,298億円	－	2,842人	455億円	－
平成19年度	1,816市町村	35,819人	2,204億円	▲1,094億円	2,783人	388億円	▲67億円
平成20年度	1,800市町村	35,025人	2,181億円	▲1,117億円	2,763人	388億円	▲67億円
平成21年度	1,750市町村	33,614人	2,090億円	▲1,208億円	2,731人	388億円	▲67億円
平成22年度	1,750市町村	32,890人	2,014億円	▲1,284億円	2,683人	368億円	▲87億円
平成23年度	1,742市町村	32,686人	1,971億円	▲1,327億円	2,726人	368億円	▲87億円
平成24年度	1,742市町村	31,988人	1,944億円	▲1,354億円	2,716人	370億円	▲85億円
平成25年度	1,742市町村	31,622人	1,901億円	▲1,397億円	2,657人	357億円	▲98億円
平成26年度	1,741市町村	31,165人	1,905億円	▲1,393億円	2,647人	368億円	▲87億円
平成27年度	1,741市町村	30,522人	1,884億円	▲1,414億円	2,675人	370億円	▲85億円
平成28年度	1,741市町村	30,434人	1,897億円	▲1,401億円	2,660人	381億円	▲74億円
平成29年度	1,741市町村	30,261人	1,893億円	▲1,405億円	2,639人	356億円	▲99億円
平成10年度と 29年度の差	▲1,514市町村	▲29,743人	▲1,405億円	／	▲203人	▲99億円	／
議員報酬等の平成10年度との差の合計				▲1兆4,394億円	議員報酬等の平成10年度との差の合計		
					▲903億円		

(注1) 「平成の大合併」が始まる前の平成10年度と、平成19年度以降の状況を比較

(注2) 平成10年度の議員報酬等は、総務省の「地方財政統計年報」による

(注3) 平成19年度以降の議員報酬等は、総務省の「市町村別決算状況調」、「都道府県別決算状況調」による

議員定数

議員定数についての問題意識等

○第1回研究会（令和元年6月28日）で、被災地においては、住民が減っても、復興には一定程度の議員定数で議論を進めることが大事であり、議員定数についても、この研究会で議論していただきたいと発言した。

○この住民の数と議員定数との関係は、被災地だけではなく、過疎地域等でも問題となっている。

○以前(平成23年地方自治法改正前)は、人口区分に応じ、議員定数の基準が地方自治法で定められていたが、現在は基準はない。

○各議会では、どのように議員定数を定めるべきかという検討を行っている。

○被災地や過疎地域を始め地方自治体が、喫緊の人口減少社会における増大する困難な課題について民主的に合意形成を進めていくためには、多数の議員が多様な住民意思を反映させ議会で審議することが必要であり、単純に議員定数を減少させるという方向性には賛同しかねる。

議員定数についての見解等

○議員定数を考えるに当たっては、

例えば、

- ・ 会議体としての審議能力を維持するという点
- ・ 地域代表としての役割を果たすという点

について、留意していかなければならないと考える。

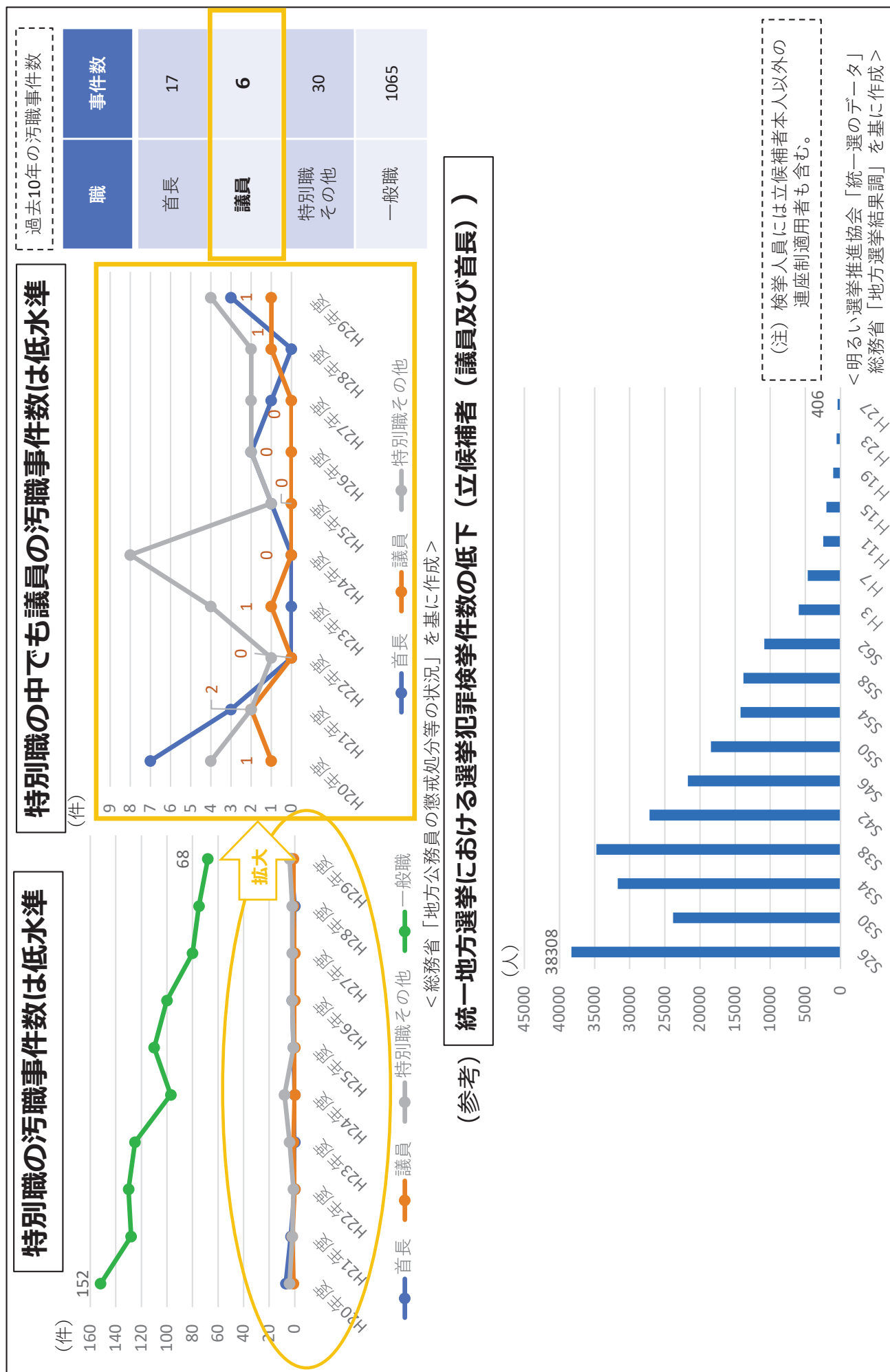
○特に、選挙区制を敷いている都道府県は、議員定数を減らすと、一般的に選出される議員は中心部（都市部）の選挙区に偏るとともに、周辺部は選挙区がますます広域的にならざるを得なくなり、当該住民の意見の反映が困難になっていくという問題がある。

○また、議員定数を減らすと、当選するための得票数が高くなり、新たに立候補する者にとっては、より議員になりづらくなるという問題がある。

○こうした論点も踏まえながら、この研究会で議員定数の定め方の基準についてご議論いただければと思う。

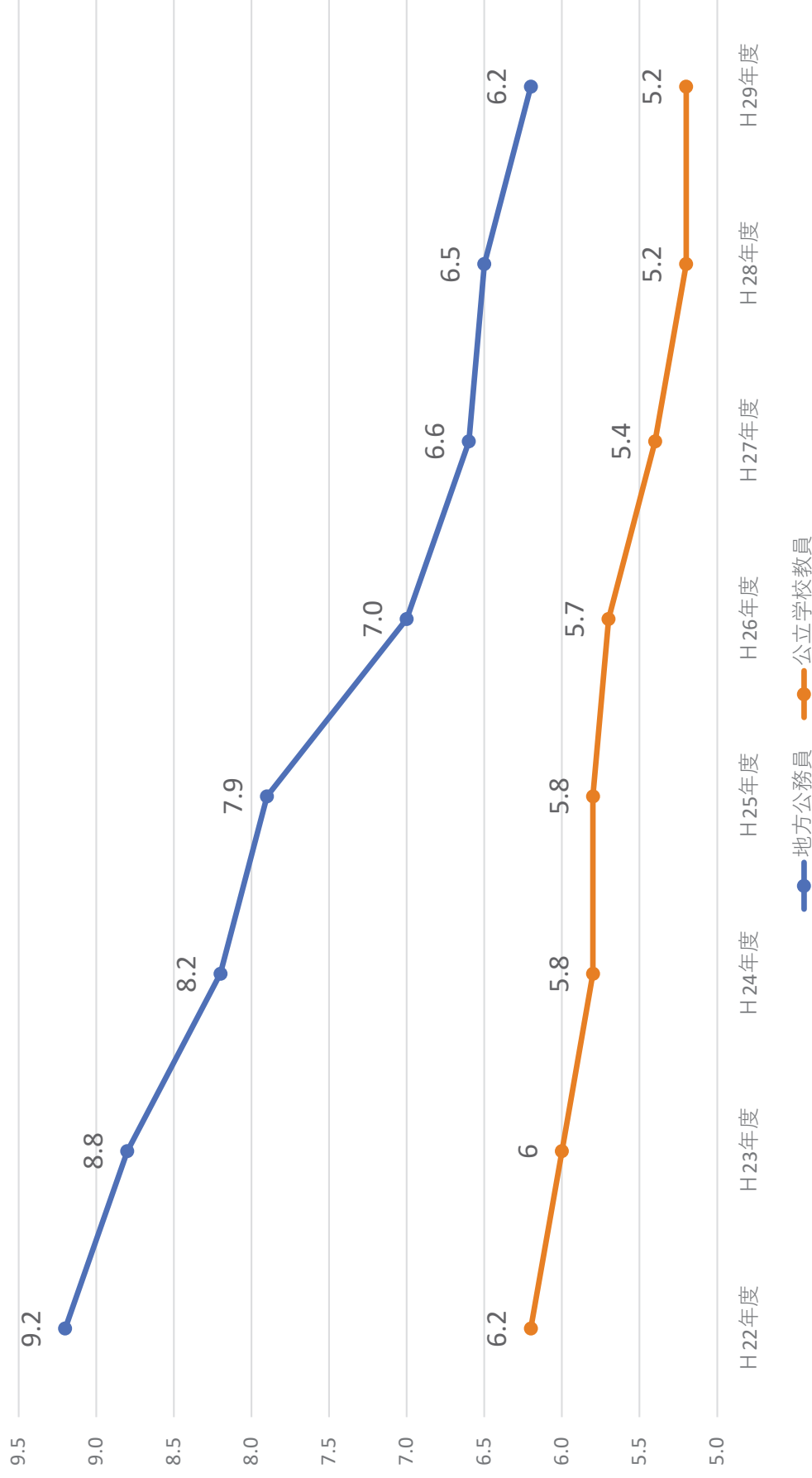
參考資料

地方の政治家の実態



公的仕事への関心の低下

地方公務員、公立学校教員競争率の減少



< 出典：総務省「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」
文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」 >

議員報酬額の基準の経緯

都道府県

都道府県の議会の議員（議長及び副議長を除く。）の報酬月額については、**当該都道府県における部長（都にあつては、局長）に適用される等級の号給のうちその中間程度を基準として定めることを適当と考える。**

< 出典：昭和37年11月21日、各都道府県知事宛 自治省行政局長通知 >

（注）その後、昭和39年5月28日の「特別職の報酬等について」（各都道府県知事宛 自治事務次官通知）において、特別職報酬等審議会を設置するよう指導。

市

市議会議員の報酬額は、**大都市は市三役給の平均給に相当する額、局・部長制を施行している市にあつては、局・部長給に相当する額、課長制を施行している市にあつては、課長給に相当する額**をもつて議員の報酬基準額とすることを原則とし、これに依らない都市については、その都市の財政状況等を考慮して係長給に見合う額を下らない額とする。

< 出典：昭和44年2月5日 市議会議員の報酬基準額について（全国市議会議長会） >

町村

議員報酬の標準を次のとおりとした。

議長	長	長の給料月額の40%ないし54%相当額
副議長	〃	33%ないし37% 〃
議員	〃	30%ないし31% 〃

（注）議員報酬を長の給料月額の比率で算定した理由についての抜粋

長の給料額と議員報酬との格差をどう考えるかということとなる。
これについては、常勤職である長と非常勤職である議員との職務形態の差異（職務の量的な差）を考慮し、両者の年間における職務遂行日数（議員については、議会活動日数等議員の職務遂行に費やす日数）を対比した比率によることが適当であると考えた。

< 出典：昭和53年7月 議員報酬のあり方について（全国町村議会議長会政策審議会） >

（参考1）議員報酬額

	議員報酬月額 (万円)
都道府県	81.4
市・区	42.2
町村	21.5

（参考2）地方財政計画上の報酬単価

都道府県	81.4
市・区	42.2
町村	21.5

（参考3）地方交付税上の報酬単価

	議員報酬月額 (万円)
都道府県	73.3
市	37.0
町村	18.6

	議員報酬月額 (万円)
都道府県	62.6
市町村	31.8

<（参考1）は各全国議長会調（県平成30年4月、市・区同12月、町村同7月現在）、（参考2）は地方財務協会・平成30年度改正地方財政詳解、（参考3）は地方財務協会・地方財政20185を基に作成>

公的年金制度の加入者数

○厚生労働省発表の平成29年度末時点での公的年金加入者数約6,700万人のうち、国民年金のみの加入者は約1,505万人（約22%）であり、公的年金加入者の約78%は厚生年金加入者とその被扶養配偶者である。



都道府県議会制度研究会(第7回)会議概要

文責：全国都道府県議会議長会事務局

1 日 時 令和元年 11 月 20 日(水) 午後 4 時 55 分～午後 7 時 00 分

2 場 所 都道府県会館 5 階全国都道府県議会議長会会議室

3 出席者 中邨座長、内田委員、土山委員、人羅委員、眞柄委員

4 会議経過

(1) 開会

中邨座長が開会を告げた。

(2) 都道府県議会と市町村議会について

事務局総長が資料 1 に基づき説明を行い、その後意見交換を行った。

主な意見は次のとおりである。

- ・都道府県議会と市町村議会は会派制を採用しているか否かの違いはあるが、基本的には同質のものと考えるべきではないか。
- ・都道府県と市町村との政策調整を政治の面で担うのが都道府県議会議員の役割と考えた場合、政令市から選出される議員より、それ以外の地域から選出される議員の方が役割は大きいので、それ以外の地域から選出される議員を多くした方が良いのではないか。
- ・選挙区はあくまで都道府県議会議員を選出する単位であり、選挙区という地域がどのような性格を帯びるかということについて法令は規定しておらず、議員は全体の奉仕者である特別職公務員という位置付けのため、やはり人口を基準に議員を選ぶべきではないか。
- ・都道府県議会議員は、全体の奉仕者という役割と、選挙区の住民の声を議会に繋ぐ役割があるが、後者の役割は、自身の選挙区にこだわらず、当該議会の中で、地域担当議員のようなものを設置し、対応することも考えられるのではないか。
- ・政務活動費については、交付額の多い大規模議会が、使途の適正化や透明性の向上に努めると、住民等は問題が少なくなったと感じるのではないか。
- ・住民が防災・災害に関して地方議会議員に期待するものを調査した結果によると、都道府県議会議員に対しては情報収集等、市町村議会議員に対しては住民への声掛けが多く、こうした点からも、役割は異なっているということが言えるのではないか。

(3) 報告書に向けた論点整理(素案)について

事務局が資料 2-1、2 に基づき説明を行い、その後意見交換を行った。

主な意見は次のとおりである。

1 都道府県議会について

位置付け・機能

- ・事務局を含めた都道府県議会の調査機能や政策立案機能の充実を論点に入れてはどうか。

- ・「議員の提案を議会の提案へと変換していくことについて」は、議会の機能（政策提案機能や監視機能等）を踏まえた上での論点として考えた方が良いのではないかな。

住民との関係

- ・「ICT・AIを活用した繋がり構築について」は、地方議会はICTへの対応がかなり遅れているので、国への要望内容について議論することが中心となるのではないかな。
- ・「住民に伝わる広報について」は、議会の基本的な機能、役割や、都道府県議会と国、市町村との関係を伝えることも重要だということも議論してはどうか。また、情報公開の視点も踏まえ、議論してはどうか。

知事との関係

- ・「二元代表制について」は、「位置付け・機能」と関連した論点としてはどうか。

その他

- ・「議会事務局について」は、議会図書室との関係も踏まえ、議論してはどうか。
- ・「政務活動費について」は、「2 都道府県議会議員について」の論点としてはどうか。
- ・無投票当選者の増加と選挙制度の関係を論点としてはどうか。

2 都道府県議会議員について

位置付け・役割

- ・都道府県議会議員と基礎自治体の行政との関係を論点にしてはどうか。
- ・地域代表制をどのように都道府県議会議員の役割の中に位置付けるかを論点にしてはどうか。
- ・「厚生年金への地方議会議員の加入等」は、メリット・デメリットを含め、議論してはどうか。

その他

- ・「研修について」は、全国議長会やブロック単位等による議長会で研修を実施していくということも議論してはどうか。

(4) 地方議会・議員のあり方に関する研究会（総務省の研究会）第3回会議概要について

事務局が資料3-1、2、3に基づき説明を行い、その後意見交換を行った。

主な意見は次のとおりである。

- ・議員は職業だということについて、毎日議員活動を実施しているという実態論を基に主張しているが、議員により活動にばらつきがあるので、特別職公務員という制度論を基に主張した方が良いのではないかな。
- ・社会保障費の支出は一般的に労働時間と関わってくるので、議員は職業だと言うためには、通年議会にした方が主張しやすいのではないかな。

(5) その他

特に発言はなかった。

(6) 閉会

中邨座長が閉会を告げた。

都道府県議会制度研究会(第8回)会議概要

文責：全国都道府県議会議長会事務局

1 日 時 令和元年12月19日(木) 午後5時30分～午後7時30分

2 場 所 都道府県会館5階全国都道府県議会議長会会議室

3 出席者 金井委員、駒林委員、谷口委員、土山委員、人羅委員

4 会議経過

(1) 開会

株丹事務総長が開会を告げ、本日は中邨座長が欠席のため、進行を行う旨述べた。

(2) 論点整理(案)について

事務局が資料1-1、2に基づき説明を行い、その後意見交換を行った。

主な意見は次のとおりである。

I 都道府県議会について

2 目指す方向

(1) 議会のあり方(位置付け、機能)

- ・議会における政策の調査研究・立案を支援するものとしては、人材バンクよりもシンクタンク的な機構の設置が必要なのではないか。
- ・議会事務局における政策の調査研究・立案を支援する者を養成することも必要なのではないか。

(2) 議会と知事との関係

- ・全体的に議会と知事が対峙するというトーンだが、議員と知事が寄り合って議論する場の部分は協力するというトーンなので、書き方を変えるか、別のところに移した方がよいのではないか。
- ・議員と知事が議論する場として、国会の予算委員会のようなものを設けたらどうかとしているが、その委員会の下に分科会を設けて全ての議員が議論に参画できるようにしてはどうか。
- ・執行機関の職員が議員の政策立案補佐等にも協力できるような体制とすることには賛成だが、議員も知事と同様、特別職の公務員であるからという理屈だと、議員と知事の仕事の垣根もなくなってしまうというような捉え方をされないか。

(3) 議会と住民との関係

- ・議会の活動が住民に見えないことが指摘されている中で、委員会会議録における発言者氏名の公開がまだ行われていないところもあることから、議会はきちんと情報公開すべきという姿勢を示すべきではないか。

II 都道府県議会議員について

2 目指す方向

(1) 議員のあり方(位置付け、役割)

- ・前回(平成16～19年)設置の本研究会では、選挙で選ばれる職である議員と知事

を統括する概念として「公選職」というものを提言しており、今回も引き続き掲げてはどうか。

- ・兼業している議員は議会活動を優先することを法律で明確化する場合、訓示的なものとして規定することになるのか、訓示的なものでない場合はどのような制度とするのか検討が必要なのではないか。
- ・厚生年金加入については、都道府県議会議員を加入させる理由を、もう少し丁寧に書く必要があるのではないか。
- ・都道府県議会議員は地域や職業、性別等多元的な様々な意見を代表しており、法律で地域代表だけを明確化することはどうか。平成 25 年の公選法の改正により、選挙区設定が市町村単位でできるようになった今では、選挙区は郡市によらない場合もあり、地域代表としての性格を有するということは言えないのではないか。
- ・都道府県議会議員は地域を代表すべきで、人口減少地域の声を聴く必要があるのではないか。地域代表というためには、人口とは別の基準を設け、整理する必要があるのではないか。
- ・選挙区制度と地域代表は連動するものなのか。
- ・都道府県議会議員は地域代表であることを法律で明確化するのであれば、後援してくれる者、地域、当該都道府県全域という多重のロイヤリティ（忠誠）がある中の一つとして、地域代表の性格を有するという形になるのではないか。なお、地域代表としてのロイヤリティは多くの議員が持っているのではないか。

（２）議員と住民との関係

- ・「主権者教育」という言葉については、政治文化を涵養するという程度の表現に変えた方が良いのではないか。
- ・主権者教育の部分の書きぶりは、若者と触れ合う機会をつくる等、もう少し平たい表現にしてはどうか。
- ・議会は主権者を教育してあげるのではなく、議会は主権者に議会・議員の役割や都道府県の政策を説明する責任があるのではないか。
- ・なり手確保には、処遇とやりがいが必要なのではないか。
- ・政務活動費については、使途の適正化や透明性の向上に努めるというだけではなく、具体的な対応策が何か考えられないか。大学ではコーポレートカードを使用しているが、議員が直接お金に触れない、委任経理のような形も考えられるのではないか。

（３）議員への立候補、活動をサポートするための環境整備

- ・企業等の従業員が消防団に入団すると当該企業が自治体から優遇をされる制度を議員に適用することについては、中立性の観点から誤解を招く恐れがあるのではないか。
- ・議員の研修先として総務省自治大学校が挙げられているが、議長会からの提言ということを考えれば適当ではないのではないか。

Ⅲ その他

3 無投票当選

- ・踏み込んで書いており、賛成する。
- ・1 人区を解消すると、選挙区が広域的になり、人口減少地域の声が届きにくくなる

のではないか。

- ・ 1 人区をなくすという方向性を打ち出すことで良いのか。

(3) 外国の議会制度に係る調査結果について

事務局が資料 3－1、2 に基づき説明を行った。

(4) その他

特に発言はなかった。

(5) 閉会

株丹事務総長が閉会を告げた。

都道府県議会制度研究会(第9回)
(山梨県議会議員と都道府県議会制度研究会委員との意見交換会)
会議概要

文責：全国都道府県議会議長会事務局

1 日 時 令和2年1月16日(木) 午後2時43分～午後4時18分

2 場 所 山梨県議会委員会室棟大会議室

3 研究会委員出席者 中邨座長、内田委員、駒林委員、谷口委員、土山委員、人羅委員
山梨県議員出席者 大柴議長、遠藤副議長、桜本議員、望月(利)議員、永井議員、清水議員、
渡辺議員、臼井議員

4 会議経過

(1) 開会

中邨座長が開会を告げた。

(2) 都道府県議会制度研究会座長あいさつ

中邨座長があいさつを述べた。

(3) 山梨県議会議長あいさつ

大柴議長があいさつを述べた。

(4) 出席者紹介

中邨座長が出席の研究会委員と事務局を、大柴議長が出席の議員を紹介した。

(5) 意見交換

研究会委員が質問し、山梨県議会議員及び事務局が回答及び意見を述べる形で意見交換を行った。

主な質問事項とそれに係る回答及び意見は次のとおりである。

県議会と市町村議会の役割の違い、県議会の特色について

- ・市町村議会は住民との距離が近い一方、県議会は中二階と言われるが、だからこそ柔軟に幅広く県民と向き合うことができている。
- ・以前、市議会議員をやっていたが、市議会で政策を実現することは難しかった。県議会議員になってからは、地元の市議会議員とともに連動し、住民の声を政策という形で実現できるようになったと実感している。
- ・30代で町議会議員をやっていたが、議員報酬だけで、生計を維持することはできなかった。基礎自治体の議員の議員報酬をしっかりと手当してあげないと、若い人が立候補できない。

「チーム議会」(議員(会派)活動から議会としての活動へ転換)という提案について

- ・議会は住民の負託を受けた議員が住民の声を県行政に反映させる場であるので、各議員が住民の声に耳を傾け議会での議論を活発化し、議員活動と議会活動の連携を図る必要があると考える。なお、議員活動と議会活動の間には会派という存在があるため、会派との連携を図ることも必要と考える。

- ・特に、県議会は会派制を取っているため、会派を中心として議会活動が成り立っていると考えている。

予算を伴う政策条例を議員提出によることについて

- ・山梨県議会において政策条例を議員提出とするか否かの判断基準は、住民に必要なのかどうかにより行っており、首長の予算措置を伴う条例であっても、必要であれば提出するべきであると考えている。

議員提出による政策条例は理念条例が多いことについて

- ・議員提出により制定した「やまなし子ども・子育て支援条例」は理念条例であるが、こういった理念条例を基に執行部が各論の計画や条例をつくっていくので、理念条例であっても、意味あるものだと考えている。

条例等政策形成に対する議会事務局の関わり方について

- ・山梨県議会では、全議員を対象に検討項目についてアンケートを実施し、それを受け、全議員で構成する政策立案特別検討会議で政策条例及び政策提言の対象とすべき事項を決定し、政策案作成等委員会で条例案または提言案を作成しており、議会事務局は同委員会の運営補助を行っている。具体的には、同委員会における検討資料の作成補助、先進事例等県外調査の準備、条例のパブリックコメント実施等を行っている。

多様な議員が選出される方策（人材育成、若者・女性・支援等の方策）等について

- ・議員が住民に県行政をわかりやすく伝える（県行政を日常生活の中に置き換える）ことや、広報活動、高校生議会の開催等により、政治を身近に感じてもらい、参加したいと思ってもらえることが必要だと考える。
- ・多様な議員が選出されるためには、立候補しやすく、お金がかからない選挙制度にするべきだと考える。現状、一般人からすれば、選挙活動に費やす労力、事務負担、費用等を考えたら、立候補しようとは思えないのではないかな。また、議員になってからも、政務活動費のような按分方法がわかりづらく、事務量が多い制度は課題である。議員報酬で議員活動の経費を全て賄えるような形にしないと、ますます議員のなり手は少なくなる。
- ・議員は、県民の税金を有効に使い、県民の幸せにいかに関わり付けるかという投資対効果の発想を持つことが大事だと思う。民間企業で働いた経験のある方にもっと議員に立候補してほしい。

山梨県議会の定例会の会期日数が都道府県議会の平均会期日数より少ない理由について

- ・議員数など各議会においてさまざまな実情があること、また、全国の都道府県議会の中には通年会期制を導入している議会も何県かあることなどから、単純に比較して議論することは難しい。
- ・山梨県議会では、指定管理施設・出資法人調査特別委員会や決算特別委員会の調査・審査を閉会中に実施したり、同様に各常任委員会において閉会中に継続審査案件にかかる調査、検討を行うなど、議会活動を工夫している。
- ・単に会期が長ければいいというものではなく、決められた会期日程の中で、メリハリをつけて、集中的に審議することも重要だと考える。

レファレンスの活用状況と活用の際の要望について

- ・図書室には司書がおり、議会での質問に当たっての資料に係る調査等を依頼している。また、議会事務局には政務調査監2名がおり、会派や議員個人で視察に行く場合の視

察先との折衝等の事務を担当している。要望としては、他の都道府県議会における視察テーマ及び視察先の事例をストックしていただきたい。

立法調査支援能力の拡大のためにとっている方策等について

- ・議会事務局に政務調査監2名を配置し、議員の立法支援業務や政策提言・政策条例の検討委員会の補佐している。また、執行部の法制担当職員を議会事務局に兼務させている。さらに、全国議長会との人事交流を通じ、知識の研鑽に努めている。

議会基本条例制定の意義について

- ・平成29年2月議会で議会基本条例を制定した際に、条例の前文に「県民の理解や期待に十分に答えていないのではないか」との文言を入れるとともに、議会及び議員の果たすべき役割を明確に示したものであり、意義あるものと考えている。
- ・正副議長の選挙に当たり、その職に就任することに意欲ある議員が所信を表明することとなっており、投票の参考となっている。
- ・議会基本条例制定後3年近くが経過し、そろそろ見直す必要があるのではないかと考えている。

女性議員を増やしていくための方策について

- ・平成31年の山梨県議会議員一般選挙には女性が6名立候補したが、1名しか当選しなかった。立候補者は多くても、選挙結果であるので尊重するしかないと感じる。もちろん、女性の意見を聞くことは大切だと考えており、地域に出向いたときには、なるべく多くの女性の声に耳を傾けるようにしている。

県議会における政党政治の必要性について

- ・ものにより政党色があらわれる場面もあるが、議員は選挙区から選出されていることから、地域を優先する議員が多く、基本的に県の政策に対し、政党政治が表に出ることとはないと感じている。
- ・政党として県内の各種団体の要望を吸い上げ、基礎自治体、県、国の議員、行政と連携し、課題を解決していくこととなるため、政党政治の必要性は極めて重要だと考える。

各種団体との付き合いで得た情報等の県政への反映方法について

- ・所属する政党においては、当該政党所属の常任委員会の委員が所管の各種団体と意見交換を行う機会があるので、その意見を県議会の常任委員会に取り上げ、議論している。

公営選挙のあり方について

- ・財力により、選挙に不公平が生じないよう必要なものだと考えている。なお、選挙運動についての規制や、欧米と比較して複雑な日本の公営選挙制度の仕組みをもっとシンプルに見直すべきではないかと感じている。

(6) 閉会

中邨座長が閉会を告げた。

(意見交換会終了後、本会議場、図書室を視察)

都道府県議会制度研究会(第10回)会議概要

文責：全国都道府県議会議長会事務局

1 日 時 令和2年2月17日(月) 午後6時30分～午後8時30分

2 場 所 都道府県会館5階全国都道府県議会議長会会議室

3 出席者 中邨座長、内田委員、金井委員、駒林委員、土山委員、人羅委員、眞柄委員

4 会議経過

(1) 開会

中邨座長が開会を告げた。

(2) 報告書(案)について

事務局が資料1に基づき説明を行い、その後意見交換を行った。

主な意見は次のとおりである。

報告書全般について

- ・ 基本的な部分について違和感はない。
- ・ 二元代表制を車の両輪で例えると、決定権者は議会と長の二者いることとなっているが、地方自治においては意思の齟齬が生じることは好ましくないことから、議会が最終的な政策調整を行い、その議会に長が物事を提案していくという立ち位置で議会のあり方を構成していったらどうか。
- ・ 今までの意見をよくまとめていただいたと思う。
- ・ 全国都道府県議会議長会として、総務省から、なり手不足対策のメニューを提示することが求められているのであれば、どこかにまとめて置くことも考えられるのではないかな。
- ・ 大枠の話となるが、制度、運用、規範、期待に関する提言を切り分けて構成してはどうか。

I 地方議会・議員についてどのように考えるか

1 地方議会・議員のあり方

- ・ 地方議会の活動をわかってくださいという以上は、地方議会の活動を見えるようにすることは義務だということを示しておく必要があるのではないかな。
- ・ 地方議会議員を「専門職」とするのは違和感がある。議員はむしろ専門家でないことが重要ではないか。前回の研究会では地方議会議員を「公選職」と位置付けた。また、都道府県議会議員は専門化しており、職業であり、年金も必要であり、議員報酬も上げようという流れであり、今日では一般的に兼業・副業が推奨されるようになってきたので、「専門職」、「総合職」的なものとなるのではないかな。

2 都道府県議会・議員と市町村議会・議員

- ・ 都道府県議会・議員と市町村議会・議員の違いを主眼とし構成されているが、II以降に結び付けていくためには、両者の違いから都道府県議会・議員の特性を打ち出すことを主眼とした方が良いのではないかな。

(4) 議会・議員の実態から見た違い

- ・政務活動費の記載部分については、都道府県と指定都市議会では問題が出て、地方議会全体のイメージを損ねており、そうした実態を踏まえ、使途の適正化等に踏み込むような何らかの表現を入れた方が良いのではないかと。

II 都道府県議会

2 目指す方向

(1) 議会のあり方

① 地方議会の位置付け、役割を地方自治法において明確化する【法改正事項】

- ・地方議会は、裁判所でさえ、いろいろな団体の一つとして捉え、自律性について正面から認めていないところが最大の問題であり「立法機関であるということとも言える」と考える。」ではなく「立法機関である。」と対外的に主張してはどうか。
- ・地方議会は立法機関性を有するが、国会とは違うため、対外的にはこのような表現で良いのではないかと。
- ・政策を執行する「執行機関」との対比で言えば、地方議会は政策を決定する「決定機関」という位置付けになるのではないかと。その「決定機関」の中に立法機関や予算議決機関という側面があるのではないかと。
- ・長は地方自治法上、当該地方公共団体を代表し、統括するとの記載はあるが、代表や統括のために特別に与えられた具体的な権限があるというよりは、執行機関の長としての裁量が規定されていると理解しており、団体としての意思決定は議会が担っているということを強く押した方が理解されやすいのではないかと。

② 議会の調査研究・政策立案を支援できる者を養成する

- ・「議長が、実質的にも、人事権を発揮する必要があると考える。」とあるが、具体的な例示ができれば、読む人がイメージしやすいのではないかと。

③ 執行機関の職員を議員の調査研究・政策立案にも協力できるような体制とする

- ・議会の政策形成の独立性ということ考えた場合、この提言には違和感がある。議会の政策形成の独立性を高めるためには、調査研究・政策立案ができる都道府県議会事務局職員を、そうした職員の配置を希望する別の都道府県議会事務局に、全国都道府県議会議長会を経由し、派遣することが考えられるのではないかと。
- ・議長会の研究会として、執行機関の職員を頼るという提言を入れることはいかがか。仮に入れるのであれば、②の中の一つのアイデアとして、機関対立しているのは議会と長であって、職員はその補佐機関であり、共有財産なので、場合により、執行機関の法制執務職員を議会事務局の兼務とし、頼るという程度にしてはどうか。
- ・議会として政策形成するためには執行機関に頼らず、議会事務局を強化することは必要だと思うが、限界があるのではないかと。法制執務面だけならまだしも、政策分野に精通する職員を議会事務局に配置することは難しく、執行機関の職員を使わなければ、政策の中身に踏み込んだ議員提出条例はいつま

で経ってもできないのではないか。執行機関の職員も当該地方公共団体の職員であって、知事のプライベートサーバントではないという内容も含め、是非提言してほしい。

- ・「協力できるような体制」という表現が誤解を招いているのではないか。イメージとしては政策形成における実態的なプロセスの中で、議会が執行機関と調整や議論をする中で、この提言の効果が発揮されるということになるのではないか。
- ・「議会・議員の調査研究・政策立案体制の向上」には、支援体制の向上という意味も含まれるのではないか。

④ 議会の調査研究・政策立案機能を支援するような機構（シンクタンク）を設置するとともに、図書室を有効に活用する

- ・各議会事務局が調査研究・政策立案にさける資源が多くない中で、各議会事務局のそのような役割を全国都道府県議会議長会が機構（シンクタンク）として支援するということが考えられるのではないか。
- ・機構（シンクタンク）については、議会に附属機関を設けられるよう法改正を求めるのか、地方自治法第 252 条の 7（機関等の共同設置）により設けるのかを明確にしても良いし、全国都道府県議会議長会をそのような位置付けとすることを提言してはどうか。
- ・機構（シンクタンク）については賛成であり、その情報については、都道府県議会だけで共有するのではなく、対外的に情報を発信する中央情報センター的な役割を併せ持つようにしてはどうか。

⑤ 議長に議会招集権を付与する

- ・「また逐条においても」云々という表現は、いろいろ議論があるので、削除するか、一つの参考として「注」として記載してはどうか。

⑥ 議会を議員と知事の討議の場とする

- ・「討議」という言葉は強いのではないか。提言内容は劇場型の議会を目指すということではないと思うので、表現を「討論」または「熟議」としてはどうか。
- ・言葉の問題だが、「熟議」は手垢がついているようなイメージがあり、「討論」は賛成・反対討論のような対決的になってしまうのではないか。

⑦ 再議制度の見直しをする【法改正事項】

- ・災害応急等再議は、知事が議会を解散できることとなっているが、議会が解散された場合、災害時なので、選挙は行われぬ。これは災害時において議会が予算の議決権を奪われている状態であり、この再議については、普通の予算と同様の取扱いとするよう見直すべきではないか。
- ・義務費再議は、知事が原案執行できることとなっているが、これは機関委任事務のときの発想のものであり、見直すべきではないか。

⑧ 専決処分の対象を見直しする【法改正事項】

- ・基本的に賛成である。特に「例えば」以降については、踏み込んだ表現をしており、法改正事項として提言してほしい。
- ・知事は決定機関ではないので、特に予算と条例の専決処分はさせてはいけな

いのではないか。また決算認定は議決としての効果がないので、そのことにも触れてはどうか。

⑩ 広報紙や議会報告会等は議会としての実績を発信する

- ・広報紙や web コンテンツに、住民の関心のあるテーマを盛り込んでいくことが重要ではないか。住民の関心のあるテーマは、性別や年代により異なるので、ターゲットを絞り、発信していくことが重要ではないか。

⑪ 地域活動と都道府県行政の課題を結び付け、住民との繋がりを構築する

- ・この提言が、議員が住民から聴取した課題を議会の問題として取り上げることが主眼であるならば、住民から聴取した課題を議会の場で、質問・質疑として取り上げ、検査権（地方自治法第 98 条）や調査権（100 条）、参考人制度を活用等し、議会として解決を図るという内容にしてはどうか。

Ⅲ 都道府県議会議員

2 目指す方向

⑫ 地方議会議員の位置付け、役割を地方自治法において明確化する【法改正事項】

- ・地方議会議員は特別職公務員として全体に奉仕する義務を有するという内容を入れるなど「職」という言葉を位置付けの中に入れた方が「職業」と理屈付けられるのではないか。なお、昭和 22 年の地方自治法制定時の当初の政府案では、全体の奉仕者であって個別の指示は受けないという文言が入っており、そうした経緯からすれば、政府においても地方議会議員は全体に奉仕する義務を果たすべきとの認識があるのではないか。

⑬ 地方議会議員が厚生年金制度に加入する

- ・議員のなり手不足からこの件が論じられることが多いが、その場合、なぜ都道府県議会議員を加入させる必要があるのか、市町村議会議員は議員のほか兼業をしている者が都道府県議会議員より多いという中で、地方議会議員全体を加入させることが妥当なのか、事業主である地方公共団体の負担が増すこと等について、理解が得られていないと考える。この件について、頭から否定するわけではないが、議論を進めるという程度の表現にしてはどうか。

⑭ 立候補に際し、女性や若者の関心がある政策を公約とする

- ・女性や若者に関心のある政策を立候補に際し公約とせよと求めることは、候補者の内面の自由に関わることなので、提言として適当ではないのではないか。こうした政策を議会が取り組んでいくよう求めていくことにしてはどうか。

⑯ 立候補に至るまでの手続きをわかりやすく説明する

- ・フランスの事例が掲載されているが、こうした海外の事例も参考に、民間団体や企業と連携し、選挙活動の準備等を支援していくことは重要ではないか。また、広報を通じ、立候補に至るまでの手続きをわかりやすく説明していくことは重要ではないか。

⑰ 立候補に伴う企業等による休暇を保障する制度等を整備する【法改正事項】

- ・賛成である。
- ・現在では、正規被用者だけではなく、非正規労働者や、個人事業主、自由業者等が立候補しやすい仕組みをつくっていくことが必要ではないか。

⑬ 住所要件を見直す【法改正事項】

- ・著名候補が立候補し、住民票だけ移すような場合が懸念される。また議員が住民代表であることも深く関わる部分なので、慎重に考えた方が良いのではないか。
- ・知事には住所要件がなく、住民代表ではないことの証明である一方、議員は住所要件があり、住民代表であるという優位性があるので、住所要件は絶対外してはいけないのではないか。

IV その他

2 無投票当選

- ・「無投票当選者側に問題があるわけではないが、議員が住民から直接選ばれる公選職であるとする観点からすれば、問題であると言えるのではないか。」と遠慮した表現となっているが、無投票当選は問題なのではないか。
- ・1人区を解消するために市と市の合区ができるようにすることは非常に重要で、喫緊の課題としての提言に位置付けられるのではないか。具体的には、実態としてのエリアに応じて、選挙区を設定できるようにする必要があるのではないか。
- ・住民が当該議員を知り、次回選挙の際の判断ができるように、無投票当選者であっても公約は示すべきなのではないか。

(3) 地方議会・議員のあり方に関する研究会（総務省の研究会）第4回会議概要について
事務局が資料2に基づき報告を行った。

(4) その他

特に発言はなかった。

(5) 閉会

中邨座長が閉会を告げた。

都道府県議会制度研究会(第11回)会議概要

文責：全国都道府県議会議長会事務局

1 日 時 令和2年3月18日(水) 午後3時～午後5時

2 場 所 ホテルルポール麹町地下1階「レスカル」

3 出席者 中邨座長、内田委員、金井委員、駒林委員、谷口委員、人羅委員、眞柄委員

4 会議経過

(1) 開会

中邨座長が開会を告げた。

(2) 報告書(案)について

事務局が資料1に基づき説明を行い、その後意見交換を行った。また、意見交換を踏まえた修文等については座長一任となった。

主な意見は次のとおりである。

報告書全般について

- ・都道府県議会議員になるハードルは非常に高いため、市町村議会議員と異なり、新規参入をサポートしたくらいで議員になれるものではなく、政党の公認を得たり、大きな利益団体の支援が必要であったりする。このように、都道府県議会での議論と地方議会全体での議論とは、共通する部分と共通しない部分があるため、都道府県議会・議員の位置付けを明確にすることを主張したいのであれば、共通部分・非共通部分についても述べていくべきではないか。

I 検討した事項と方向性

1 地方議会・議員のあり方(二元代表制、処遇、役割と責務)

- ・地方議会の活動をわかってもらおうとする以前に、地方議会の活動を見えるようにすることは義務だということを、示しておく必要があるのではないか。
- ・「専門的な公選職(政治家)になる必要に迫られている」とは、都道府県議会議員についてなら分かるが、地方議会議員全般についてとするのはいかがなものか。
- ・都道府県議会議員は24時間365日専門的に活動する点が、市町村議会議員との違いであるとするのは、一つのスタンスだと思う。市町村議会議員については、なり手不足の問題があるので、むしろ兼業を緩和したほうが良いという流れはあるのではないか。

II 都道府県議会・議員の特徴の確認

- ・現在の都道府県議会は政党政治になっているということは言わざるを得ないのではないか。

III 個別事項

1 知事との関係における議会権能の拡大

② 議会を議員と知事の討議の場とする

- ・「こうした「二元代表制」の枠組をより実態に近い構図に捉え直し」とあるが、何

を基準として、どこに近づけていくのかというところを、もう少し明確に言ったほうが良いのではないか。

2 議会機能と議会のあり方の検討

⑥ 地方議会の位置付け、権限を地方自治法において明確化する

- ・議会の位置付けについて、現在は、憲法のレベルからいきなり自治基本条例や議会基本条例のレベルとなっていてしまっており、地方自治法に規定がない。今回、具体的な条文まで示すというのは、一步議論を踏み出すという点で意義がある。このような規定が設けられれば、各議会の議会基本条例における位置付けも変わってくるであろうし、議会基本条例が制定されていない議会に対しても少なからず影響があるのではないか。
- ・政党助成法等で用いられている「議会制民主政治」という表現のほうが良いのではないか。なぜなら、地方自治体も議会制（議会によって最高意思が決定される政治制度）を採っているし、憲法第92条に規定する「地方自治の本旨」のうち住民自治の観点から言っても適切であるからである。

⑧ 執行機関の職員を議会・議員に対しても補佐させる体制とする

- ・議会事務局の体制を「脆弱」とするのはいかがなものか。議会事務局は議会運営に重点が置かれてしまうので、政策にまで手が及ばないという実態も言ったほうが良いのではないか。
- ・兼業禁止のことが全然出てこないが、兼業禁止については今後の課題である旨、触れておいたほうが良いのではないか。

⑪ 広報紙や議会報告会等は議会としての実績を発信する

- ・「現状では、広報紙等に問題が多い」とされているが、一生懸命やっている議員もいるので、「課題も多い」のような表現にしたほうが良いのではないか。

⑭ 災害に備え、議会・議員としての役割を業務継続計画（BCP）等に定めておくとともに、議決事件に地域防災計画等を追加する

- ・本研究会活動中に新型コロナウイルス感染症の発生・拡大という非常に大きな状況の変化があった。これに対する都道府県議会の対応を盛り込めないか。
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法では、緊急事態宣言がされると、知事は措置権を有することとなる。知事の措置権の行使の際には、議会に対する説明責任を負わせるべきではないか。国では、国会に対する報告事項とされたが、理屈からすれば議決案件とすべきではないか。
- ・災害対応については、議会も、議決機関としてだけの立ち位置ではなくて、一緒に考えていくというような立ち位置を入れてもよいのではないか。

3 議員の位置付けと職務等の明確化

⑮ 地方議会議員の位置付け、職務等を地方自治法において明確化する【法改正事項】

- ・「全力を挙げて」とは、できるだけ専業でという意味か、それとも精神的な意味で頑張ろうという意味か、趣旨を明らかにすべきではないか。
- ・不利益取扱いの禁止については、議員に免責特権のような特権を与える印象を持たれないように、説明を入れたほうが良いのではないか。
- ・不利益取扱いを行う主体については、議員に対する問責決議のような議会が主体の場合と、解雇のような雇用者が主体の場合とがあり、単に「不利益な取扱いを

受けない」とするだけでは不明確ではないか。

- ・議員の位置付けについて、現在は、憲法のレベルからいきなり自治基本条例や議会基本条例のレベルとなっており、地方自治法に規定がない。今回、具体的な条文まで示すというのは、一步議論を踏み出すという点でそれなりの意義がある。
- ・議員の位置付け、職務等については確認的な規定となってしまう部分もあるが、地方自治法の他の規定にも確認的なものがあるということであるし、監査委員に係る規定では「優れた識見を有する者」というような言葉も使われており、そういう意味ではおかしいものではないのではないか。

⑯ 地方議会議員が厚生年金制度に加入する【法改正事項】

- ・厚生年金加入を求めるのなら、議員のあり方は専門とするというようなパッケージにする必要がないか。

⑰ 会派の活動内容をできる限り公開する

- ・会派について「執行機関と調整や折衝を行い」と最初に書かれているが、会派が議会運営の担い手であって、議会の中の意思形成の中心になっているということを書いた上で、さらに執行機関とも折衝して予算編成や政策形成に影響を与えている非常に重要なものである、という形で表現したほうが良いのではないか。

⑱ 市と市の合区が弾力的にできるようにする【法改正事項】

- ・都道府県議会の実態から言えば、喫緊の課題であるといえる。現在の配当基数による厳しい選挙区割りの制限を緩和しないと、一人区が解消されない。ただ、ギリマンダー防止のため、第三者機関等の仕組みを設ける必要がある。

(3) 地方議会・議員のあり方に関する研究会（総務省の研究会）第5回会議概要について事務局が資料2に基づき報告を行った。

(4) その他

特に発言はなかった。

(5) 閉会

中邨座長が閉会を告げた。

Ⅱ 委 員 発 表 資 料

意見発表レジュメ

令和元年 6 月 12 日

内 田 一 夫

(「法」は地方自治法を指す。)

1 立法府としての地方議会の明確化

(1) 過去の提言

1) 「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方

— 地方が主役の国づくり —

平成 19 年 5 月 30 日 地方分権改革推進委員会

(自己決定・自己責任、受益と負担の明確化により地方を主役に)

地方分権改革においては、「自己決定・自己責任」、「受益と負担の明確化」により「地方を主役に」の確立を目指すべきである。「地方が主役」とは、地方が総体として国から自立するとともに、各地域が相互に連帯しつつ個々に自立する姿である。条例制定権を拡大して、首長・議会を本来あるべき政策決定機関に変え、自主経営を貫き、地方が主役となる。

地方が主役の国づくりを実現するには、自治行政権、自治財政権、自治立法権を十分に具備した地方政府を確立する必要がある。

※ 地方分権改革推進委員会

地方分権改革推進法(平成 18 年 12 月 15 日公布)に基づき内閣府に設置。(委員長 丹羽宇一郎 伊藤忠商事株式会社取締役会長)

2) 「基礎自治体のガバナンス改革 ～課題と改革の方向性～」

平成 20 年 6 月 24 日 経済同友会 地方行財政改革委員会 提言

3. 行政監視・政策形成拠点として自治をリードする地方議会の改革

1) 首長・行政の政策決定・実施に対するチェック・アンド・バランス機能

——行政監視機能、政策立案・立法機能の向上

地方分権の進展により、地方議会は市民の多様で多元的な利益を反映した政策形成を促進するための政策企画・立案、立法機能の向上が求められる。また、マニフェスト導入による首長のリーダーシップ強化に伴い、首長・行政の行き過ぎを抑制し、均衡を図るために議会の行政監視機能の強化が必要となる。

今後、地方議会においては首長と議員による政策論争に基づく立法機能を高めることが重要である。本来、二元代表制に求められる政策論争が活発化すれば、議会の活性化が促進される。地方においても政治主導、政策本位の政治が実現し、選挙を通じた市民による意思決定が行われるとともに、政策の立案と実施を分離するマネジメントの高度化が図られることになる。

(2) 立法機関としての地位・役割の明確化

- 「議事機関」＝ 立法機関でありながら行政体制の延長として語られる。
行政改革 情報公開 規制緩和（議決事件、事務局体制）

○ 議会の機能

- ① 住民代表（⇔ 代理）機能

住民目線 社会常識 ⇒ 信頼される議会 「deliberative organs」

- ② 監視機能 **能動的監視機能 ⇒ 活動する議会**

- ③ 政策提案機能 **夢を語る議会**

○ 議会は住民代表機関としての機能を、住民から負託されている。

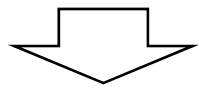
⇒ 機動的に問題を解決し、住民に対し、決定過程、決定結果、事後経過を説明する責任 ＝ 議決責任 説明責任 ⇒ **生産性が高い議会**

- 自治体の方向を決めるのは立法機関である議会

- 予算の増額修正に制約が課せられているが、実質的に予算や税を伴う条例の提出によって予算の増額修正はなしうる。

法第 112 条第 1 項 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

法第 97 条第 2 項 議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。



- ・ 「予算の提出の権限を侵す」との文言は立法機関を制約する基準となりうるか。
- ・ 国会と同様、長に意見を述べる機会を与えるなど手続きを整備すべきではないか。

国会法

第 57 条の 3 各議院又は各議院の委員会は、予算総額の増額修正、委員会の提出若しくは議員の発議にかかる予算を伴う法律案又は法律案に対する修正で、予算の増額を伴うもの若しくは予算を伴うこととなるものについては、内閣に対して、意見を述べる機会を与えなければならない。

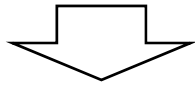
- 議員提出条例については、長に課せられている予算を伴う条例についての制約もない。

法

(予算を伴う条例、規則等についての制限)

第 222 条 普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。

2 普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定又は改正があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならない。



- ・ 議会の長に対する政策決定の優位性を示していると言えないか。
- ・ 立法機関に与えられる自律権の考えからは、議会の運営について事前においても事後においても他の機関の統制を受けないことが必要とされている。
 - ⇒ 議会の完結性を阻害する「再議」制度について見直す必要がある。
 - 特に、一般再議(法 176 条第 1 項)、権限踰越の違法再議(同条第 4 項)は行使基準が曖昧であり廃止する必要がある。

※ しかしながら、総務省は、再議や専決処分について、「長が議会との対立を表面化させることを恐れるため、解決手段として適切に行使されていないのではないかという問題も指摘できる。」との立場

「地方自治法抜本改正についての考え方 (平成 22 年)」

(平成 23 年 1 月 26 日 総務省)

法第 176 条 普通地方公共団体の議会の議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、その議決の日(条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決については、その送付を受けた日)から十日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

2 前項の規定による議会の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は、確定する。

3 前項の規定による議決のうち条例の制定若しくは改廃又は予算に関するものについては、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。

4 普通地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規

則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。

5 前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、都道府県知事にあつては総務大臣、市町村長にあつては都道府県知事に対し、当該議決又は選挙があつた日から二十一日以内に、審査を申し立てることができる。

6 前項の規定による申立てがあつた場合において、総務大臣又は都道府県知事は、審査の結果、議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該議決又は選挙を取り消す旨の裁定をすることができる。

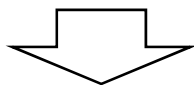
7 前項の裁定に不服があるときは、普通地方公共団体の議会又は長は、裁定のあつた日から六十日以内に、裁判所に出訴することができる。

8 前項の訴えのうち第四項の規定による議会の議決又は選挙の取消しを求めるものは、当該議会を被告として提起しなければならない。

➤ 車の両輪論からの脱皮

○ 役割の違いの明確化。

憲法は両者は選挙で選ばれると言っているのみで、両者の関係についての価値判断を示していない。



・ 新たなイメージ

自動車に例えれば議会はドライバーである。

ハンドル ブレーキ アクセル ← 民意に基づく

➤ あるべき地方議会（都道府県議会）へ向けてのキャッチフレーズ

- ◎ 信頼される議会
- ◎ 生産性の高い議会
- ◎ 夢を語る議会
- ◎ 活動する議会

(3) 議会の自律権から見た検討

○ 議会の自律権についての伝統的理解からみた現状分析

【伝統的理解】

大石眞著「議院自律権の構造」より

- ① 内部組織決定権を有すること ※
- ② 構成員の選挙の審判者であること
- ③ 一定範囲でその会期の日時及び場所を自由に定めうること ※
- ④ 議事日程の主権的決定権を有すること
- ⑤ 自由にその規則を制定すること ※

議会自律権で語られる「規則」は、単なる法形式を示すのではなく、議会の自律的決定権を象徴的に示している。

規則は議会が当然にその権限を固有する決議(議会の意思の表明)の一種であって議会手続準則の決定権は「規則」という法形式によってしか発動できないものではない(大石教授)。

- ⑥ 自律的にその財務制度を規律すること ※
- ⑦ 自らその内部規律を保つこと ※
- ⑧ 自らその安全にそなえること

【課 題】

- ① 内部組織決定権を有すること
 - ・ 地方自治法に定める組織に限定されている。
委員会、協議等の場
 - ・ 議会基本条例等で組織の新設はできないのか。
附属機関、政治倫理審査会、災害対策本部 等
- ③ 一定範囲でその会期の日時及び場所を自由に定めうること
 - ・ 招集権は基本的に長の専権事項である。
通年会期が選択できるというのは、その反論になりうるか。
- ⑤ 自由にその規則を制定すること
 - ・ 会議規則は議会自律権でいう「規則」とは異なるのか。
法第 120 条 普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。

- ・ 憲法第 94 条、地方自治法第 14 条と議会の自律権（内部組織決定権、規則制定権等）の関係をどのように捉えるか。

条例と会議規則との関係 ※「会議条例」の問題

地方自治法に違反しない限り会議規則に創設的規定を設けることは可能か。例えば「会派」

憲法

第 94 条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

法

第 14 条第 1 項 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

⑥ 自律的にその財務制度を規律すること

- ・ 国会におけるような二重予算制度は採りえないのか。

「財政法第 19 条に規定するいわゆる二重予算制度は、国会、裁判所、会計検査院という三独立機関にかかる歳出予算額についての増額修正権を前提としたものと解されている。」(国立国会図書館調査及び立法考査局「シリーズ憲法の論点④ 財政制度の論点」9 頁)。

国会法

第 32 条 両議院の経費は、独立して、国の予算にこれを計上しなければならない。
2 前項の経費中には、予備金を設けることを要する。

財政法

第 19 条 内閣は、国会、裁判所及び会計検査院の歳出見積を減額した場合においては、国会、裁判所又は会計検査院の送付に係る歳出見積について、その詳細を歳入歳出予算に附記するとともに、国会が、国会、裁判所又は会計検査院に係る歳出額を修正する場合における必要な財源についても明記しなければならない。

⑦ 自らその内部規律を保つこと

- ・ 国会に比べ懲罰に関する規定が不備 ⇒ 資料 2 参照

2 議員は職業であることの明確化

職業特性に相応しい活動基盤の整備が必要

○ 特別職の公務員

地方公務員法

第3条（略）

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

一の二～六（略）

※ 国勢調査分類

大分類 管理的職業従事者

中分類（1）－管理的公務員

1 管理的公務員

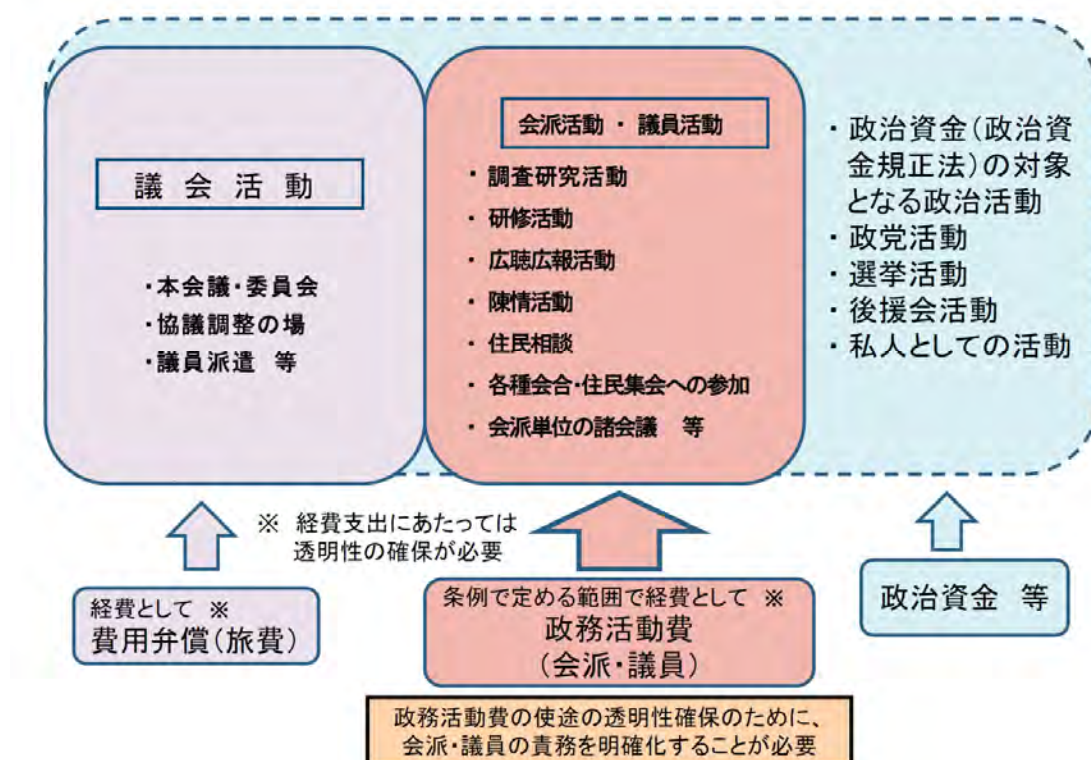
国又は地方公共団体における課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するもの及び議会議員として立法関係の仕事に従事するものをいう。

都道府県議会議員、都道府県議会議員、市区町村議会議員、市区町村議会議員

※ 議員の就労証明の問題

○ 政務活動費による議員活動(普段における活動)の公認

議 員 活 動 の イ メ ー ジ



○ 裁判員制度と議員 ← 議員に対する一般的理解の代表

平成 21 年 5 月から裁判員制度が施行されたが、国会議員は裁判員に就くことができないとされているのに対し、地方議会議員は会期中については辞退の申し出ができるが、それ以外の場合には辞退の理由を付して申し立てを行わなければならないこととされており、国会議員と明らかに扱いが異なる。

地方議会議員の裁判員への就任についての考え方について最高裁事務局に質したところ、以下の回答を得た。

なお、施行後 3 年を経過した時点で法律の施行について検討を行うこととされていることから、地方議会議員の裁判員就任について具体的問題が発生した場合、就任の是非について検討を行うことは可能とのことである。

➤ 地方議会議員の裁判員への就任についての最高裁事務局見解

(平成 20 年 10 月 1 日)

〔 最高裁判所事務局刑事局 第一課裁判員制度企画第二係 澤村達宏氏 〕
電話 03-3264-8111 (内線 4235)

○ 地方議会議員の辞退事由について

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 16 条第 1 項第 2 号により、会期中である場合には辞退の申立てができるものとされております。これは、会期中である場合には、重要な公務を全うする必要性が一般的に認められることから、公務の内容等に関する具体的な御事情を伺うまでもなく、辞退の申立てをしていただくことを可能とするものです。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律

(辞退事由)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。

一 (略)

二 地方公共団体の議会の議員 (会期中の者に限る。)

三～八 (略)

○ 会期中以外(委員会の閉会中審査、議員活動 等)の辞退事由について

会期中でない場合には、同 2 号による辞退の申立てをしていただくことはできませんが、重要な公務があつて、自らが処理しなければ著しい損害が生じるおそれがあるといった御事情が認められるような場合には、地方公共団体における職員(都道府県知事及び市町村長を除く。)や民間企業における経営者及び従業員と同様に、同 8 号ハの規定による辞退の申立てをしていただくことが可能です。その場合に、

辞退が認められるかどうかは、裁判員として職務に従事する期間、公務の代替性、予定される公務の日時を変更できる可能性などといった観点から総合的に判断されます。

(辞退事由)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。

一～七 (略)

八 次に掲げる事由その他政令で定めるやむを得ない事由があり、裁判員の職務を行うこと又は裁判員候補者として第 27 条第 1 項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難な者

イ～ロ (略)

ハ その従事する事業における重要な用務であって自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがあるものがあること。

二～ホ (略)

○ 国会議員は裁判員の職務に就くことができないとされている理由について

国会議員が裁判員の職務に就くことができないとされている(同法第 15 条第 1 項第 1 号)のは、三権分立への配慮からであって、地方公共団体の議会の議員が辞退の申立てをすることができるのとされているのとは事情が異なります。すなわち、裁判員は司法権行使の意思決定に参画するので、国の立法権行使に参画する国会議員等は、裁判員の職務に就くことはできないとされたものです。

(就職禁止事由)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。

一 国会議員

二 国務大臣

三～十六 (略)

十七 都道府県知事及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長

十八 (略)

附則

(検討)

第 9 条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるよう、所要の措置を講ずるものとする。

※ 検察審査員も同様(検察審査会法 8 条)

第 8 条 次に掲げる者は、検察審査員の職務を辞することができる。

一 年齢七十年以上の者

二 国会又は地方公共団体の議会の議員。ただし、会期中に限る。

三～九 (略)

【地方自治法に欠落している議会関係規定】

「法」は「地方自治法」を指す。

【議会制度研究会提言事項】

- | | |
|---------------------------|-----|
| ① 議会（委員会）の執行部に対する資料要求権の創設 | 1 頁 |
| ② 議長の訴訟事務に係る代理人の規定の創設 | 2 頁 |
| ③ 議長に懲罰発議権を付与 | 2 頁 |

【その他の事項】

- | | |
|--------------------------------|------|
| ① 懲罰に係る短期時効の例外規定の創設 | 3 頁 |
| ② 協議調整の場における懲罰等の明確化 | 3 頁 |
| ③ 懲罰対象・手続の明確化 | 4 頁 |
| ④ 処分要求と懲罰の関係についての明確な規定の欠如 | 7 頁 |
| ⑤ 閉会中審査議案に係る後会継続規定の創設 | 7 頁 |
| ⑥ 100 条調査に関する規定の整備 | 7 頁 |
| ⑦ 参考人、公聴会開催規定の整合性確保 | 8 頁 |
| ⑧ 議会が制定する法形式に関する規定の欠如 | 9 頁 |
| ⑨ 期間計算の方法の明示 | 9 頁 |
| ⑩ 長に対する不信任決議案の提出要件についての加重規定の欠如 | 10 頁 |

【議会制度研究会提言事項】

① 議会（委員会）の執行部に対する資料要求権の創設

議会が幅広く充実した審議を行い、執行機関を監視するため、国会法と同様、議会（委員会）に資料要求権を付与する必要がある。

なお、国会法における「必要な報告又は記録」には、既存の帳簿、書類の外、必要な事項についての新たな書類の作成または報告を含むものとされている。

国会法

第 104 条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

2 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

3 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

4 前項の要求後 10 日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

衆議院規則

第 56 条 委員会は、議長を経由して審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を要求することができる。

第 56 条の 4 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、議長を経由して、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

参議院規則

第 181 条 委員会が審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し報告又は記録の提出を求めようとする場合は、議長を経て、これを求めなければならない。

第 181 条の 2 委員会が審査又は調査のため、会計検査院に対し特定の事項についての会計検査及びその結果の報告を求めようとする場合は、議長を経て、これを求めなければならない。

※ 衆議院における予備的調査制度における事務局からの資料提出要請について（衆議院ホームページより）

○ 予備的調査への協力要請

調査局長等は、予備的調査の実施に当たり、官公署に対して資料提出等の必要な協力を求めることができ（議院事務局法第 19 条、議院法制局法第 10 条）、官公署が当該協力要請を拒否した場合、命令を発した委員会は、官公署に対して、拒否の理由を述べさせることができることとされている（国会法等の一部を改正する法律案等の運用に関する申合せ、平成 9 年 12 月 11 日衆議院議院運営委員会決定）。

② 議長の訴訟事務に係る代理人の規定の創設

平成 16 (2004) 年の行政事件訴訟法の改正において、抗告訴訟の被告適格の簡明化の観点から、被告適格者を原則として行政庁から国または地方公共団体に改めるとされたところである。その際、議会の自律性の観点から「普通地方公共団体の議会又は議長の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。」(地方自治法第 105 条の 2)こととされた。

実際に訴訟を遂行するに当たっては、首長については地方自治法第 153 条において職員への事務委任が規定されている。

しかしながら、地方自治法第 153 条は「普通地方公共団体の長」のみに適用され、議長については、訴訟事務についての委任規定が存しないことから、実際の訴訟遂行に支障を来すこととなる。そこで、議長の訴訟遂行に当たっての事務委任規定を創設し、現行制度を補完する必要がある。

法

第 153 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。

2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。

③ 議長に懲罰発議権を付与（委員長の処分請求権）

議長の議事整理権、秩序維持権の実効性を上げるため、国会法と同様、議長が職権で懲罰発議できるようにすべきである。

なお、国会法では、委員会における懲罰事犯について、委員長は議長に報告し処分を求めることを認めている。

国会法

第 121 条 各議院において懲罰事犯があるときは、議長は、先ずこれを懲罰委員会に付し審査させ、議院の議を経てこれを宣告する。

2 委員会において懲罰事犯があるときは、委員長は、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

3 議員は、衆議院においては 40 人以上、参議院においては 20 人以上の賛成で懲罰の動議を提出することができる。この動議は、事犯があつた日から 3 日以内にこれを提出しなければならない。

法

第 137 条 普通地方公共団体の議会の議員が正当な理由がなくて招集に応じないため、又は正当な理由がなくて会議に欠席したため、議長が、特に招状を発しても、なお故なく出席しない者は、議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科することができる。

【その他の事項】

① 懲罰に係る短期時効の例外規定の創設

会期末に生じた懲罰事犯及び閉会中の委員会等における懲罰事犯に対し懲罰動議を提出することを可能とするよう、国会法と同様、短期時効及び会期独立の原則の例外規定を設ける必要がある。

国会では、「会期の終了日又はその前日に生じた懲罰事犯」や閉会中の委員会における懲罰事犯については、議長または議員は所定の賛成者をもって、「次の国会の召集の日から三日以内にこれを懲罰委員会に付することができる」、(国会法第 121 条の 2、第 121 条の 3)とされている。

国会法

第 121 条の 2 会期の終了日又はその前日に生じた懲罰事犯で、議長が懲罰委員会に付することができなかつたもの並びに懲罰委員会に付され、閉会中審査の議決に至らなかつたもの及び委員会の審査を終了し議院の議決に至らなかつたものについては、議長は、次の国会の召集の日から 3 日以内にこれを懲罰委員会に付することができる。

2 議員は、会期の終了日又はその前日に生じた事犯で、懲罰の動議を提出するいとまがなかつたもの及び動議が提出され議決に至らなかつたもの並びに懲罰委員会に付され、閉会中審査の議決に至らなかつたもの及び委員会の審査を終了し議院の議決に至らなかつたものについては、前条第 3 項に規定する定数の議員の賛成で、次の国会の召集の日から 3 日以内に懲罰の動議を提出することができる。

3 (略)

第 121 条の 3 閉会中、委員会その他議院内部において懲罰事犯があるときは、議長は、次の国会の召集の日から 3 日以内にこれを懲罰委員会に付することができる。

2 議員は、閉会中、委員会その他議院内部において生じた事犯について、第 121 条第 3 項に規定する定数の議員の賛成で、次の国会の召集の日から 3 日以内に懲罰の動議を提出することができる。

② 協議調整の場における懲罰等の明確化

懲罰の前提となる地方自治法第 132 条〔品位の保持〕及び侮辱を定める第 133 条は、議会の会議又は委員会のみを対象としており協議調整の場を対象としていないので、追加すべきである。

法

第 132 条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

第 133 条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる。

③ 懲罰対象・手続の明確化

◎ 国会にあって地方議会にない規定（懲罰規定の不備）

〔懲罰の対象行為〕

○ 無礼な辞表に対する懲罰

国会では、議員の辞表に無礼又は議院の品位を傷つける文辞がある場合、議長は辞表を懲罰委員会に付することができる。

衆規（参規 191 条 192 条）

第 187 条 議長は、辞表を朗読させ、討論を用いないで議院に諮りその許否を決する。

第 188 条 辞表に無礼又は議院の品位を傷つける文辞があると認めたときは、議長は、朗読にかえてその要領を議院に報告する。

2 前項の場合において、議長は、その辞表を懲罰委員会に付して審査させることができる。

○ 議長の制止または発言取消し命令に従わない場合の懲罰

国会では、議長の制止又は発言取消の命に従わない者を懲罰委員会に付することができる。

参規（衆規 238 条）

第 235 条 議長の制止又は発言取消の命に従わない者に対しては、議長は、国会法第 116 条によりこれを処分するの外、なお、懲罰事犯として、これを懲罰委員会に付託することができる。

委員長の制止又は発言取消の命に従わない者に対しては、委員長は、第 51 条によりこれを処分するの外、なお、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めることができる。

○ 登院停止議員の登院

国会では登院を停止された者が停止期間内に登院し退去命令に従わないときは、懲罰委員会に付することができる。

衆規（参規 244 条）

第 244 条 登院を停止された者がその停止期間内に登院したときは、議長は、退去を命ずる。その命に従わないときは、必要な処分をなし、更に懲罰委員会に付する。

〔懲罰動議の扱い〕

○ 時効の適用関係の明確化

国会においては時効が適用となるのは、議員の動議による場合に条文上特定されており、議長の懲罰発議は対象となっていない。

地方議会では欠席議員に対する懲罰の議長発議について時効が適用されるのか条文上明確ではない。ただし秘密の保持の違反については、時効が適用されないことを会議規則に規定。

国会法

第 121 条第 3 項 議員は、衆議院においては四十人以上、参議院においては二十人以上の賛成で懲罰の動議を提出することができる。この動議は、事犯があつた日から三日以内にこれを提出しなければならない。

○ 秘密の漏洩に対する懲罰動議の手續の明確化

秘密会の秘密の保持については会議規則に規定があるが、違反した場合の懲罰手続きについての規定がない。

衆規 (参規 236 条)

第 234 条の 2 秘密会議の記録中特に秘密を要するものと議院において議決した部分又は議院に提出（提示を含むものとする。次項において同じ。）がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付する。

2 秘密会議の記録中特に秘密を要するものと委員会で決議した部分又は委員会に提出がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、委員長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

県会規第 102 条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

○ 懲罰動議提出の保障

国会では議長の懲罰発議との関係で、議長や委員長が懲罰事犯と認めなくても議員は動議を提出できることを明記している。

衆規 (参規 237 条)

第 235 条 議長又は委員長において懲罰事犯と認めない事件についても、議員は、国会法第百二十一条第三項の規定によつて懲罰の動議を提出することができる。

○ 懲罰動議処理方法の明示 (議長の権限行使に裁量の余地を与える)

国会では議長の懲罰動議への対応方法を明記している。

衆規 (参規 238 条)

第 236 条 懲罰の動議が提出されたときは、議長は、速かに(←直ちに)これを会議に付さなければならない。

2 懲罰の動議が散会後に提出されたときは、議長は、最近の会議(←次の会議)においてこれを議題としなければならない。

[委員会における懲罰事犯の取扱い]

○ 委員長の報告による懲罰

国会では委員長の処分請求権を明記している。

国会法

第 121 条第 2 項 委員会において懲罰事犯があるときは、委員長は、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

〔懲罰事犯の審議〕

○ 弁明機会の明示

地方議会には弁明を権利として認める規定がない。

衆規

第 132 条 資格争訟を提起された議員又は懲罰事犯があると告げられた議員は、弁明のため発言することができる。

○ 除名、登院停止の判断基準

地方議会には除名や出席停止の基準を定めた規定がない。

参規（衆規 245 条）

第 245 条 議院を騒がし又は議院の体面を汚し、その情状が特に重い者に対しては、登院を停止し、又は除名することができる。

○ 除名否決の場合の代替措置(動議による本会議議決)

国会では除名が否決された場合、他の懲罰を科すことができることを明記している。

衆規（参規 246 条）

第 246 条 懲罰委員会が除名すべきものとして報告した事犯について、出席議員の三分の二以上の多数による議院の議決がなかつた場合に、議院は、懲罰事犯として他の懲罰を科すことができる。

○ 本人・関係者の出席要求(参考人と区別)

国会では懲罰委員会の尋問権を明記している。

参規（衆規 240 条）

第 239 条 懲罰委員会は、議長を経て、本人及び関係者の出席を求め、尋問することができる。

○ 懲罰の宣告方法

国会では秘密会で議決した場合の宣告方法を明記している。

衆規（参規 247 条）

第 247 条 議院が懲罰を議決したときは、議長は、これを宣告する。秘密会議において議決した場合は、公開の議場においてこれを宣告する。

〔懲罰の効果〕

○ 登院停止と委員解任(会派構成の維持)

国会では登院停止を科せられた場合における委員や協議委員の自動解任を明記している。

衆規（参規 243 条）

第 243 条 登院を停止された者は、国会法第四十二条第一項及び第四十五条第二項の規定にかかわらず、その委員を解任されたものとする。

2 前項の規定は、協議委員についても、また同様とする。

④ 処分要求と懲罰の関係についての明確な規定の欠如

処分要求について国会では侮辱を受けた議員が議院に訴えて名誉を回復する方途を開いた(陳謝、発言の取消しなど)ものとされており、議院の秩序をみだした者に対する懲罰とは異なるとされているが、地方議会においては法文(地方自治法 133 条)は国会と同じであるに関わらず「処分」とは「懲罰」と解釈され運用されている。

しかしながら、あくまで解釈であり名文の根拠はないことから、両者の関係について明確にすべきである。

国会法

第 120 条 議院の会議又は委員会において、侮辱を被った議員は、これを議院に訴えて処分を求めることができる。

⑤ 閉会中審査議案に係る後会継続規定の創設

地方自治法には、国会法第 68 条但し書きの後会継続規定がなく、委員会に関する規定において閉会中審査の規定があるのみである。総務省(自治省)は、閉会中審査の議決をしたものは、当然後会に継続するとしているが、自治法上は根拠規定がなく、厳格に解釈すれば、次の議会の開始によって消滅することとなる。

このような実務と自治法の規定の乖離をなくすため、後会継続に規定を設けることが必要である。

なお、平成 24 年の地方自治法改正で通年会期が制度化されたが、通年会期における後会継続についても明記すべきである。

法第 109 条第 8 項 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

法第 119 条 会期中に議決に至らなかった事件は、後会に継続しない。

国会法

第 68 条 会期中に議決に至らなかった案件は、後会に継続しない。但し、第四十七条第二項の規定により閉会中審査した議案及び懲罰事犯の件は、後会に継続する。

⑥ 100 条調査に関する規定の整備

国会における証人尋問には、議院外(病院等)において委員を派遣し証言を求める臨床尋問が制度化されており(議院証言法第 1 条の 2)、また、証人の人権保障の観点から補佐人(弁護士から選任)の制度があることから(同法第 1 条の 4)、地方議会においても 100 条調査権の発動に当たり同様の制度を導入すべきか検討する必要がある。

また、地方議会では手続規定として民事訴訟法が準用されているが、国会では昭和 63 年の議院証言法改正で宣誓及び証言拒絶権等に刑事訴訟法と同様の規定が導入された。この点についても 100 条調査の運用実態等からどのような制度とすることが適当か検討する必要がある。

また民事訴訟法のどの規定が準用されるか明確にする必要がある。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律

第1条の2 各議院は、疾病その他の理由により証人として議院に出頭することが困難な場合であつて、議案その他の審査又は国政に関する調査のため証言を求めることが特に必要なときに限り、証人として議院外の指定する場所に出頭すべき旨の要求をし、又は証人としてその現在場所において証言すべき旨の要求をすることができる。

2 前項の場合には、各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会の決定に基づき、その指名する二人以上の議員又は委員（以下「派遣議員等」という。）を派遣し、証人に証言を求めるものとする。

第1条の4 証人は、各議院の議長若しくは委員長又は両議院の合同審査会の会長の許可を得て、補佐人を選任することができる。

2 補佐人は、弁護士のうちから選任するようにするものとする。

3 補佐人は、証人の求めに応じ、宣誓及び証言の拒絶に関する事項に関し、助言することができる。

第1条の5 証人には、宣誓前に、次に掲げる事項を告げなければならない。

一 第四条第一項に規定する者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのあるときは、宣誓又は証言を拒むことができること。

二 第四条第二項本文に規定する者が業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、宣誓又は証言を拒むことができること。

三 正当の理由がなく宣誓又は証言を拒んだときは刑罰に処せられること。

四 虚偽の陳述をしたときは刑罰に処せられること。

法第100条

2 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

⑦ 参考人、公聴会開催規定の整合性確保

平成24年の地方自治法改正で、参考人の招致及び公聴会の開催は本会議でも可能となった。これは、委員会を設置できない小規模町村に配慮して改正されたものである。

しかしながら、地方自治法において選挙管理委員の罷免等に際して「委員会で」公聴会を開くべき規定が残されており、整合性がとれていない。

法第184条の2 普通地方公共団体の議会は、選挙管理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は選挙管理委員に職務上の義務違反その他選挙管理委員たるに適しない非行があると認めるときは、議決によりこれを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

法第197条の2 普通地方公共団体の長は、監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

⑧ 議会が制定する法形式に関する規定の欠如

行政委員会については地方自治法は規則その他の規程の制定権を定めているが、議会については何ら定めがない。

会議規則や傍聴規則など地方自治法等で制定が義務付けられているもののほか、議会(議長)が制定する法形式を明確にすべきである。

法第 138 条の 4 第 2 項 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

○ 議会又は議長の規制制定権

(昭和26.7.11 地自行持第172号 佐賀県議会事務局宛行政課長回答)

問 議会又は議長は、第120条及び第130条第3項に規定されているものの外、議会運営上必要な規則又は規程等(規定事項が単に議会内部を対象とするものと、議会外にも及ぶものたとえば議会図書室の運営上図書の貸出に関する規定を設けるものなどが考えられる。)の制定権はないか。ないとすればその理由

答 規則という形式によって制定することはできないが、その権限に属する事項につき所要の規程を設けることはさしつかえない。

⑨ 期間計算の方法の明示

期間の計算については、特別の規定がない限り、民法の期間の計算に関する規定(翌日より起算する。民法第 140 条)が適用されるとされている。

それに対し、国会では戦前から当日から起算するという慣行が確立していたため、国会法にその旨を明記しており、公法関係における期間計算は当日起算で統一すべきという考え方もある。

この点、地方自治法では期間計算について考え方を示しておらず、争いが生ずる可能性もあることから、考え方を明示すべきである。

国会法第 133 条 この法律及び各議院の規則による期間の計算は、当日から起算する。

※ 地方議会における初日起算の例

県会規

(懲罰動議の提出)

第 116 条 懲罰の動議は、文書をもつて所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して三日以内に提出しなければならない。ただし、第百二条((秘密の保持))第二項の違反に係るものについては、この限りでない。

⑩ 長に対する不信任決議案の提出要件についての加重規定の欠如

長に対する不信任の議決には特別多数決が必要とされているが、決議案の提出については加重規定がなく一般の決議と同じとされている。

衆議院では、五十人以上の賛成者と連署することが要件とされているが、地方議会においても加重要件を課する必要があるか検討を要する。

衆規

第 28 条の 3 議員が内閣の信任又は不信任に関する動議若しくは決議案を発議するときは、その案を具え理由を附し、五十人以上の賛成者と連署して、これを議長に提出しなければならない。

国会法

第 56 条 議員が議案を発議するには、衆議院においては議員二十人以上、参議院においては議員十人以上の賛成を要する。但し、予算を伴う法律案を発議するには、衆議院においては議員五十人以上、参議院においては議員二十人以上の賛成を要する。

法第 178 条 普通地方公共団体の議会において、当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をしたときは、直ちに議長からその旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。この場合においては、普通地方公共団体の長は、その通知を受けた日から十日以内に議会を解散することができる。

2 議会において当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をした場合において、前項の期間内に議会を解散しないとき、又はその解散後初めて招集された議会において再び不信任の議決があり、議長から当該普通地方公共団体の長に対しその旨の通知があつたときは、普通地方公共団体の長は、同項の期間が経過した日又は議長から通知があつた日においてその職を失う。

3 前二項の規定による不信任の議決については、議員数の三分の二以上の者が出席し、第一項の場合においてはその四分の三以上の者の、前項の場合においてはその過半数の者の同意がなければならない。

第3次都道府県議会制度研究会研究会提言の措置状況

内田委員 資料3

座長：大森 彌氏（東京大学名誉教授） 平成16年4月23日～平成19年4月19日

- ◎ 「今こそ地方議会の改革を」（平成17年3月18日）
- ◎ 「改革・地方議会」（平成18年3月29日）
- ◎ 「自治体議会議員の新たな位置付け」（平成19年4月19日）

分類	研究会提言	今こそ	改革	新たな	地制調 答 申	自治法 改 正	備考
実現していない項目 【9項目】	議長に議会費の予算執行権を付与すること	8			×	×	
	議長に議会棟の管理権を付与すること	9			×	×	
	議会の議決による執行機関への資料請求権を保障すること	10			×	×	
	予算修正権の制約を緩和するとともに、予算の議決科目を拡大すること	15			慎重に検討 第31次（平成28年2月29日）	×	
	意見書に対する関係行政庁等の誠実処理を義務付けすること		19		×	×	
	議長が自治体を代表して遂行する訴訟について、指定代理人の制度を整備すること		20		×	×	
	議長の議場秩序維持権を強化するため議長に懲罰発議権を付与すること		21		×	×	
	委員会への説明員の出席要求を可能にすること		22		×	×	
	請願について議会及び執行機関の誠実処理義務を明確化すること		23		×	×	

（注）「今こそ」、「改革」、「新たな」の欄の番号は、各報告書の提言事項に付している番号（例：改革⑧議長に議会費予算執行権を付与せよ⇒8）である。

分類	研究会提言	今こそ	改革	新たな	地制調 答 申	自治法 改 正	備考
一部実現 した項目 【7項目】	議会の招集権を議長に付与すること	1			通年会期制度等を必要に応じて活用 第30次	△ 臨時会の招集権、通年会期の導入	24年改正
	閉会中の委員会活動に係る制約を撤廃すること	2			△ 第30次	△ 通年会期の導入	24年改正
	議会の内部機関の設置を自由化すること	3				△ 協議・調整の場の設置	20年改正
	議会に附属機関の設置を可能とすること	6			△ 専門的知見の活用 第28次	△	運用 18年改正
	議決権を拡大すること					△	
	①法定受託事務への拡大	4			○ 第28・29次	○	23年改正
	②政令基準の撤廃	4			○ 第29次	×	
	議員の位置付けを明確化すること					△	
	①位置付けの明確化	17		1	継続審査 第28・29・31次	×	
	②報酬の見直し	17		2	×	△ 報酬⇒議員報酬	20年改正
	③政務調査費の見直し			公費支給	×	○	24年改正
	再議制度を改めること		18		「地方自治法抜本改正についての考え方（平成22年）」総務省	△ 一般再議の対象拡大 収支不能再議の廃止	24年改正
実現した 項目 【7項目】	調査権・監視権を強化すること (公社等に対する監視機能強化)	5			○ 第29次	○	政令改正
	議会事務局の機能を明確化すること	7			○ 第28次	○	18年改正
	委員会にも議案提出権を付与すること	11			○ 第28次	○	18年改正
	常任委員会への議員の所属制限を撤廃すること	12			○ 第28次	○	18年改正
	議長による委員会委員の選任の特例を認めること	13			○ 第28次	○	18・24年改正
	専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること	14			○ 第28次・「地方自治法抜本改正についての考え方（平成22年）」総務省	○	18・24年改正
	決算不認定の場合の首長の対応措置を義務付けること	16			○ 第31次	○	29年改正

(注) 「今こそ」、「改革」、「新たな」の欄の番号は、各報告書の提言事項に付している番号(例：改革⑧議長に議会費予算執行権を付与せよ⇒8)である。

全国都道府県議会議長会 第2回研究会

地方議会と住民意識

谷口尚子（慶應義塾大学）



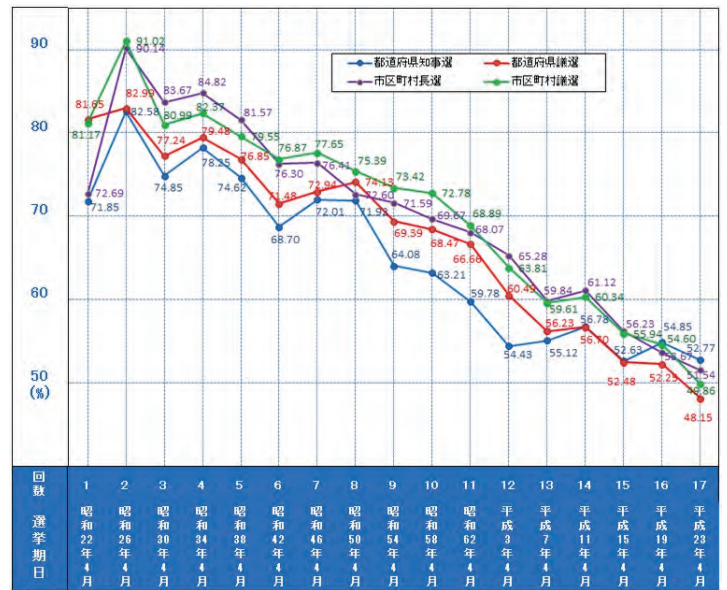
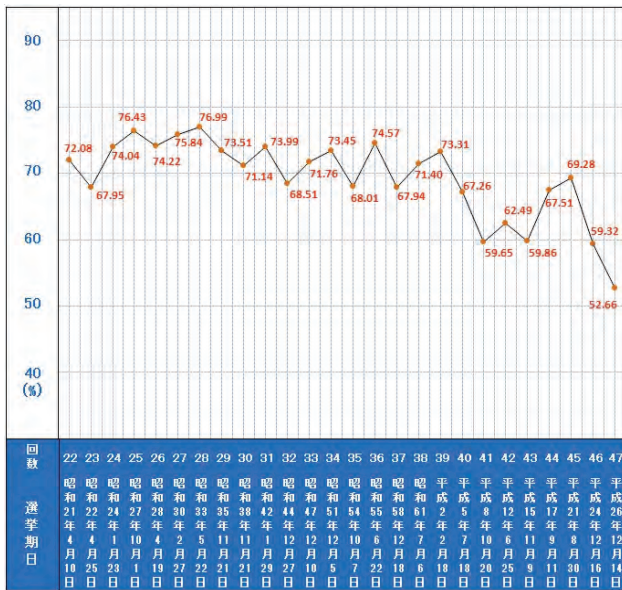
1

1 地方議会と住民の関係に関する課題

- 選挙の低投票率、無投票当選率の高さ
→住民の関心や参画意欲の低さ、地方議会の重要性や魅力に疑問符？
→競争を促すような選挙制度が必要？
- 地方議会議員の属性の偏り、なり手不足、住民との連携の難しさ
→地方議会議員の多様性を確保し、住民参画を促す策が必要？
- 人口減少社会に向かう地方議会
→地域事情に合った議会制度及び議会運営のあり方を検討・構築すべき？
→今の時代に求められる都道府県議会と議員の役割とは？

2

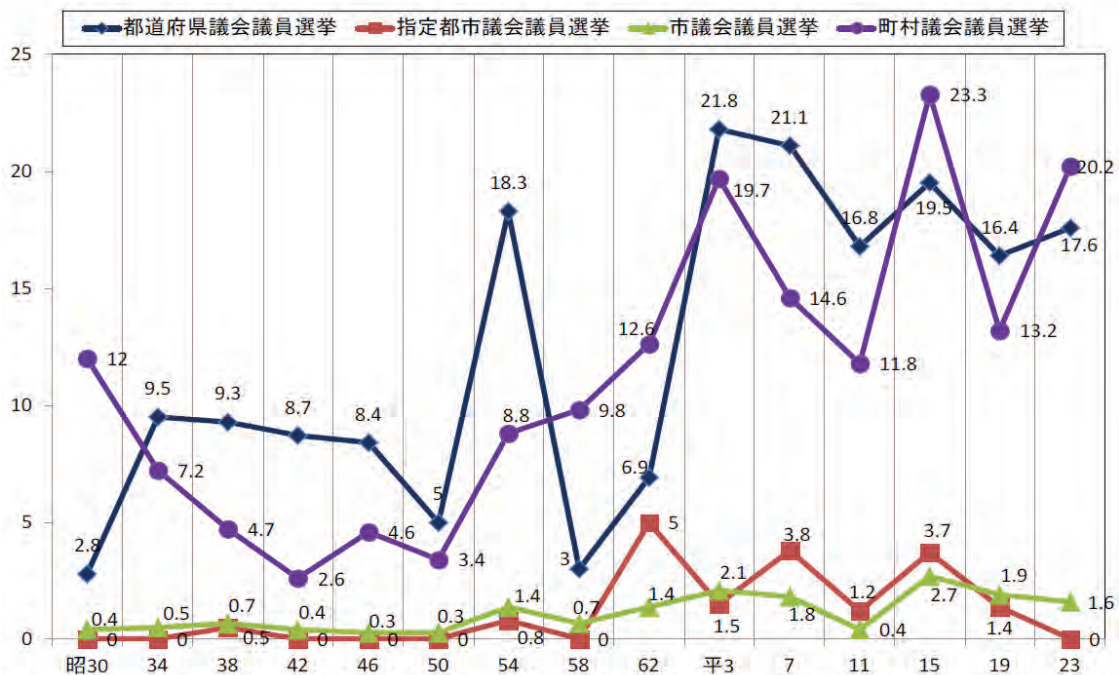
(資料) 国政選挙と地方選挙の投票率



出典: 公益財団法人「明るい選挙推進協会」

3

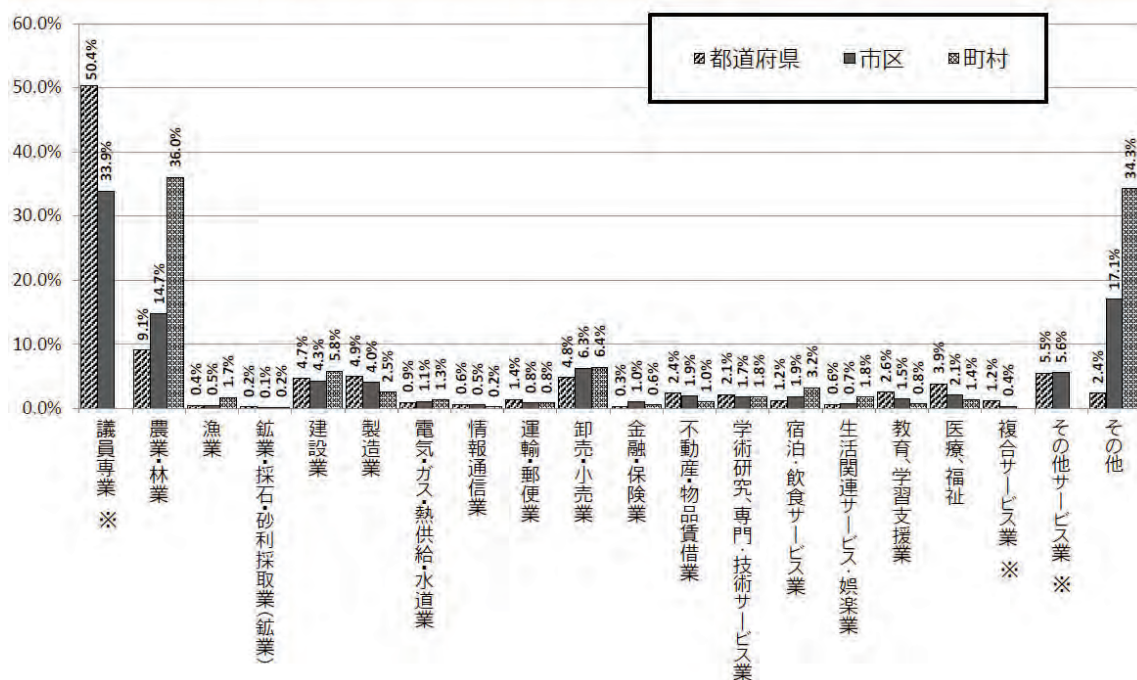
統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者数の割合の推移



総務省 平成26年度「地方議会に関する研究会」資料

4

地方議会議員の概況①（職業別の状況）



総務省 平成26年度「地方議会に関する研究会」資料

5

【人口段階別による無投票当選の状況（抄）】

人口段階	H27統一地方選挙結果		議員定数 (人)	平均年齢 (歳)	女性議員 割合 (%)
	執行 団体数	無投票当選団体数 (執行団体数に 占める割合)			
1,000未満	17	11 (64.71%)	7.07	62.23	2.86
1,000以上10,000未満	216	59 (27.31%)	10.43	63.59	7.56
10,000以上30,000未満	140	24 (17.14%)	14.54	62.66	10.14
30,000以上100,000未満	170	9 (5.29%)	19.64	60.57	13.17

※ 議員定数は市区議会についてはH27.12.31現在、町村議会についてはH28.7.1現在
平均年齢及び女性議員割合は市区議会についてはH28.8集計、町村議会についてはH28.7.1現在

(参考)人口段階別の議員報酬等の状況

人口段階	議員定数	議員報酬(円)	年間会期日数(日)
1,000未満	7.07	152,510	23.23
1,000以上10,000未満	10.43	194,229	32.63
10,000以上30,000未満	14.54	246,898	52.23
30,000以上100,000未満	19.64	355,851	84.14
100,000以上(指定都市除く。)	30.30	512,973	95.05
指定都市	59.30	773,650	108.89

総務省 平成29年度「町村議会のあり方に関する研究会」報告書

6

2-1 議員のなり手不足と町村議会

○ 総務省 平成29年度「町村議会のあり方に関する研究会」

● 町村議会議員のなり手不足の深刻化

- ・背景：高齢化・人口減少
- ・議会：開催時期・日時、議決事件の多さ、兼職・請負禁止
- ・待遇：議員報酬、議員年金改善の難しさ、定数減、負担感
- ・住民：関心薄、多様性の低さ、参加のハードル

● 他の選択肢？

- ・町村総会（地方自治法第94条）：小規模自治体、議決権のあり方？
- ・タウンミーティング：民主的正統性・議事機関としての機能？



7

2-2 2つの議会のあり方

	集中専門型	多数参画型
(a)議員活動	主たる職務として専門的に活動	従たる職務として非専門的に活動
(b)権限	地方自治法第96条第1項を維持 (積極的に同条第2項を活用し、 政策形成に関与)	契約・財産等に関する議決事件を 除外
(c)議員報酬 ・定数など	生活給を保障する水準 少数の者からなる議員構成	生活給保障なし 多数の者からなる議員構成 選出方法の見直し
(d)兼職禁止 ・請負禁止	請負禁止を維持 公務員の立候補退職後の復職制度	請負禁止を緩和 他の自治体の常勤の職員との兼職 可能
(e)議会運営	本会議審議（委員会制なし） 平日昼間中心	通年会期制による審議日程の分散 夜間・休日中心
(f)勤労者の 参画	立候補に係る休暇の取得等について 不利益取扱いを禁止	立候補及び議員活動（夜間・休日 中心）に係る休暇の取得等について 不利益取扱いを禁止
(g)住民参画	議会参画員の活用	多数の有権者が議員として参画

○ 課題・問題点・批判

● 集中専門型

- ・むしろ議会が硬直化？（少人数に権力集中、長期継続の可能性）
- ・議会参画員の確保（裁判員制度の応諾率の低さ、実現可能？）

● 多数参画型

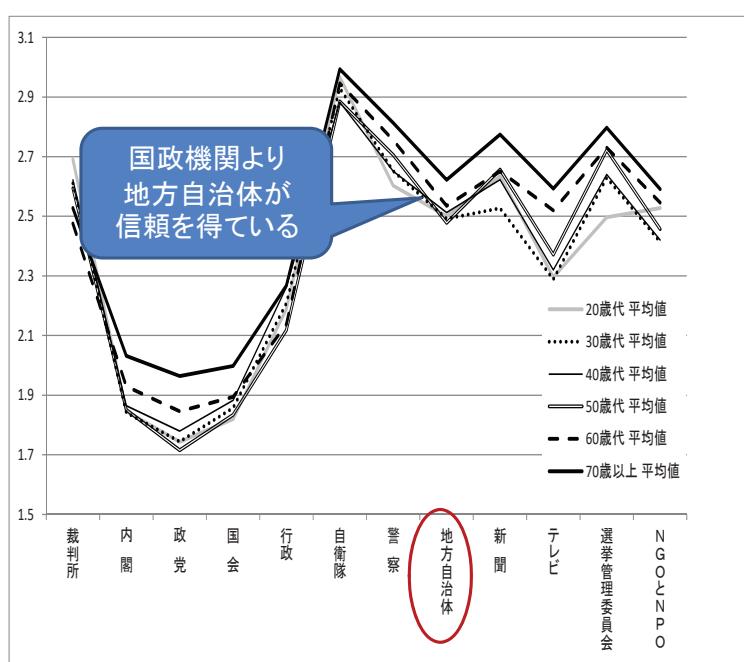
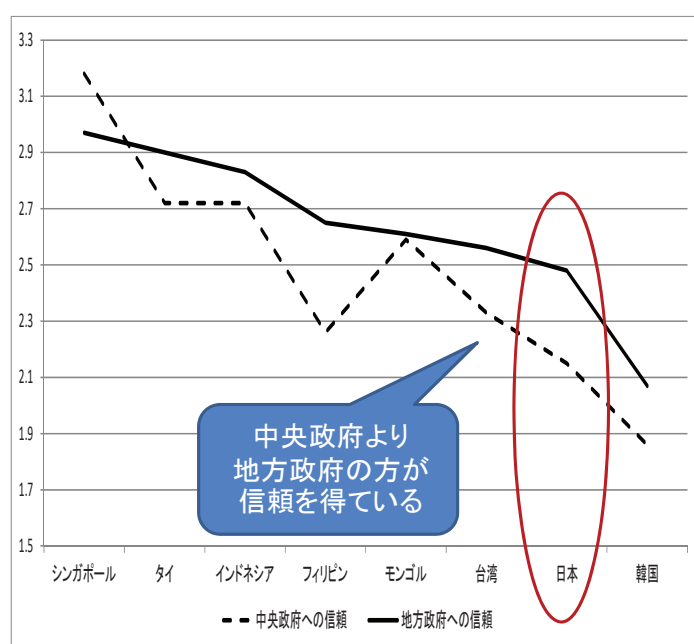
- ・議会機能の縮小（執行部に権力集中、請負・兼職禁止の緩和問題）
- ・選挙：新たな選挙区制？ 候補者確保は可能か？

● 全体

- ・なぜ現行型・集中専門型・多数参画型の三択？「現場無視？」
- ・現行制度の改善、自治体独自の案、組み合わせも可能？

9

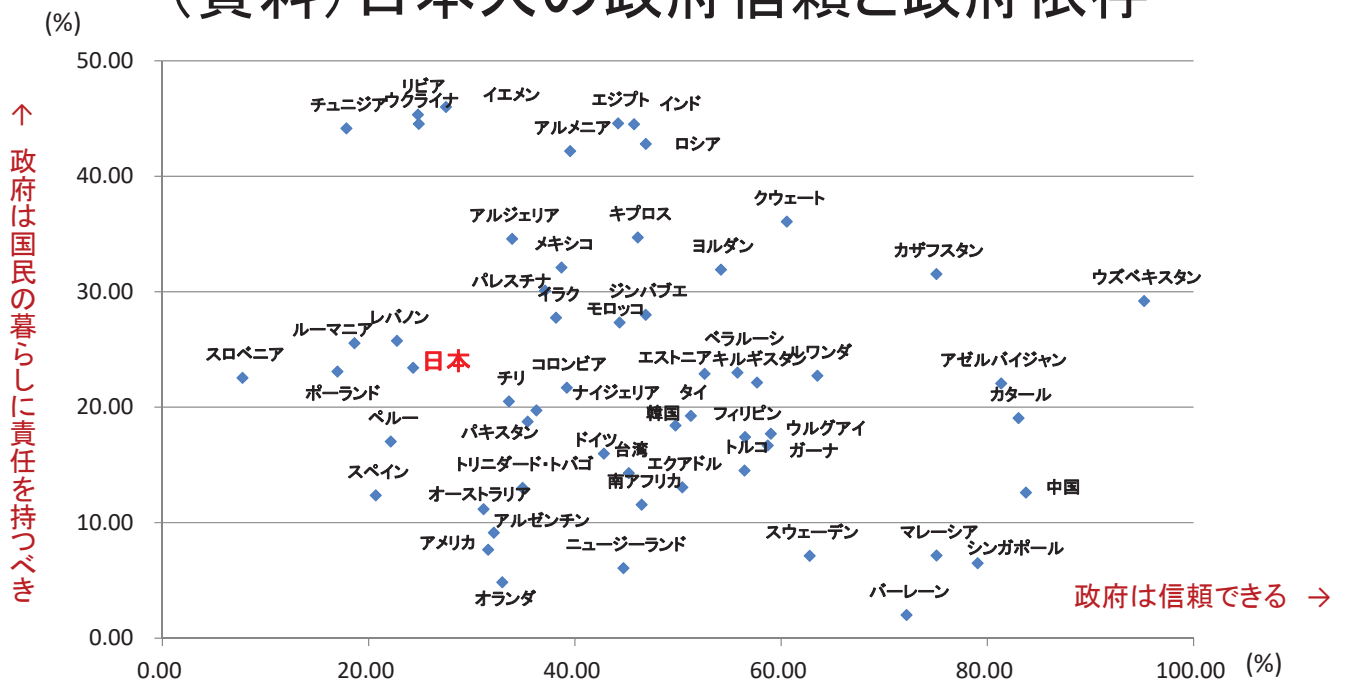
3 地方政府に対する住民の意識



* Asian Barometer(2006)データに基づき筆者作成(谷口2015)

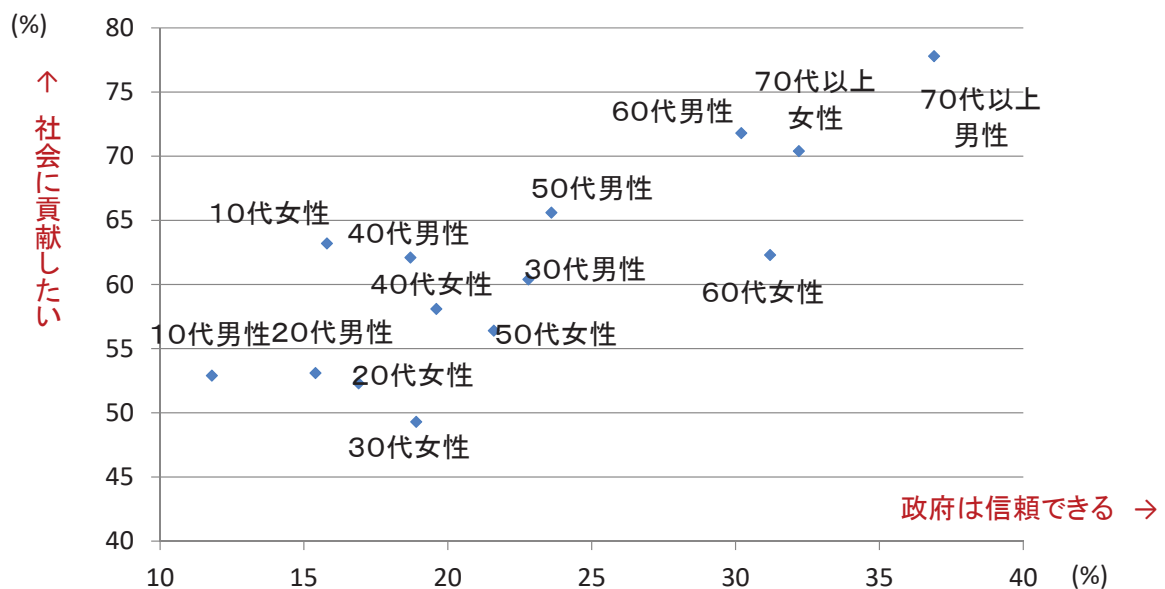
10

(資料) 日本人の政府信頼と政府依存



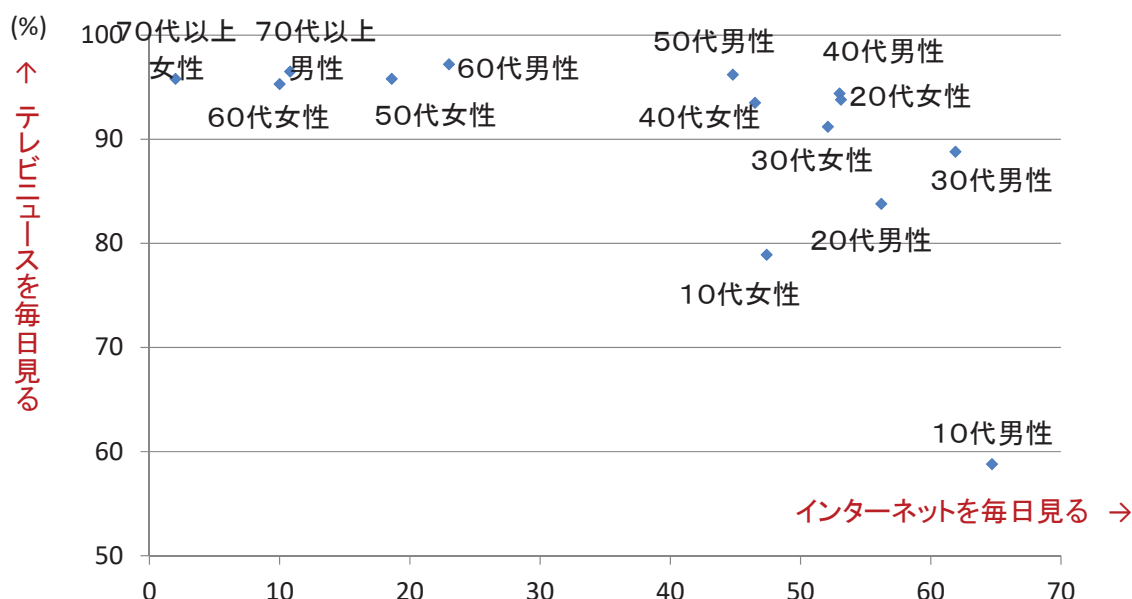
11

(資料) 日本人の政府信頼と社会貢献意欲(属性別)



12

(資料)日本人の情報行動(属性別)



13

4-1 住民の参画

狭く深い関わり方↓

- ・学校教育、町内会等の地域活動
- ・選挙で投票
- ・情報の取得(広報誌・ウェブサイト・報道における情報撮取、議会・委員会・説明会・報告会等の傍聴等を通じた情報収集等)
- ・意見表明(住民アンケート、パブリック・コメント、意見書・要望書・陳情等、公聴会、団体・代表者ヒヤリング等)
- ・市民活動
- ・議員・候補者の個別活動や選挙活動を通じた関わり
- ・政策形成(ワークショップ、審議会委員等)
- ・議員化

14

4-2 市民ニーズを把握する方法

- コミュニケーション
 - ・直接的: 陳情、議会・議員報告会、地域代表者との協議、地域活動・イベント・選挙等での対話
 - ・間接的: 投書、電話、パブリックコメント、役所・議会で意見収集
- 意見聴取・世論解析
 - ・アンケートで幅広い市民の匿名意見の収集、データ解析
- マクロデータの利用
 - ・補助申請・公共施設利用状況等のデータ、不動産、交通、雇用、産業等のデータ
- 政策実験: 利用動向・利用者属性分析、効果測定

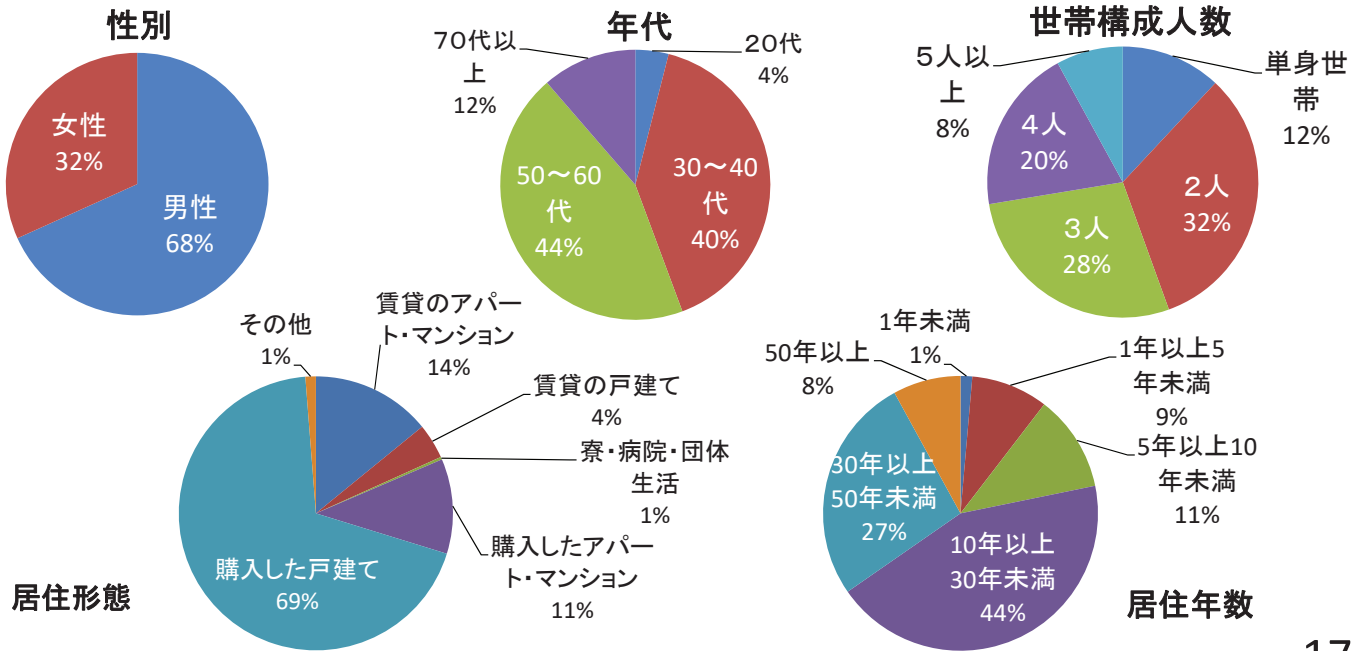
15

4-3 住民の地域活動への参加意欲調査

- 調査主体: 慶應義塾大学大学院SDM研究科 谷口尚子研究室
- 調査対象: 埼玉県越谷市・春日部市・久喜市・三郷市・加須市・八潮市・行田市・吉川市・蓮田市・羽生市・白岡市・幸手市の成人男女652名(各市約50名強)
- 調査方法: インターネット調査(匿名・モニターから回答募集)
(株)リサーチ・アンド・ディベロプメント(R&D)社
- 調査内容: 回答者属性(年齢・性別・家族構成・居住市・居住年数・居住形態・世帯構成人数)、居住市愛着度、地域活動参加度・意欲、市のウェブサイトに関する評価等

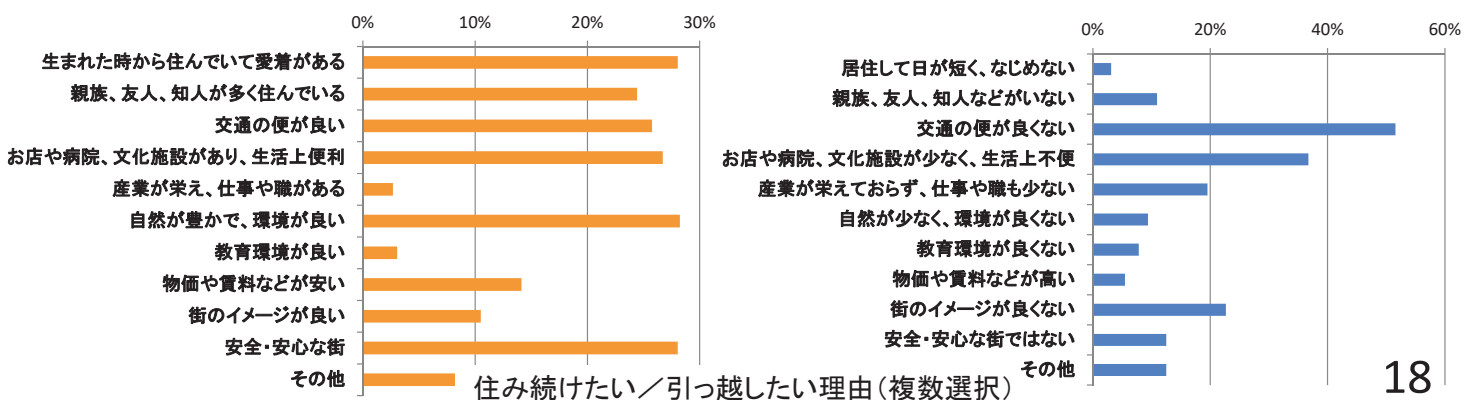
16

回答者のプロフィール



17

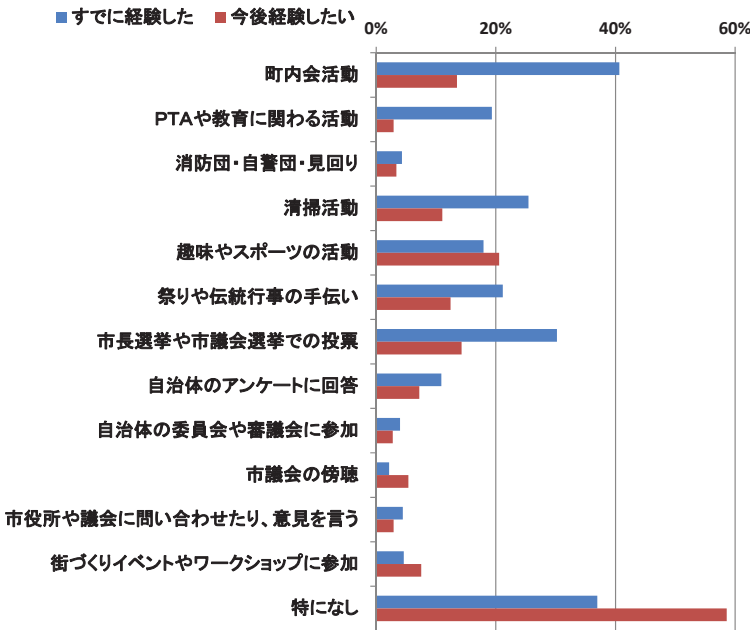
居住市への愛着



18

住み続けたい理由 (選択率)	生まれてずっと 住んで愛着	親族、友人、知 人が多く住む	交通の便が良 い	お店や病院、 文化施設があ り、生活上便利	産業が栄え、 仕事や職があ る	自然が豊か で、環境が良い	教育環境が良 い	物価や賃料な どが安い	街のイメージが 良い	安全・安心な街
20代男性	22.2%	0%	44.4%	22.2%	22.2%	33.3%	0%	0%	0%	0%
30・40代男性	34.5%	20.4%	24.8%	17.7%	2.7%	22.1%	4.4%	10.6%	12.4%	22.1%
50・60代男性	24.0%	25.0%	24.0%	24.5%	1.6%	31.3%	2.1%	14.1%	10.9%	30.2%
70代以上男性	22.6%	26.4%	28.3%	39.6%	0%	34.0%	1.9%	11.3%	11.3%	45.3%
20代女性	62.5%	37.5%	37.5%	37.5%	0%	50.0%	0%	12.5%	37.5%	25.0%
30・40代女性	39.3%	28.1%	32.6%	36.0%	3.4%	23.6%	5.6%	16.9%	7.9%	22.5%
50・60代女性	16.7%	27.1%	14.6%	27.1%	6.3%	31.3%	2.1%	25.0%	8.3%	25.0%
70代以上女性	0%	16.7%	25.0%	16.7%	0%	16.7%	0%	8.3%	0%	50.0%
引っ越したい理由 (選択率)	居住して日が 短く、なじめな い	親族、友人、知 人などがいない	交通の便が良 くない	お店や病院、 文化施設が少 なく、生活上不 便	産業が栄えて おらず、仕事や 職も少ない	自然が少なく、 環境が良くない	教育環境が良 くない	物価や賃料な どが高い	街のイメージが 良くない	安全・安心な街 ではない
20代男性	0%	0%	20.0%	20.0%	0%	20.0%	0%	0%	0%	20.0%
30・40代男性	10.3%	6.9%	69.0%	37.9%	24.1%	6.9%	13.8%	3.4%	24.1%	17.2%
50・60代男性	0%	11.1%	36.1%	36.1%	22.2%	16.7%	5.6%	5.6%	30.6%	11.1%
70代以上男性	0%	0%	37.5%	62.5%	12.5%	12.5%	0%	0%	12.5%	12.5%
20代女性	25.0%	25.0%	75.0%	75.0%	50.0%	0%	0%	0%	0%	0%
30・40代女性	0%	15.6%	40.6%	21.9%	15.6%	6.3%	12.5%	12.5%	21.9%	15.6%
50・60代女性	0%	7.7%	92.3%	46.2%	15.4%	0%	0%	0%	23.1%	0%
70代以上女性	0%	100.0%	100.0%	100.0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

地域活動の経験・意欲



やってみたい地域 活動(選択率)	町内会活動	PTAや教育に関 わる活動	消防団・自警団・ 見回り	清掃活動	趣味やスポーツ の活動	祭りや伝統行事 の手伝い
20代男性	14.3%	7%	7.1%	0%	14.3%	0%
30・40代男性	9.9%	1.4%	4.9%	9.2%	16.2%	14.8%
50・60代男性	15.8%	2.6%	3.1%	11.4%	24.1%	11.8%
70代以上男性	23.0%	0%	3.3%	19.7%	37.7%	23.0%
20代女性	16.7%	0%	0%	8.3%	8%	16.7%
30・40代女性	11.6%	6.6%	3.3%	11.6%	14.9%	10.7%
50・60代女性	9.8%	3.3%	1.6%	9.8%	16.4%	4.9%
70代以上女性	0%	0%	0%	0%	15.4%	7.7%

やってみたい地域 活動(選択率)	市長選挙や市議 会選挙で投票	自治体のアン ケートに回答	自治体の委員会 や審議会参加	市議会の傍聴	市の役所や議会 に問い合わせたり、 意見を言う	街づくりのための イベントやワーク ショップ
20代男性	7.1%	0%	0%	0%	0%	0%
30・40代男性	13.4%	3.5%	1.4%	2.8%	2.8%	5.6%
50・60代男性	13.6%	6.1%	3.1%	4.4%	1.8%	6.6%
70代以上男性	29.5%	16.4%	9.8%	16.4%	8.2%	11.5%
20代女性	16.7%	8%	8.3%	0%	0%	16.7%
30・40代女性	10.7%	7.4%	1.7%	5.8%	4.1%	9.1%
50・60代女性	13.1%	11.5%	0%	4.9%	1.6%	8.2%
70代以上女性	7.7%	8%	0%	7.7%	0%	7.7%

参加してみたいイベント(選択率)	音楽会・演劇・落語など	絵画・写真・書などの展示会	スポーツのイベントや教室	地域の名産品・食品の販売	健康・病気・障害などの相談	就職の相談や仕事の紹介
20代男性	14.3%	7%	42.9%	21%	0%	7.1%
30・40代男性	24.6%	7.7%	28.9%	23.2%	19.7%	7.0%
50・60代男性	31.6%	15.4%	18.9%	23.2%	21.1%	6.1%
70代以上男性	49.2%	20%	24.6%	31.1%	44.3%	6.6%
20代女性	41.7%	33.3%	16.7%	33.3%	16.7%	8.3%
30・40代女性	40.5%	20.7%	17.4%	32.2%	17.4%	8.3%
50・60代女性	54.1%	16.4%	16.4%	39.3%	26.2%	6.6%
70代以上女性	39%	23%	23%	23%	38.5%	0%

参加してみたいイベント(選択率)	司法や行政手続きに関する相談	防災・防犯などの相談	福祉・生活・金融相談	議会の委員会や報告会	子育て・教育イベント	街づくりの相談・ワークショップ
20代男性	0%	0%	7.1%	7.1%	0%	7.1%
30・40代男性	5.6%	8.5%	8.5%	2.8%	7.7%	10.6%
50・60代男性	7.0%	14.0%	14.0%	2.6%	3.5%	12.7%
70代以上男性	6.6%	27.9%	11.5%	8.2%	1.6%	16.4%
20代女性	0%	8.3%	0%	0%	16.7%	0%
30・40代女性	5.8%	10.7%	12.4%	2.5%	22.3%	13.2%
50・60代女性	4.9%	4.9%	14.8%	1.6%	1.6%	9.8%
70代以上女性	0%	0%	8%	0%	0%	30.8%

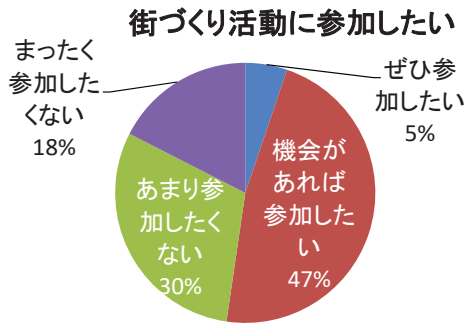
21

連携協働したいテーマ(選択率)	市街地整備	福祉・健康増進	防災・防犯	産業振興	交通・道路	文化・伝統・芸術
20代男性	28.6%	28.6%	28.6%	7.1%	35.7%	7.1%
30・40代男性	33.1%	21.8%	35.2%	22.5%	22.5%	12.0%
50・60代男性	27.2%	39.9%	47.8%	14.9%	26.8%	20.6%
70代以上男性	37.7%	42.6%	60.7%	18.0%	24.6%	31.1%
20代女性	50.0%	33.3%	16.7%	16.7%	16.7%	33.3%
30・40代女性	30.6%	41.3%	31.4%	20.7%	24.8%	24.8%
50・60代女性	29.5%	47.5%	50.8%	19.7%	24.6%	24.6%
70代以上女性	7.7%	61.5%	38.5%	15.4%	30.8%	0%

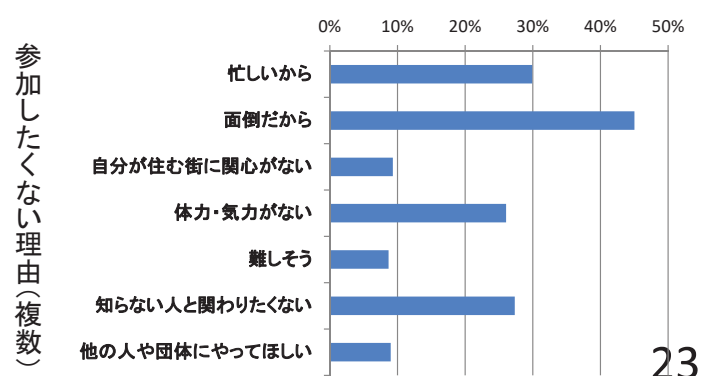
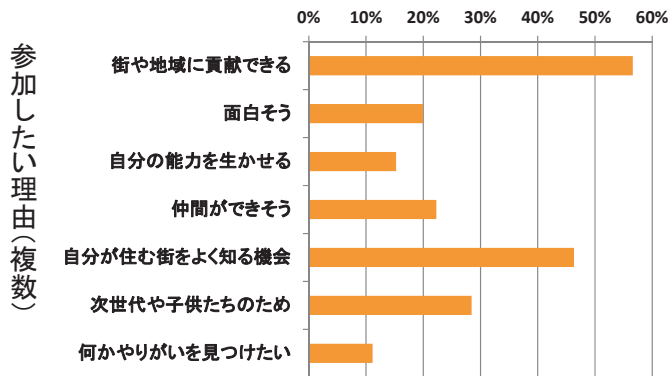
連携協働したいテーマ(選択率)	子育て・教育	生涯学習・スポーツ	住環境・自然保護
20代男性	0%	14.3%	14.3%
30・40代男性	20.4%	16.9%	19.0%
50・60代男性	21.5%	18.4%	32.5%
70代以上男性	14.8%	24.6%	42.6%
20代女性	58%	25.0%	17%
30・40代女性	40.5%	22.3%	24.0%
50・60代女性	27.9%	16.4%	28%
70代以上女性	15%	31%	31%

22

地域活動に参加してみたい



(平均点)	街づくり活動したい	ウェブサイト良い
20代男性	2.1	3.8
30・40代男性	2.4	2.6
50・60代男性	2.4	2.5
70代以上男性	2.6	2.7
20代女性	2.5	2.6
30・40代女性	2.3	2.7
50・60代女性	2.3	2.8
70代以上女性	2.3	2.4



23

活動参加したい理由(選択率)	街や地域に貢献できる	面白そう	自分の能力を生かせる	仲間ができそう	自分が住む街をよく知る機会	次世代や子供たちのため	何かやりがいを見つけない
20代男性	33.3%	50.0%	16.7%	0%	0%	0%	16.7%
30・40代男性	47.2%	33.3%	18.1%	15.3%	37.5%	15.3%	13.9%
50・60代男性	59.2%	11.7%	12.5%	22.5%	55.0%	30.0%	7.5%
70代以上男性	67.4%	11.6%	20.9%	23.3%	58.1%	41.9%	14.0%
20代女性	0%	42.9%	28.6%	28.6%	42.9%	14.3%	0%
30・40代女性	60.3%	25.9%	12.1%	25.9%	27.6%	34.5%	13.8%
50・60代女性	64.3%	7.1%	10.7%	28.6%	57.1%	25.0%	14.3%
70代以上女性	57.1%	28.6%	28.6%	42.9%	71.4%	57.1%	0%

活動参加したくない理由(選択率)	忙しいから	面倒だから	自分が住む街に関心がない	体力・気力がない	難しそう	知らない人と関わりたくない	他の人や団体にやってほしい
20代男性	37.5%	12.5%	0%	25.0%	0%	25.0%	12.5%
30・40代男性	45.7%	40.0%	15.7%	14.3%	10.0%	28.6%	14.3%
50・60代男性	22.2%	48.1%	7.4%	28.7%	7.4%	24.1%	8.3%
70代以上男性	11.1%	38.9%	5.6%	66.7%	5.6%	16.7%	0%
20代女性	20.0%	80.0%	0%	20.0%	40.0%	40.0%	20.0%
30・40代女性	34.9%	50.8%	9.5%	14.3%	6.3%	27.0%	7.9%
50・60代女性	27.3%	45.5%	6.1%	39.4%	12.1%	42.4%	3.0%
70代以上女性	0%	16.7%	16.7%	50.0%	16.7%	16.7%	16.7%

24

5 まとめ

- 地方議会と住民の関係に関する課題
 - ・人口減少・高齢化、多様性・持続性・高機能が求められる議会
 - ・小規模自治体では住民参加だけでなく「共助」が必要
- 市民参画策の拡充
 - ・多様な市民ニーズの把握と活用の方法
 - ・段階的な参加のあり方：
非政治的活動への参加、情報摂取、意見表明、参画、議員化
 - ・「おまかせ民主主義」からの脱却

2019年7月12日(金)

18:00~20:00

会場：都道府県会館5階
全国都道府県議会議長会会議室

全国都道府県議会議長会
都道府県議会制度研究会（第3回）

東京大学法学部
教授 金井利之

二元代表制論について

はじめに

制度は、環境要因と切り離されて検討できるが、本来は環境との対応関係が重要

制度とは、法制度・法律規定と言うよりは、制度了解としての教説／法理／理法(doctrine)

ある環境要因を前提に設計された制度は、環境要因が変化すれば、制度改革がなくても、制度の作用は変化したことと同じになる(事実上の制度改革、制度変質)

環境要因＝保守支配議会(都道府県・大規模都市では保守政党、小規模市町村では無所属として)

首長の在り方のみ変わることが有り得る(基本は保守支配首長)

制度によって環境要因を変えようとする制度工学→通常は、制度設計者の発想と異なる帰結を招く

1. 二元的代表(民主)制論

(1) 西尾勝(『都民参加の都政システム』1977年)的な世界

革新自治体期の党派的分割政府という環境状況 革新首長 vs 保守議会

革新首長は、制度上の議会権限によって、保守議会によって施策を阻まれる

革新首長は、それゆえに住民直結によって、保守議会の抵抗を乗り越えようとする

それゆえに、保守議会は、一元的代表民主制論に依拠して、住民直結＝議会迂回を批判

このような議会迂回論批判への対抗をするための教説

首長は政治機関である(議会も政治機関である)

政治機関である首長が住民参加／直結を進めるのは当然、議会も住民直結をすればよい

(2) 村松岐夫(伊藤光利と共著『地方議員の研究』日本経済新聞社、1986年)的な世界

二元的代表論のような保守議会の政治権力を侮る教説は、政治力学的に無理と批判

地方議会・議員は政治的に実力を持っている「主役」、首長だけに政治権力があるわけではない

首長制論(＝政治権力は首長に集中し、議会は権力のない無用の長物)への批判

しかし、二元的代表制論は、そもそも、保守議会からの抵抗に晒された革新首長の反撃の教説なのであって、政治権力的に議会が強いことは共通の前提

議会からの逆襲以前に、最初から先制攻撃をされているという環境を無視した机上空論

そもそも、議会無能が実態ならば二元的代表制論は必要ない、首長制の実態を作るための教説

2. 二元代表制論

(1) ポスト分権改革

実態としての首長制(＝政治権力が首長にある)なかで、議会側からの権力闘争の教説

大森彌的世界：政治的野党(革新自治体期)→制度的野党(「地方の時代」から地方分権推進へ)

→議会改革論：首長と並ぶ政治機関として、独自の政策決定をすると主張

(2) 分割政府の再来？

環境要因としては、1990年代後半からの改革派首長・二大政党制論

改革派首長＝必ずしも党派色を打ち出さないが、保守議会と対抗する政策指向

公共事業反対・福祉削減(リストラ派)＝当時の保守議会は公共事業推進派だったので、政策対立

民主党系首長＝国政の二大政党制の流れを受けて、独自首長を擁立する

公共事業反対・福祉充実(リベラル派)＝自民党変質、公共事業反対で議会と共通＝ネオリベ派
保守議会支配は一貫している分割政府状態

分割政府のなかで、首長側が二元的代表制論を提唱するのではなく、議会側が二元代表制論

3. 二元代表制論の変質

(1) 単なる政争～自治体の「中南海」～

圧倒的な保守議会支配、改革派首長・民主党系首長の退場、分割政府の解消

首長と議会の党派対立がない状況において、二元代表制論に何の意味があるのか？

どちらも同じならば、議会強化は住民的には意味は全くない(単なる、為政者間の政争にすぎない?)
一党支配体制下における権力分立の意義は何か？

(2) 平均利益 vs 個別利益

曾我謙悟・待鳥史・砂原庸介の世界＝選挙制度の相違により、同一党派でも、代弁する利益が異なる

首長＝平均的世論、都市部の多数派意見、非組織利益

議会(議員)＝郡部の多数派意見、組織利益

都市部の少数派意見は無視される構造(都市部の大選挙区で多少は議員は選出)

4. 二元代表制論の限界

(1) 首長優位の教説の残像

二元代表制論は、首長も政治機関として、住民の代表機関としては是認してしまう

→「ふわっとした民意」によるポピュリスト首長の暴走を阻止することはできない

首長の意味＝住民多数派の意思

(2) 統一政府

首長と議会に間に政策選好や相違や党派的对立がなければ、結果的には首長の意向が通る

首長と議会が同じく代表機関として名目的に対等としても、実質的には首長優位

(3) 分割政府

首長と議会の党派的対立があれば、分割政府として、議会は首長に牽制はできる

→しかし、元々、二元的代表制論は、分割政府のもとでの首長優位の教説

二元代表制論でも、首長の意思を議会が否定する論拠が生じない

同じく住民代表である首長の意向を阻止することは、民意の否定として議会は不利へ

→首長政党を生み出す

民意を否定する保守議会を打倒するには、首長の手先で構成される首長政党を組織し、議会支配を目指すことになるのが、二元代表制論の論理的帰結

但し、首長政党が議会支配をするには、実質的に、首長政党の政策選好は自民党と差異はない

非自民系の首長政党が、議会多数派を支配することは、保守一党体制の日本では、有り得ない

似非自民党＝首長政党による統一政府への回帰

5. 討議広場論 *金井利之『自治体議会の取扱説明書』第一法規、2019年

(1) 首長暴走

二元代表制論では、首長＝代表、首長の意思＝民意、となって、首長暴走を阻止できない

分割政府の時には、保守議会によって首長暴走を阻止できる

統一政府＝保守一党支配体制のもとでは首長暴走の温床

しかし、自治制度は、二元代表制論のように、首長が単独で決定することは、原則としていない

首長二元的信任制、副首長二元的信任制、条例制定、予算決定

但し、専決処分権、規則制定権という欠陥があるが

つまり、二元代表制論で現行制度を理解するのは、曲解の教説である

(2) 首長は代表機関ではない

首長が単身で代表機関になることは有り得るのか？

代表は常に複数の議論を経て意思決定するのが原則

首長・各議員は、公選職として住民の代表ではある＝二元的公選職制

しかし、個々人である公選職が、単独での意思決定を代表として行うことは有り得ない

首長・議員の集合体としての機関＝討議広場としての議会

首長も議会も単独では代表機関として意思決定することは、正当な代表機能ではない

おわりに

首長と議員は異なる利益を代弁しているか？

党派性は同一：平均利益 vs 個別利益

都市部(人口重心) vs 郡部(定数不均衡があるとき、大選挙区・小選挙区混淆)

党派性を創出？：比例代表制？ 比例代表制の非現実性、全県的な大選挙区制・中選挙区制

保守一党支配体制である限り、ほとんど制度論として何を議論しても無意味(「権威主義市場経済」)

以上

意見発表レジュメ

立命館大学 駒林良則

2019年7月12日

I はじめに一近時の地方議会をめぐる状況認識

○地方自治法の議会関係規定に関わる累次の改正によって、自治体議会の自由度は高くなった。それに呼応した各議会の改革も一定の成果がみられる¹。

しかし他方で、市町村議会を中心にした議員定数減・報酬減等によって、監視機能等の議会機能が低下してきているのではないかな。

○『町村議会のあり方に関する報告書』（平成30年3月）で、現行の議会制度のほかに、集中専門型議会と多数参画型議会という選択肢が提示されたが、これは——その内容はともかく——これまでの画一的な議会制度を変えることを意図しているといえる。言い換えると、これまでの画一的な議会制度が限界を迎えていることを意味するのではないかな。

なお、上記報告書において、集中専門型議会で示された「専門議員」と、平成17年3月の本研究会中間報告『今こそ地方議会の改革を』で提起された「公選職」という議員の位置づけとはどのような関係になるのか。いずれにしても、議員の位置づけの新たな議論は不可避といえよう。

○以上のような状況を踏まえると、自治体議会に共通して議論できる課題と、議会の規模の違いを踏まえて議論すべき課題がある。

○以下では、会派と議会事務局を対象を絞って報告する。

II 会派について

1 地方自治法における議会関係規定について（内田委員報告を受けて）

○地方自治法には、議会の活動目標といった自治体のなかでの議会の位置づけを示す規定がない²。地方分権改革の進展によって、議会の位置づけの不明確さが浮き彫りになったといえるのではないかな。

¹ 議会改革は小規模議会が先導的になされてきたが、改革メニューのなかには都道府県議会にマッチしないものもあるため、これまでの都道府県議会の議会改革をどのように評価すべきは難しい面がある。

² 地方自治法制定当時には、その必要性は認識されなかったといえよう。

○地方自治法の議会関係規定にこうした欠缺があることについて、各自治体（議会）が自らの自治組織権及び議会の自律権に基づいて、当該事項を法形成することができると解すべきである。

2 地方自治法における会派の定めについて

○上記 1 を前提にすると、地方自治法に十分に示されていない「会派」の内容を各議会は自律権に基づいて、自ら定めることができる。

○他方で、会派については——その定義がないまま——地方自治法 100 条 14 項で政務活動費の交付の相手方として規定されている。同法では会派単位の政務活動費支出の適正さを担保するため、地方自治法は支出報告書の議長への提出と透明性確保のための議長の努力義務が定められているが、政務活動費の不正が横行する状況に鑑みれば、さらに、会派内の会計処理の適正さにまで法定化が及ぶべきではないか。例えば、同費の会計処理報告の公開の義務化、会計責任者の設置義務化など。

➡この取組が進めば、その延長線上に、会派の位置づけ等の法定化が必要になってくるのではないか。

3 会派の法定化について

(1) なぜ会派が地方自治法（及び標準会議規則）に位置づけられていないのか

- ・議会運営の単位は議員であるというのが地方自治法のベースにあるとの見方。
- ・会派は政治信条の一致した議員の任意の集団であり、政党をベースにした会派が中心である。そうした政治的なものに、地方自治法は関わるべきではない？

※会派活動への議会事務局の関わりをどうするか

会派の政党活動と議会内での会派活動が判然と切り分けられるか

VS

大中規模議会では政策形成の議論が会派単位でなされていることに対応して事務局も会派の政策形成をサポートすべきではないか

なお、都道府県議会制度研究会『改革・地方議会—さらなる前進へ向けて—』（平成 18 年 3 月）では事務局の補佐事務が政治的色彩を帯びる恐れがあるため、一般的なルールを定めておくことが難しく、各議会が個別的に事務局の関与規準を設けるべき、とする。

(2) 会派の法定化を必要とする議論

- ・議会運営の単位としての会派の重要性
⇒会派—会派が様々な有り様をもっていることは否定できないが—という存在を公認しなくてよいのか。
- ・政務活動費の交付対象（上記）であること
- ・最高裁判例でも地方議会における会派活動の重要性は是認されている³。

(3) 法定化する場合の規定内容⁴

³ 最高裁平成 17 年 11 月 10 日（第 1 小法廷）判決民集 59 卷 9 号 2503 頁は、「…議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、…」会派の調査研究活動に一定の意義を認めている。

⁴ 前記の『改革・地方議会』では、会派の位置づけについて、議会によって会派活動の実態が異なるため、議会の自主的判断に委ねることが適当とする。

会派の成立要件、会派の議会内の位置づけ、会派と所属議員との関係、会派の会計の透明性 etc.

- cf. 多くの議会基本条例では会派に関する定めが置かれているが、会派の意義、役割および成立要件、議員の会派結成権などである。

4 小括

会派の法定化には、二つのアプローチがありうる。議会運営の中心単位としての会派からのアプローチと政務活動費の交付対象からのアプローチである。

地方議会選挙における比例代表制の導入が主張されているが、仮に比例代表制が実施された場合は、前者のアプローチによる会派の法定化の必要性が高まるといえる。現時点では、後者からアプローチによる会派の定めが現実的であろうか。

Ⅲ 議会事務局について

1 議会事務局の状況と課題

(1) 事務局機能の整理

議会運営を補佐する機能、議会の政策立案・監視の機能を支援する機能とともに、「議会と執行機関との調整的機能」がある。これは、議会と首長の対立状況において調整役としての機能が主として執行部局から期待されるものである。

このほかに、議会改革後、「議会との住民との媒介的機能」が要請されているように思われる。

議会への住民参加が要請されるようになったが、総体としての議会と住民が向き合う場合には、議会と住民とのいわば「接点」としての役割が期待される（しかし、政務活動費不正を背景に、住民からは、議員のための盾となっているにすぎない、と批判的な目が向けられている）。

(2) 議会改革下での議会事務局の状況と課題

- ・議会改革に実行に伴って事務局の負担が増加するが、負担増に対して財政難から現体制で臨むしかない。
- ・議会による政策形成のため有能な職員が確保できたのに、政策条例をつくるなどの機運が議員のなかに醸成されていない。
- ・議会改革に対応する体制の構築には議会事務局間の情報交換も必要である。ただ、事務局職員が自らの議会のことを他言することを嫌がる議員もいる。

(3) 従来から議会事務局がかかえる諸問題

・事務局職員人事の問題

事務局職員の人事権は議長が有しているが、事務局職員の人事の実態は庁内の人事ローテーションの一環にすぎない（もっとも、例えば、佐伯市議会基本条例 13 条 2 項「議長の事務局職員任免権の確認、事務局職員人事に関して長は予め議長と協議すること」の

ような対応もみられるようになった)。

- ・職員意識の問題

「事務局職員は議員のことだけすればいいのだ」という意識が少なからずある。

例) 政務活動費の不正な領収書をめぐり問題

その裏返しとして、「自分は執行部局の職員である」との意識が拭えない職員がいる。

→事務局全体のモチベーションの低さにつながる

- ・議員対応をどうするか

地方自治法上、事務局職員は事務局長を介して議長の指揮命令権に服するが、それ以外の議員と職員との間に指揮命令関係(上下関係)はない。とはいえ、(法の建前は別にして実際における)議員との「距離感」をどうとるかについては、従来から困難な問題として意識されている。

2 課題への対処

(1) 事務局(職員)の意識改革の必要性

- ・事務局職員はいったい誰のために仕事をしているのかの自覚
- ・議会改革が進行するなかで、事務局の果たすべき役割は何かを事務局内で議論することの必要性
- ・事務局職員が議員にきちんとものが言えるように、議員との信頼関係をどう構築するか→職員個人の対応ではなく事務局として対応を意思統一すべきである。

(2) 議員が事務局への意識を変えることも必要である

事務局(職員)に対する**議員の意識改革**なしには事務局改革もなしえない。

事務局職員の心境を考えず、単に議員の世話をするものと思っている議員が少なくない。つまり、事務局職員の持っている専門的能力を存分に発揮させることを考えていない議員が多い。

3 議会事務局の今後に向けての提言

○議会事務局には議員や執行機関への付度? からか、外部に対して必要以上に身構える傾向、言い換えれば「閉鎖性」があるように思われる。これを打破しないと、執行機関の職員が活躍できるとする異動先としての議会事務局にはなりえないように思う。

○議会事務局の充実強化は、今次の議会改革でも提言され、一定の成果もみられる。議会事務局の充実が議会機能の向上に不可欠であるとするならば、地方自治法において市町村議会も議会事務局を必置とすべきであろう(議会事務局には共同設置が認められている)。また、それによって「書記(長)」(地自 138 条 3 項以下)という職名? も不要になろう。

<補論 第二議会構想について（要約）>

以下は、「議会事務局研究会」内の「第二議会構想プロジェクトチーム」が議論している構想であるが、まだ検討段階であり、現在までの議論を要約する形で示すことにする。

第1 はじめに～本構想の位置付け

本構想は、現行の議会（以下「現議会」という。）に加え、自治体の条例により第二議会という新たな議会を設けることを提案するものである。ただし、1,700余りある自治体において、この提案に従って画一的に導入すべきと主張するものではない。これまでの議会改革の実践や提案を否定的に論じるものではない。仮に第二議会を設置するとしても、その位置付けや役割、議員の地位や選出方法等については多様な考え方があり、これらを否定するものではない。

第2 第二議会の設置を構想した理由

政治について耳にする話の多くは、次のようなものである。政治には、権力闘争が付き物で、そんなどろどろした世界に関わりたくない。そんな世界に身を置く議員は目立ちたがりで、世間離れした変わり者ばかりだ。そうでないと議員は務まらない。議員と親しく付き合うと、周りから変わり者と見られるので、できる限り議員には関わらないようにしている。このため、たとえ政治に関心があっても、議員とは距離を置いている人が数多い。

また、少数ながらも、政治に強い関心があり、議員になりたいという意思を持っている人がいる。その人が安定した常勤職に就いていれば、これを続けながら政治活動をするのは困難である。休職し、又は辞職するしかない。選挙に落選したとき又は議員の職を辞したときに、復職が保障されているわけではない。よって、生活の安定を優先して考える限り、議員を目指すことを躊躇せざるを得ない。

政治から距離を置く人がいる。また、議員になりたいと考えながらも、挑戦するまでには至っていない人がいる。このような人がいる原因の多くは、どちらかと言えば、議員個人の資質又は議員になりたい人の置かれた環境若しくは意欲よりも、現行の制度の方にあるのではないかと感じている。現議会の議員よりも立候補しやすく、選挙運動の制約が少なく、議員の職を務めやすくすれば、これまで議員を目指すことに躊躇していた人の中から挑戦しようという気になる人が出てくるに違いない。

そこで、新たな制度を設け、議員になることができる機会を拡大し、ひいては政治が身近なものになればと考え、提案するのが、本構想である。

第3 第二議会の設置により期待される現議会への影響

単に、議員の数が増えただけで、第二議会が現議会と瓜二つにしか見えなければ、第二議会を設置する意義はない。これを設置する以上は、現議会とは異なった制度の下で選挙が行われ、議会が運営される必要がある。そのような第二議会での審議の経過及び結果が、現議会における審議において考慮され、又は参考にされざるを得ないような工夫ができれば、第4で述べるとおり、たとえ第二議会の議決に法的な効力がなくても、第二議会を設置する意義がある。

また、第二議会において、何らかの成果を上げることができれば、現議会の議員の選挙制度並びに現議会の制度及び運営の改革の参考になるに違いない。

第4 第二議会とは

1 設置の可否

憲法第92条の規定（「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」）から、自治体に新たな機関を置くには、法律の定めが必要で、当該法律に根拠がない条例では不可能との考え方がある。

しかし、そのような考え方は、ドミナント・ロジック（dominant logic 支配的な論理（北川正恭氏のいう固定観念、思い込み）である。地方自治の本旨の一つである団体自治に基づき、法律に規定されていないことを条例で加えることを禁止しているとまではいえないと解釈されるべきである。

2 第二議会の議決の効果

とはいえ、法律で規定された手続を経て発生する効果を妨げるような規定を条例で置くことまでは、許されないと解される。例えば、現議会の議決を経るべき条例や予算について、これらが可決成立するには第二議会の議決も要すると規定することは、法律で定められた効果の発生を阻害することになるので、違法であると解される。よって、第二議会の議決は、これにより現議会が法的に拘束されることがない事実上のものととどめる必要がある。

事実上とはいえ、その影響力を大きなものにすることは可能である。例えば、重大な政策の是非を問う住民投票の結果や附属機関の答申に対して、首長は拘束されないものの、これを蔑ろにすることは、事実上困難である。これと同様、現議会の議決事項について、条例の規定を根拠に第二議会が関与し、事実上の影響力を及ぼすことができれば、政治的には十分ではないかと考えられる。

事実上の影響力を及ぼす方法として、例えば、第二議会は次のようなことをすることができるようにすることが考えられる。

① 議案を修正する意見を過半数による議決を経て述べる。

② 過半数による議決を経て、第二議会から議案の案を現議会に提出する。現議会の議会運営委員会の議員は、当該案を現議会に議案として提出するか否かを同委員会において諮らなければならないこととする。

3 第二議会の位置付け及びその議員の地位

第二議会は、現議会が行う意思決定をはじめとする権限の行使の妥当性や公正性を担保する役割を担うこととする。よって、第二議会を現議会の附属機関にする*。

議員は、附属機関を構成する者であるから、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する「条例（中略）により設けられた（中略）委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で（中略）非常勤のもの」に該当する。

*附属機関として位置づけるか否かはまだ最終的に合意されない。当初案では、執行機関や議会の附属機関としな
いとされていた（附属機関とすることで第二議会やその議員の位置づけも収まりがよいが）。

4 第二議会の役割

第二議会での審議の経過及び結果は、結論に至る経過に厚みを持たせるという点で、現議会での意思決定（議決）を補完するものである。第二議会には、この点に力点を置いていることに、その存在価値がある。したがって、第二議会での自由闊達な議論は必須である。とりわけ、現議会では、支持者である利害関係者の意向や会派内の意思決定に各議員が拘束され、各議員又は各会派の意思を示す場にとどまり、討議とはなっていない（討議に見せているに過ぎない）ときは、第二議会での審議の重要性が増す。そのため、第二議会での自由闊達な議論の実現を担保するため、会派制を採用しない。

また、第二議会での審議をより一層活性化させるため、住民とのワークショップやSNSを利用した掲示板での意見募集を採り入れるなど、現議会では実施されていない議会運営を行う。このように、審議を可視化し、住民との対話の場を作り、論点や争点を明確にしながら、利害関係者や住民と共に審議を進める。

5 現議会への影響

第二議会において4で述べた議会運営がされれば、現議会は、第二議会での審議の経過及び結果を考慮せざるを得ず、その結果を否定する結論を容易に出せなくなる。

第5 第二議会の選挙

1 選挙人

現議会の選挙と同じとする。

2 被選挙人

総じて見れば、現議会の議員の多くは、比較的高齢の男性である。そして、これを支持する者は高齢者であり、「シルバー民主主義」とも呼ばれるようになっている。そこで、第二議会には、高齢者を除くとともに、女性の割合を高めた構成にし、民主主義の裾野を広げたい。

具体的には、

- ① 被選挙権は、満18歳から満50歳までとする。首長及び現議会の議員を除き、公務員を含め、誰でも可能とする。ただし、乱立を避けるため、立候補の際は供託金（例えば、5万円）を納めさせる。
- ② 男性と女性の割合の不均衡を是正するため、同一性の数が最低4割以上となるようにする（ただし、立候補者の男女比に偏りがあるため、この条件を満たし得ない場合を除く。）。なお、LGBTの証明があれば、証明が出た性で立候補が可能とする。

3 選挙運動

(1) 規制

公職選挙法で定める規制を一切しない。ただし、選挙日の前日までの収支（相手方の氏名も記述する。）を当該収支があった日の翌日の正午までにインターネットにより公開しなければならないこととする。

支出の中に金品の供与があれば、その事実（供与を受けた者の氏名を含む。）が明らかとなる。これは、金品の供与を推奨するのではなく、抑止効果をねらったものである。

また、金品の供与を含めた全ての収支を公表させることにより、これまで選挙に無関心であった人たちに対して「候補者のSNSを見てみよう」、「マニフェスト等の情報発信の内容も見てみよう」という気持ちにさせることが期待できる。

(2) 公費による支援

選挙運動に係る公費の支出は、自治体の広報紙に1回だけ候補者の広報を載せることを除き、一切しない。よって、ポスターの掲示板も設置しない。

4 選挙日等

選挙管理委員会の事務負担の軽減のため、現議会と同じ日とする。

選挙区、定数及び任期は、現議会と同じとする。ただし、選挙区については、何らかの単位で複数の選挙区に分けるという方法があっても良い。

第6 第二議会の運営

議会運営については、できる限り公費の支出増並びに執行機関及び議会事務局の負担増を回避する仕組みとする。

1 会期

通年又は現議会の会期に合わせる。

2 開会日及び議場

平日の晩又は休日に開会することを原則とする。よって、現議会と同時に開催されることはないの
で、審議する場所は、現議会と同じ場所とする。

3 議会への出欠及び審議内容

情報通信技術を活用して記録し、審議内容を含め、全て公開する。

4 審議の対象及び方法

全ての議案を審議する必要はなく、審議する議案をその都度決定できることとする。

委員会の構成は、自由とする。

議案については、原則として、現議会よりも先に審議を行い、議決をする（議決に法的な効力はな
い。）。

執行機関の答弁者は、役職を問わず誰でも良いこととする。

経費の節約のため、タブレットを使用し、紙を使用しない(議員個人が印字して持参することは可)。

また、執行機関に対峙して議会で議論できることを担保するため、執行機関に対して、第二議会の
議員から資料要求があれば情報公開条例による手続によることなくこれに応じる義務を課すとともに、
第二議会に出席する義務を課す。

5 第二議会の事務

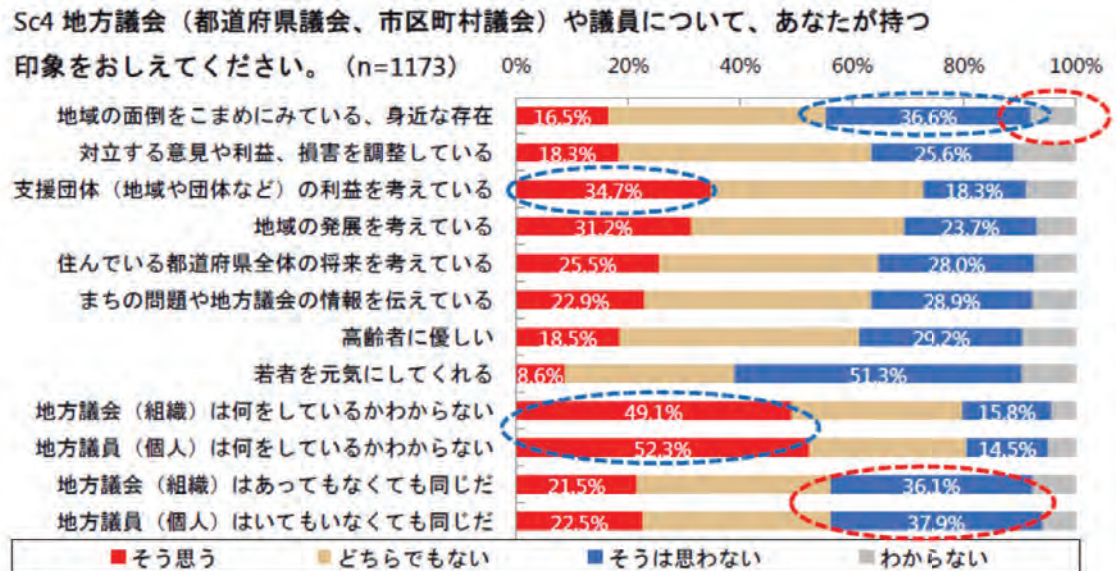
現有体制で議会事務局が第二議会の事務も担うことは困難である。そこで、その事務の一部（庶務
や計理）を民間企業に委託する。

「議会の成果主義」をめぐって—議会像・議員像の更新は可能か

龍谷大学 土山希美枝 kimiet@policy.ryukoku.ac.jp

1) 議会・議員と市民の間にあるもの

は、「無理解」である。（大勢は／現在のところは）

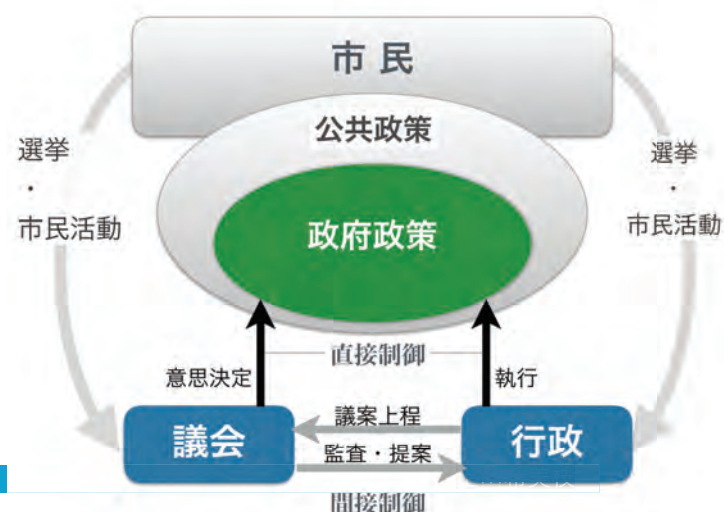


早稲田大学マニフェスト研究所 議会改革調査部会LM地議連 「統一選 政策ビラ解禁に向けた 議会イメージ・政策型選挙調査」
2018年7月のインターネット調査結果（http://www.maniken.jp/pdf/i8o822seisaku_cihougikai_research.pdf）より

- 自治体議員像、自治体議会像の「本来」と「現実の動揺」
 - 「政策議会」（神原勝 2019）としての議会、それをになう議員という「本来」（後述）
 - 「追認機構」（神原勝（広瀬他2016））としての議会、地域への（トリクルダウン的）利益誘導役としての議員
 - 旧来型議員と議員像が支えてきた「現実」の「動揺」
 - 誘導する政策資源の減少／地域社会の変動の顕現化／「やりがいと実利」の減少
 - 旧来型議員像、議会像の評価の凋落
 - 「議会とは、議員とはなにものか」についての共通認識の動揺と未熟

2) 「議会の成果」とはなにか

- 自治体の役割／成果→自治体〈政策・制度〉の適正制御
 - そのために付託されている議会の権限：（集会的）意思形成＝決断
 - ヒロバ（松下 1991）としての議会
 - 「見える場で議論して決断する」ヒロバの重要性
 - 適正制御とはなにか：「適正」の2



条件「必要不可欠な政策」「効果の高い政策」

- なぜ「議論」か：政策には「所与の正解」がなく、つねに可謬性をもつ
- なぜ「見える場」か：政策資源配分への利害関係者＝市民の「納得」の確保
- 「議会への付託に応える」「議会へ市民の信頼をえる」
 - ▶ 「議会があるから、（行政だけのときより）わがまち（の〈政策・制度〉）はいい状態（に整備されている）」という、実績と評価をえること

議会の5課題（松下圭一（1991）12章）

- (1) 政治争点の集約・公開
- (2) 政治情報の整理・公開
- (3) 政治家の選別・訓練
- (4) 長・行政機構の監視
- (5) 政策の提起・決定・評価

3) 「議会の成果」＝実績を出す

- 「議会の」自律的な政策活動の展開
 - ▶ 直接制御（意思決定）、間接制御（執行にたいする監査・監視）
 - ▶ 議会への〈争点〉流入ルート
 - ▶ 市民ルート
 - 会津若松市議会「市民からの政策形成サイクル」に代表される、市民参加。
 - 陳情、請願（名前を再考）などの市民提案など幅広く設計しうる
 - ▶ 議員ルート
 - 一般質問に代表される。ただし、議員「ひとり」の発想を、委員会、また議会の政策決断にブラッシュアップしていくルートの不足
 - ▶ 行政ルート
 - 現在の議案の9割（市議会）を占める首長提出議案だけでなく、行政評価、総合計画などの行政由来の政策情報によるルート
 - 多治見市／栗山町の総合計画への議会の関与
 - ▶ 個人（議員）思考の産物である政策発想を組織（議会）の提案に変換していくルート
 - ▶ 議員→委員会→議会という議会の政策形成過程の制度化
 - 委員会制度の活用と活性化（芽室町議会、可児市議会）
 - 所管事務調査
 - 予算決算委員会、広報委員会などの「タスクチーム」自治体議会の「政策ルート」の開発と、それを可視化し市民と共有する「議会の成果主義」
 - 「委員長代表質問」
- 「われわれ議会」をつくる「議会自治」の充実
- 「議会の」意思形成をうながす情報、調査、立法の支援

4) 「議会の成果」を周知する

- 「心が折れる議会報告会」にみる、市民との「話し合い」のデザイン不足
 - ▶ 市民との対話の機会の3つの目的が無秩序に複合される傾向
 - ▶ (A) 主権者（＝自治体のオーナー）である市民への報告
 - ▶ (B) 〈政策・制度〉の当事者（オーナーであり、社会のメンバー）である市民の意見聴取

- 特定のテーマについて？不特定の「困りごと」について？
- ▶ (C) 議会や議員についての認知や評価を高める（広報）
- ▶ 「争点×機会」という「話し合いの場のデザイン」の不足
- 「話し合うための話し合い」が可能な「議会と市民との対話の機会」という利点が活かされていない傾向
- 議会の魅力を市民に伝える議会プロデュース
 - ▶ 議会が市民と共有できるコンテンツは「争点」と「議員」
 - ▶ AKB型議会プロデュースと広報戦略の不足

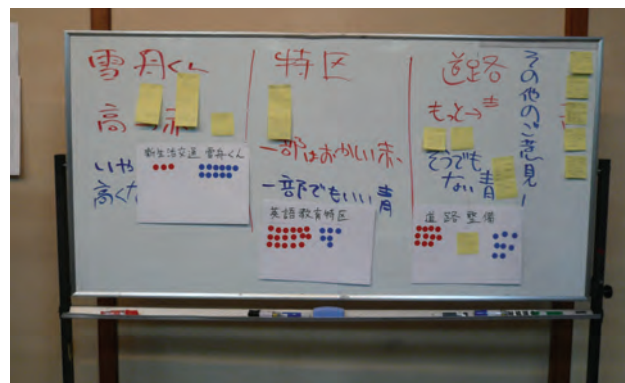
5) 議員像・議会像の更新は可能か

- 大規模議会の議会と議員と会派の関係
 - ▶ 議員と議会の関係
 - ▶ 会派ができること、できないこと
 - ▶ 政策と政治の価値
- 「なり手不足の波」の襲来
 - ▶ 旧来の流入ルートの衰退
 - ▶ 新ルートから人材を確保する「やりがい」と「処遇」
 - ▶ 定数・報酬の問題は定数・報酬の問題ではない
- 都道府県議員固有の事情
 - ▶ 地元自治体とのパイプ役としての県議→都道府県議会の政令市の役割は？
 - ▶ 都道府県全体を鳥瞰する

参考文献

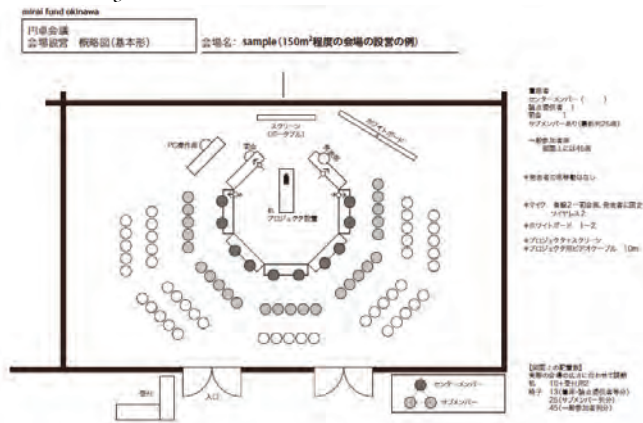
- 神原勝『議会が変われば自治体が変わる』公人の友社、2019年。
- 土山『質問力で高める議員力・議会力』中央文化社。
- 土山『質問力でつくる政策議会』2017年8月、公人の友社。
- 土山編著『「質問力」からはじめる自治体議会改革』公人の友社、2012年
- 松下圭一『政策型思考と政治』、1991年、東京大学出版会、とくに第9章、12章。
- 土山希美枝・深尾昌峰・村田和代『対話と議論で〈つなぎ・ひきだす〉ファシリテート能力研修ハンドブック』公人の友社、2012年。
- 広瀬重雄・西科純・蘆田千秋・神原勝『ここまで到達した芽室町議会改革』公人の友社、2016年、53-57頁。
- みらいファンド沖縄『沖縄式地域円卓会議マニュアル』2013年。

総社市議会報告会（2018:総社市）



沖縄式地域円卓会議と実践例（2017:瀬戸市）

座席図は『沖縄式地域円卓会議マニュアル』みらいファンド沖縄、2013年、21頁。



地方議会改革の方向性

人羅 格（毎日新聞論説委員）

I 地方議会の役割と議員の水準

住民から遠い議会。何をやっているかが見えにくい。わからない。だから存在意義にすら疑問を抱かれる。

では、それほど過去の議員の「質」はよかったのか。

1999年、毎日新聞「土建業議員調査」。25県議会で1割以上が土建業関係者

口きき、目に見えぬ「ボス感」が優先された時代からの脱却が遅れている。全体プレーに慣れていない。

【高度成長、中央統制期】

- ① 自治体の運営自体が中央官僚の敷くルール上にあった。
- ② 首長、地方議会の競争関係は不要
- ③ 地方議会のオール与党化
- ④ 住民とは利益配分の仲介役的存在

【地方覚醒、中央弱体化期】

- ① 中央からの公共事業などのパイの配分の減少
- ② 脱公共事業など自立的政策形成のニーズ
- ③ 首長によるマニフェストの活用（住民との約束を起点に）
- ④ 首長と住民が直結する傾向
- ⑤ 地方議会の存在感の埋没、政党構成の混乱（中央の余波）

【これからの役割】

- ① 住民代表としての機能の再構築
- ② 「公開」と「熟議」の優位性の発揮 住民参加の担保
- ③ 首長と対峙しあう機能（政策条例、予算修正、基本計画への参画）
- ④ 分権時代に対応した議会改革
- ⑤ 人口減少と低成長に伴う配分、「痛み」への主体的関与

議員・親族が 土建会社役員

当選後、受注倍増も

都道府県議会議員に占める
「土建業議員」の割合
(毎日新聞調べ)



都道府県議会議員で、本人または配偶者など親族がその都道府県の公共事業を受注する土木・建設会社の役員に就いている「土建業議員」の割合は、過半数の25県で1割を超えていることが30日、毎日新聞の全国調査で分かった。公共事業が「地場産業」になっている地方の政治経済の構造を反映したものと見えるが、議員就任後に受注額が倍増したケースや、同族企業に偏って発注されたケースもある。地方議会と公共事業との関係が改めて問われる。

(3面に関連記事)

25県議会で1割超す

本社調査

「土建業議員」については各都道府県の議会事務局でも正確なデータを把握しておらず、毎日新聞は「議員本人または配偶者、親、兄弟、子供がその都道府県の公共事業を受注する土木・建設会社の役員に就いている(実質オーナーを含む)」現職議員について、全国の地方機関を通じて資産報告書などから判明した分を抽出した。構成比率の分母は、議員定数ではなく、欠員を除いた現時点の実数とした。

「土建業議員比率」が高いのは、地域経済が公共事業に依存しているところが多く、青森、群馬、和歌山、香川、佐賀、長崎の6県が20%以上。

最高は青森38%

なかでも青森県は、50県議員のうち38%に相当する19人が「土建業議員」だった。10%以上20%未満は東北、北陸、関東近県を中心に19県に上り、5%以上10%未満は8県。社会基盤整備が進み、議員数も多い東京都や大阪府など大都市部では比率が低く、5%未満は16都道府県だった。党

派別では自民党系など保守系議員が多数を占めている。都道府県全体では2824議員のうち、260人、9・2%だった。公共事業と地方議員との関係について地方自治法などでは兼業禁止規定を設け、議員や首長が建設会社の役員に就任して、その自治体からの請負額が半分を超えていた場合は失職すると定めている。しかし、

親族が就任している場合は何の規定もなく、独自に厳しい政治倫理条例を制定する自治体も増えている。政府は景気回復のため、今年度の第3次補正予算で計上した補助事業の都道府県負担分を早期に予算化するよう要請しており、都道府県は2月までにはすべて応じる見通し。不況時には公共事業も拡大する傾向にある。【地方自治取材班】

Ⅱ 無投票当選の増加といわゆる、なり手不足

◎ 無投票当選の増加傾向 今回も加速

- ・ 一般市議選 294のうち11選挙が無投票
福井県敦賀市（定数24） 戦後初めて無投票に。
- ・ 町村議選 93町村、988議員が投票を経ずに当選。総定数4233に
対して23.3%。過去最高を更新。
- ・ 欠員 8町村議員選挙で発生。前回に比べ倍増。欠員が定数の6分の
1を上回った場合は再選挙になるため定数削減の例。
- ・ 道府県議選 総定数2277のうち612人が無投票で当選。
全体比率は26.9%と前回より5ポイント増加。
★ 何と町議選より割合が高い。

町村議員選と道府県議選では分離して考える必要性。

- ・ 道府県議 選挙区の構造が影響しているのは明らか。
都道府県議 小選挙区した場合がたどる道の警鐘
政党化をするのであれば、比例代表が順当では
 - ・ 一般市区議 「大選挙区型」が出馬の阻害要因になっている可能性
 - ・ 町村議 兼業を前提にしている中で、報酬、年金などのアプローチをすること
にどれほど効果があるかは疑問。
- ★ ① 給与、年金問題は「無投票当選」「なり手不足」とは区別して考えるべき。
② 都道府県、市議の無投票当選は選挙制度の在り方の議論が不可欠。（中選挙区化、
ないし比例代表制化）
③ 町村議会 夜間、休日運営による兼業可能化（長野県喬木村）

平成 31 年統一地方選挙における道府県議会議員選挙の無投票当選者数

	1 人区	2 人区	3 人区以上	合計
無投票当選者数	204	232	176	612
当選者数	372	600	1,305	2,277
当選者数に占める 無投票当選者数の割合	54.8%	38.7%	13.5%	26.9%

(事務局調(速報))

(参考) 平成 27 年統一地方選挙における道府県議会議員選挙の無投票当選者数

	1 人区	2 人区	3 人区以上	合計
無投票当選者数	192	196	113	501
当選者数	390	598	1,296	2,284
当選者数に占める 無投票当選者数の割合	49.2%	32.8%	8.7%	21.9%

(事務局調)

Ⅲ 改革の方向性

- ① 住民との距離を縮める（住民参加）
- ② 情報を開示する（情報共有）
- ③ 「成果」にこだわる（機能強化）
- ④ 人材を多様化させる。

A 議会の住民代表としての優位性を制度的に担保する

★ 議長の議会招集権と専決処分の原則廃止

2012年「阿久根ショック」で地方自治法改正

- ① 議長による臨時議会の招集要求に首長が応じない場合は議長の招集権を認める。
- ② 専決処分の対象から副知事、副市町村長選任を除外。
これをさらに進め
- ① 議長による招集権を認める
- ② 行政にきわめて重大な支障が生じるようなケースを除き専決処分を廃止
というようにできないか。

★ 議員提案条例で「首長との予算調整権」との関係を法律で規定する。

議員提案条例は件数は増えても内容的には不満。

たとえば、議案提案を受けて首長が要請した場合、議長との協議をルール化。

それでも意見が合わない時は議会優先

B 住民による直接参加の道を広げる（議会を超す民意による刺激）

★ 拘束力ある住民投票の法制化

片山善博総務相時代にお蔵入りした（はこ物など大規模公共施設の是非に関する住民投票の結果について、法的拘束力を持たせる）の再検討。

当時は知事会など地方側が難色。

★ 小規模町村における、条例による住民総会の活用

議会に代わるものでなく、条例に基づき開催。首長、議会の住民対話の場とする。
（共同体確認の場として）

C ★ 会議録の公開は義務付けを いまだに200程度の議会が非公開

IV 政務活動費問題

イメージ低下要因、不信の代名詞となっていることを議会はもっと認識すべき

毎日新聞の掲載記事数（地方版含む） 2012年8月以来、2882件
「号泣事件」（2014年7月）以降、一気に記事増加
5年間、1855日で2721件の記事が掲載。

政策の調査研究のため2001年に政務調査費が制度化。

2012年の法改正で政務活動費に名称が変わり、使い道も「その他の活動」に広がる
（住民相談会の開催費や陳情の旅費などに使える）。

活動内容は条例で定める。政党活動や選挙活動に使うのは不適正。

議会側の被害者意識

- ・ 国会の立法調査費との不公平さ
 - ・ メディアによる集中的報道
 - ・ 市町村と都道府県議会における金額の格差
- ◎ 特に都道府県議会、大都市議会は全国の市町村議会にかかる迷惑をもっと自覚すべき。

- ★ ① 使い道について、より具体的な規定が必要
（海外視察は除外など。特に政党活動との境目が問題化しやすい）
 - ② 金額 月額30万円が上限
（早大マニフェスト研究所調査 30万円以上が50団体）
 - ③ 領収書、会計帳簿、収支報告書の3点は公開義務付け（いまだに1割前後が非公開）
領収書はネット公開をできれば義務付ける（現状は25%）
 - ④ 事後精算、会派支給の推進
 - ⑤ 都道府県、政令市は第三者によるチェック体制
- ★ 地方議員の政策調査をサポートするシンクタンクの整備
都道府県議長会、市議会議長会、町村議長会共同の「調査局」整備を
（プロパー職員と各地方議会事務局の出向職員で構成）

政活費 ネット公開で抑制

本紙調査 49自治体の7割

地方議員に支給される政務活動費の領収書をインターネット上に公開した自治体で、政務活動費の執行率が低下する傾向にあることが毎日新聞の調査で分かった。全国の都道府県と政令市、中核市の121自治体を調査したところ、49自治体が領収書をネット公開しており、このうち約7割の34自治体で政活費の執行率が下がった。誰もが監視できるネットへの領収書公開が不正受給の抑止力となり、政活費を使い切る意識が薄れているとみられる。

【西嶋正法】

使途透明性向上

毎日新聞が9月、47都道府県と20政令市、54中核市の議会事務局にアンケートを実施。全121自治体の回答をまとめた結果、領収書をネット公開しているのは14都府県と7政令市、28中核市の計49自治体だった。このうち富山県では、

題を受け、2016年度分から領収書をネット公開。16年度の執行率は前年度の87・9%から12・5%低下し75・4%だった。政令市ではネット公開し

ている仙台市や神戸市など7市のうち5市で執行率が平均で8%低下した。このうち神戸市では会派「自民党神戸」(解散)による不正流用が発覚し、15年度分からネット公開を開始。14年度の執行率は98%だったが、15年度から3年連続で90%を下回っている。市会事務局は「ネットで誰でもチェックできる仕組みになり、政活費の使途の透明性が向上した」と話す。

中核市ではネット公開した28市のうち17市で執行率が低下。このうち16年度に領収書の改ざんによる水増し請求などで市議14人が辞職した富山市議会では、16

年度分からネット公開しており、執行率が15年度の100%から37・6%減って下した。山口県下関市でも16年度は62・4%にまで低下している。

ネット公開後に
政務活動費の執行率が
低下した主な自治体

	公開前 の年度	公開後 の年度
＜都道府県＞		
富山県	87.9%	75.4%
奈良県	81.7%	73.9%
分県	82.6%	74.9%
大東	91.9%	85.4%
＜政令市＞		
神戸市	98.0%	88.2%
静岡市	76.2%	67.3%
仙台市	77.5%	68.9%
京都市	88.6%	80.9%
＜中核市＞		
富山市	100.0%	62.4%
那覇市	96.6%	84.5%
下関市	87.4%	77.4%
久留米市	83.4%	75.1%

政務活動費

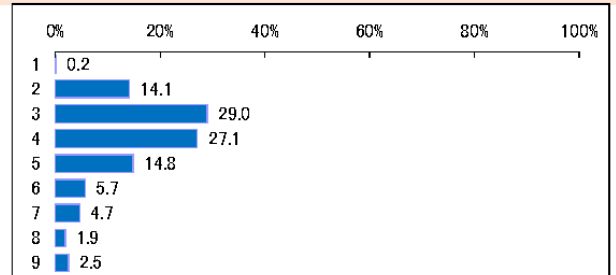
地方議員の政策立案に必要な調査研究活動のため、自治体から議員報酬(給与)とは別に支給される。金額は各自治体が条例で定めており、都道府県では、議員1人当たり月額最高59万円(大阪府)から20万円(徳島県)まで幅がある。「第2の給与」とも言われ、使わなかった分は返還が義務付けられている。

政務活動費について（早大マニフェスト研究所議会改革調査より）

Q10.議員報酬と政務活動費の支給状況を月額にてご回答ください。

1.議員報酬（単位：千円）

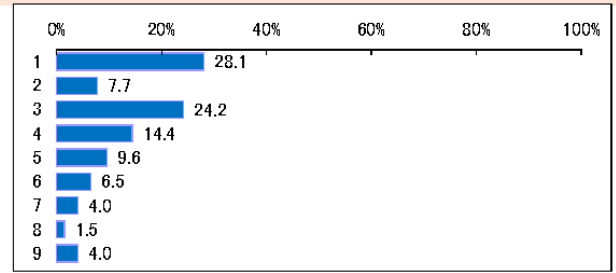
	n	%
回答数	1445	100.0
1 0～99	3	0.2
2 100～199	204	14.1
3 200～299	419	29.0
4 300～399	391	27.1
5 400～499	214	14.8
6 500～599	83	5.7
7 600～699	68	4.7
8 700～799	27	1.9
9 800以上	36	2.5
総数1447: 未回答2	2	0.1



Q10.議員報酬と政務活動費の支給状況を月額にてご回答ください。

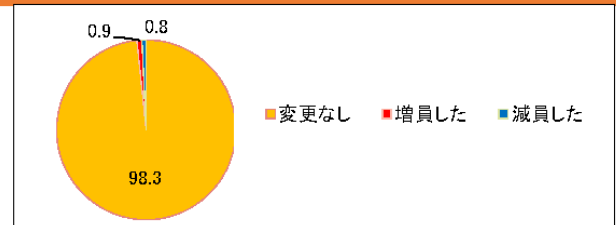
2.政務活動費

	n	%
回答数	1240	100.0
1 支給なし	348	28.1
2 1万円未満	96	7.7
3 1～2万円未満	300	24.2
4 2～3万円未満	179	14.4
5 3～5万円未満	119	9.6
6 5～10万円未満	80	6.5
7 10～20万円未満	49	4.0
8 20～30万円未満	19	1.5
9 30万円以上	50	4.0
総数1447: 未回答207		



Q11.2018年度の政務活動費について、前年度からの増減をお答えください。

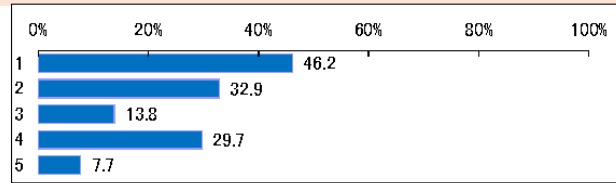
	n	%
回答数	1347	100.0
1 変更なし	1324	98.3
2 増員した	12	0.9
3 減員した	11	0.8
総数1447: 未回答100		



Q20.政務活動費の公開状況について、該当する項目にチェックしてください。

1.収支報告書

	n	%
回答数	1422	100.0
1 ネットで公開	657	46.2
2 紙媒体で公開	468	32.9
3 公開請求があった場合のみ公開 ※2	196	13.8
4 支給なし	423	29.7
5 非公開	109	7.7
総数1447: 未回答25		



Q20.政務活動費の公開状況について、該当する項目にチェックしてください。

2.会計帳簿

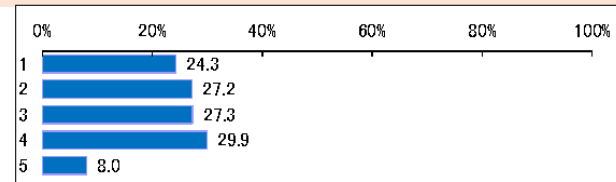
	n	%
回答数	1348	100.0
1 ネットで公開	232	17.2
2 紙媒体で公開	244	18.1
3 公開請求があった場合のみ公開 ※2	313	23.2
4 支給なし	500	37.1
5 非公開	227	16.8
総数1447: 未回答99		



Q20.政務活動費の公開状況について、該当する項目にチェックしてください。

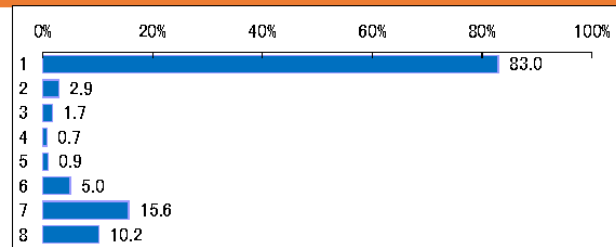
3.領収書

	n	%
回答数	1421	100.0
1 ネットで公開	345	24.3
2 紙媒体で公開	386	27.2
3 公開請求があった場合のみ公開 ※2	388	27.3
4 支給なし	425	29.9
5 非公開	114	8.0
総数1447: 未回答26		



Q21.政務活動費のチェック体制と支給方法について、実施している内容にチェックしてください。

	n	%
回答数	1075	100.0
1 議会事務局によるチェック	892	83.0
2 弁護士によるチェック ※	31	2.9
3 公認会計士によるチェック ※	18	1.7
4 税理士によるチェック ※	7	0.7
5 大学教授などの学識経験者によるチェック ※	10	0.9
6 後払い方式の採用	54	5.0
7 特になし	168	15.6
8 その他の取り組み、補足などあればご記入ください	110	10.2
総数1447: 未回答372		



都道府県議長会研究会

新しい政治参加と新福祉・成長ミックス

眞柄秀子

2019年9月13日

基本的問題意識：低投票率等にみられる民主主義の質的低下

本日の報告：比較政治経済学の視点から民主主義と経済モデルの相互作用に着目し、今日の
問題の背景とその克服可能性を探る

I 先進諸国の新福祉成長戦略

(1) 先進諸国政治経済の枠組み変化

現代の世界的メインテーマ：成長、危機、女性・子供

民主主義の機能不全：議会から広場・街頭へ

- 緊縮政策→国民の疲弊
- 低成長→他者への不寛容
- 格差拡大（トリクルダウンの不発）

従来モデルの限界と新モデルの模索

過去の成長モデル・現在の成長モデル、過去の福祉レジーム・現在の福祉レジーム

ケインズ主義 vs 新自由主義：従来モデルにおける福祉と成長

(2) 新成長モデルとしての社会的投資構想

前提としてのシビアな現状認識

- 先進諸国経済の将来：納税者の数と能力次第
- 先進諸国は知識基盤型経済へと移行
- 福祉推進による経済成長（ケインズ主義と共通）
- 人的資本への投資を重視（新自由主義と共通）

「社会的投資国家」Social Investment State

人的資本形成政策（教育、保育支援、積極的労働市場政策）の経済成長へのインパクト？

↓

2000 リスボン条約以降、世界的に女性・子供の役割が焦点に

社会的投資は、ケインズ主義、新自由主義とどのように異なるのか

- 新自由主義と異なり、セーフティネットの強化が前提
- ケインズ主義と異なり、女性や子供のポテンシャルに投資

主要政策分野：教育政策、積極的労働市場政策、育児支援

社会的投資政策の“PRO”と“CON”

- PRO 成長に寄与、世代間平等、男女間平等
- CON 「女性と子供？」、成果獲得に要する時間、弱者切り捨て？

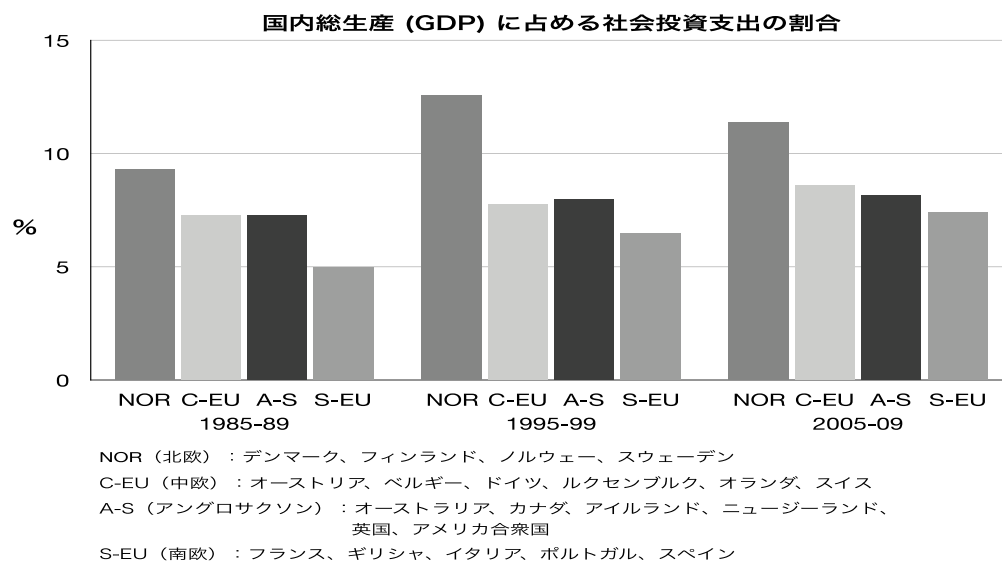
いくつかの制約

- 再分配： 従来型福祉国家に対する強い期待と依存
- 財政再建：政府債務・財政赤字削減の必要性
- 社会的連合形成の曖昧さ（若者・女性との連合は？）
- 女性・子供と社会的マイノリティ（移民など）

聖マタイ効果：持てる者はさらに与えられ、持たざる者はさらに失う

平等：社会的投資は弱者切り捨て？（1）

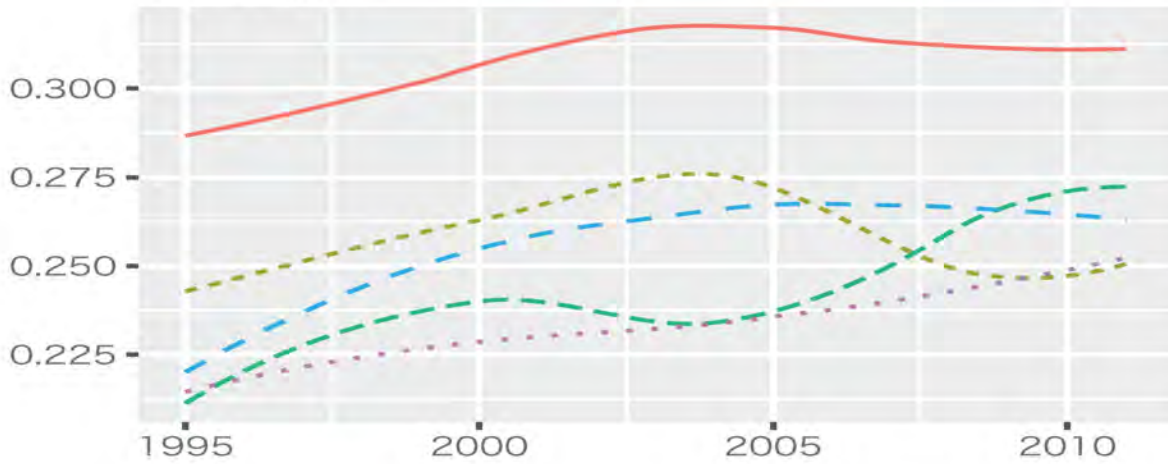
（出典）欧米諸国の社会的投資（van Kersbergen & Kraf [2017: 220] を元に作成



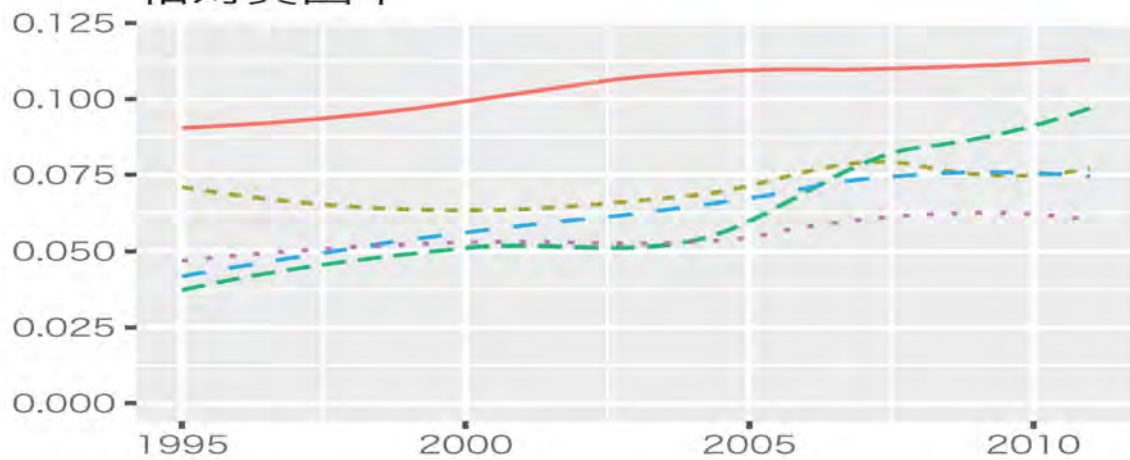
平等：社会的投資は弱者切り捨て？（２）

OECD と北欧諸国における経済格差 1995 年から 2011 年まで（データの出所：OECD）

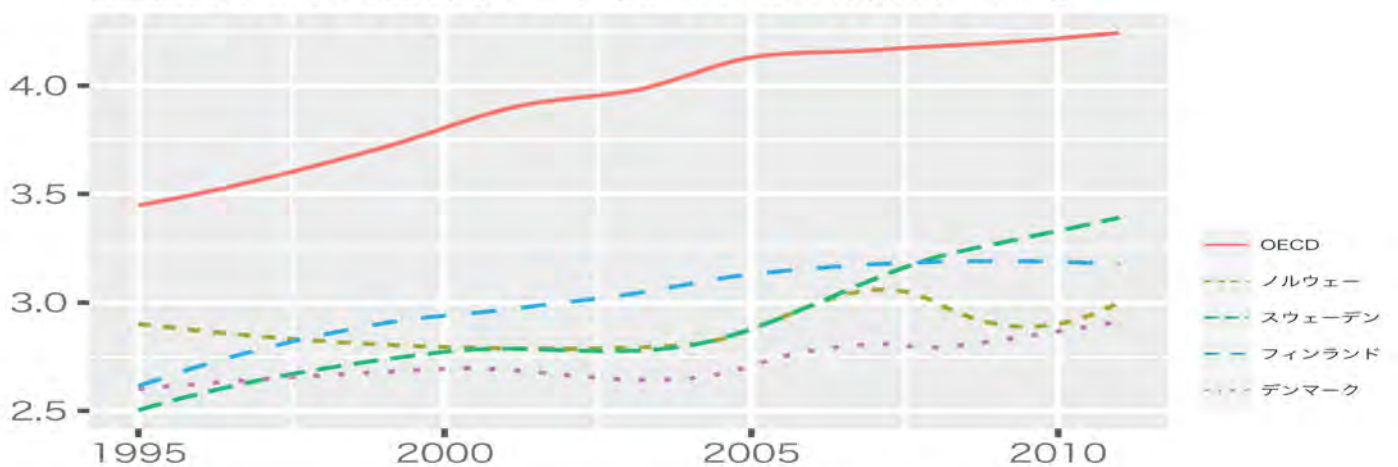
ジニ係数



相対貧困率

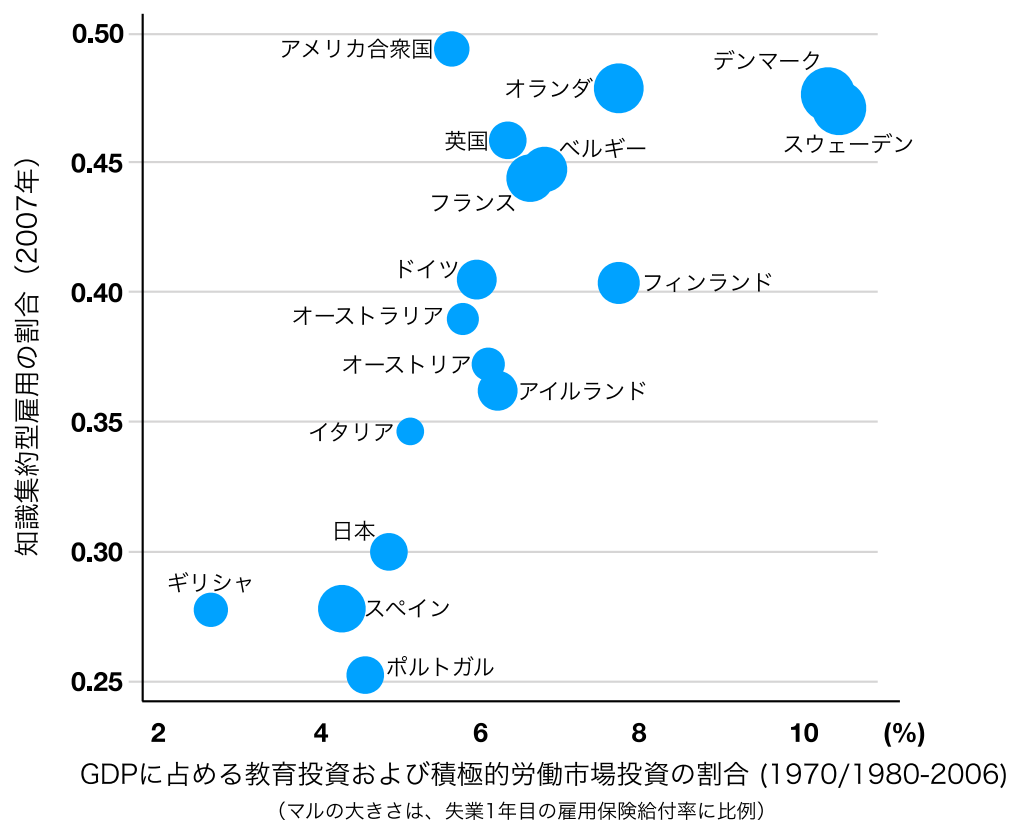


上位10%の所得と下位10%の所得の比



成長：社会的投資は知識基盤型経済への移行に寄与？

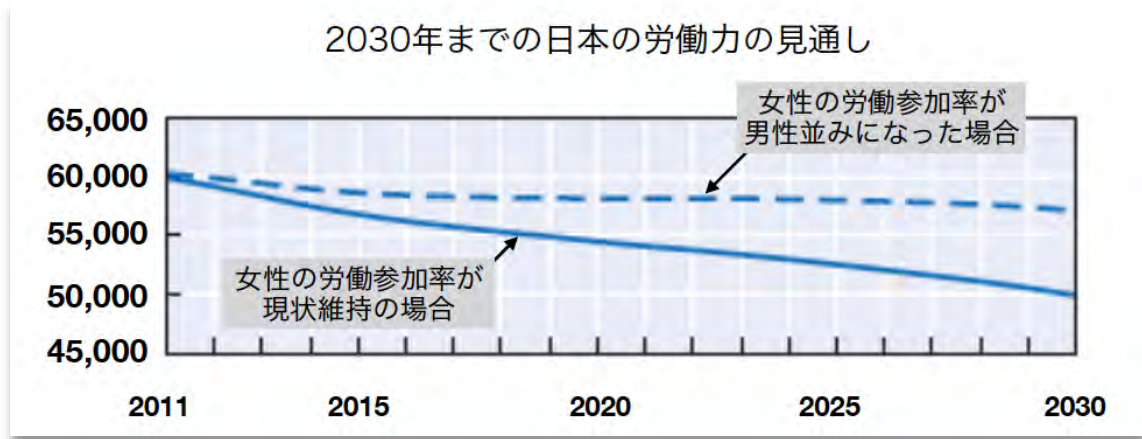
（出典）社会的投資と知識基盤セクターの規模（Drubing & Nelson [2017: 134] を元に作成



女性と子供：

社会的投資は時間がかかりすぎる？

女性の労働参加と日本の労働力（出典：OECD [2012: 28]）



II 日本における社会的投資政策と政治の分析（サーベイ実験）

矢内勇生、マーク・ブラジル、眞柄秀子「いかなるときに有権者は社会的投資を支持するのか」日本学術会議公開シンポジウム『社会的投資はデモクラシーを救えるか』2019年1月30日

先進諸国における社会的投資政策の実態

- 北欧諸国：普遍的福祉国家に追加的な部門として社会的投資を導入
- 英国：社会保障プログラムの代替
- 日本：経済自由化の進展と社会的投資政策の少ない実績

社会的投資に対する有権者の態度

- 高等教育の中産階級の有権者は支持(Gingrich and Hausermann 2015)
- 程度と形式は各国選挙連合のダイナミクスを反映(Hausermann & Palier 2017)

先行研究：

教育政策に対する態度(Busemeyer 2017; Busemeyer, Garritzmann, and Neimanns 2017)

欧州 8 か国における高い支持 (Garritzmann, Busemeyer, and Neimanns 2018)

なぜ日本では社会的投資が低調なのか

他の先進諸国に比べ、日本で社会的投資政策があまり発展していないのはなぜか？

- 需要がない？
- 知られていない？
- 実施されているが、「社会的投資」という言葉が使われていない(Peng 2014)？

→ 社会的投資の効果に関する情報の提供により、有権者の支持が高まるかを検証

仮説：有権者は、以下に示す社会的投資の効果を知らないために、社会的投資政策を支持しない

- 1 経済格差を縮小する
- 2 知識集約型産業に従事できる労働力を増やす
- 3 (社会的投資を通じた) 女性の労働参加の拡大は経済成長を促す

誰が社会的投資を支持するか

- 日本の有権者は、社会的投資に対してどのような立場をとっているか
- どのような有権者が社会的投資を支持しているか
- 社会的投資政策への政府支出を増加させうる有権者の政治連合は形成可能か

サーベイ実験

オンラインで世論調査を実施 (回答者数 1,560)

サーベイ実験：社会的投資 SI の効果に関する情報が SI の支持に与える影響を知りたい

- 回答者を 4 つのグループに無作為に割り当てる
- 1 つの統制群と 3 つの実験群

サーベイ実験結果は、当日、スライドにて提示

III 暫定的結論

危機からいかに脱出するか

有権者の政治参加と新経済モデルの相互関係

- 緊縮と公共投資
- 社会的投資は民主主義を救えるか



住民の議会改革 への関心はなぜ低いか ―首長制と代議制

1

二元制の2つの顔ータデマエ

1. 強市長－議会制
2. 予算編成、人事権、拒否権
3. 議会招集
4. 議会事務局人事
5. 議会予算の統制
6. 露出度の違い
7. マスコミは「3ナイ議会」と表現



2



二元制のホンネー強い議会

1. 強い首長のイメージと弱い子羊を演じる議会
2. 「与党」を必要とする首長
3. 首長のアキレス腱（H27=2015）
 - ◇ 「傷のつかない」首長予算
可決(94%)、修正可決(2%)、否決(0%)
 - ◇ 市長提案の議案
可決(99.3%)、修正可決(0.1%)、否決(0%)

3



首長・執行部の議会対策

1. 議会会期の制限と首長の施策
議会との事前協議、相談、折衝、配慮
2. 有力議員への配慮(予算に組み込む)
→「予期行動」(忖度)
3. 議会リーダーへの遠慮(地雷原の回避)
→「決定のない決定」
4. マスコミの3ナイは「議会力」の反映

4



不透明な議会運営と 変わる地方政治

1. 議会審議の不透明化
(ワサビ抜きのみ)
2. 妥協と折衝の従来型政治の変化
 - ◇ 変わる首長像、変える議会運営
 - ◇ 執行部と対立する議会の増加
 - ◇ ガチンコ勝負の拡大
3. 写り映えする政治の重要性(フォトジェニック)
4. 住民投票型議員の拡大と政治過程の変化

5



広報と政策形成の課題

1. 議会便りの課題
 - ◇ 新聞の折り込み(1.1万部)→購読率の低下
 - ◇ 議会運営の透明化と説明責任のツール
 - ◇ 中身の充実→政策決定の経過と理由
 - ◇ 紙媒体の将来
2. 政策形成をはじめる前に
 - ◇ 既存条例の「洗濯」-アウトカムの重視
 - ◇ 事務事業の点検→避難所、BCP
 - ◇ 既存の政策を廃棄する勇気(高齢者施設)

6



政策形成力の拡大 －インフラの整備

〈立法機能の拡大と継続－後方支援と専門職化〉

1. 議会事務局人事 平均＝市/8.6人 町/2.5
2. 議会附属シンクタンク→識者の支援
[大学、弁護士との関係]
3. 議会人の専門化－法律を知り予算を理解する
4. 文章力を磨く
5. ‘Look Around’(あたりを見渡す)



7



都道府県議会の課題 と政策イノベーション



8



都道府県行政で注目される3つの施策

1. 保健所(犬猫殺処分禁止条例)
2. 児童相談所(役割と責任が不明確→議会の役割)
3. 防災(集団災害医療)→基幹災害拠点病院、災害拠点病院
 - 防災対策の不備
 - 議会の積極的対応→法96条2項(議決事件の援用)
 - 議会の間接的役割
 - 業務継続計画
 - 避難所
 - 災害対策本部

Ⅲ 地 方 議 会 関 係 資 料

1 「地方議会・議員のあり方」関係資料

全国都道府県議会議員数一覧表

(令和元年7月1日現在)

都 道 府 県		定 数	現 議 員 数		
			現 員	男	女
北海道東北	北海道	100	100	89	11
	青 森	48	48	45	3
	岩 手	48	45	38	7
	秋 田	43	43	38	5
	宮 城	59	58	52	6
	山 形	43	43	39	4
	福 島	58	57	51	6
関東東	東 京	127	124	88	36
	神奈川	105	105	86	19
	千 葉	94	94	81	13
	茨 城	62	62	57	5
	栃 木	50	50	44	6
	埼 玉	93	93	79	14
	群 馬	50	50	46	4
	山 梨	37	37	36	1
	長 野	57	57	50	7
新 潟	53	53	47	6	
東海北陸	愛 知	102	102	97	5
	三 重	51	51	45	6
	静 岡	68	68	60	8
	岐 阜	46	46	42	4
	富 山	40	40	36	4
	石 川	43	43	40	3
	福 井	37	37	35	2
近畿	京 都	60	60	47	13
	大 阪	88	88	82	6
	兵 庫	86	86	73	13
	奈 良	43	43	39	4
	和歌山	42	42	39	3
	滋 賀	44	44	37	7
中国	広 島	64	64	61	3
	岡 山	55	55	47	8
	鳥 取	35	35	30	5
	島 根	37	37	34	3
	山 口	47	47	43	4
四国	香 川	41	41	39	2
	徳 島	38	38	34	4
	高 知	37	37	35	2
	愛 媛	47	47	42	5
九州	福 岡	87	87	78	9
	大 分	43	43	41	2
	佐 賀	38	38	36	2
	長 崎	46	46	40	6
	宮 崎	39	39	35	4
	熊 本	49	49	47	2
	鹿児島	51	51	46	5
沖 縄	48	46	41	5	
合 計		2,679	2,669	2,367	302

全国都道府県議会議員職業別一覧表

(令和元年7月1日現在)

都道府県		議員専業	農業、林業	漁業	鉱業、採石業、 砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、 郵便業	卸・ 売・小売業
北海道 東北	北海道	48（ 6 ）	7	－	－	1	－	－	－	－	－
	青森	26（ 2 ）	1	1	－	2	1	1	－	－	3
	岩手	17（ 1 ）	6（ 1 ）	1	－	－	－	－	－	2	3
	秋田	24（ 5 ）	7	－	－	－	2	1	－	1	3
	宮城	37（ 4 ）	3	－	1	2	1	1	－	－	2
	山形	32（ 4 ）	4	－	－	－	－	－	－	－	1
	福島	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
関東 東	東京	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	神奈川	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	千葉	47（ 11 ）	7	－	－	－	2	1	－	2	4
	茨城	23（ 4 ）	3	1	－	8	4	－	－	3	5
	栃木	26（ 4 ）	2	－	－	4	3	－	－	1	3
	埼玉	52（ 13 ）	4	－	－	5	1	－	－	2	7
	群馬	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	山梨	14（ 1 ）	3	－	－	2	2	2	－	－	4
	長野	29（ 6 ）	6	－	－	2	2	－	3	－	4
新潟	30（ 4 ）	2	－	－	7	1	3	1	3	3	
東海 北陸	愛知	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	三重	34（ 4 ）	4	－	－	1	－	－	－	－	－
	静岡	41（ 6 ）	8	－	－	－	3	1	－	－	1
	岐阜	8（ 2 ）	7	－	－	6	5	－	－	1（ 1 ）	2
	富山	10	1	－	1	－	5	－	1	2	5
	石川	14（ 2 ）	1	－	1	5	7	－	2（ 1 ）	1	1
近畿 畿	福井	16（ 1 ）	2	－	－	1	4	－	－	1	2
	京都	51（ 11 ）	－	－	－	－	－	1	－	－	－
	大阪	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	兵庫	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	奈良	26（ 4 ）	－	－	－	－	1	－	－	5	2
	和歌山	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中国 国	滋賀	22（ 5 ）	3	1	－	4	1	－	－	－	3
	広島	41（ 3 ）	2	－	－	3	6	1	－	2	2
	岡山	26（ 5 ）	2（ 1 ）	－	－	5	5	－	－	1	2
	鳥取	14（ 2 ）	7	－	－	1	1	－	－	－	2
	島根	15（ 1 ）	3	1	－	－	1	1	－	－	1（ 1 ）
四国 国	山口	31（ 2 ）	1	－	1	3（ 1 ）	3	－	－	1	1
	香川	26（ 2 ）	4	－	－	1	2	1	－	－	－
	徳島	18（ 4 ）	4	－	1	7	4	－	－	－	－
	高知	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
九州 州	愛媛	30（ 2 ）	2	－	－	3	－	－	－	1	1
	福岡	59（ 8 ）	3	－	1	3	1	－	－	1	－
	大分	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	佐賀	26	9	－	－	－	－	－	1（ 1 ）	－	－
	長崎	24（ 4 ）	3	1	－	－	3	－	1	－	2
	宮崎	11（ 1 ）	12	－	－	－	－	1	－	2	2
	熊本	21（ 1 ）	6	－	－	2	2	－	－	－	2
九州	鹿児島	23（ 3 ）	3	－	－	－	－	2	－	1	6
	沖縄	37（ 5 ）	－	－	－	4	－	－	－	－	3
合 計		1,029（ 143 ）	142（ 2 ）	6	6	82（ 1 ）	73	17	9（ 2 ）	33（ 1 ）	82（ 1 ）

(注)1.()内は女性議員の数で内数

2.福島県、東京都、神奈川県、群馬県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、高知県、大分県は議会事務局で把握していないため、掲載していない。

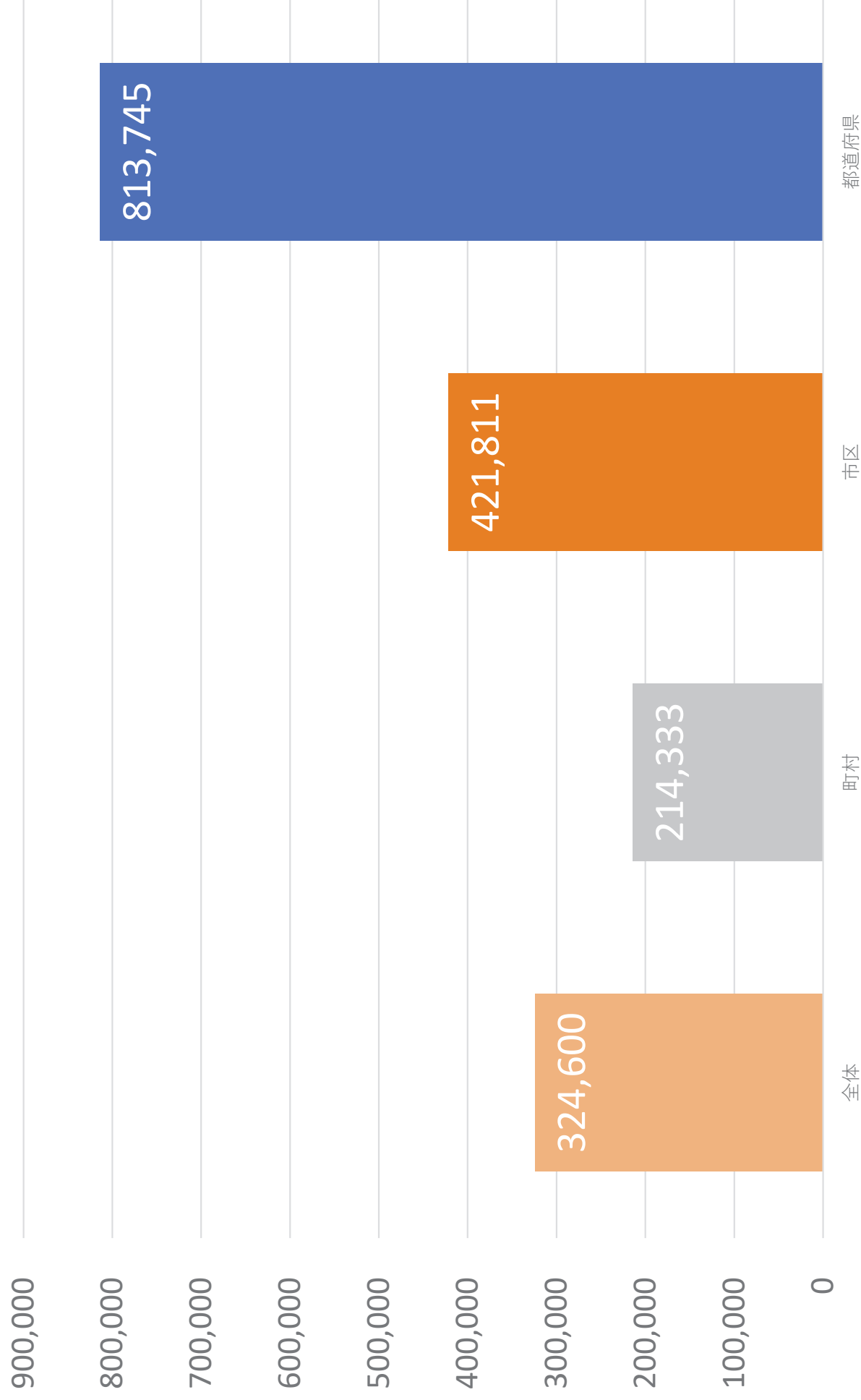
金 融 ・保険業	不動産業、 物品賃貸業	学術研究、専門・ 技術サービス業	宿泊業、飲食 サービス業	生活関連サービ ス業、娯楽業	教 育・ 学習支援業	医療、福祉	複合サー ビス事業	サービス業(他に分 類されないもの)	分類不能 の産業	合 計 (現員)
-	1	1	-	-	1	3 (1)	-	-	38 (4)	100 (11)
1	3	3	-	1	-	2 (1)	-	2	1	48 (3)
-	1	1	1	-	1 (1)	1	1	10 (4)	-	45 (7)
-	-	4	-	-	-	1	-	-	-	43 (5)
-	-	2 (1)	2	-	-	2	-	5 (1)	-	58 (6)
-	-	1	-	1	2	-	-	2	-	43 (4)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	3	5	-	1	3 (1)	4	-	3	11 (1)	94 (13)
-	1	1	2	2	1	4 (1)	2	2	-	62 (5)
-	4	3 (1)	-	-	2 (1)	1	-	1	-	50 (6)
1	6	2	-	-	4	2	-	6 (1)	1	93 (14)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	2	1	3	-	2	-	-	1	37 (1)
-	1	2	1	1	2	-	-	3 (1)	1	57 (7)
-	-	-	-	-	1 (1)	-	-	2 (1)	-	53 (6)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	12 (2)	51 (6)
-	2	3	1	2	1	2 (1)	-	3 (1)	-	68 (8)
3	-	-	1	-	-	1 (1)	-	12	-	46 (4)
-	2	2 (1)	-	2	-	2 (1)	-	7 (2)	-	40 (4)
-	-	-	2	1	-	2	2	3	1	43 (3)
-	-	2	1	1	1 (1)	1	-	1	4	37 (2)
-	1	-	-	-	1	1	-	4 (2)	1	60 (13)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	3	-	-	-	1	5	-	-	-	43 (4)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	3	-	4 (1)	3 (1)	44 (7)
1	1	1	-	-	-	-	1	2	1	64 (3)
-	3	-	-	1	2 (1)	4 (1)	1	3	-	55 (8)
1	1 (1)	1	2 (1)	-	1 (1)	4	-	-	-	35 (5)
-	2	-	2	-	2	4	-	-	5 (1)	37 (3)
-	1	1	1	-	-	-	-	3 (1)	-	47 (4)
-	1	-	-	2	-	1	-	3	-	41 (2)
-	1	-	-	-	-	1	-	-	2	38 (4)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	2	1 (1)	-	-	1 (1)	-	5 (1)	-	47 (5)
-	6	3	1	-	2 (1)	5	-	2	-	87 (9)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	2 (1)	-	38 (2)
-	-	-	2	1	1	7 (1)	-	1 (1)	-	46 (6)
-	-	-	-	-	-	2 (1)	-	9 (2)	-	39 (4)
1	1	-	2	-	2	3	-	2	5 (1)	49 (2)
-	3	-	1	1 (1)	-	9 (1)	-	1	1	51 (5)
-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	46 (5)
11	48 (1)	42 (3)	24 (2)	21 (1)	31 (8)	81 (11)	7	103 (20)	88 (10)	1,935 (206)

地方議会の実態

団体区分		町村	市区								都道府県
人口区分等	人口分布	166人～ 52,081人	5万人 未満	5万人～	10万人～	20万人～	30万人～	40万人～	50万人 以上	指定都市	570,824人～ 13,637,346人
	団体数 (市区内構成比)	927団体	272団体 (33.4%)	256団体 (31.4%)	155団体 (19.0%)	46団体 (5.7%)	28団体 (3.4%)	22団体 (2.7%)	15団体 (1.8%)	20団体 (2.5%)	47団体
	平均議員定数(人)	12.0	17.6	21.1	25.8	31.3	36.7	39.5	46.3	59.1	57.2
議員 1 人当たりの 平均住民数(人)		992	1,939	3,328	5,437	7,896	9,413	11,260	13,477	23,235	47,528
定例会等 平均開催数 (回/年) ※通年会期等 採用団体を除く	定例会	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.9	3.9	4.0	3.8	3.8
	臨時会	2.7	1.4	1.2	1.0	1.1	1.1	0.9	0.8	0.4	0.5
年間平均会期日数(日/年)		42.8	80.5	89.3	94.9	93.8	96.5	97.1	106.0	112.7	111.4
通年会期等 採用団体数	通年会期制 (自治法102条の 2)	24団体	4 団体	3 団体	0 団体	2 団体	0 団体	0 団体	0 団体	0 団体	1 団体
	通年議会 (自治法102条 2 項)	30団体	3 団体	7 団体	3 団体	2 団体	2 団体	3 団体	0 団体	2 団体	0 団体(※)
年間平均 議案件数 (件/年)	全案件数 <長提出> (議員・委員会 提出)	87.7 <81.0> 〔6.7〕	112.3 <103.6> 〔8.7〕	114.6 <104.2> 〔10.4〕	124.1 <111.8> 〔12.3〕	135.6 <123.5> 〔12.2〕	162.6 <147.9> 〔14.7〕	145.7 <130.1> 〔15.6〕	131.1 <120.5> 〔10.5〕	223.3 <199.7> 〔23.6〕	233.6 <199.3> 〔34.3〕
	常任委員会	2.4 【10団体】	2.9	3.3	3.8	4.0	4.5	4.5	5.1	5.7	5.8
委員会 平均設置数 ※設置団体平均 【非設置団体 数】	議運委員会	1 【19団体】	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	特別委員会	2.9 【125団 体】	3.6 【15団体】	3.5 【20団体】	3.7 【9 団体】	4.6 【3 団体】	4.1 【3 団体】	4.0 【1 団体】	6.1	6.7	3.7 【6 団体】
議会事務局平均職員数(人)		2.5	4.5	5.9	8.5	13.1	16.1	18.1	20.1	34.1	40.3
議会事務局の設置 (自治法138条)		任意									必置
議員の資産等公開の義務 (資産公開法 7 条)		－									有
政治献金寄付金控除 (政治資金規正法等)		－									対象
供託金(公選法92条)		－	30万円			50万円			60万円		

※現在(令和元年 7月12日時点)は2団体
出典：【人口】住民基本台帳人口<市区については平成29年12月31日、都道府県及び町村については平成30年1月1日現在>
【議員定数、委員会数】各全国議長会事務局調<都道府県平成27年7月1日、市区平成29年12月31日、町村平成30年7月1日現在>
【事務局職員数】各全国議長会事務局調<都道府県平成27年7月1日、市区平成30年8月1日、町村平成30年7月1日現在>
【会期、議案数】各全国議長会事務局調<都道府県平成26年1月1日～12月31日、市区平成29年1月1日～12月31日、町村平成29年1月1日～12月31日現在>
(令和元年 6月28日総務省「地方議会・議員のあり方に関する研究会(第1回)」配付資料を基に作成)

都道府県議会・市区町村議会議員平均報酬額



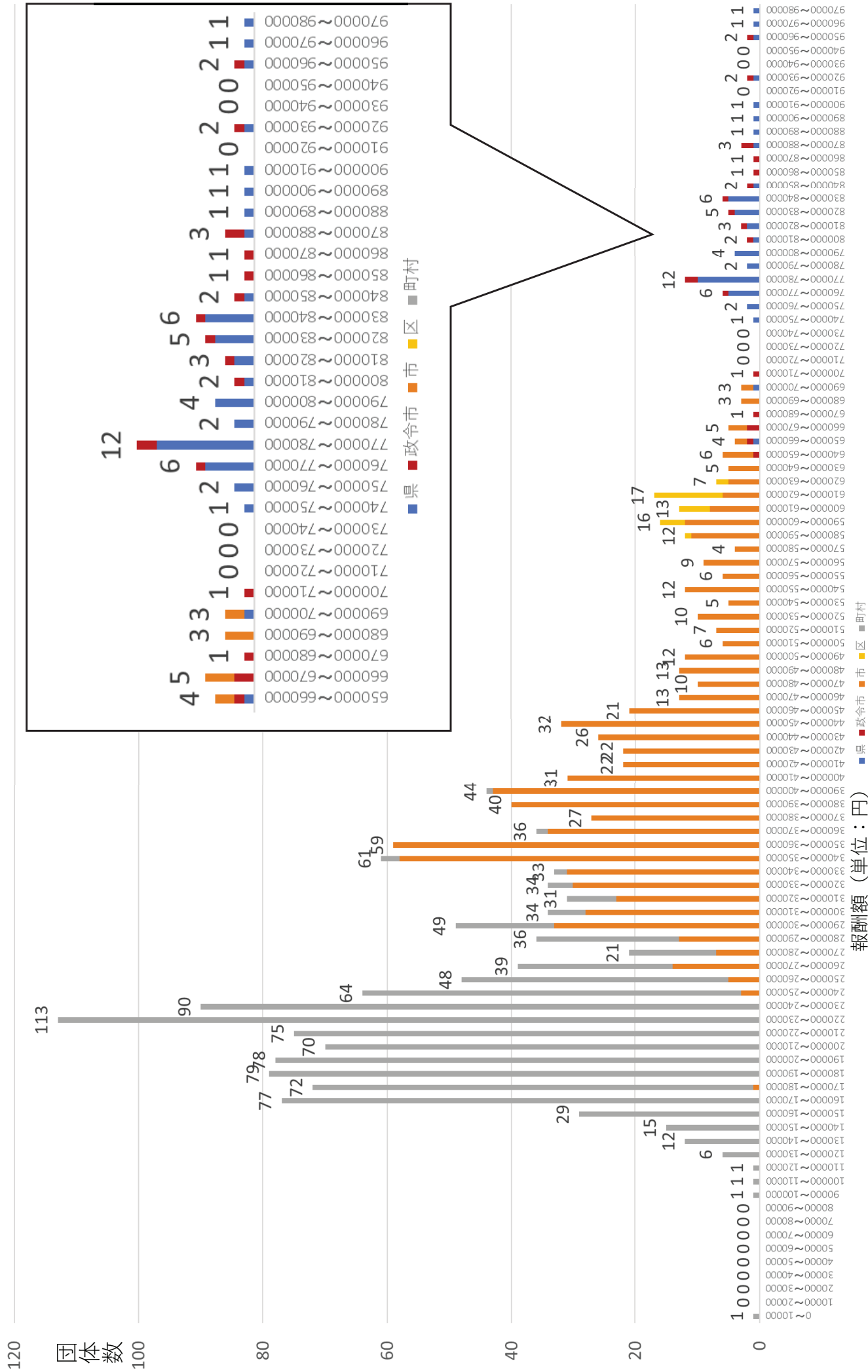
全国都道府県議会議員会長調査 (平成30年4月1日現在)、全国市議会議員会長調査 (平成30年12月31日現在) 及び全国町村議会議員会長調査 (平成30年7月1日現在) に基づいて事務局作成

議員報酬交付額(最高額・最低額)

	平均額	交付最高額 (月額 上位3団体)	交付最低額 (月額 上位3団体)
都道府県	813,745 円	977千円(愛知県) 970千円(神奈川県) 960千円(京都府)	750千円(沖縄県) 700千円(奈良県) 651千円(大阪府)
市区	421,811 円	953千円(横浜市) 930千円(神戸市) 880千円(北九州市、福岡市)	249千円(茨城県行方(なめがた)市) 248.5千円(熊本県阿蘇市) 180千円(北海道夕張市)
町村	214,333 円	400千円(神奈川県葉山町) 368千円(神奈川県寒川町) 367千円(茨城県東海村)	115千円(東京都利島(としま)村) 109千円(新潟県粟島浦(あわしまうら)村) 100千円(東京都御蔵島(みくらじま)村) (参考) 日当30千円(福島県矢祭町)
平均	324,600 円		

全国都道府県議会議員報酬調査 (平成30年4月1日現在)、全国市議会議員報酬調査 (平成30年12月31日現在) 及び全国町村議会議員報酬調査 (平成30年7月1日現在) に基づいて事務局作成

都道府県議会・市区町村議会議員報酬額別団体数



全国都道府県議会議員報酬額別団体数 (平成30年4月1日現在) 、全国市区町村議会議員報酬額別団体数 (平成30年7月1日現在) に基づいて事務局作成

政務活動費の交付団体数及び交付額(最高額・最低額)

	交付団体数	交付最高額 (議員 1 人当たりの月額 上位 3 団体)	交付最低額 (議員 1 人当たりの月額 上位 3 団体)
都道府県	47 / 47 (100%)	590千円(大阪府) 540千円(京都府) 530千円(北海道、神奈川県)	250千円(鳥取県、沖縄県) 200千円(徳島県)
市	697 / 790(88.2%)	570千円(大阪市) 550千円(横浜市) 540千円(京都市)	3千円 (北海道千歳市、長野県大町市、 島根県江津(ごうつ)市)
特別区	23 / 23(100%)	240千円(世田谷区) 230千円(大田区) 210千円(練馬区)	130千円(中央区) 125千円(台東区) 80千円(荒川区)
町村	192 / 928(20.7%)	30千円 (三重県菰野町(こものちょう)、 沖縄県金武町(きんちょう)) 25千円 (福岡県苅田町(かんだまち))	2千円 (群馬県下仁田町、山梨県富士河口湖町) 1千円(千葉県一宮町)
合計	959 / 1788(53.6%)		

(出典：都道府県は全国都道府県議会事務局調<平成30年4月1日現在>、市区町村は総務省「地方自治月報第58号」<平成28年4月1日現在>)
(平成30年4月25日全国都道府県議会議長会「全国都道府県議会事務局長会」総務省説明資料を基に作成)

都道府県議会・市区町村議会政務活動費月額別団体数



全国都道府県議会議長会調査 (平成30年4月1日現在) 、全国市議会議長会調査 (平成30年12月31日現在) 及び全国町村議会議長会調査 (平成30年7月1日現在) に基づいて事務局作成

第13回都道府県議会提要
(全国都道府県議会議長会) から抜粋

(13) 災害時への対応に対する議会における要綱・申し合わせ等に関する調

(平成 27 年 7 月 1 日現在)

都道府県	要綱・申し合わせ等の名称	制定日	内 容	備 考
北海道	北海道議会議事堂消防計画 議会庁舎における緊急地震速報受信時の対策について	15.10.17 23. 7.15	北海道議会議事堂の防火管理について必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図る 緊急地震速報を活用することにより、地震災害への迅速な初動対応を行い、施設の保安並びに議員、職員及び来客者への安全確保を図る	
岩 手	岩手県議会事務局災害対応要領 本会議等開催中に地震等の災害が発生した場合の対応について	11. 1. 4 27. 4.16	県災害対策本部の配備基準に準じ、事務局長をはじめとする事務局職員の配備体制を定めたもの(配備職員に議員は含まれていないこと) 本会議等開催中に地震等の災害が発生した場合の議会運営について、申し合わせたもの	24.5.7 改正
宮 城	各会派代表者会議申し合わせ	19.11.30	・ 県内で震度 6 弱以上 ・ 情報連絡体制の構築 ・ 議員は安否情報を事務局に連絡 ・ 議員による地域の被害状況の把握、救助活動 ・ 被害状況を勘案しながら各会派代表者会議の開催	
山 形	山形県議会事務局危機管理要領	21. 4. 1	「山形県危機管理要綱」に基づき、議会における危機(議員、職員、来庁者等の生命、身体、又は財産に重大な被害を及ぼす、又は議会の円滑な運営に著しい支障を及ぼす事態)の発生時に迅速かつ的確な対応を実現するため、議会事務局の職員が行う具体的な対応について定める	
東 京	東京都議会議会局の災害時応急体制に関する要綱 東京都議会災害情報連絡事務局設置要綱	8. 9.25 13. 2. 2	(目的) 東京都議会の災害時の応急体制に関する要綱第 3 条第 2 項の規定に基づき設置される議会災害対策連絡調整本部事務局に関し、必要な事項を定める (趣旨) 災害時における東京都議会の初動態勢を定める	25.7.5 改正
神奈川	議会災害等対策会議要綱	24. 6. 1	県災害対策本部等との連携の下に、災害等に関する情報の収集及び伝達を行うとともに、災害等応急対策を円滑に推進するため、次に掲げる事項について協議又は調整するものとする。 (1) 災害等の状況に係る情報の収集及び伝達に関すること (2) 災害等応急対策に係る住民の要望の伝達に関すること (3) 災害等応急対策に係る国・執行機関等への提言等に関すること (4) 災害等応急対策に係る取組方針に関すること (5) その他災害等応急対策の推進について座長が必要と認める事項に関すること	神奈川県議会会議規則に「議会災害等対策会議」を位置づけた
千 葉	千葉県議会事務局危機管理者会議設置要綱 議会事務局危機管理マニュアル 千葉県議会災害対策連絡本部設置要綱	15. 2.13 24.10.16	議会における危機(議員、職員及び来庁者等の生命、身体及び財産に大きな損傷を与え、又はあたえるおそれのある事故、事件及び災害並びに議会の円滑な運営に重大な影響を及ぼし、又はおぼすおそれのある事態をいう。)に関し、職員の的確な対応を図るため、議会事務局に千葉県議会事務局危機管理者会議を設置する 議会における危機(議員、職員及び来庁者等の生命、身体及び財産に大きな損傷を与え、又はあたえるおそれのある事故、事件及び災害並びに議会の円滑な運営に重大な影響を及ぼし、又はおぼすおそれのある事態をいう。)に関し、議会事務局の職員が行う具体的な対応について定める 応急時における議員間の速やかな情報の共有や議員相互の連携による効果的な活動を行うこと	
茨 城	茨城県議会災害対策連絡要綱	11. 4.13	災害情報の連絡等、災害対策に関し必要な事項を定める	

都道府県	要綱・申し合わせ等の名称	制定日	内 容	備 考
埼 玉	埼玉県議会の災害時応急体制に関する要綱	9. 3.24	・議長は、知事が埼玉県災害対策本部を設置したときは、直ちに埼玉県議会災害連絡本部を議事堂に設置する ・本部長は議長、副本部長は副議長、本部員は議会運営委員会正副委員長、各会派代表者及び幹事長をもって充てる ・本部事務を補佐させるため、本部に議会災害連絡本部事務局を置く ・議員は、災害が発生したときは、直ちに本部に安否、居所、連絡場所等を報告しなければならない	
山 梨	大規模災害発生時等に関する申し合わせ	19. 6. 7	大規模災害等の非常事態に迅速に対応するため、 1. 東海地震に係る対応 2. 大規模災害発生時の対応 1) 登庁及び安否の報告 2) 各会派代表者会議の開催 3) 情報の提供 について申し合わせ	
長 野	長野県議会災害対策連絡本部設置要綱	25. 3.12	本県において一定規模以上の災害が発生した場合における本県議会の対応について、必要な事項を定めることにより、災害発生後の初期段階における適切な対応に資することを目的とする	
新 潟	原子力発電所の事故内容について連絡する	S62.11.24	原子力発電所に事故が発生した場合、執行部から議長に報告が入り次第、直ちに議長から各会派に連絡し、その後、各議員に事故内容について文書配付することとする	
愛 知	非常配備体制について	12.12.25	災害発生前後における議会事務局の配備体制、愛知県議会災害対策会議の開催等について定めたもの	
	愛知県議会事務局業務継続計画	23. 4. 1	災害発生後の業務立上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図るため、非常時優先業務の選定や資源の配分等について定めたもの	
三 重	大規模地震に関する申し合わせ	16.10.13	大規模地震の発生前後における議員の行動（対応）を、本会議開催中と休会・閉会中に区分して示したもの	19.9.11 改正 24.3.16 改正
	大規模地震対応マニュアル	24. 4. 1	上記申し合わせに基づき、具体的に議員のすべき行動を示したもの	
静 岡	大規模地震に関する申し合わせ	S56.10. 9	大規模地震（県内で観測された震度 5 強以上の地震）の発生等の非常事態に対応するための申し合わせ	27.6.24 改正 (改正内容) 静岡県地域防災計画との整合を図り、東海地震注意情報又は東海地震予知情報発表時にも県議会事務局に災害情報連絡班を設置するよう改正
岐 阜	岐阜県議会災害対策委員会設置要綱	20.10. 8	災害発生に伴う諸対策を効果的に推進するために岐阜県議会災害対策委員会を設置するもの	
福 井	福井県議会危機管理等対応マニュアル	14. 1.25	議事運営上の異常事態に対する対応、議会棟等で発生した災害に対する対応、県下において発生した災害に対する危機管理対応を定めたもの	
兵 庫	危機発生時における議会の対応に関する申し合わせ	25. 5. 7	県内において危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、議会が迅速かつ的確に対応できるように、申し合わせを行った	
奈 良	奈良県議会災害対策本部設置要領	23.10.12	議員間の速やかな情報の共有や議員相互に連携し、効果的な行動を行うことを目的として、災害対策本部を設置する	
和歌山	和歌山県議会災害対策本部設置要領	21.12.17	和歌山県議会災害対策本部は和歌山県災害対策本部と連携し、被災地住民の安全・安心を図り、円滑な復旧対策を推進するため、被災地の現地調査、国等の関係機関への要望活動など、必要な対策を講じる。 また、各議員は大規模災害に備えるため、議員自身の心構えや安否確認、通信手段等の確保を心がけるように申し合わせている。	

都道府県	要綱・申し合わせ等の名称	制定日	内 容	備 考
広 島	広島県議会事務局危機管理要領	25. 9.27	議会における危機（議員、職員、来庁者等の生命、身体及び財産に直接被害を及ぼす、又は及ぼすおそれがある緊急の事態をいう。）の発生時に迅速かつ的確に対処するため、議会事務局の職員が行う具体的な対応について定める。	
香 川	議会事務局危機管理対応マニュアル	15.11	・議事堂で発生した災害に対する対応 ・議事堂内での危機発生時における対応 ・災害に対する危機管理対応	
徳 島	大規模地震発生時の議会対応 徳島県議会災害情報連絡事務局運営要領	24. 3.15 24. 3.15	大規模地震（県内で観測された震度 6 弱以上の地震又は県内に大津波警報が発表された地震をいう。）発生時の非常事態に、迅速に対応するため大規模地震発生に伴い、災害関連情報を収集するとともに、必要に応じ議員へ提供するため	
高 知	南海地震発生時における議員活動指針	25. 3.12	大地震災害に対する議員の行動指針 ・災害発生後 5 日目までの初動期の対応に重点を置いて、正副議長及びその他の議員の役割と取るべき行動を明記	
大 分	大分県議会災害対策連絡協議会設置要領	24. 7. 9	災害が発生した場合において、本県の災害対策に係る危機管理対策特別委員会及び各常任委員会の活動を円滑かつ効率的に行うため、災害情報の収集・共有及び連絡・調整を行うことを目的とする	
長 崎	議会運営委員会申し合わせ事項	S48. 3. 6	閉会中に県内に台風、豪雨、火災等による激甚な災害が発生したときは、議会運営委員会において議会としての対処策を講ずるものとする	
宮 崎	宮崎県議会災害等対策協議会	24. 3.30	大規模災害等の発生に際して、議会としての当面の対応に関する協議又は調整を行うこと	
熊 本	熊本県議会災害対策協議会規程	22. 6.25	協議会は、風水害及び火災等諸般の災害の発生に際し、応急復旧対策の協議、被災地の現地調査、関係機関への要望活動及びその他の対策等に関する協議又は調整を行う	
鹿児島	災害対策協議会設置要綱 災害発生時の緊急対応マニュアル	S42. 7.15 24. 9.18	台風、災害等による災害復旧促進のため調査審議し、必要に応じ全員協議会にはかりその対策を講ずる 災害発生時の県議会並びに議員の役割及び行動等について定めることにより、県議会が、被災状況、要望等を迅速に把握し、早急な復旧・復興対策の推進に資することを目的とする	

2 「議会審議のあり方」関係資料

事務局職員数(最高人数・最低人数)

	設置団体数	最高人数 (上位3団体)	最低人数 (上位3団体)
都道府県	47／47 (100%)	144人(東京都) 74人(北海道) 69人(神奈川県)	23人(鳥取県) 22人(山梨県、島根県)
市	792／792(100%)	70人(横浜市) 53人(名古屋市) 41人(広島市、福岡市)	2人(北海道夕張市、北海道歌志内 (うたしない)市、高知県香美(かみ)市)
特別区	23／23(100%)	25人(世田谷区) 20人(大田区) 18人(中野区、板橋区、 江戸川区)	12人(墨田区、荒川区) 10人(文京区)
町村	921／927(99.4%)	11人(三重県明和町) 8人(北海道東神楽町、 福島県飯舘村)	1人(73町村)
合計	1783／ 1789(99.7%)		

※人数には兼務・併任の職員を含む。

全国都道府県議会議長会調査（令和元年7月1日現在）、全国市議会議長会調査（令和元年7月11日現在）
及び全国町村議会議長会調査（平成30年7月1日現在）に基づいて事務局作成

都道府県議会・市区町村議会事務局職員数別団体数

団体数 職員数(人)	都道府県	市	区	町村	合計
1～5			344	912	1256
5～10			322	1	331
10～15			60	13	74
15～20			35	8	43
20～25		3	13	1	17
25～30		12	7		19
30～35		12	4		16
35～40		7	3		10
40～45		4	2		6
45～50		1			1
50～55		1	1		2
55～60		1			1
60～65		3			3
65～70		1	1		2
70～75		1			1
140～145		1			1

全国都道府県議会議長会調査（令和元年7月1日現在）、全国市議会議長会調査（令和元年7月11日現在）
及び全国町村議会議長会調査（平成30年7月1日現在）に基づいて事務局作成

平成30年定例会及び臨時会における議案数に関する調
(全国都道府県議会議長会)

1 提出者別・議決態様別議案数

(平成30年1月1日～平成30年12月31日)

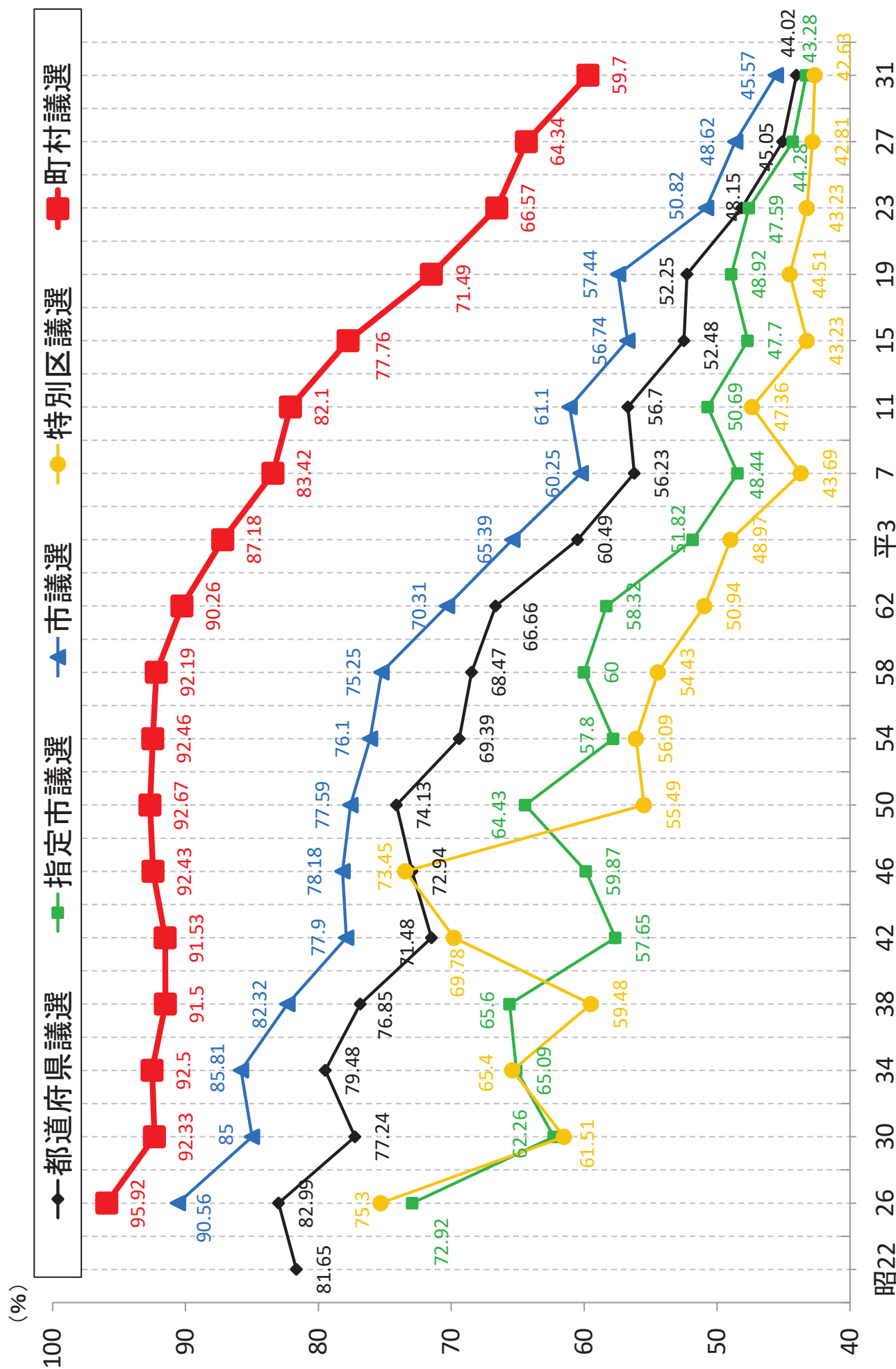
都道府県	知事提出							議員提出						委員会提出						合 計						
	原案 可決	認定 同意 承認	修正 議決	否決	継続 審査	その他	計	原案 可決	修正 議決	否決	継続 審査	その他	計	原案 可決	修正 議決	否決	継続 審査	その他	計	原案 可決	認定 同意 承認	修正 議決	否決	継続 審査	その他	計
北海道	178	13	-	-	-	-	191	21	-	-	-	-	21	8	-	-	-	-	8	207	13	-	-	-	-	220
青森	152	14	-	-	-	-	166	8	-	5	-	-	13	-	-	-	-	-	0	160	14	-	5	-	-	179
岩手	213	21	-	-	-	-	234	-	-	-	-	-	0	50	-	-	-	-	50	263	21	-	-	-	-	284
秋田	214	12	-	-	-	-	226	2	-	3	-	-	5	10	-	-	-	-	10	225	12	-	3	-	1	241
宮城	274	12	-	-	-	-	286	22	-	-	-	-	22	4	-	-	-	-	4	300	12	-	-	-	-	312
山形	186	22	-	-	-	-	208	3	-	-	-	-	3	10	-	-	-	-	10	199	22	-	-	-	-	221
福島	277	16	-	-	-	1	294	34	-	29	13	3	79	-	-	-	-	-	0	311	16	-	29	13	4	373
東京	234	23	-	-	-	6	263	18	-	10	-	-	28	-	-	-	-	-	0	252	23	-	10	-	6	291
神奈川	196	16	-	-	-	1	213	48	-	10	-	-	58	2	-	-	-	-	2	246	16	-	10	-	1	273
千葉	180	7	-	-	-	-	187	20	-	65	-	-	85	-	-	-	-	-	0	200	7	-	65	-	-	272
茨城	144	11	-	-	-	-	155	8	-	10	-	-	18	4	-	-	-	-	4	156	11	-	10	-	-	177
栃木	141	17	-	-	-	-	158	20	-	-	-	-	20	-	-	-	-	-	0	161	17	-	-	-	-	178
埼玉	110	30	3	-	1	5	149	47	-	1	-	-	48	-	-	-	-	-	0	157	30	3	1	1	5	197
群馬	174	30	-	-	-	-	204	-	-	-	-	-	0	12	-	-	-	-	12	186	30	-	-	-	-	216
山梨	126	9	-	-	-	2	137	17	-	-	-	-	17	-	-	-	-	-	0	143	9	-	-	-	2	154
長野	137	11	-	-	-	-	148	38	-	5	-	-	43	2	-	-	-	-	2	177	11	-	5	-	-	193
新潟	154	15	-	-	-	-	169	18	-	9	-	-	27	11	-	-	-	-	11	183	15	-	9	-	-	207
愛知	167	51	-	-	-	-	218	26	-	-	-	-	26	1	-	-	-	-	1	194	51	-	-	-	-	245
三重	195	23	-	-	-	-	218	12	-	2	-	-	14	12	-	-	-	-	12	219	23	-	2	-	-	244
静岡	161	26	-	-	-	-	187	25	-	-	-	-	25	1	-	-	-	-	1	187	26	-	-	-	-	213
岐阜	132	13	-	-	-	-	145	20	-	-	-	-	20	-	-	-	-	-	0	152	13	-	-	-	-	165
富山	152	54	-	-	-	-	206	14	-	7	-	-	21	-	-	-	-	-	0	166	54	-	7	-	-	227
石川	105	27	-	-	-	-	132	24	-	11	-	-	35	-	-	-	-	-	0	129	27	-	11	-	-	167
福井	92	10	-	-	-	-	102	5	-	-	-	-	5	2	-	-	-	-	2	99	10	-	-	-	-	109
京都	131	22	-	-	-	-	153	26	-	50	-	-	76	-	-	-	-	-	0	157	22	-	50	-	-	229
大阪	230	30	1	-	-	1	262	22	-	1	2	-	25	-	-	-	-	-	0	252	30	1	1	2	1	287
兵庫	179	34	-	-	-	-	213	32	-	1	-	-	33	6	-	-	-	-	6	217	34	-	1	-	-	252
奈良	120	16	-	-	-	-	136	18	-	2	-	-	20	-	-	-	-	-	0	138	16	-	2	-	-	156
和歌山	168	16	-	1	-	-	185	16	-	4	-	-	20	5	-	-	-	-	5	189	16	-	5	-	-	210
滋賀	158	33	-	-	-	1	192	10	-	1	-	-	11	17	-	-	-	-	17	185	33	-	1	-	1	220
広島	149	10	-	-	-	1	160	16	-	-	-	-	16	-	-	-	-	-	0	165	10	-	-	-	1	176
岡山	142	20	-	-	-	-	162	-	-	2	-	-	2	8	-	-	-	-	8	150	20	-	2	-	-	172
鳥取	162	20	-	-	-	-	182	8	-	-	-	-	8	1	-	-	-	-	1	171	20	-	-	-	-	191
島根	133	19	-	-	-	-	152	12	-	-	-	1	13	1	-	-	-	-	1	146	19	-	-	-	1	166
山口	121	12	-	-	-	-	133	4	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	0	125	12	-	-	-	-	137
香川	79	15	-	-	-	-	94	23	-	-	-	-	23	-	-	-	-	-	0	102	15	-	-	-	-	117
徳島	140	13	-	-	-	-	153	8	-	-	-	-	8	2	-	-	-	-	2	150	13	-	-	-	-	163
高知	168	37	-	-	-	-	205	20	-	5	-	-	25	-	-	-	-	-	0	188	37	-	5	-	-	230
愛媛	141	27	-	-	-	-	168	16	1	1	-	-	18	-	-	-	-	-	0	157	27	1	1	-	-	186
福岡	154	25	-	1	-	-	180	18	-	4	-	-	22	1	-	-	-	-	1	173	25	-	5	-	-	203
大分	117	23	-	-	-	-	140	22	-	5	-	-	27	-	-	-	-	-	0	139	23	-	5	-	-	167
佐賀	107	10	-	-	-	-	117	17	-	3	-	-	20	-	-	-	-	-	0	124	10	-	3	-	-	137
長崎	137	31	-	-	-	-	168	-	-	-	-	-	0	24	-	-	-	-	24	161	31	-	-	-	-	192
宮崎	131	23	-	-	-	-	154	4	-	-	-	-	4	20	-	-	-	-	20	155	23	-	-	-	-	178
熊本	170	85	-	-	-	-	255	17	-	2	-	-	19	5	-	-	-	-	5	192	85	-	2	-	-	279
鹿児島	107	15	-	-	-	-	122	2	-	4	-	-	6	8	-	-	-	-	8	117	15	-	4	-	-	136
沖縄	166	32	1(1)	-	-	-	199	23	1	-	-	-	24	-	-	-	-	-	0	189	32	2	-	-	-	223
合 計	7,404	1,051	5(1)	2	1	18	8,481	784	2	252	15	4	1,057	227	0	0	0	0	227	8,414	1,051	7(1)	254	16	23	9,765(1)

注1 継続審査の欄は平成30年中に結果が出ず、翌年に継続した議案数である。

注2 ()内の数字は直接請求に基づく条例案で内数である。

3 「投票率の低下」関係資料

統一地方選挙における投票率の推移

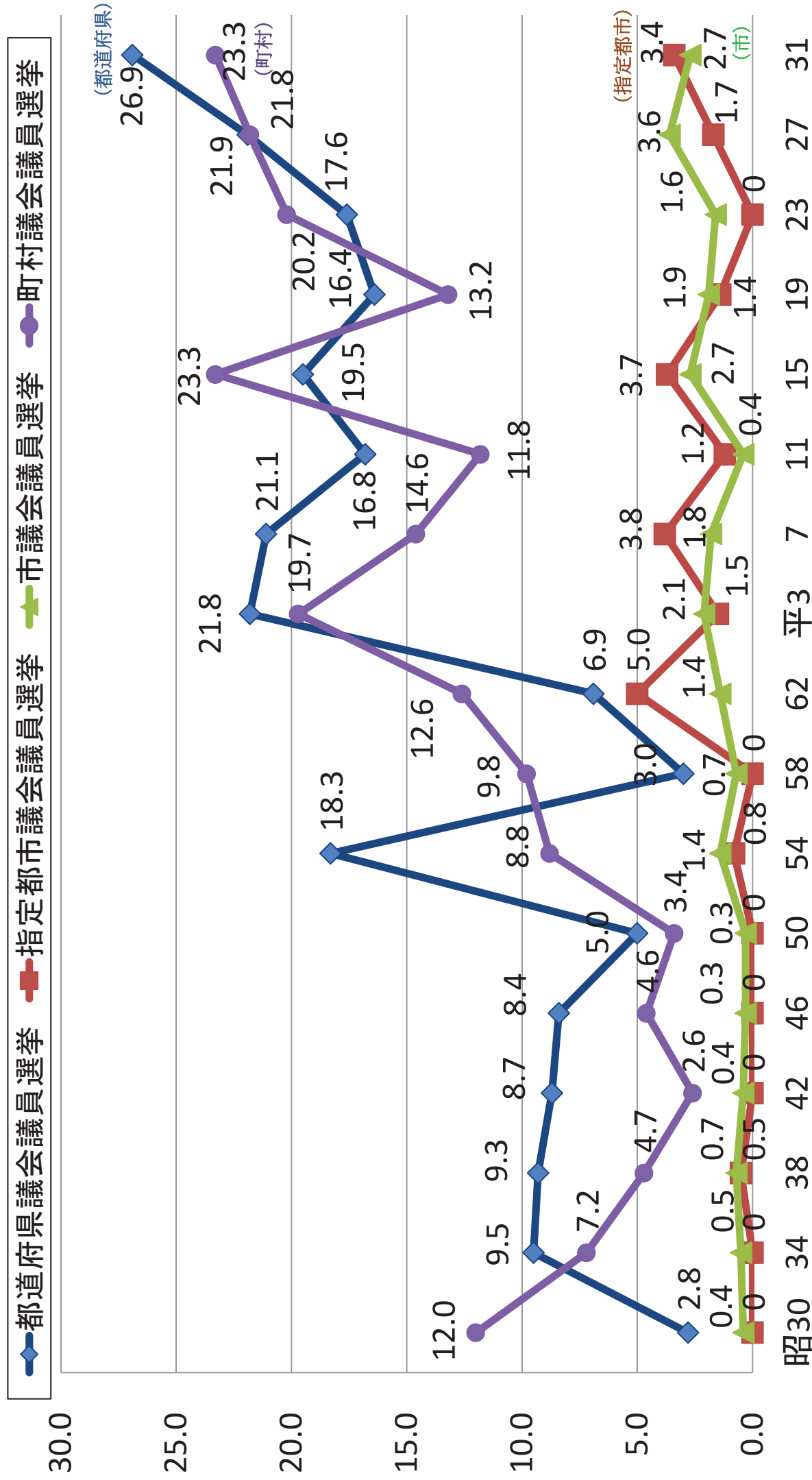


出所：総務省「地方選挙結果調」等を基に作成。(本調査は、統一地方選挙の際に実施したもの)
 注：昭和22年の市区町村議選の内訳は調査していない。

(総務省「地方議会・議員のあり方に関する研究会(第5回)」参考資料2-1から抜粋)

4 「無投票当選の増加」関係資料

統一地方選挙における改選定数に占める無票投票者数の割合の推移



出所：総務省「地方選挙結果調」等を基に作成。（本調査は、統一地方選挙の際に実施したもの）
注1：第1回、第2回統一地方選挙の際は調査を実施せず。

注2:市については、東京都特別区を除く。

(総務省「地方議会議員のあり方に関する研究会(第5回)」参考資料2-1から抜粋)

平成31年統一地方選挙における道府県議会議員選挙の無投票当選者数について

令和元年8月5日

都道府県	無投票当選者数				当選者数				当選者数に占める 無投票当選者数の割合			
	計	1人区	2人区	3人区 以上	計	1人区	2人区	3人区 以上	計	1人区	2人区	3人区 以上
北海道	35	11	14	10	100	17	28	55	35.0%	64.7%	50.0%	18.2%
青森	8	4	4	—	48	7	4	37	16.7%	57.1%	100.0%	0.0%
秋田	17	4	2	11	43	5	4	34	39.5%	80.0%	50.0%	32.4%
山形	17	3	8	6	43	6	12	25	39.5%	50.0%	66.7%	24.0%
神奈川	20	8	6	6	105	14	32	59	19.0%	57.1%	18.8%	10.2%
千葉	25	9	16	—	94	13	40	41	26.6%	69.2%	40.0%	0.0%
栃木	11	3	4	4	50	4	10	36	22.0%	75.0%	40.0%	11.1%
埼玉	32	14	12	6	93	27	32	34	34.4%	51.9%	37.5%	17.6%
群馬	8	4	4	—	50	7	10	33	16.0%	57.1%	40.0%	0.0%
山梨	11	1	4	6	37	6	10	21	29.7%	16.7%	40.0%	28.6%
長野	11	7	4	—	57	9	18	30	19.3%	77.8%	22.2%	0.0%
新潟	9	5	4	—	53	11	22	20	17.0%	45.5%	18.2%	0.0%
愛知	41	13	22	6	102	25	44	33	40.2%	52.0%	50.0%	18.2%
三重	13	1	4	8	51	2	16	33	25.5%	50.0%	25.0%	24.2%
静岡	13	7	6	—	68	13	24	31	19.1%	53.8%	25.0%	0.0%
岐阜	22	11	8	3	46	17	10	19	47.8%	64.7%	80.0%	15.8%
富山	7	1	6	—	40	2	14	24	17.5%	50.0%	42.9%	0.0%
石川	12	3	6	3	43	4	12	27	27.9%	75.0%	50.0%	11.1%
福井	10	2	—	8	37	5	2	30	27.0%	40.0%	0.0%	26.7%
京都	13	—	4	9	60	6	20	34	21.7%	0.0%	20.0%	26.5%
大阪	13	3	10	—	88	31	30	27	14.8%	9.7%	33.3%	0.0%
兵庫	15	15	—	—	86	20	12	54	17.4%	75.0%	0.0%	0.0%
奈良	8	1	4	3	43	4	14	25	18.6%	25.0%	28.6%	12.0%
和歌山	14	3	2	9	42	4	8	30	33.3%	75.0%	25.0%	30.0%
滋賀	6	—	6	—	44	1	10	33	13.6%	0.0%	60.0%	0.0%
広島	28	8	2	18	64	8	4	52	43.8%	100.0%	50.0%	34.6%
岡山	16	6	6	4	55	8	10	37	29.1%	75.0%	60.0%	10.8%
鳥取	3	1	2	—	35	2	6	27	8.6%	50.0%	33.3%	0.0%
島根	4	4	—	—	37	5	6	26	10.8%	80.0%	0.0%	0.0%
山口	11	2	4	5	47	5	8	34	23.4%	40.0%	50.0%	14.7%
香川	19	2	8	9	41	3	10	28	46.3%	66.7%	80.0%	32.1%
徳島	11	2	6	3	38	2	12	24	28.9%	100.0%	50.0%	12.5%
高知	7	3	4	—	37	10	12	15	18.9%	30.0%	33.3%	0.0%
愛媛	10	2	4	4	47	4	6	37	21.3%	50.0%	66.7%	10.8%
福岡	31	10	10	11	87	20	28	39	35.6%	50.0%	35.7%	28.2%
大分	14	4	4	6	43	7	6	30	32.6%	57.1%	66.7%	20.0%
佐賀	11	3	8	—	38	3	12	23	28.9%	100.0%	66.7%	0.0%
長崎	9	5	4	—	46	8	8	30	19.6%	62.5%	50.0%	0.0%
宮崎	15	4	2	9	39	7	6	26	38.5%	57.1%	33.3%	34.6%
熊本	21	8	4	9	49	9	16	24	42.9%	88.9%	25.0%	37.5%
鹿児島	11	7	4	—	51	11	12	28	21.6%	63.6%	33.3%	0.0%
合計	612	204	232	176	2,277	372	600	1,305	26.9%	54.8%	38.7%	13.5%

(事務局調(速報))

(参考) 3人区以上の無投票選挙区がある25道府県の選挙区名と定数

都 道 府 県	3人区以上の無投票選挙区
北海道	豊平区(定数3)、上川地域(定数3)、十勝地域(定数4)
秋 田	大館市(定数3)、湯沢市雄勝郡(定数3)、大仙市仙北郡(定数5)
山 形	米沢市(定数3)、寒河江市・西村山郡(定数3)
神奈川	相模原市中央区(定数3)、平塚市(定数3)
栃 木	足利市(定数4)
埼 玉	北第5区 熊谷市(定数3)、東第7区 春日部市(定数3)
山 梨	甲斐市(定数3)、西八代郡・南巨摩郡(定数3)
愛 知	中川区(定数3)、豊川市(定数3)
三 重	伊勢市選挙区(定数4)、松阪市選挙区(定数4)
岐 阜	各務原市(定数3)
石 川	加賀市選挙区(定数3)
福 井	鯖江市選挙区(定数3)、越前市今立郡南条郡選挙区(定数5)
京 都	左京区(定数3)、中京区(定数3)、南区(定数3)
奈 良	北葛城郡(定数3)
和歌山	橋本市(定数3)、田辺市(定数3)、紀の川市(定数3)
広 島	広島市中区(定数3)、広島市南区(定数3)、広島市西区(定数4)、広島市安佐南区(定数5)、 広島市佐伯区(定数3)
岡 山	岡山市中区(定数4)
山 口	宇部市選挙区(定数5)
香 川	坂出市選挙区(定数3)、三豊市選挙区(定数3)、観音寺市選挙区(定数3)
徳 島	小松島・勝浦選挙区(定数3)
愛 媛	宇和島市・北宇和郡選挙区(定数4)
福 岡	福岡市東区(定数5)、福岡市博多区(定数3)、福岡市西区(定数3)
大 分	日田市(定数3)、宇佐市(定数3)
宮 崎	都城市(定数6)、児湯郡(定数3)
熊 本	熊本市第2選挙区(定数5)、八代市・八代郡選挙区(定数4)

平成31年3月29日

地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等（平成30年12月31日現在）

総務省においては、毎年以下の調査を行っており、平成30年12月31日現在の調査結果がまとまりましたので、公表します。

- | | | |
|---|--|---|
| { | 1 地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調
2 地方公共団体の長の連続就任回数調
3 平成30年中における地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の執行件数調 | } |
|---|--|---|

調査結果の概要は以下のとおりです。

1 地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調

※ この調は、平成30年12月31日現在在職する者に係る各々の立候補の届出時の所属党派によるものです。

（1）都道府県知事

都道府県知事の人数は全体で47人です。

政党その他の政治団体に所属していない者（以下「無所属」といいます。）が46人（97.9%）で、党派に所属しているのは1人（諸派）となっています。

なお、女性知事は北海道知事、山形県知事及び東京都知事の3人です。

（2）都道府県議会議員

都道府県議会議員の人数は全体で2,609人です。

所属党派別の人数は以下の表のとおりとなっています。なお、無所属は512人（19.6%）です。

また、無所属を含めた都道府県議会議員のうち女性議員は262人（10.0%）です。

所属党派	人数（人）	全議員に占める割合（%）
自由民主党	1,234	47.3
公明党	206	7.9
日本共産党	149	5.7
社会民主党	42	1.6
国民民主党	6	0.2
自由党	6	0.2
日本維新の会	5	0.2
立憲民主党	3	0.1
諸派	446	17.1

(3) 市区町村長（政令指定都市を含む）

市区町村長の人数は全体で1, 740人です。

無所属が1, 732人（99. 5%）で、党派に所属しているのは8人（自由民主党3人、諸派5人）となっています。

なお、女性の市区長は、宮城県仙台市長、栃木県栃木市長、栃木県那須烏山市長、群馬県安中市長、千葉県君津市長、東京都足立区長、東京都武蔵野市長、東京都三鷹市長、神奈川県横浜市長、福井県大野市、山梨県北杜市長、長野県諏訪市長、静岡県島田市長、静岡県伊豆の国市長、三重県鈴鹿市長、滋賀県大津市長、京都府木津川市長、兵庫県尼崎市長、兵庫県宝塚市長、岡山県倉敷市長、岡山県新見市長、山口県宇部市長、福岡県宗像市長及び沖縄県那覇市長の24人です。

また、女性の町村長は、青森県外ヶ浜町長、栃木県野木町長、埼玉県長瀨町長、神奈川県二宮町長、新潟県津南町長、兵庫県播磨町長及び高知県の町長の7人です。

(4) 市区町村議会議員（政令指定都市を含む）

市区町村議会議員の人数は全体で29, 839人です。

所属党派別の人数は以下の表のとおりとなっています。なお、無所属は20, 958人（70. 2%）です。

また、無所属を含めた市区町村議会議員のうち女性議員は3, 997人（13. 4%）です。

所属党派	人数（人）	全議員に占める割合（%）
公明党	2, 729	9. 1
日本共産党	2, 611	8. 8
自由民主党	2, 041	6. 8
社会民主党	239	0. 8
日本維新の会	55	0. 2
国民民主党	45	0. 2
立憲民主党	34	0. 1
自由党	4	0. 0
諸派	1, 123	3. 8

2 地方公共団体の長の連続就任回数調

(1) 都道府県知事

連続就任回数は、1回が8人、2回が9人、3回が17人、4回が11人、5回が1人、7回が1人となっています。

なお、回数が7回であるのは、石川県知事です。

(2) 政令指定都市市長

連続就任回数は、1回が4人、2回が6人、3回が9人、4回が1人となっています。

なお、回数が4回であるのは、名古屋市長です。

(3) 市区長

人数が最も多い連続就任回数は1回の270人で、次いで3回の211人となっています。また、4回以上の該当者は138人で全体の16. 9%となっています。

なお、最も回数が多いのは、東京都中央区長の8回です。

(4) 町村長

人数が最も多い連続就任回数は1回の315人で、次いで2回の239人となっています。
また、4回以上の該当者は185人で全体の20.0%となっています。
なお、最も回数が多いのは、山梨県早川町長の10回です。

※ 市区町村長については、市町村合併が行われている場合、新設合併では前身の市町村当時の連続就任回数は含みませんが、編入合併では合併前の連続就任回数を含みます。

また、市制施行が行われている場合、その前身の町村当時の連続就任回数を含みますが、政令指定都市の市長については、政令指定都市となったとき以降の連続就任回数です。

3 平成30年中における地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の執行件数調

平成30年中に行われた一般選挙、補欠選挙及び再選挙の執行件数ならびに無投票当選の件数は以下のとおりです。

なお、市区には政令指定都市を含みます。

(単位：件)

区分	一般選挙	補欠選挙及び再選挙	無投票当選
都道府県知事選挙	14	0	0
都道府県議会議員選挙	1	22	8
市区長選挙	211	1	50
市区議会議員選挙	153	55	25
町村長選挙	244	0	124
町村議会議員選挙	133	68	55
合計	756	146	262

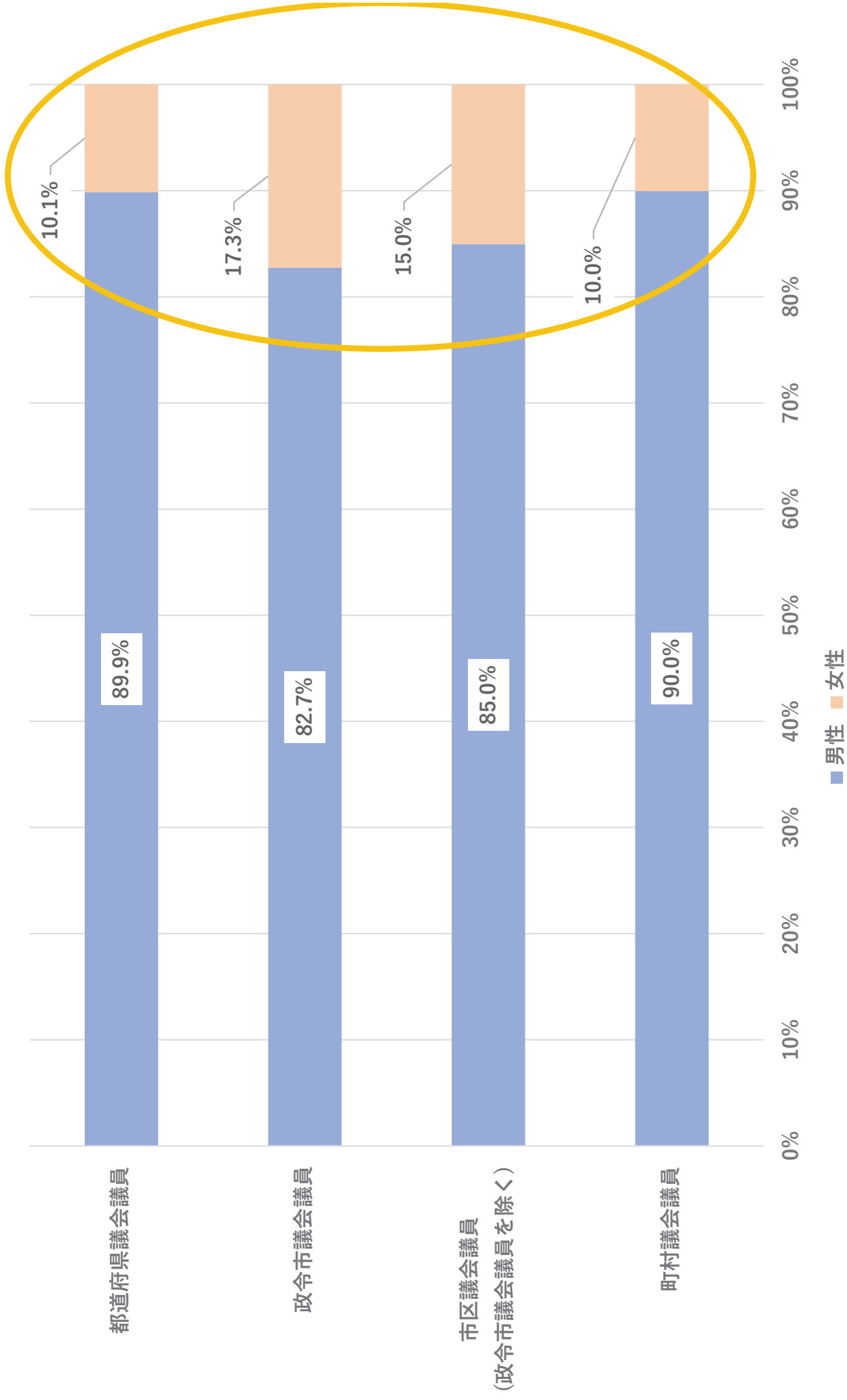
資料入手方法

総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄に、本日(29日(金))14時を目途に掲載するほか、自治行政局選挙部管理課(5F)において閲覧に供するとともに配布します。

＜お問い合わせ先＞
総務省自治行政局選挙部管理課
中尾、船岡
電 話：03-5253-5111 (代表)
03-5253-5573 (直通)
FAX：03-5253-5575

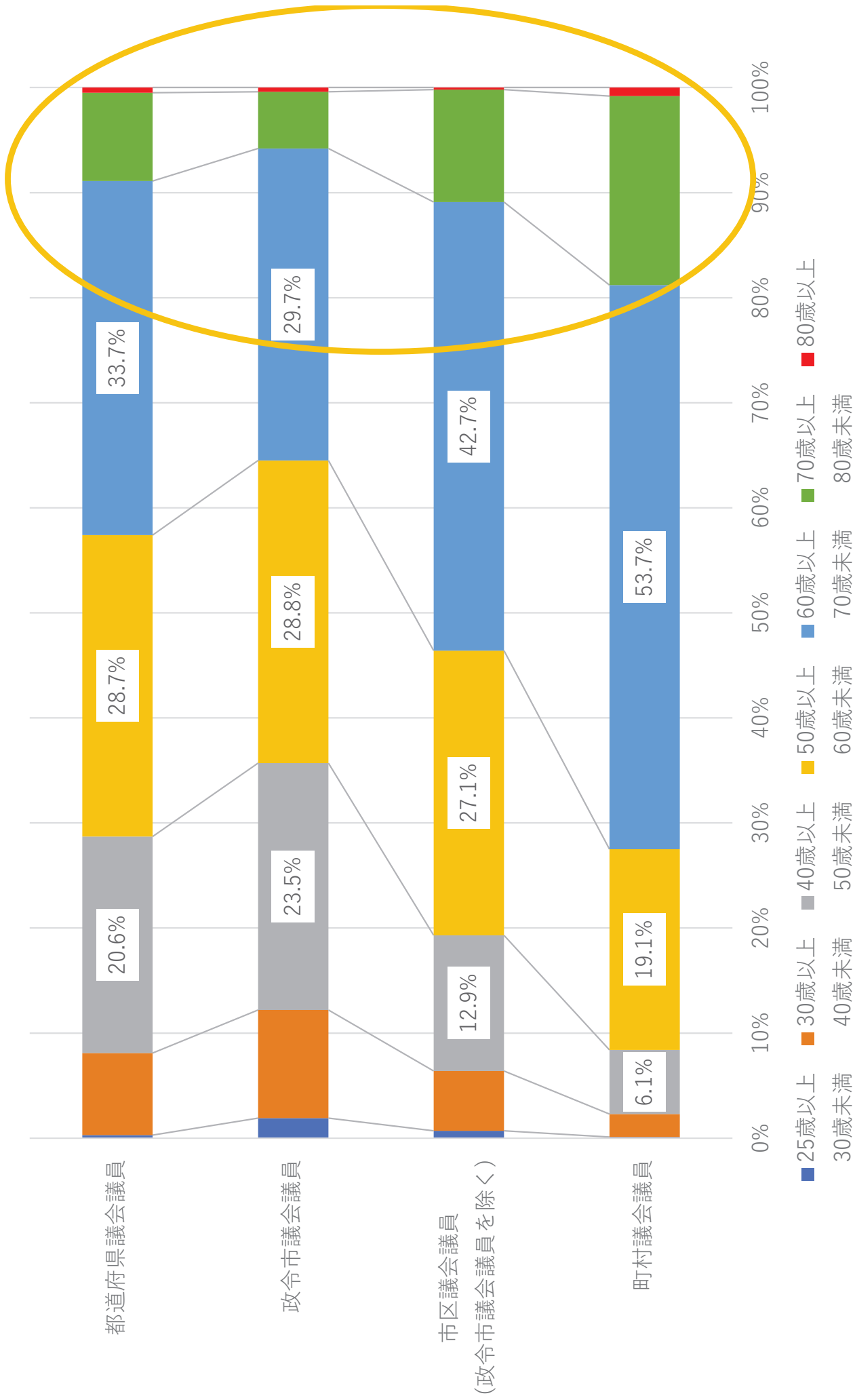
5 「女性議員や若手議員の不足」関係資料

女性議員の少なさ



(各全国議長会調 (県・町村平成30年7月、市8月現在) を基に作成)

若い議員の少なさ



(各全国議長会調 (県・町村平成27年7月、市8月現在) を基に作成)

全国都道府県議会議員年齢別一覧表

(令和元年7月1日現在)

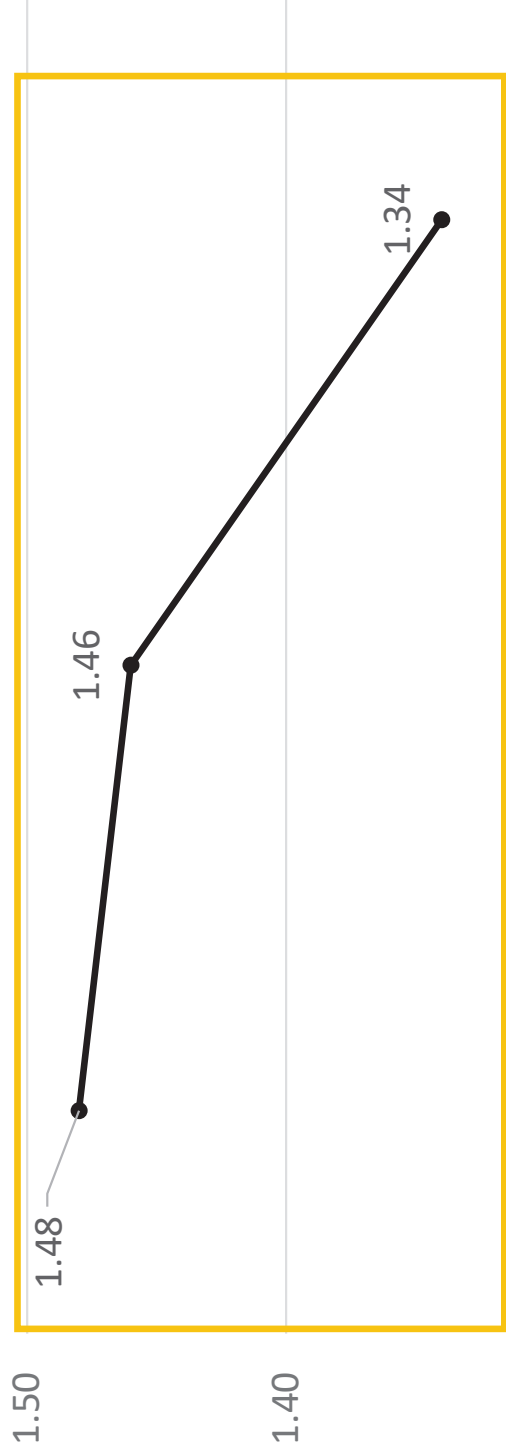
都道府県		30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳以上 55歳未満	55歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満
北海道	北海道	-	-	5	9 (2)	11 (2)	13 (2)	15 (1)	17 (1)
	青森	-	-	2	1	8	6	7	6
	岩手	-	-	1	7 (3)	2	6	7	8 (1)
	秋田	-	1	1	4	6 (1)	1	5 (1)	9 (2)
	宮城	-	-	3	4 (1)	4	7	6 (2)	16 (2)
	山形	-	1	1	2	5	5	7 (2)	6 (1)
	福島	-	-	1	3	8	5	7	9 (1)
関東	東京都	1 (1)	8 (3)	14 (1)	15 (8)	16 (3)	20 (5)	17 (5)	13 (5)
	神奈川県	3	2	7 (2)	10	25 (3)	16 (3)	16 (3)	15 (5)
	千葉県	-	-	11 (2)	11 (2)	9 (1)	14 (2)	10 (2)	13 (2)
	茨城県	-	1	2	6 (1)	10 (1)	10	8 (1)	7
	栃木県	-	-	2 (1)	6	5	5	12 (2)	11 (2)
	埼玉県	-	-	10 (3)	15 (1)	15 (2)	12 (2)	12	10 (2)
	群馬県	-	1	1 (1)	11 (1)	7 (1)	6	13 (1)	5
	山梨県	-	1	1	3	4	3	11 (1)	6
	長野県	-	1	2	5	6	6 (4)	5 (1)	11
	新潟県	-	1	-	2	7	10 (2)	7 (1)	6 (2)
東海	愛知県	-	-	3	13 (1)	12	18	21 (2)	21 (2)
	三重県	-	1	1	4	6	9 (3)	7 (1)	8 (1)
	静岡県	-	1	3	3	5 (1)	12 (1)	17 (3)	10 (3)
	岐阜県	-	2	4 (1)	5 (1)	3 (1)	4 (1)	8	6
	富山県	-	2	3 (1)	2	4	3 (1)	5	9 (1)
	石川県	-	-	3	3	4	7 (1)	8 (2)	7
	福井県	1	-	3	-	4	3	6 (1)	9
近畿	京都府	-	2	4	5 (2)	9 (1)	7	7 (1)	15 (7)
	大阪府	3	4	10	10 (1)	14 (1)	16 (1)	12 (1)	13 (1)
	兵庫県	1	1	9 (1)	7 (2)	12 (2)	17 (1)	10 (4)	13 (3)
	奈良県	-	3	2 (1)	2	3	2	6	7 (2)
	和歌山県	-	-	-	3	6	5 (1)	5	9
	滋賀県	-	-	1 (1)	2	8 (2)	5	7 (2)	14 (2)
中国	広島県	-	1 (1)	2	6	9	7	13 (2)	11
	岡山県	-	1	2	5 (1)	6 (2)	11 (3)	8	11 (1)
	鳥取県	-	-	1	4 (1)	5 (1)	3 (1)	3	9
	島根県	-	-	4	1	-	1 (1)	7	8 (1)
	山口県	-	-	4 (1)	3	7	2	8	12 (3)
四国	香川県	-	2	1 (1)	1	3 (1)	6	5	7
	徳島県	-	2	2	3	8 (1)	1 (1)	5	3
	高知県	-	-	4	3	5	6	3	9 (2)
	愛媛県	-	2	2	6 (1)	4	8 (2)	8 (2)	8
九州	福岡県	-	1 (1)	7	5 (1)	8 (1)	17 (1)	9 (3)	18 (1)
	大分県	-	1	2	2	4	4	5	11 (1)
	佐賀県	-	1	1	1	8 (1)	3	4	7
	長崎県	-	1	1	4	7 (1)	6 (2)	7 (1)	10 (2)
	宮崎県	-	-	1	1	7 (1)	4	5	6 (1)
	熊本県	-	1	1	3	7	10 (1)	12 (1)	3
	鹿児島県	-	-	2	5 (1)	7 (2)	4 (1)	9 (1)	9
	沖縄県	-	-	-	2	5	3	9	10 (1)
合計		9 (1)	46 (5)	147 (17)	228 (31)	338 (33)	349 (43)	404 (50)	461 (61)

(注) ()内は女性議員の数で内数

65歳以上 70歳未満	70歳以上 75歳未満	75歳以上 80歳未満	80歳以上 85歳未満	85歳以上 90歳未満	90歳以上	合計 (現員)	平均年齢
16 (2)	12 (1)	2	-	-	-	100 (11)	58 歳 5 ヶ月
8 (2)	9 (1)	1	-	-	-	48 (3)	59 歳 0 ヶ月
9 (2)	5 (1)	-	-	-	-	45 (7)	58 歳 3 ヶ月
9 (1)	5	2	-	-	-	43 (5)	59 歳 4 ヶ月
8	6 (1)	3	1	-	-	58 (6)	59 歳 6 ヶ月
10 (1)	4	2	-	-	-	43 (4)	59 歳 3 ヶ月
12 (1)	10 (4)	2	-	-	-	57 (6)	60 歳 8 ヶ月
16 (5)	4	-	-	-	-	124 (36)	51 歳 10 ヶ月
8 (2)	2 (1)	1	-	-	-	105 (19)	52 歳 1 ヶ月
14 (2)	11	1	-	-	-	94 (13)	55 歳 10 ヶ月
11 (2)	5	2	-	-	-	62 (5)	56 歳 8 ヶ月
5 (1)	1	3	-	-	-	50 (6)	56 歳 11 ヶ月
12 (3)	6 (1)	1	-	-	-	93 (14)	53 歳 6 ヶ月
5	1	-	-	-	-	50 (4)	53 歳 1 ヶ月
4	4	-	-	-	-	37 (1)	57 歳 2 ヶ月
15 (2)	3	3	-	-	-	57 (7)	59 歳 2 ヶ月
9 (1)	8	-	3	-	-	53 (6)	60 歳 0 ヶ月
6	7	1	-	-	-	102 (5)	55 歳 7 ヶ月
9 (1)	6	-	-	-	-	51 (6)	57 歳 1 ヶ月
8	5	4	-	-	-	68 (8)	58 歳 1 ヶ月
5	4	5	-	-	-	46 (4)	57 歳 3 ヶ月
7 (1)	2	3	-	-	-	40 (4)	57 歳 7 ヶ月
3	2	4	2	-	-	43 (3)	58 歳 6 ヶ月
3	4 (1)	2	1	1	-	37 (2)	59 歳 9 ヶ月
7 (1)	2 (1)	2	-	-	-	60 (13)	55 歳 6 ヶ月
4 (1)	2	-	-	-	-	88 (6)	50 歳 6 ヶ月
10	4	2	-	-	-	86 (13)	54 歳 4 ヶ月
3	7	6 (1)	1	1	-	43 (4)	61 歳 2 ヶ月
9 (2)	4	1	-	-	-	42 (3)	59 歳 7 ヶ月
5	2	-	-	-	-	44 (7)	57 歳 2 ヶ月
9	4	1	1	-	-	64 (3)	57 歳 0 ヶ月
5 (1)	4	2	-	-	-	55 (8)	56 歳 7 ヶ月
6 (1)	3 (1)	1	-	-	-	35 (5)	58 歳 1 ヶ月
8	6 (1)	1	1	-	-	37 (3)	61 歳 6 ヶ月
3	6	2	-	-	-	47 (4)	57 歳 11 ヶ月
5	8	3	-	-	-	41 (2)	60 歳 6 ヶ月
6 (2)	6	2	-	-	-	38 (4)	57 歳 0 ヶ月
6	1	-	-	-	-	37 (2)	54 歳 10 ヶ月
2	6	-	1	-	-	47 (5)	55 歳 1 ヶ月
17 (1)	4	-	-	1	-	87 (9)	56 歳 2 ヶ月
6 (1)	7	1	-	-	-	43 (2)	59 歳 4 ヶ月
6	7 (1)	-	-	-	-	38 (2)	58 歳 8 ヶ月
2	6	2	-	-	-	46 (6)	57 歳 5 ヶ月
5 (1)	9 (1)	1	-	-	-	39 (4)	60 歳 1 ヶ月
9	2	1	-	-	-	49 (2)	56 歳 3 ヶ月
10	4	1	-	-	-	51 (5)	57 歳 7 ヶ月
8 (3)	7	2 (1)	-	-	-	46 (5)	60 歳 5 ヶ月
363 (43)	237 (16)	73 (2)	11	3	-	2,669 (302)	56 歳 7 ヶ月

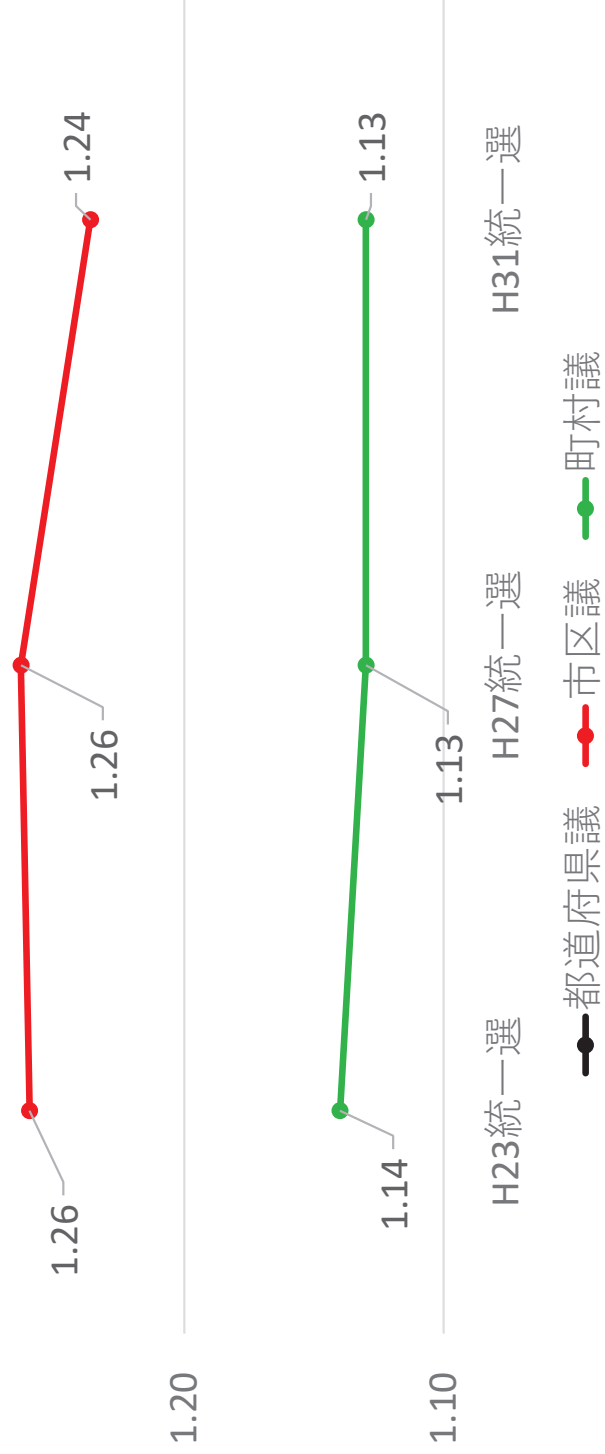
6 「立候補しづらい環境」関係資料

競争率（候補者数／改選定数）の低下



(参考)

	S 2 2 統一選	H 3 統一選
都道府県議	2.86	1.41
市議	2.47	1.13
町議	1.95	1.58



(年次別競争率)

区 分	昭22年			昭26年			昭30年			昭34年			昭38年			昭42年		
	改選 定数	候補 者数	競 争 率	改選 定数	候補 者数	競 争 率	改選 定数	候補 者数	競 争 率	改選 定数	候補 者数	競 争 率	改選 定数	候補 者数	競 争 率	改選 定数	候補 者数	競 争 率
			倍			倍			倍			倍			倍			倍
県 議	2,490	7,115	3	2,617	6,010	2	2,613	5,556	2	2,656	4,860	2	2,688	4,567	2	2,553	4,317	1.7
知 事	46	207	5	34	94	3	21	48	2	20	53	3	20	58	3	18	55	3.1
指定市議	(316)	—	—	317	1,037	3	318	845	3	350	715	2.0	369	667	2	390	651	1.7
指定市長	5	17	3	3	6	2.0	2	7	4	2	6	3.0	2	5	3	2	5	2.5
市 議	7,272	17,953	3	7,626	16,992	2	8,716	16,261	2	9,537	15,281	2	11,725	15,850	1	11,657	15,734	1.3
市 長	204	620	3.0	182	399	2	172	394	2	175	381	2	170	341	2.0	154	358	2.3
特別区議	895	2,182	2	941	2,932	3	938	2,289	2	970	1,914	2.0	1,021	1,654	2	1,039	1,532	1.5
特別区長	22	69	3	18	45	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
町 村 議	183,224	231,121	1	161,449	204,004	1	43,948	55,152	1	31,238	39,085	1	30,094	37,685	1	27,192	34,535	1.3
町 村 長	10,210	19,957	2.0	6,807	12,846	2	1,675	3,092	2	1,227	2,333	2	1,114	1,868	2	993	1,774	1.8

区 分	昭46年			昭50年			昭54年			昭58年			昭62年			平3年		
	改選 定数	候補 者数	競 争 率	改選 定数	候補 者数	競 争 率	改選 定数	候補 者数	競 争 率	改選 定数	候補 者数	競 争 率	改選 定数	候補 者数	競 争 率	改選 定数	候補 者数	競 争 率
			倍			倍			倍			倍			倍			倍
県 議	2,556	4,282	2	2,609	4,681	2	2,645	3,919	2	2,660	4,555	2	2,670	4,118	2	2,693	3,810	1.4
知 事	18	62	3	17	66	4	15	56	4	13	38	3	13	40	3	13	46	3.5
指定市議	390	601	2	586	904	2	607	839	1	665	909	1	665	889	1	733	992	1.4
指定市長	2	5	3	3	10	3	2	5	3	2	4	2.0	2	5	3	1	3	3.0
市 議	12,010	15,380	1	12,246	15,467	1	12,344	14,334	1	12,075	13,731	1	11,613	13,191	1	11,398	12,652	1.1
市 長	161	366	2	165	389	2	153	296	2	145	279	2	131	264	2.0	125	250	2.0
特別区議	1,091	1,439	1	1,091	1,435	1	1,087	1,378	1	1,073	1,290	1	1,051	1,304	1	1,031	1,242	1.2
特別区長	—	—	—	23	57	3	22	44	2.0	20	46	2	16	35	2	15	41	2.7
町 村 議	25,063	30,701	1	23,810	28,742	1	23,267	26,518	1	22,304	24,905	1	21,096	23,383	1	20,579	22,478	1.1
町 村 長	890	1,534	2	813	1,372	2	749	1,147	2	702	1,060	2	671	1,039	2	646	1,021	1.6

区 分	平7年			平11年			平15年			平19年			平23年			平27年		
	改選 定数	候補 者数	競 争 率	改選 定数	候補 者数	競 争 率	改選 定数	候補 者数	競 争 率	改選 定数	候補 者数	競 争 率	改選 定数	候補 者数	競 争 率	改選 定数	候補 者数	競 争 率
			倍			倍			倍			倍			倍			倍
県 議	2,607	3,701	1.4	2,669	4,013	1.5	2,634	3,854	1.5	2,544	3,773	1.5	2,330	3,457	1.5	2,284	3,272	1.4
知 事	13	49	3.8	12	58	4.8	11	46	4.2	13	44	3.4	12	39	3.3	10	25	2.5
指定市議	713	936	1.3	779	1,080	1.4	831	1,159	1.4	928	1,301	1.4	924	1,361	1.5	1,022	1,476	1.4
指定市長	1	2	2.0	1	3	3.0	1	7	7.0	3	8	2.7	5	15	3.0	5	17	3.4
市 議	11,052	12,444	1.1	10,676	12,702	1.2	10,218	12,027	1.2	7,999	9,929	1.2	7,104	8,625	1.2	6,865	8,383	1.2
市 長	117	254	2.2	122	288	2.4	118	290	2.5	95	222	2.3	88	203	2.3	89	179	2.0
特別区議	966	1,142	1.2	877	1,138	1.3	837	1,102	1.3	841	1,110	1.3	821	1,162	1.4	817	1,135	1.4
特別区長	15	40	2.7	15	47	3.1	14	45	3.2	13	38	2.9	13	46	3.5	11	32	2.9
町 村 議	20,149	22,287	1.1	18,983	21,335	1.1	17,563	19,297	1.1	5,627	6,544	1.2	4,423	5,026	1.1	4,269	4,832	1.1
町 村 長	612	991	1.6	581	1,016	1.7	541	878	1.6	156	270	1.7	121	201	1.7	122	199	1.6

(注) 昭22.4統一選挙の五大市議の候補者数は、市議から分離することができないため、「市議」欄に含めて記載してある。

平成31年統一地方選立候補者数及び当選者数

選挙区種別	立候補者数			
	全体	男性	女性	女性の割合
1 人区	569	522	47	8.3%
2 人区	824	739	85	10.3%
3 人区	504	531	73	14.5%
4 人区	333	279	54	16.2%
5 人以上区	832	702	130	15.6%
合計	3062	2673	389	12.7%

当選者数（括弧内は無投票当選者数）			
全体	男性	女性	女性の割合
372	357(202)	15(2)	4.0%
600	564(224)	36(8)	6.0%
378	335(100)	43(8)	11.4%
248	212(30)	36(2)	14.5%
679	572(32)	107(4)	15.8%
2277	2040(588)	237(24)	10.4%

7 その他関係資料

地方議会の現状と課題、対応策について

平成 31 年 4 月 25 日
全国都道府県議会議長会

1 現状について

(1) 議会制度について

- ・地方公共団体における議員(議会)と長は、ともに直接選挙で選ばれることから、二代表制と呼ばれるが、以下の3点は、議会と長の権限に大きな差異が存在する。

予算

- ・提案権は長のみが有する(地方自治法第 112 条第 1 項)。また、議会は予算の修正権が認められているが、増額修正について制約がある(同第 97 条第 2 項)。

議会の議決に対する再議(拒否)権

- ・長は、議会の議決に異議等がある場合、再議に付す(拒否する)ことができる(地方自治法第 176 条、第 177 条)。しかも、長が、条例制定改廃又は予算修正に係る議決に対して、不満であるとして発動する再議について再び議決するときは、特別多数議決(出席議員の 2/3 以上の者の同意)が必要となる(地方自治法第 176 条第 3 項)。

議会事務局職員に対する人事

- ・議会事務局職員に対する人事権は、形式上議長にある(地方自治法第 138 条第 5 項)が、実際は、知事部局の一括採用の下、人事ローテーションの一環として議会事務局職員が配置される。

(参考) 諸外国において、議員と長がともに直接選挙で選ばれ、それぞれ独立した組織の広域自治体の再議について

- ・再議制度がある自治体もあるが、違法再議(注)に限られている。

(注) 日本は、違法再議(第 176 条第 4 項)のほか、長が不満であるとして発動する再議(同第 1 項)が認められている。

	ドイツ ヘッセン州 (広域自治体: クライス)	イタリア エミリア・ロマーニャ州 (広域自治体: レジオーネ)	韓国 特別市・広域市 ・道・特別自治道
再 制 議 度	あり(参事会は、議会の違法な議決に対する異議権を有する(ヘッセン州市町村法 63 条。))	なし	議会の議決が越権又は法令違反と認定されるときには、首長は 20 日以内に再議決要求ができる。再議決の結果、在籍議員の過半数が出席し、出席議員の 3 分の 2 以上の賛成により、再議決案が確定する(地方自治法 107 条、108 条)。

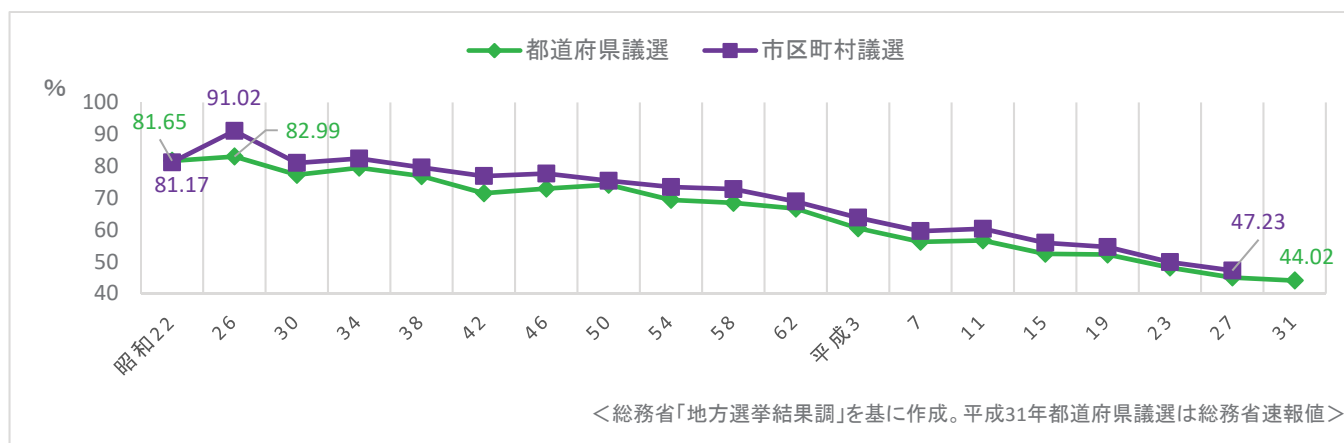
(出典: 第 29 次地方制度調査会第 5 回専門小委員会配付資料「諸外国における地方自治体の議会制度について」)

(2) 選挙について

- ・投票率が低下するとともに、特に都道府県、町村議会議員選挙については、無投票当選者数の割合が増加している。

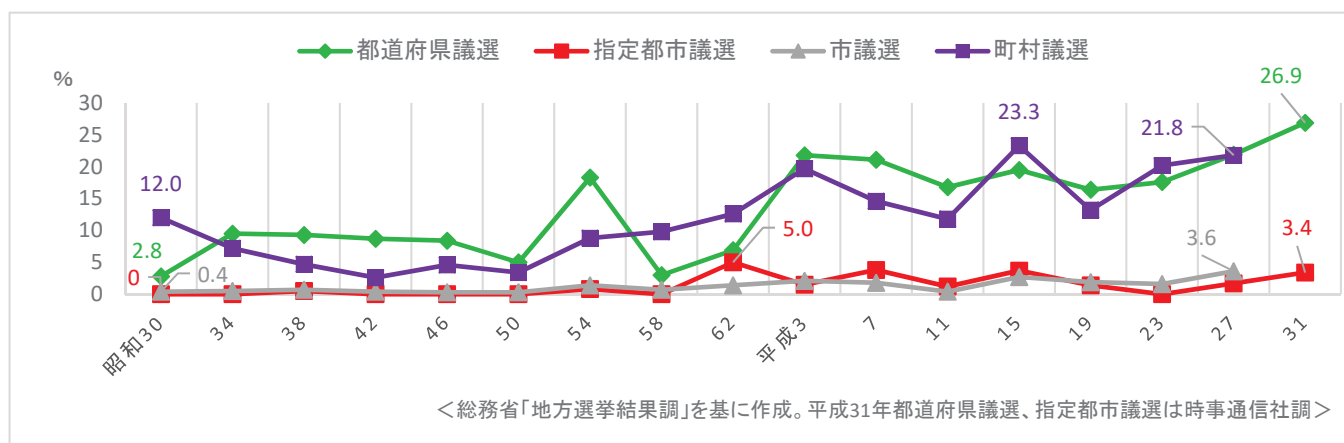
統一選の投票率【昭和 22 年⇒平成 31 年 都道府県議選▲37.63 ポイント 昭和 22 年⇒平成 27 年市区町村議選▲33.94 ポイント】

昭和 22 年の統一地方選挙(第 1 回統一地方選挙)の投票率は都道府県議選 81.65%、市区町村議選 81.17%であったが、平成 31 年(市区町村議選は平成 27 年)には都道府県議選 44.02%(37.63 ポイント減)、市区町村議選 47.23%(33.94 ポイント減)となっている。なお、投票率が最も高かったのは、都道府県議選 82.99%(昭和 26 年)、市区町村議選 91.02%(昭和 26 年)であった。



統一選の無投票当選者数の割合【昭和 30 年⇒平成 31 年 都道府県議選+24.1 ポイント 昭和 22 年⇒平成 27 年 町村議選+9.8 ポイント】

昭和 30 年の統一地方選挙の無投票当選者数の割合は都道府県議選 2.8%、町村議選 12%であったが、平成 31 年(町村議選は平成 27 年)には都道府県議選 26.9%(24.1 ポイント増)、町村議選 21.8%(9.8 ポイント増)となっている。なお、平成 15 年には町村議選は 23.3%まで上昇した。



平成 27 年統一選挙における都道府県議会選挙の無投票当選者数

	1 人区	2 人区	3 人区以上	合計
無投票当選者数	192	196	113	501
当選者数	390	598	1,296	2,284
当選者数に占める 無投票当選者数の割合	49.2%	32.8%	8.7%	21.9%

＜事務局調＞

(3) 議員について

① 実態

- ・議員の属性(性別、年齢、職業)が日本全体の属性と乖離がある。

② 住民の議員等に対するイメージ及び満足度

- ・住民アンケートによれば、

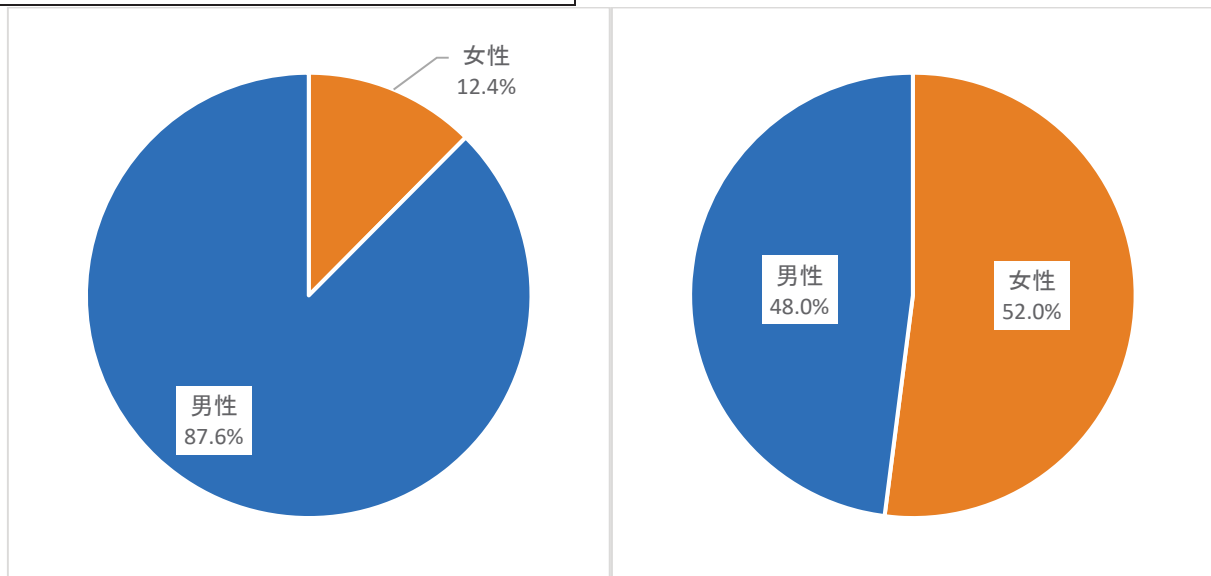
議員や議会の活動がわからないと感じており、議員、議会の情報の積極的な提供、公開を求めている

審議に住民の意思が反映されず、不透明と感じており、議会に意見を述べたり、審議に関与できる機会を求めている

行政に対する監視とともに、議員による政策の立案等を求めている
などの意向がうかがえる。

① 実態

地方議会議員と日本人 25 歳以上の男女比率



地方議会議員の男女比率

<総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」(平成 27 年 12 月 31 日現在)を基に作成>
(参考)

都道府県：男性 90.2%、女性 9.8%

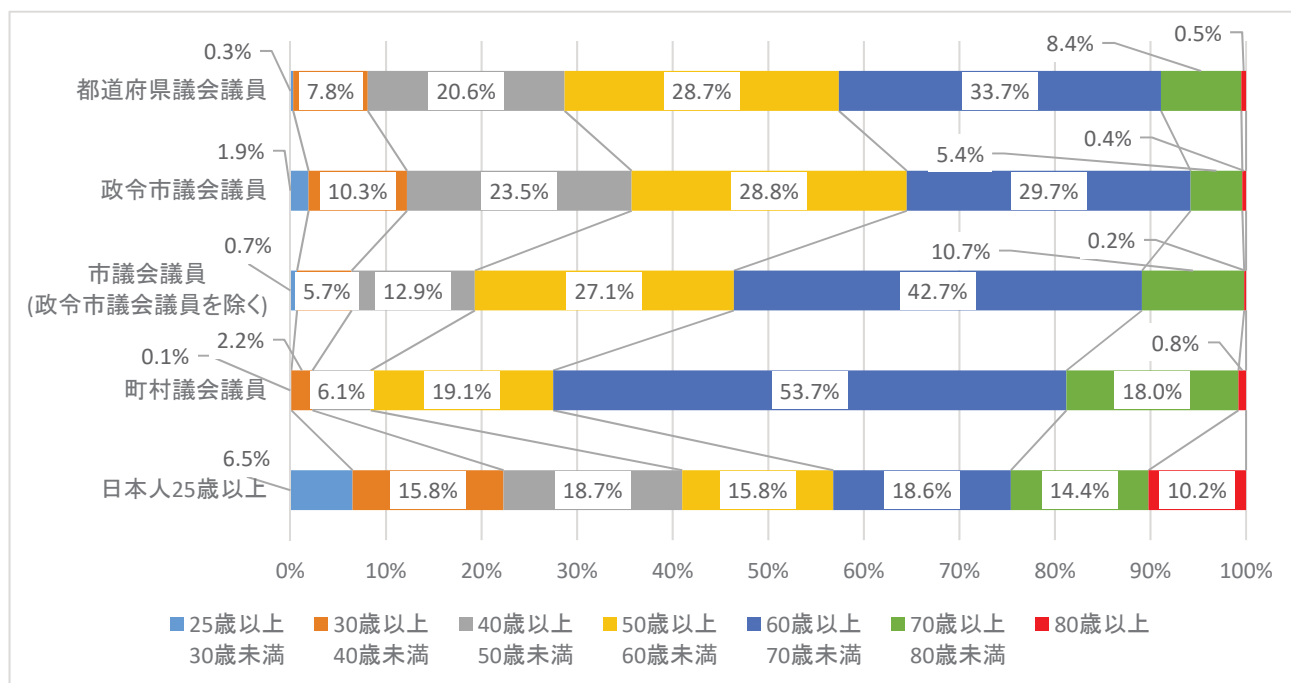
市 区：男性 85.5%、女性 14.5%

町 村：男性 90.5%、女性 9.5%

日本人 25 歳以上の男女比率

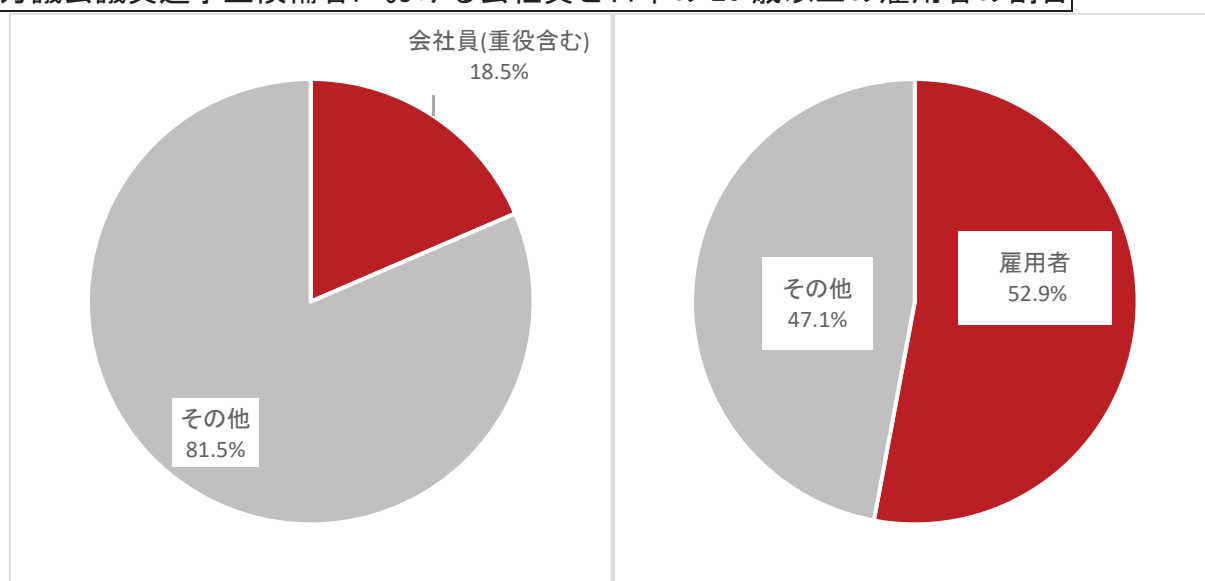
<総務省「人口推計」(平成 27 年 10 月 1 日現在)を基に作成>

地方議会議員と日本人 25 歳以上の年齢構成



<各全国議長会事務局調(平成 27 年現在)、総務省「人口推計」(平成 27 年 10 月 1 日現在)を基に作成>

地方議会議員選挙立候補者における会社員と日本の 25 歳以上の雇用者の割合



地方議会議員選挙立候補者の会社員の割合
<総務省「地方選挙結果調」(平成 27 年 4 月執行)を基に作成>

(参考)

都道府県：会社員(重役含む) 20.1%

市 区：会社員(重役含む) 17.8%

町 村：会社員(重役含む) 19.1%

日本の 25 歳以上の雇用者の割合
<総務省「人口推計」及び「労働力調査」(平成 27 年 10 月)を基に作成>

(注)雇用者とは「会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料・賃金を得ている者及び会社、団体の役員」を言い、ここでは「会社員(重役含む)」と「雇用者」は同じ概念として比較した。

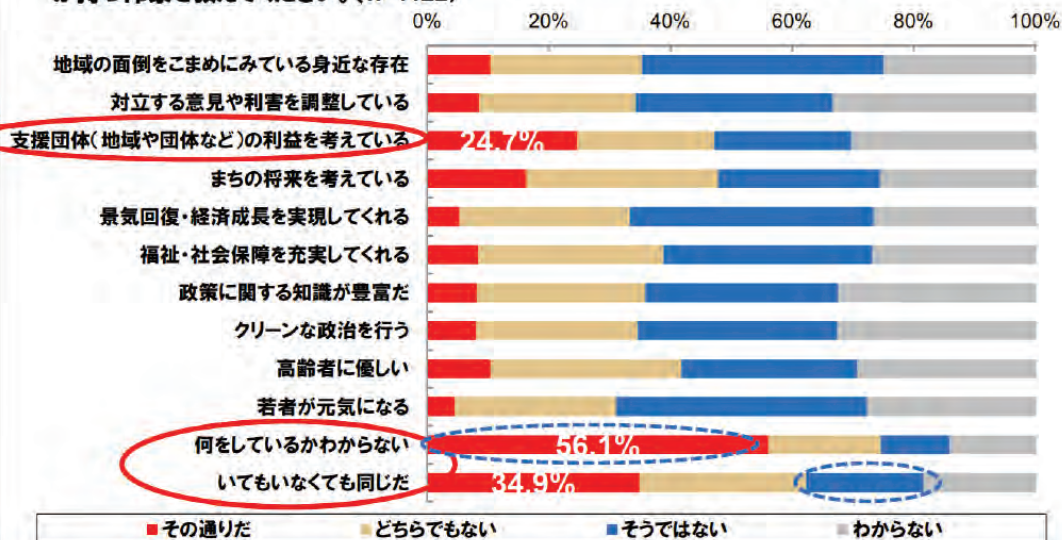
② 住民の議員等に対するイメージ及び満足度

・早稲田大学マニフェスト研究所議会改革調査部会(平成30年8月)

■【2014年調査】地方議員のイメージ

・「何しているか不明」56%、「いなくても同じ」35%、「支援団体の利益」25%

Q6 あなたが住んでいる地域の議員(都道府県議会、市区町村議会)について、あなたが持つ印象を教えてください。(n=1122)

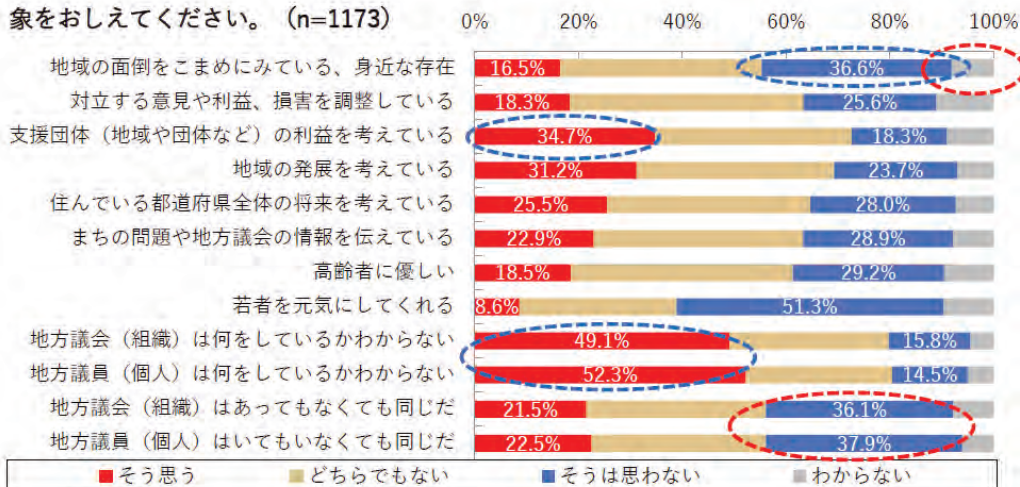


早稲田大学マニフェスト研究所

■【2018年調査】地方議会・議員のイメージ

- ・「何をしているかわからない」は議会・議員で約50%と、2014年と比べ微減。
- ・「いてもいなくても同じ」という声に対し、「そうは思わない」との回答が増えた。
- ・総じて「わからない」が大幅に減少。「身近な存在ではない」との声は以前多い。

Sc4 地方議会(都道府県議会、市区町村議会)や議員について、あなたが持つ印象をおしえてください。(n=1173)



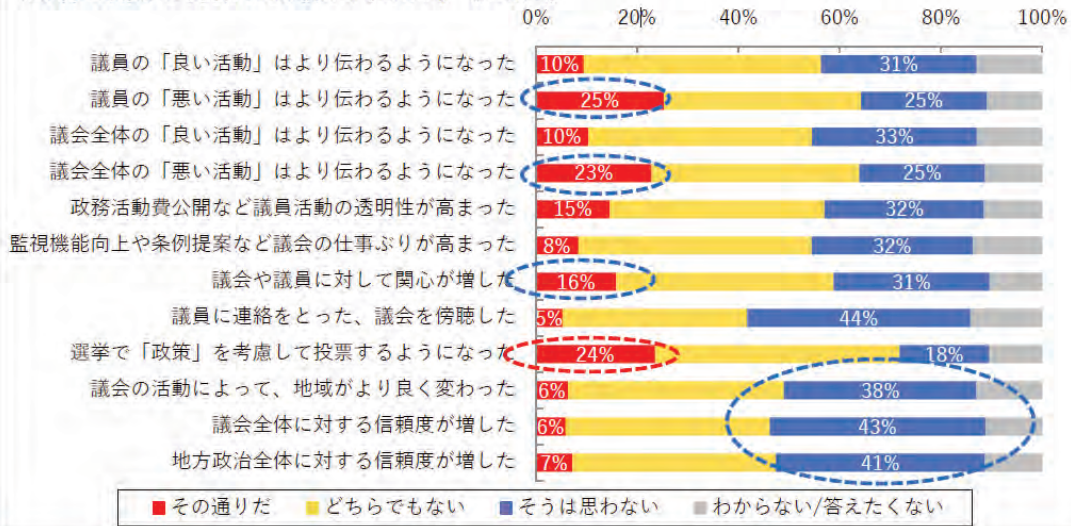
早稲田大学マニフェスト研究所

※注：2014年調査と今回調査で設問を変えており単純比較には注意が必要だが、文意に大きな差がないため比較している。

■ 2014年→2018年の変化(都道府県議会)

- ・「良い活動」より「悪い活動」のほうが伝わるようになった。また、「関心が増した」「地域がより良く変わった」「信頼度が増した」とする意見は少なかった。

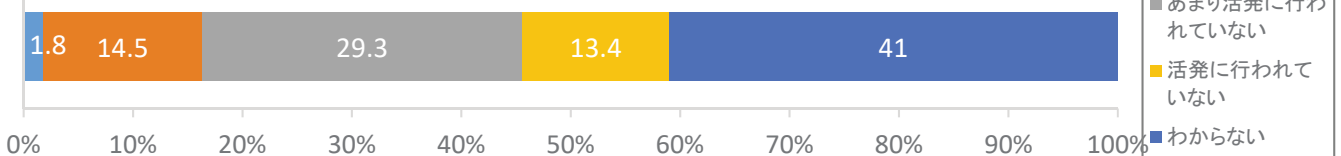
Q9 2014年以降、この4年間であなたがお住まいの地方議会のうち【都道府県議会】に対してあなたが持つ印象がどう変わったか教えてください。(n=1173)



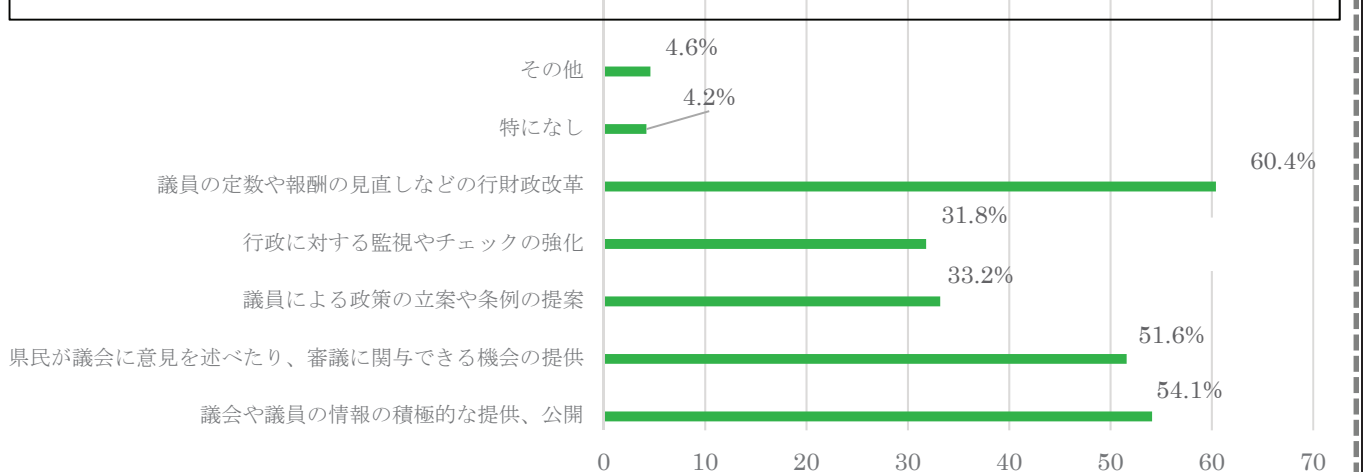
早稲田大学マニフェスト研究所

・ 滋賀県議会に関するアンケート(平成 23 年 8 月調査)

Q. 議員は、独自の政策を執行機関に提案したり、それを条例案にして議会に提出することができますが、県議会ではこのような活動が活発に行われていると思いますか。

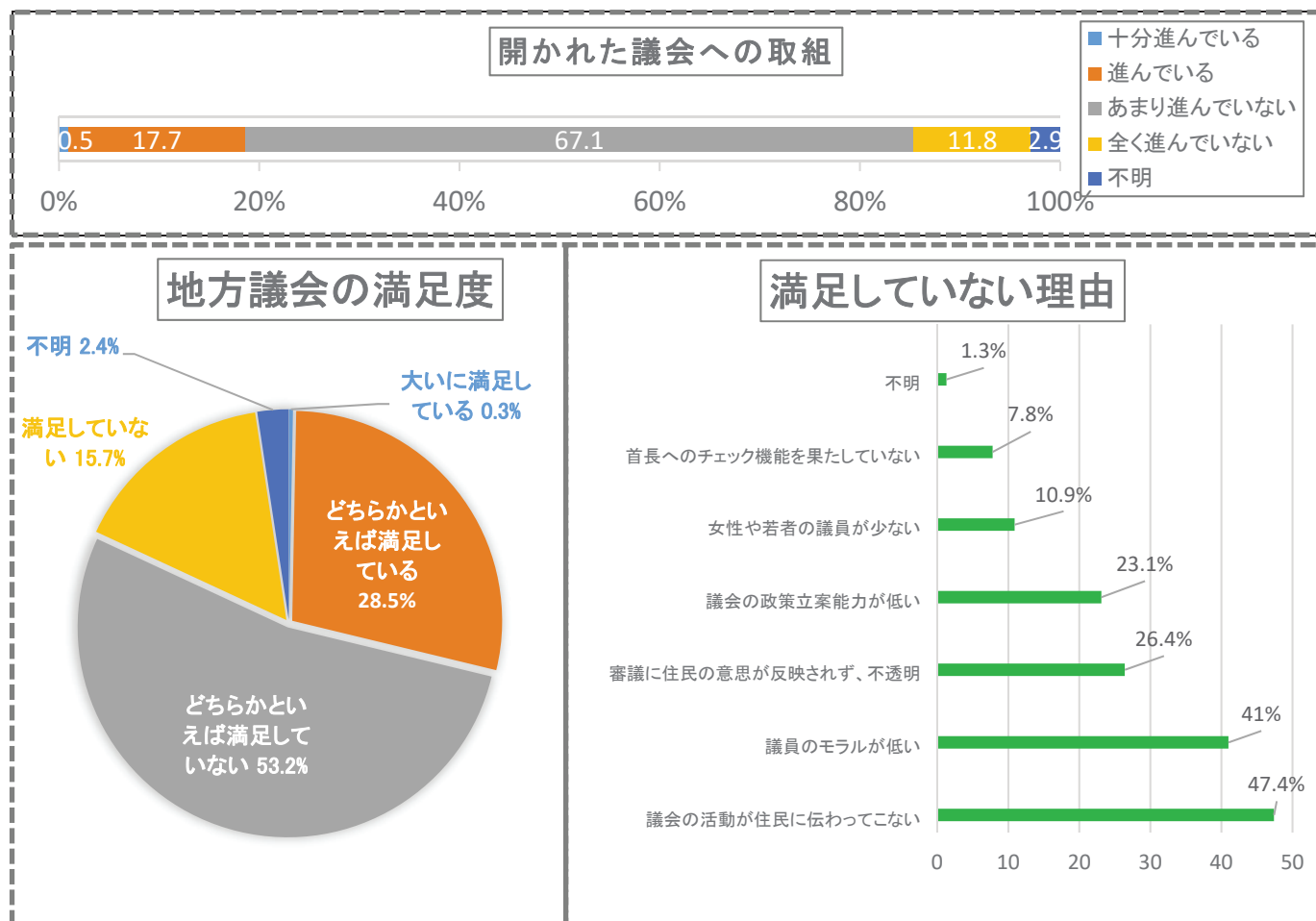


Q. 県議会は、県民の皆さんの様々な意見を県政に反映させるため、議会改革を進めていきたいと考えています。その中で特に力を入れてほしいと思う取組は何ですか(回答チェックはいくつでも可)。



< 滋賀県議会資料を基に作成 >

・富山県内の地方議会に関するアンケート(平成31年1月北日本新聞社発表)



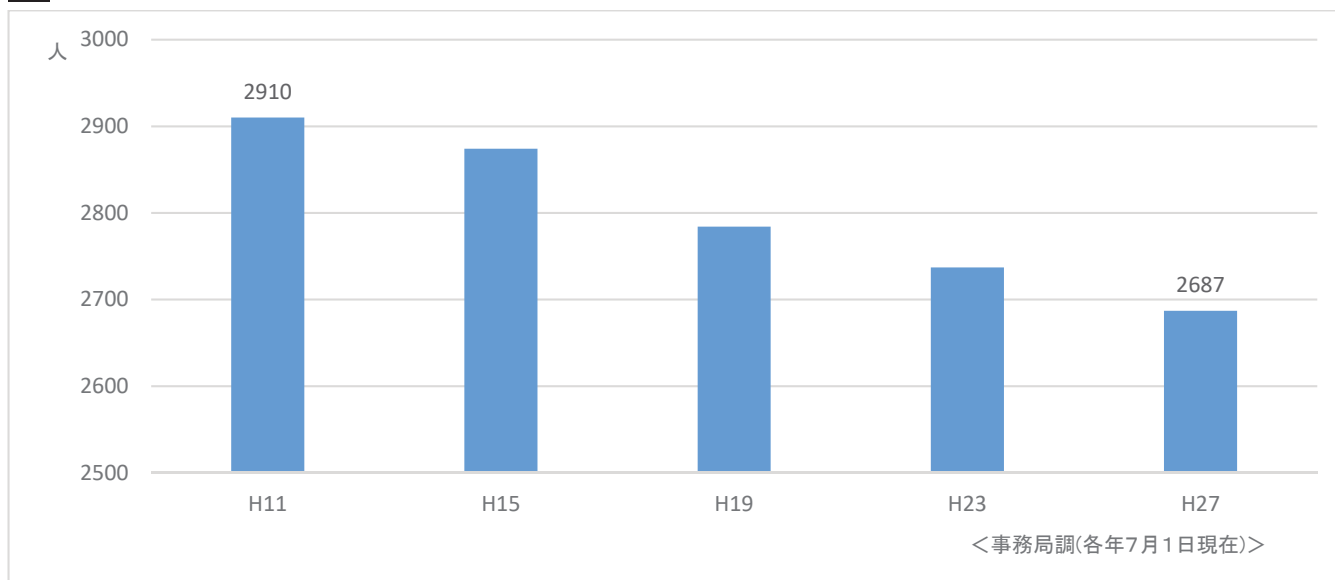
<平成31年1月5日北日本新聞社記事『議会改革進まず』8割 県民世論調査>を基に作成

(4) 議会運営について

・議員定数や議員報酬を含む議会費が減少傾向にある中、いわゆる「地方分権一括法」が施行された平成12年(2000年)以降、議会の果たす役割はますます重要となり、議会・議員が効率的かつ精力的な活動を行っている。

都道府県議会における議員定数【平成11年⇒27年 ▲223人 ▲7.7%】

平成11年の都道府県議会における議員定数は2,910人であったが、平成27年には2,687人、223人減(7.7%減)となっている。



(参考) 地方公選職の国際比較(山下茂 明治大学公共政策専門職大学院ガバナンス研究科教授・平成23年度「市町村議会議員研修(地方自治基本コース)」講演より)

(略) さて次に公選職の人数についてです。ここで私が「公選職」とわざわざ言うのは、日本のいろいろな人たちはこれを「議員」とだけ書くんです。「アメリカでは、議員の人数はこれくらいしかない。それに比べて日本では、同規模の人口の市だと議員が何十人いる。無駄だ」とこうやるわけですよ。

だけど、それは制度を見てない。なぜかという、(略)アメリカでは日本の自治体と同じような幅広い権限を持った市町村みたいなもののほかに、学校や消防をやっている特定目的区、そういったいろいろな地方行政主体がある。それぞれが民主主義的にやっけていまして、それぞれが選挙して、公選職の住民代表がいるのです。意思決定をする立場の人たちがいる。だから、日本の議員と比べるには、そういういろいろなタイプの自治体で住民代表として選ばれ働いている人たちを見なければいけない。

アメリカで言うと、いわゆる総合的な市や町の議会でないけれども、同じような地域に、教育なら教育委員会の理事というような者が選挙で選ばれている。広域単位だと保安官なども選挙で選ばれている。

そういう選挙で選んでいる人の全体がどれぐらいいるか？ 日本は県も入れると地方公選職は約4万人。人口1,000人当たり0.3人。県と市町村の議会議員、首長全部入れても0.3人しかない。フランスを見ると、52万人から選挙で選ばれる人がいる。人口1,000人当たりでは8.6人。イギリスでは、先ほど述べたように自治体の数は非常に少ないのですが、議員の数を見ると2万3,000人もいて、人口は日本の半分くらいですから0.4人、日本より人口1,000人当たりは多い。それから、イタリアやスウェーデンなんかも非常に多いわけです。

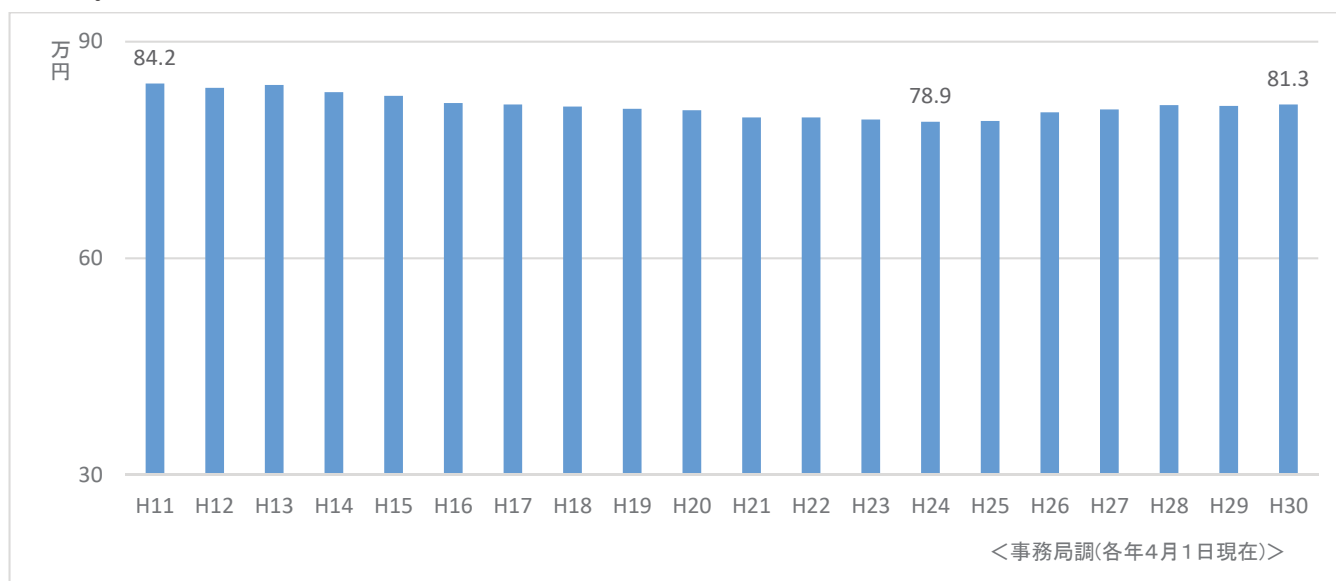
問題はアメリカです。地方行政主体の総数は8万8,000、教育区とかいろいろありますから。そこに選挙で選ばれる者が何人いるか？ 各自治単位8万8,000に1人ずつしかいなくても、選挙で選ばれる人は日

本の倍ぐらいいるわけです。たった1人ずつということはないから、必ず数名はいる。推計をすると30～60万人。大変に雑な推計ですけど、こういう推計ぐらいしかししょうがない。古い時代のデータで見ると30万人ぐらいいた。1,000人当たりでは我が国の3倍から数倍になるでしょう。

こうやって諸外国を見たら、日本の議員が多いというのは何が根拠なのか？よくわからないわけです。比較の対象にならないところだけ比較して、日本の議員は多過ぎると、もっと減らせ、と言うのは論理がおかしい。(略)

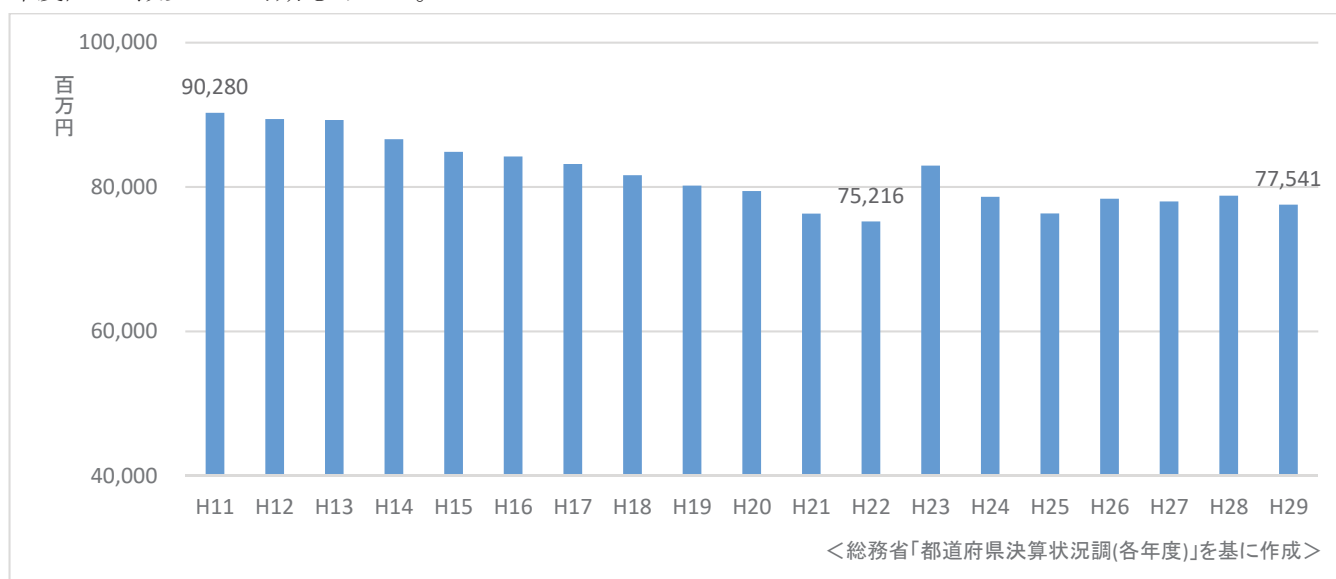
都道府県議会における議員報酬月額(平均額)【平成11年⇒30年 ▲2.9万円 ▲3.4%】

平成11年の都道府県議会における議員報酬月額(単純平均額)は84万2千円であったが、平成30年には81万3千円、2万9千円減(3.4%減)となっている。この期間では78万9千円(平成24年)まで減少した時期もあった。



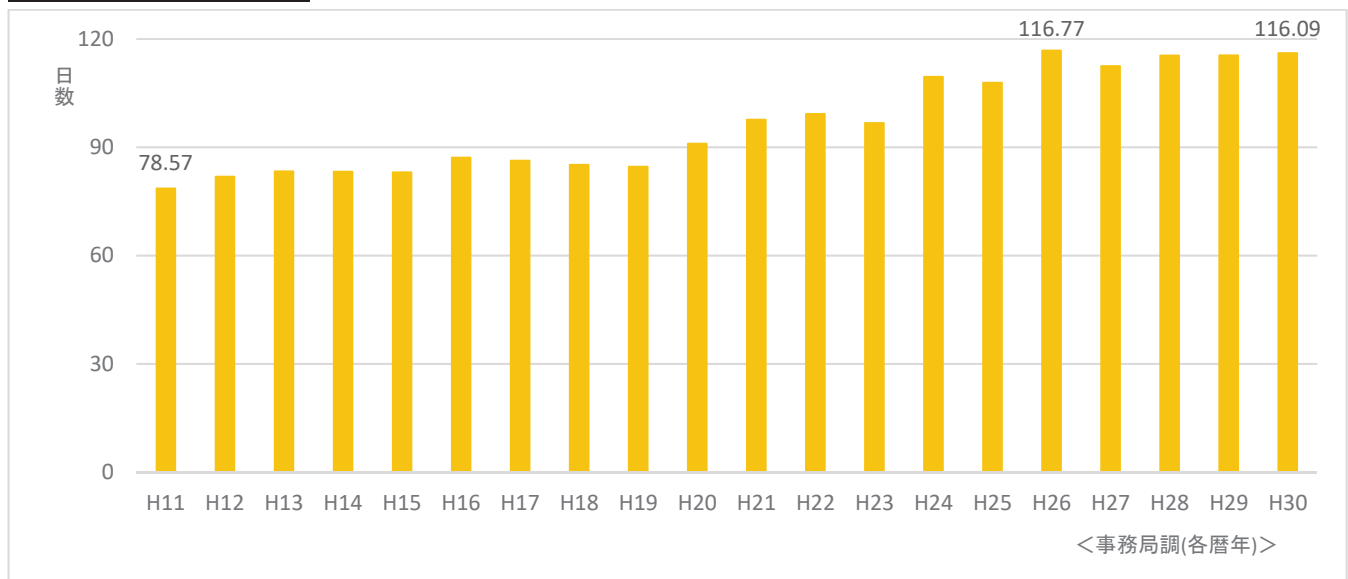
都道府県議会における議会費決算額【平成11年⇒29年 ▲127億3千9百万円 ▲14.1%】

平成11年度の都道府県議会における議会費決算額は902億8千万円であったが、平成29年度には775億4千1百万円、127億3千9百万円の減(14.1%減)となっている。この期間では752億1千6百万円(平成22年度)まで減少した時期もあった。



都道府県議会における会期日数(平均日数)【平成 11 年⇒30 年 +37.52 日 +47.8%】

平成 11 年の都道府県議会における会期日数(平均日数)は 78.57 日であったが、平成 30 年には 116.09 日、37.52 日の増(47.8%増)となっている。この期間では 116.77 日(平成 26 年)まで増加した時期もあった。

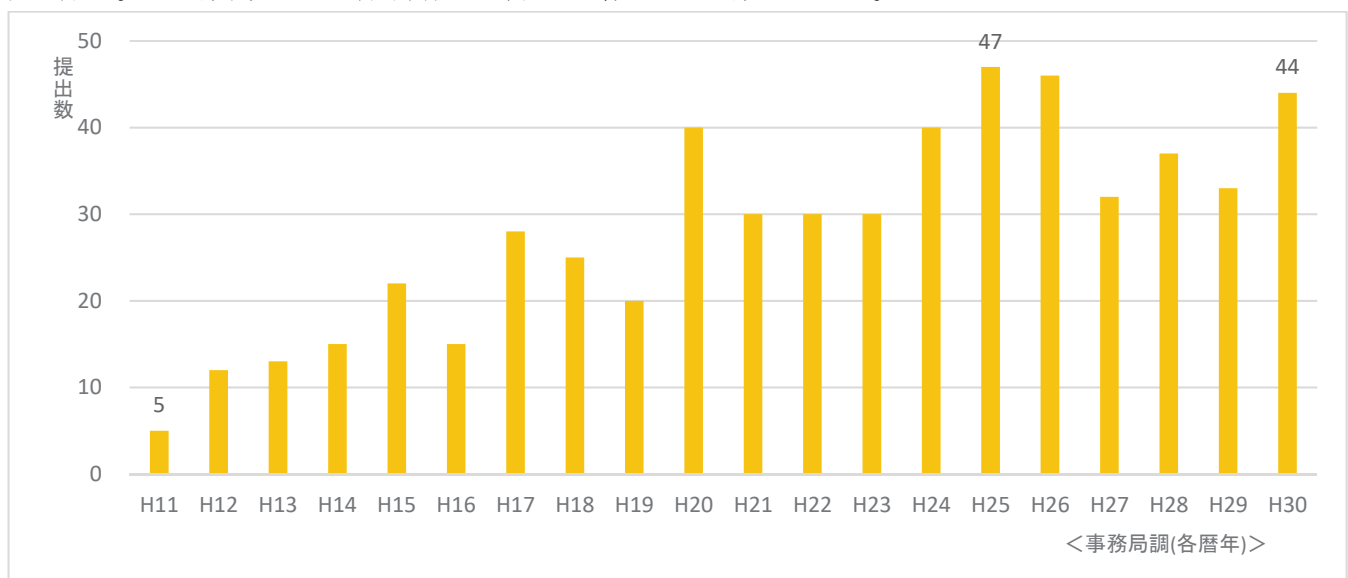


(参考) 通年議会の県

- ・ 栃木：平成 24 年 4 月(平成 25 年 4 月からは地方自治法第 102 条の 2 による)～現在
- ・ 長崎：平成 24 年 5 月～平成 26 年 3 月
- ・ 三重：平成 25 年 1 月～現在
- ・ 滋賀：平成 26 年 4 月～現在

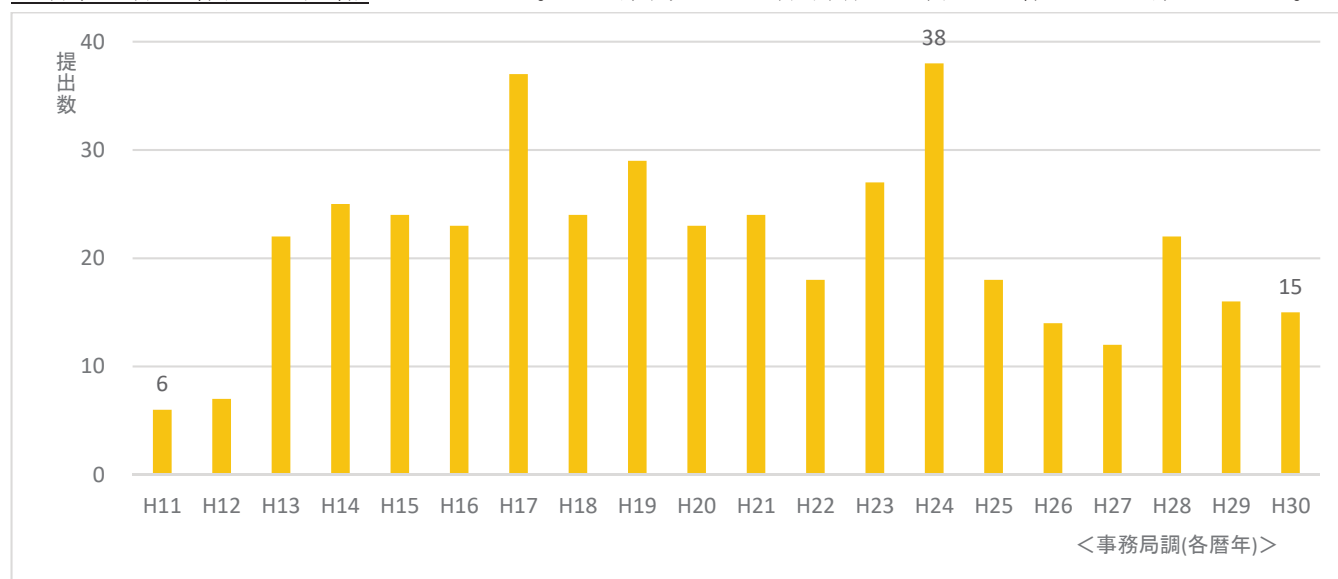
都道府県議会における議員発議政策条例案提出数【平成 11 年⇒30 年 +39 件 +780.0%】

平成 11 年の都道府県議会における議員発議政策条例案(行政に関係する政策的な条例案)提出数は 5 件であったが、平成 30 年には 44 件、39 件の増(780.0%増)となっている(委員会発議が可能となった平成 19 年 4 月からはその分も含む)。この期間では 47 件(平成 25 年)まで増加した時期もあった。



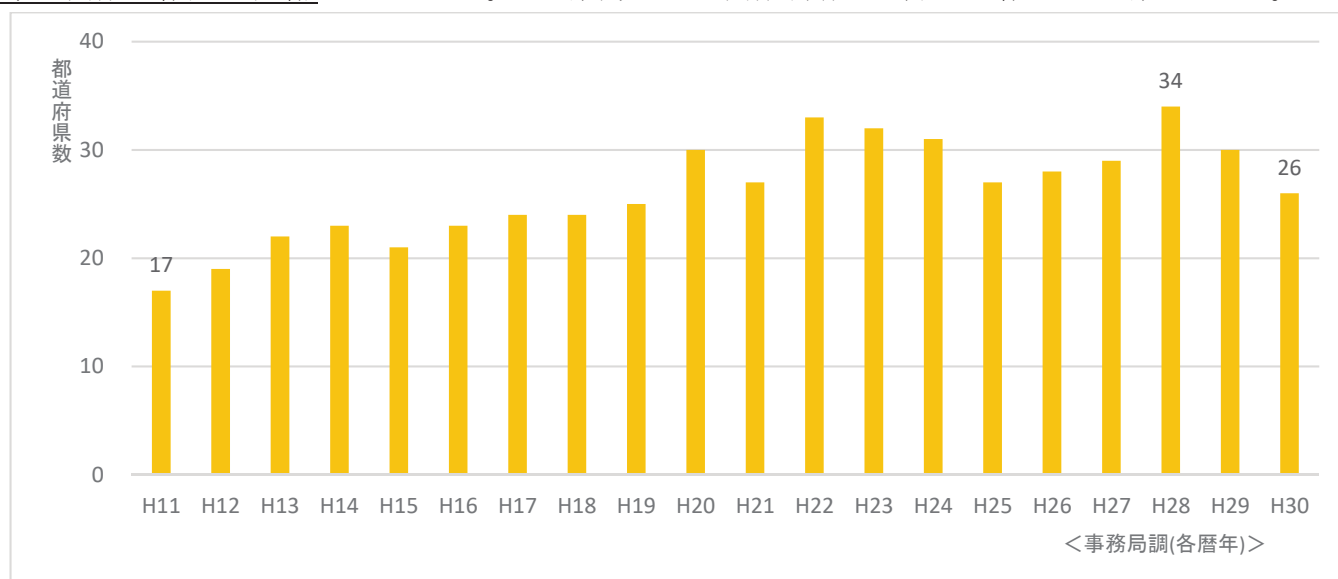
都道府県議会における予算、条例等に対する修正案提出数【平成 11 年⇒30 年 +9 件 +150.0%】

平成 11 年の都道府県議会における予算、条例等に対する修正案提出数は 6 件であったが、平成 30 年には 15 件、9 件の増(150.0%増)となっている。この期間では 38 件(平成 24 年)まで増加した時期もあった。



都道府県議会における参考人招致を行った団体数【平成 11 年⇒30 年 +9 団体 +52.9%】

平成 11 年に都道府県議会において参考人招致を行った団体数は 17 団体であったが、平成 30 年には 26 団体、9 団体の増(52.9%増)となっている。この期間では 34 団体(平成 28 年)まで増加した時期もあった。



(参考) 都道府県議会議員が議員活動に割く時間

(小林良彰慶應義塾大学法学部教授・「全国都道府県議会議員の意識に関する調査報告書(平成 18 年 2 月)」より)

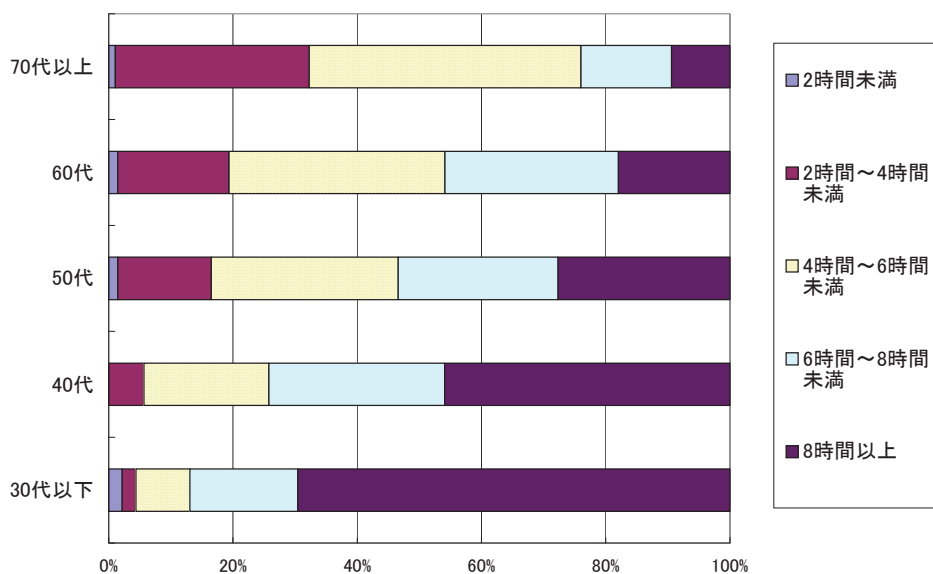
- ・都道府県議会議員のうち、議員としての活動時間が1日6時間以上の者の割合は全体の50%超

(注) 生活時間の内、平均すると、毎日、どの程度を議員活動に割いているかの問に対するもの。

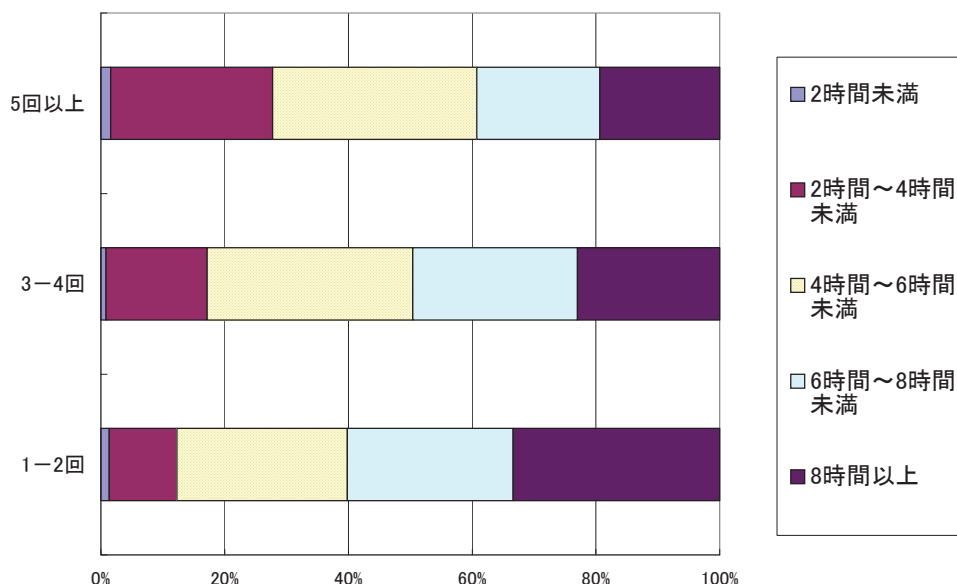
	2時間未満	2時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満	8時間以上	N
議員活動時間	1.3	15.5	30.4	25.4	27.4	1074

この結果を属性別にみると、比較的若く、当選回数が少ない議員が、生活時間における議員活動の占める割合が大きいことがみてとれる。

議員活動に割く時間 (年代別)



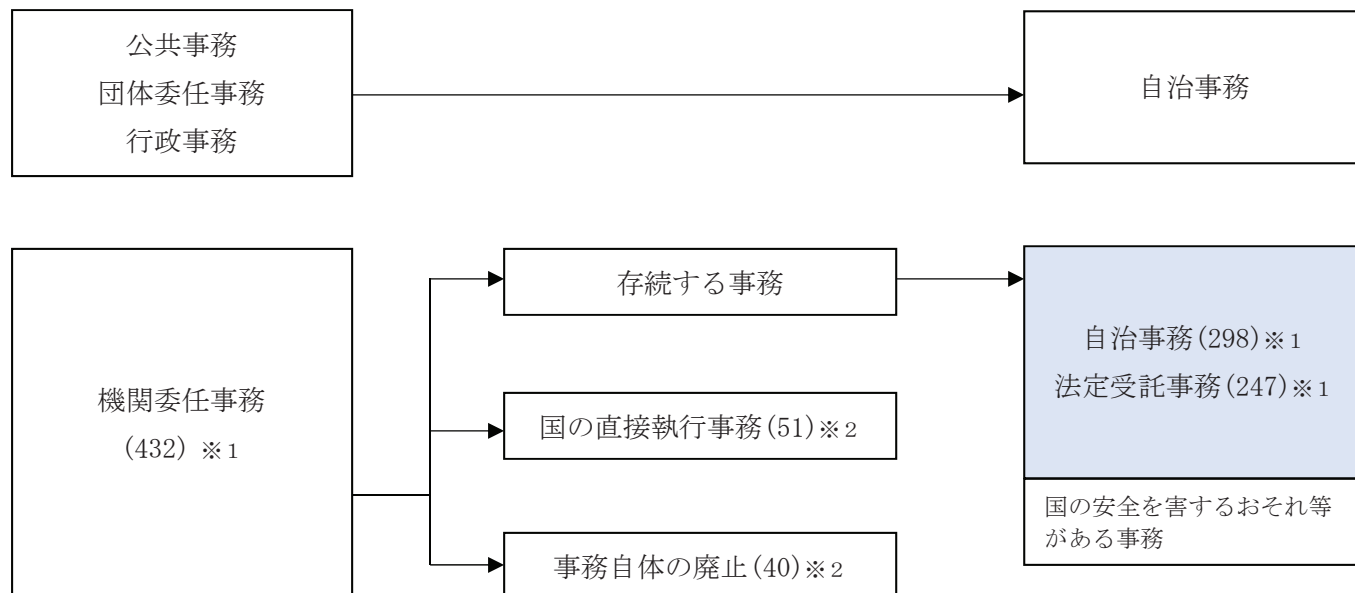
議員活動に割く時間 (当選回数別)



2 課題、対応策について

・平成12年(2000年)のいわゆる「地方分権一括法」の施行により、機関委任事務が廃止され、国から地方へ事務・権限の移譲【仕事の増加】

機関委任事務の廃止に伴う新たな事務の考え方



は、「地方分権一括法」以後、議会の議決又は調査が及ぶこととなった事務

(注) 1 地方分権一括法で改正された法律数 475 本

2 ()内は法律本数であり、事務区分間で法律の重複があること等により相互に合計数は合わない。

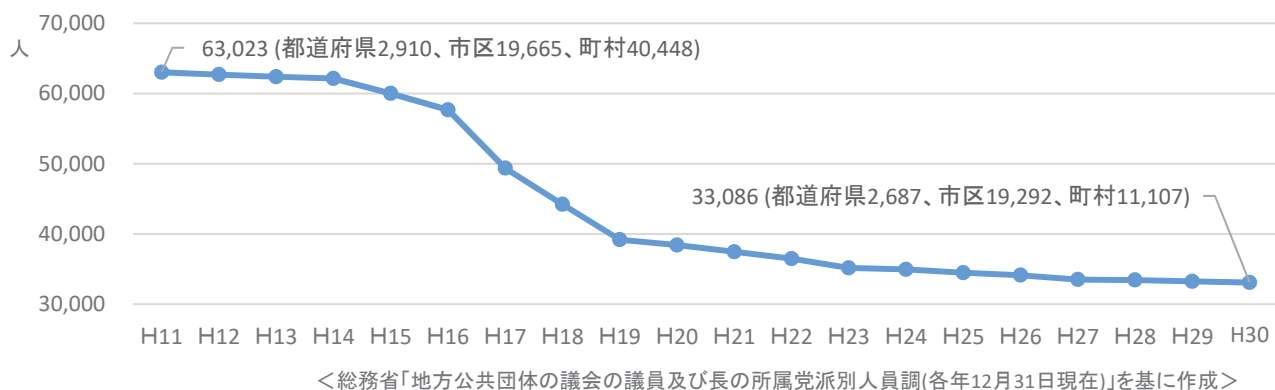
※1 : 地方分権一括法(本則)による改正法律のほか、同法による改正法律以外の法律を含む本数

※2 : 地方分権一括法(本則)による改正法律の本数

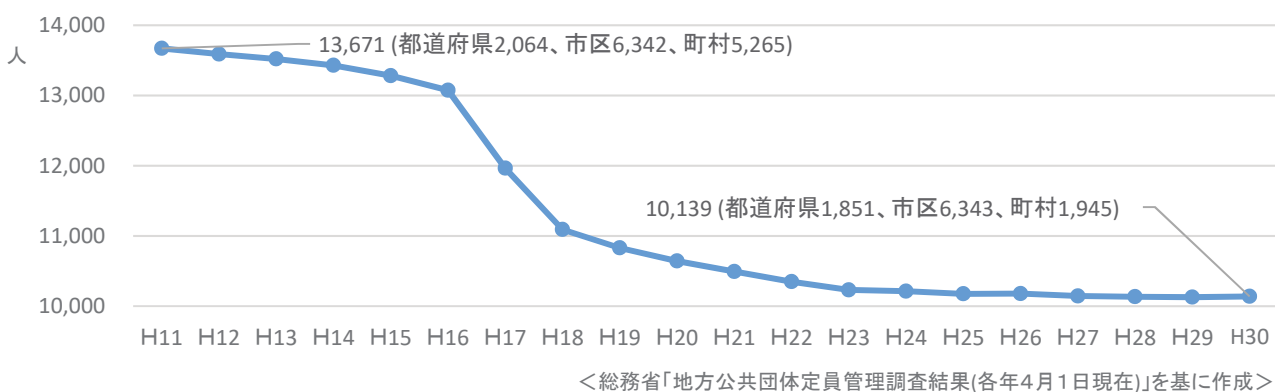
<全国知事会HPを基に作成>

・市町村合併や行政改革により、地方議会議員の定数及び地方公共団体の総職員数は減少【議員、職員の減少】

地方議会議員の定数の推移【平成11年⇒30年 ▲29,937人 ▲47.5%】

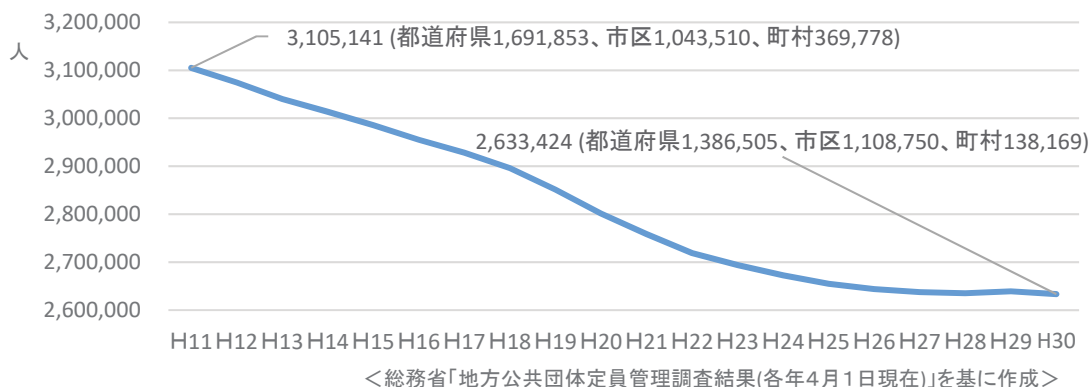


地方議会事務局職員数の推移【平成11年⇒30年 ▲3,532人 ▲25.8%】



(参考)

地方公共団体の総職員数の推移【平成11年⇒30年 ▲471,717人 ▲15.2%】



地方議会の自主的な取組

- ・少子高齢化の進行やインフラの老朽化など地域問題が多様化する中、合意形成が困難な課題を民主的に解決するため、議会の担う役割が一層重要となってきた。
- ・議員や議会の活動がわからないとの声(5頁)もあり、議会活動とともに、普段の議員活動を住民に適切に認識してもらう必要がある。



- ・住民からの信頼確保、議会審議の充実等を目的として、以下のような自主的な取組を行う地方議会が増えてきている。

○議会基本条例の制定(都道府県では32団体が制定)

- ・議会の活動理念とともに、審議の活性化や住民参加等を規定した議会基本条例を制定。

○住民と議会との意思疎通の充実

- ・請願・陳情を提出した本人がその趣旨を説明する機会や、傍聴者への発言機会の提供。
- ・住民が議会とともに政策を議論する制度の創設。
- ・ケーブルテレビ、インターネット等の手段を用いた議会の審議状況の中継、審議記録の公表及び委員会審議の原則公開など審議の公開や議会に関する情報の積極的な広報を実施。

○議会における審議の充実

- ・議会審議に執行機関側が出席するのが通例となっているが、議員同士による議論を積極的に実施。
- ・本会議での質疑応答は、議員による一括質問に対する執行機関の一括答弁が通例となっているが、質疑応答の論点・争点を明確化するため、本会議で一問一答を実施。
- ・議会での質疑応答は議員からの質問に執行機関が答弁するのが通例となっているが、執行機関が質問した議員に対して、質問の趣旨を確認することができる機会を設定。
- ・議員同士で自らの自治体が行うべき政策を検討し、その検討結果を議会からの政策提言として執行機関に提出。

○議会の議決事件の拡大

- ・議会の執行機関に対する監視機能を強化する観点で、議決事件の条例による追加制度を積極的に活用。

○事務局機能の充実

- ・議会事務局の補佐機能や専門性の充実を図るために、職員の専門的能力の養成のための研修を実施。

<総務省資料を基に作成>



しかし、このような自主的な取組だけでは限界があり、これまで以上に住民の議員、議会に対する理解を深め、住民代表機能の役割を果たすためには、「議員、議会の自主的、自律的な活動の確保」及び「民意を的確に反映する多様な人材の確保」の観点から制度改正が必要

(1) 議員、議会の自主的、自律的な活動の確保

- ① 住民の代表者としての責務(住民意思の把握等の活動も含む)、住民全体の奉仕者としての責務及び合議体の構成員として議会の機能を遂行する責務を議員の職責として掲げることにより、公選職としての議員の位置付けを地方自治法上明確にする必要。

改善すべき点

- ・議員は会期中以外でも、住民の代表者及び住民全体の奉仕者として、自ら当該地方公共団体で問題となっている事柄について調査研究し、議会審議に反映するための活動を日夜行っている。こうした活動を法律上規定することにより、議員はこれまで以上にその責務を全うしようとする自覚が高まるのではないか。
- ・住民は、議員活動を本会議や委員会への出席などの議会活動だけと捉え、活動日数が少ない、また議会活動以外は何をやっているかわからないとのイメージを一般に持つており、そういったズレを少なくするという効果が期待できるのではないか。

地方自治法改正試案(平成 22 年 11 月本会による)

(議員の責務)

第 89 条の 2 普通地方公共団体の議会の議員は、選挙により選出された住民の代表者という高い独立性の下、住民の負託と信頼にこたえるため、広く当該普通地方公共団体全般の課題及びこれに対する住民の意思を正確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として議会活動を通じて住民の福祉の増進に努める責務を有する。

(参考 1)

- ・第 31 次地方制度調査会答申(平成 28 年 3 月 16 日)では「議員のなり手不足の要因の一つとして、住民から議会や議員の活動が適切に認識されておらず、議会の存在意義が十分に理解されていないことが考えられる。」としている。
- ・兵庫県議会基本条例では、議会活動以外の政務活動を議員の責務として位置付けており、その逐条解説で「自治法では、議員の位置付けや責務に係る一般的な規定は置かれていない。このため、本会議や委員会に出席して審議・審査を行うことだけが議員の役割であるかのように誤解されるなど、議員の果たしている役割が県民に十分に理解されていないような傾向も見られる。そこで、議会がその機能を発揮するために、議会を構成する個々の議員がどのような責務や役割を担っているかを(略)規定して県民に明らかにすることとした。」としている。

(参考 2) 公選職としての議員(日経グローバル編「地方議会改革マニフェスト」(第 5 章 分権時代の議会改革・大森彌)より)

(略)議員の職務遂行には次のような特性がある。第 1 に、議員は住民の直接選挙により選任される公選職である。公選職としての議員は、上司の下で時間的・場所的に管理される存在ではなく、住民の代表者として自律的に判断し、その責任を住民に対してとる政治家である。第 2 に、議員の職務は、住民を代表してその意思を当該自治体の政策運営に反映させ、首長等の事務事業執行を監視するという目的を達成するために行われるものであるが、その活動が職務遂行であるかどうかを活動の行われる場所が議会内であるか否かによって判断すべきではない。第 3 に、一般職の公務員の職務が一定の指揮管理の下において行われる活動を指すのに対し、議員の行う調査研究や住民意思把握のための活動は、当然のことながら指揮監督する者が存在せず、議員の個人の判断により行われていることから、一般的な公務の範囲と同列に論ずることは適当でない。第 4 に、合議体としての議会の機能を適切かつ効率的に果たしていくためには、その構成員たる議員同士が、一定の運営・管理のルールを定め、

その遵守のもとに活動することは当然である。議長や会派による議会の運営・管理に含まれる活動が議員としての職務であることは疑いえない。

(参考 3)

- ・国会議員の責務は法規にはないが、国会は国権の最高機関で唯一の立法機関である(日本国憲法第 41 条)とされ、発言の免責特権(同第 51 条)が認められるなど位置付けが明確にされている。

一方、地方議会は地方公共団体の議事機関(日本国憲法第 93 条第 1 項)と位置付けられているが、議会と長は二代表制の機関として独立対等の関係におかれるとともに、長が定める規則(地方自治法第 15 条)も条例とともに地方公共団体の自治立法と解されており(※)、この面では、地方公共団体における唯一の立法機関ではなく、地方議会議員の位置付けについても明確な規定がない。

また、いわゆる「地方分権一括法」による改正後の地方自治法では、地方公共団体の役割が明確化され(第 1 条の 2)、二代表制の一方である長はそれ以前から位置付けや役割が明確化されている(第 147、第 148 条)。

こうしたことから、地方議会の権能を明確にし、その合議体の構成員として遂行する責務について規定することは意義があるのではないか。

※「逐条地方自治法第 9 次改訂版」(松本英昭著・学陽書房)による。

(参考 4)

- ・議員活動は公務ではないのかという観点から、例えば、式典主催者から、議長のほか式典実施場所である地元の議員に対し、出席の上、挨拶をしてほしいとの依頼があった場合、一般的に、議長は議会を代表し公務として、当該議員は地元を代表し議員の用務として出席することが考えられる。この場合、議長は公費負担がなされるが、当該議員はその式典の目的及び内容が政務活動との間に合理的関連性を有していない限り、政務活動費を充てることはできず、自費により出席せざるを得ないが、この点についてどう考えるか。

② 二代表制の理念に則り、議長に議会招集権を付与し、議会が自律的に活動を開始する制度とする必要。

現行制度

- ・議長又は議員の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときに議長が臨時会を招集する場合を除き、議会の招集権は長に専属されている(地方自治法第 101 条)。

改善すべき点

- ・住民の直接選挙により選出された議員で構成する議会が、一方の代表機関である長の招集行為を要する制度は、二代表制の理念に照らし適当とはいえない。
- ・定例会・臨時会制度による地方議会(都道府県では栃木を除く 46 団体)において、議会と長が対立した場合、議長又は議員が臨時会の招集請求を行っても、長が早期に招集しないことがあり、こうしたことは議会の住民代表機能を阻害することとなるのではないか。

(参考)

- ・長が招集しないため、議長が臨時会を招集した事例は、制度施行(平成 24 年 9 月)以後、都道府県では 1 例(大阪(平成 26 年 7 月))ある。

③ 議会の政策提案機能を充実させるため、現在、長の予算提案権を侵害してはならないとされている予算修正権の制約を見直すなど、議会を通して住民の意思を予算に反映しやすいような制度とする必要。

現行制度

- ・ 議会が増額(※1)修正するに当たっては、長の予算提出の権限を侵す(※2)ことはできないとされている(地方自治法第97条第2項)。

改善すべき点

- ・ 予算審議を通じて議会の意思が反映されない。
- ・ 政策提案機能を抑制しているのではないか。

※1：「逐条地方自治法第9次改訂版」(松本英昭著・学陽書房)によると「増額」とは、予算全体を増額する場合及び全体としては増額しないでも各款項を増額する場合を含む。」としている。

※2：自治省行政局長通知(昭和52年10月3日)によると、当該予算の趣旨を損なうような増額修正することは長の発案権の侵害になると解した上で、予算の趣旨を損なうような増額修正に当たるといえるかどうかは「当該増額修正をしようとする内容、規模、当該予算全体との関連、当該地方公共団体の行財政運営における影響度等を総合的に勘案して、個々の具体の事案に即して判断することが必要である。」としている。

④ 議会の監視機能を強化するため、議決を要する契約の種類・金額、また財産の取得・処分に係る面積・金額要件について、各地方公共団体で独自に条例で定めることができる制度とする必要。

現行制度

- ・ 契約(工事又は製造の請負)の締結及び財産の取得・処分の議決対象の基準は、次のとおり政令で定められている(地方自治法第96条第1項第5号及び同8号、同施行令第121条の2関係別表第3、第4)。

	契約 (工事又は製造の請負)	財産のうち 土地の取得・処分
都道府県	5億円以上	2万㎡かつ7千万円以上
指定都市	3億円以上	1万㎡かつ4千万円以上
市(指定都市を除く。)	1億5千万円以上	5千㎡かつ2千万円以上
町村	5千万円以上	5千㎡かつ7百万円以上

改善すべき点

- ・ 第29次地方制度調査会答申(平成21年6月16日)で「契約の締結及び財産の取得又は処分については、(略)議会の監視機能を充実・強化するためには、議決事件の対象について条例で定めることができる範囲を現行よりも合理的な範囲内で拡大すべきである。」としている。

(参考)

- ・ 平成20年5月、京都市が約62億円の土地(面積が政令基準(1万㎡)未満)を議決を経ず売却した際には、京都市会の特別委員会でも質疑が行われた。

(2) 民意を的確に反映する多様な人材確保

① 議員のなり手不足が深刻化している町村議会等の要請事項について、当事者を始めとした幅広い意見を十分聴取した上で、住民の代表機関として適切な役割を果たせるような制度と
する必要。

② 議会における多様で有為な人材確保の観点から、サラリーマン等が議員に転身しても切れ
目なく厚生年金への適用を受けることができるようにするなど、議員に立候補しやすい環境
とする必要。

現行制度

- ・地方議会議員のうち、兼業し、その職業において厚生年金等の適用を受けていない場
合は、国民年金(基礎年金)のみとなる。

改善すべき点

- ・総務省の地方選挙結果調(職業別候補者数に関する調)によれば、平成 27 年統一地方
選挙における議員候補者に占める会社員の割合は、道府県 20%、市区 17.8%、町村
19.1%となっており、各選挙において、約 2 割の者が会社員から議員に転身しようと
した実態がある。厚生年金に地方議会議員が加入できるようになれば、今後は、この
ような者が地方議会議員に転身しても切れ目なく厚生年金への適用を受けることが
でき、老後の生活や家族の心配が少なく、立候補することができるのではないか。ま
た、地方議会における多様で有為な人材の確保に大きく寄与するのではないかと。
・議員は会期中以外でも、自ら当該地方公共団体で問題となっている事柄について調査
研究し、議会審議に反映するための活動を日夜行っているが、地方分権改革の推進に
伴い、ますますその活動が重要となっている。例えば、本会事務局調では、都道府県
議会議員の専業率は、平成 11 年には 34.3%であったが、20 年後の平成 30 年には
52.7%まで増加している。このように、都道府県議会議員を始め、地方議会議員を職
業とする者の割合が高まっていることと厚生年金対象者との関係をどのように考え
ていくか。

(参考)

本会では、国民の幅広い政治参加や、地方議会における多様な人材確保の観点から、次のような決議
(掲載は直近の決議)を第 154 回定例総会(平成 28 年 7 月)以降、これまで 6 回議決し、政府、与党を中
心に要請している。

厚生年金への地方議会議員の加入に関する決議

地方創生が我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地
方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

こうした要請に応えるため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より専門的な知
識が求められ、専業として活動する議員の割合も高くなっている。

こうした中、選挙権年齢の引下げに伴い、若者に対して政治への関心を高めるための啓発活動の
充実強化を図るとともに、民間サラリーマン等と同様の厚生年金に加入できるようにすることは、
人材の確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や、地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への
地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現されたい。

以上、決議する。

平成 30 年 11 月 1 日

全国都道府県議会議長会

③ 女性等が地方議会議員に更に立候補しやすく、また議員となった後も活動しやすい環境を整備する必要。

改善すべき点

- ・国会及び地方議会における議員に占める女性の割合は、衆議院 10.1% (内閣府「女性の政治参画マップ 2018」平成 29 年 12 月現在)、参議院 20.7% (同)、都道府県 10.1% (本会事務局調平成 30 年 7 月現在)、市 15.2% (全国市議会議長会調平成 30 年 8 月現在) などとなっており、我が国の政治分野における女性の参画状況は、国・地方ともに依然として低い水準にとどまっている。

こうした中、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成 30 年 5 月施行され、女性が地方議会議員にも立候補しやすい環境を整備する必要があるが、どのようなことが考えられるか。その一つとして、企業等で働く女性が、地方議会議員に転身しても切れ目なく厚生年金への適用を受けられるようになることは、これまで以上に立候補しやすい環境につながるのではないか。

- ・地方議会では、特に子育てをする女性議員の活動を支援する取組みとして、会議規則で出産や育児に伴う欠席規定を明文化(都道府県では、出産は全都道府県、育児は兵庫県で規定)するほか、議会によっては、議員控室にベビーベッドを設置している事例がある。こうした女性議員が子育てと議員活動の両立を図るためには、どのような環境を整備する必要があるか(※1)。

加えて、障害のある方も議員に立候補しやすく、また議員となった後も活動しやすい環境を整備する必要があると考えるが、どのようなことが考えられるか(※2)。

※1 いわゆる「育児・介護休業法」(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)による「パパ・ママ育休プラス」は、男性の育児休業の取得促進を図る観点から、両親ともに育児休業をした場合、育児休業の対象となる子の年齢を原則 1 歳から 1 歳 2 ヶ月に延長するものだが、議員や自営業者には育児休業がないため、適用されない。

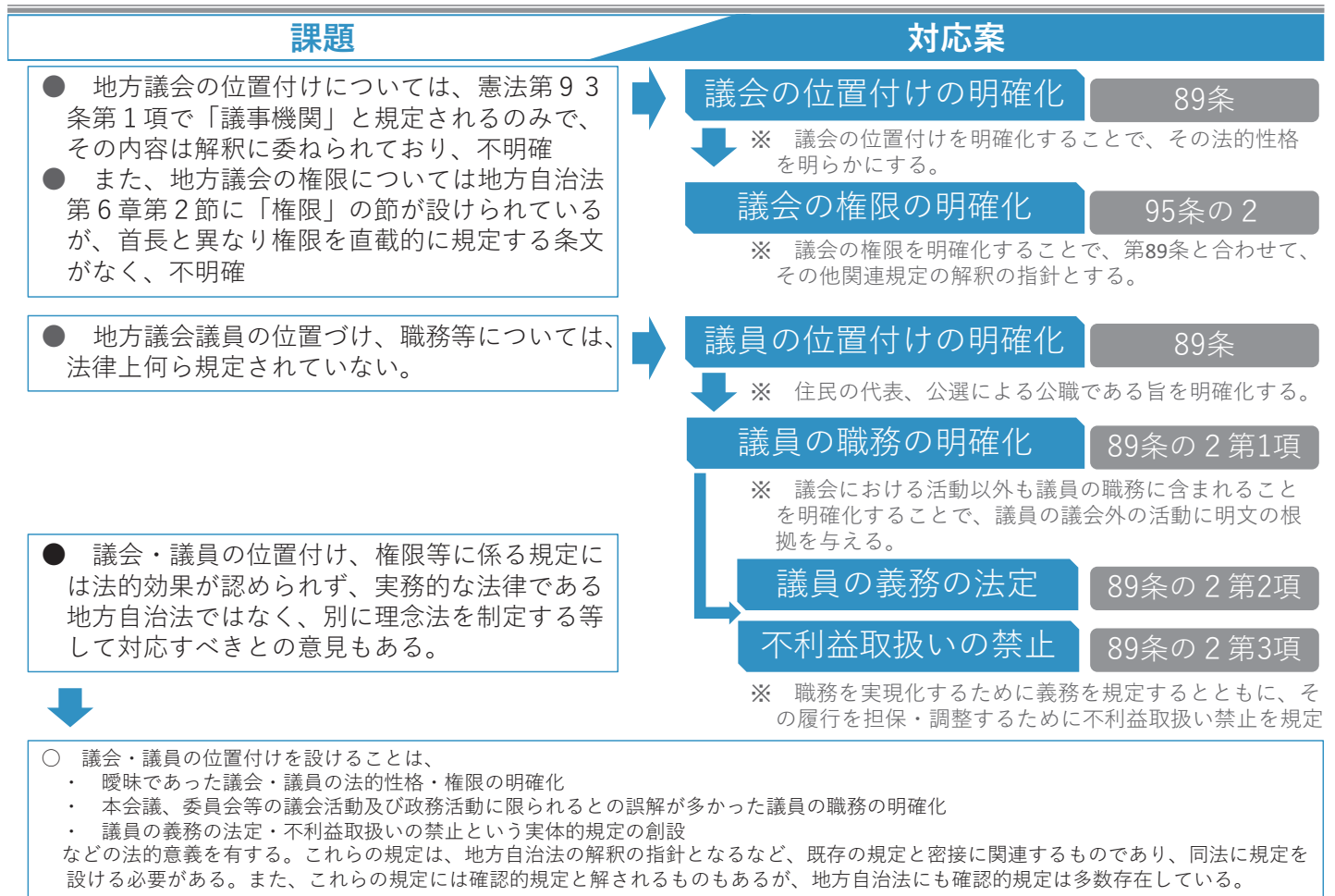
議員や自営業者に育児休業という制度を設けることには議論があるが、例えば、女性議員などが子育てとの両立を図れるよう、配偶者(男性会社員)にも同様に育児休業期間の延長を適用することはできないか。

※2 例えば聴覚障害者議員に対する手話通訳者の養成・同者への待遇改善など

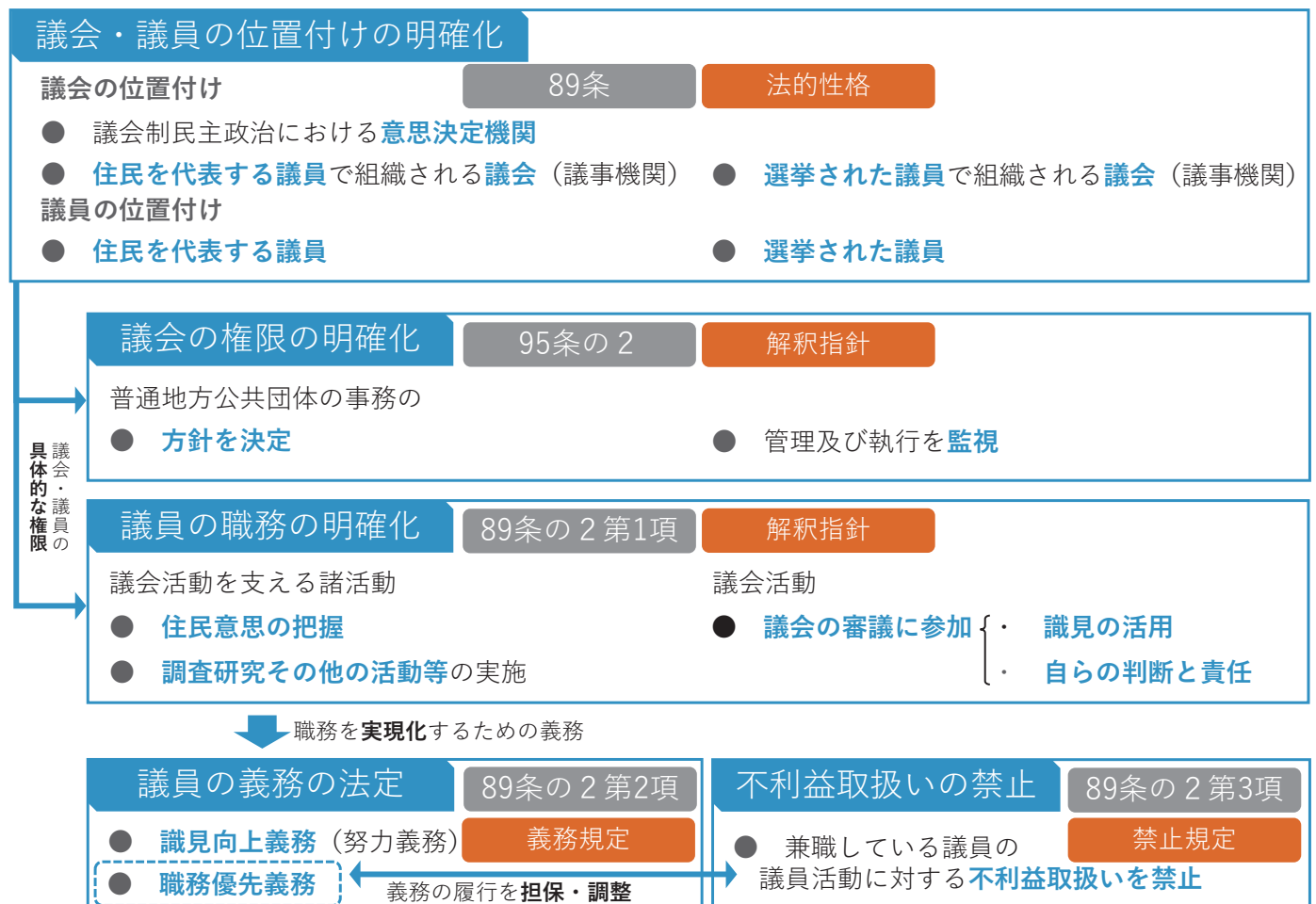
(「障害者の自立と政治参加をすすめるネットワーク」(代表：でんだひろみ埼玉市議会議員)の提言等による。)

IV 地方議会・地方議会議員の位置付け に係る地方自治法改正案の概要

課題と対応案



地方自治法改正案概要



条文案

第二編 普通地方公共団体

第六章 議会

第一節 組織

〔議会の設置〕

第八十九条 普通地方公共団体に、議会制民主政治における意思決定機関として、住民を代表する選挙された議員をもつて組織される議会を置く。

〔議員の職務等〕

第八十九条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、常に、当該普通地方公共団体の住民の意思を適切に把握し、及び当該普通地方公共団体の事務に関する調査研究その他の活動等を行うとともに、その有する識見を活用し、自らの判断と責任において、議会の審議に参加しなければならない。

② 普通地方公共団体の議会の議員は、議会制民主政治におけるその職務の重要性を認識し、その識見の向上に努め、全力を挙げてその職務を行わなければならない。

③ 普通地方公共団体の議会の議員は、他の職務に従事する場合において、議員の職務を行ったことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

第二節 権限

〔議会の権限〕

第九十五条の二 普通地方公共団体の議会は、次条に規定する議決により当該普通地方公共団体の事務の方針を決定し、並びにその管理及び執行を監視する。

V 参 照 条 文

(令和 2 (2020) 年 3 月 30 日現在)

○ 日本国憲法

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

②・③ 略

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

○ 地方自治法

第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く。

第九十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

② 普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）と兼ねることができない。

第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一 条例を設け又は改廃すること。

二 予算を定めること。

三 決算を認定すること。

四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。

五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

七 不動産を信託すること。

八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準

に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に關すること。

十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に關すること。

十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

- ② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に關することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適當でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第九十七条 略

- ② 議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。

第百条 略

- ②～⑬ 略

- ⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費

の範囲は、条例で定めなければならない。

⑮～⑱ 略

- ⑲ 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。

⑳ 略

第百条の二 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

第百一条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。

- ② 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

- ③ 議員の定数の四分の一以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

- ④ 前二項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあつた日から二十日以内に臨時会を招集しなければならない。

- ⑤ 第二項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。

- ⑥ 第三項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、第三項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出のあつた日から、都道府県及び市にあつては十日以内、町村にあつては六日以内に臨時会を招集しなければならない。

- ⑦ 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては七日、町村にあつては三日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

第百九条 略

- ② 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

③～⑨ 略

第百十三条 普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。但し、第百十七条の規定による除斥のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に応じても出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。

第百十七條 普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

第百三十八條 略

②～④ 略

⑤ 事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。

⑥～⑧ 略

第百三十八條の二 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

第百四十七條 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

第百四十八條 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

第百四十九條 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- 一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 二 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 三 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- 四 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 五 会計を監督すること。
- 六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 七 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- 八 証書及び公文書類を保管すること。
- 九 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

第百七十六條 普通地方公共団体の議会の議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、その議決の日（条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決については、その送付を受けた日）から十日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

② 前項の規定による議会の議決が再議に付された議決と同じ議決であるときは、その議決は、確定する。

- ③ 前項の規定による議決のうち条例の制定若しくは改廃又は予算に関するものについては、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。
- ④ 普通地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。
- ⑤ 前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、都道府県知事にあつては総務大臣、市町村長にあつては都道府県知事に対し、当該議決又は選挙があつた日から二十一日以内に、審査を申し立てることができる。
- ⑥ 前項の規定による申立てがあつた場合において、総務大臣又は都道府県知事は、審査の結果、議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該議決又は選挙を取り消す旨の裁定をすることができる。
- ⑦ 前項の裁定に不服があるときは、普通地方公共団体の議会又は長は、裁定のあつた日から六十日以内に、裁判所に出訴することができる。
- ⑧ 前項の訴えのうち第四項の規定による議会の議決又は選挙の取消しを求めるものは、当該議会を被告として提起しなければならない。

第百七十七条 普通地方公共団体の議会において次に掲げる経費を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入について、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。

- 一 法令により負担する経費、法律の規定に基づき当該行政庁の職権により命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費
- 二 非常の災害による応急若しくは復旧の施設のために必要な経費又は感染症予防のために必要な経費

- ② 前項第一号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その経費及びこれに伴う収入を予算に計上してその経費を支出することができる。
- ③ 第一項第二号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決を不信任の議決とみなすことができる。

第百七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

できる。ただし、第百六十二条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第二百五十二条の二十の二第四項の規定による第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

- ② 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。
- ③ 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。
- ④ 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。

第百八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

- ② 略

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(予算を伴う条例、規則等についての制限)

第二百二十二条 普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。

- 2 略

(普通財産の管理及び処分)

第二百三十八条の五 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

- 2～9 略

(監査の実施に伴う外部監査人の義務)

第二百五十二条の三十一 略

- 2 外部監査人は、外部監査契約の履行に当たっては、常に公正不偏の態度を保持し、

自らの判断と責任において監査をしなければならない。

3～5 略

○ 公職選挙法

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第十五条 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。

- 2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数(以下この条において「議員一人当たりの人口」という。)の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。
- 3 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。
- 4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。
- 5 一の市町村(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))にあつては、区(総合区を含む。第六項及び第九項において同じ。))。以下この項において同じ。)の区域が二以上の衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における前各項の規定の適用については、当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。
- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。ただし、指定都市については、区の区域をもつて選挙区とする。
- 7 第一項から第四項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。
- 9 指定都市に対し第一項から第三項までの規定を適用する場合における市の区域(市町村の区域に係るものを含む。)は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分

けた区域とする。この場合において、当該指定都市の区域を分けるに当たっては、第五項の場合を除き、区の区域を分割しないものとする。

10 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

(供託)

第九十二条 町村の議会の議員の選挙の場合を除くほか、第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定により公職の候補者の届出をしようとするものは、公職の候補者一人につき、次の各号の区分による金額又はこれに相当する額面の国債証書（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。以下この条において同じ。）を供託しなければならない。

- 一 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙 三百万円
- 二 参議院(選挙区選出)議員の選挙 三百万円
- 三 都道府県の議会の議員の選挙 六十万円
- 四 都道府県知事の選挙 三百万円
- 五 指定都市の議会の議員の選挙 五十万円
- 六 指定都市の長の選挙 二百四十万円
- 七 指定都市以外の市の議会の議員の選挙 三十万円
- 八 指定都市以外の市の長の選挙 百万円
- 九 町村長の選挙 五十万円

2・3 略

(公職の候補者に係る供託物の没収)

第九十三条 第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定により届出のあつた公職の候補者の得票数が、その選挙において、次の各号の区分による数に達しないときは、前条第一項の供託物は、衆議院(小選挙区選出)議員又は参議院(選挙区選出)議員の選挙にあつては国庫に、都道府県の議会の議員又は長の選挙にあつては当該都道府県に、市の議会の議員又は長の選挙にあつては当該市に、町村長の選挙にあつては当該町村に、帰属する。

一 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙	有効投票の総数の十分の一
二 参議院（選挙区選出）議員の選挙	通常選挙における当該選挙区内の議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の八分の一。ただし、選挙

	すべき議員の数が通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を超える場合においては、その選挙すべき議員の数をもつて有効投票の総数を除して得た数の八分の一
三 都道府県又は市の議会の議員の選挙	当該選挙区内の議員の定数（選挙区がないときは、議員の定数）をもつて有効投票の総数を除して得た数の十分の一
四 地方公共団体の長の選挙	有効投票の総数の十分の一

2 略

○ 地方公務員法

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第三条 略

2 略

3 特別職は、次に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

一の二～六 略

○ 労働基準法

（公民権行使の保障）

第七条 使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない。但し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。

○ 国会法

第五十七条の三 各議院又は各議院の委員会は、予算総額の増額修正、委員会の提出若しくは議員の発議にかかる予算を伴う法律案又は法律案に対する修正で、予算の増額を伴うもの若しくは予算を伴うこととなるものについては、内閣に対して、意見を述べる機会を与えなければならない。

第二百二十四条の二 議員は、各議院の議決により定める政治倫理綱領及びこれにのっとり各議院の議決により定める行為規範を遵守しなければならない。

○ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律

(職員の任期を定めた採用)

第三条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、条例で定めるところにより、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2・3 略

○ 政治資金規正法

(目的)

第一条 この法律は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。

○ 政党助成法

(目的)

第一条 この法律は、議会制民主政治における政党の機能の重要性にかんがみ、国が政党に対し政党交付金による助成を行うこととし、このために必要な政党の要件、政党の届出その他政党交付金の交付に関する手続を定めるとともに、その使途の報告その他必要な措置を講ずることにより、政党の政治活動の健全な発達の促進及びその公明と公正の確保を図り、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。

○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律

(不利益取扱いの禁止)

第百条 労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したことその他裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員若しくは裁判員候補者であること又はこれらの者であったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

VI テキストマイニングによる会議録分析

テキストマイニング による会議録分析

対象：平成30年度山梨県議会及び甲府市議会の
本会議及び委員会会議録

解析ツール：KH Coder

テキストマイニングとは

○「文章を対象としたデータマイニング※。ソーシャルメディアやウェブ上の口コミなどの大量の文字情報を自然言語処理などで分析し、有用な情報を抽出する技術を指す。」（小学館デジタル大辞泉）

※企業が蓄積した大量のデータを解析し、経営やマーケティングに有用な相関関係やパターンを探り出す技術。（小学館デジタル大辞泉）

○情報技術の発達に伴い急速に増加

- CINIIの論文検索では3101件が表示（2019年11月19日時点）
- 地方議会に関する先行研究は少数（CINIIの論文検索では8件が表示（2019年11月19日時点））。
- 増田正「地方議会の会議録に関するテキストマイニング分析－高崎市議会を事例として－」（『地域政策研究』（高崎経済大学地域政策学会）15巻1号 2012年8月）等

○解析ツールとしてKH Coder※を使用

- ※ 樋口 耕一（科学研究費補助金「社会調査のための計量テキスト分析と実践に必要なソフトウェアの開発」等）

○平成30年度山梨県議会・甲府市議会の本会議・委員会会議録（4,128,333文字）を対象とした。

出現回数（名詞）

山梨県			甲府市		
順位	名詞	回数	順位	名詞	回数
1	地域	1526	1	事業	2224
2	本県	1485	2	議案	2104
3	市町村	1309	3	地域	1916
4	取り組み	1204	4	状況	1696
5	状況	1129	5	市民	1331
6	事業	1042	6	室長	1247
7	課長	873	7	委員	1101
8	県民	867	8	条例	1034
9	県内	725	9	予算	1032
10	企業	651	10	職員	1017
11	制度	615	11	子ども	986
12	委員	599	12	課長	965
13	知事	596	13	異議	933
14	全国	562	14	取り組み	922
15	課題	551	15	基準	903
16	学校	503	16	部分	854
17	方々	495	17	制度	807
18	伺い	461	18	先ほど	789
19	積極	452	19	学校	786
20	効果	448	20	内容	768

- ・ 名詞（固有名詞及びサ変名詞を除く）を出現回数順に抽出（上位20）
- ・ 出現頻度が多い名詞ほど、議会の関心が高いと考えられる。

- ・ 共通して出現回数が多い単語は「地域」「取り組み」「状況」「事業」「県民・市民」等
 - ・ 議員の関心の中心は地域の課題にあることが推察される。
- ・ 県では「本県」「県内」「全国」「市町村」のような区域に関する名詞が多い
 - ・ 自らの県だけでなく、市町村、他都道府県を意識していると推察される。
- ・ 県では「企業」、市では「子ども」のように、それぞれにしか出ていない名詞もある。
 - ・ 役割分担が表れていると考えられる。

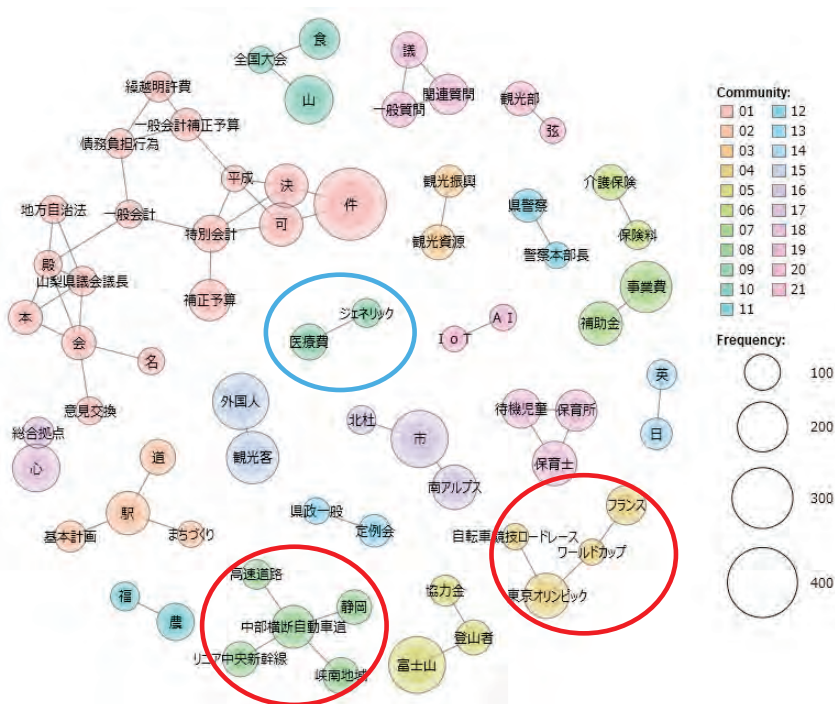
出現回数（サ変名詞）

山梨県			甲府市		
順位	名詞	回数	順位	名詞	回数
1	支援	1070	1	お願い	1901
2	整備	1033	2	説明	1836
3	質問	970	3	質問	1704
4	連携	964	4	対応	1378
5	施設	911	5	支援	1291
6	対策	901	6	施設	1206
7	推進	822	7	質疑	1085
8	実施	816	8	調査	1010
9	活用	767	9	整備	960
10	対応	694	10	推進	948
11	調査	670	11	計画	913
12	計画	652	12	管理	892
13	確保	612	13	検討	872
14	検討	604	14	意見	845
15	活動	571	15	要望	813
16	開催	567	16	対策	806
17	お答え	525	17	実施	801
18	教育	499	18	改正	763
19	観光	495	19	関係	750
20	向上	492	20	設置	749

- ・ サ変名詞（サ変動詞の語幹となりうる名詞）を出現回数順に抽出（上位20）
- ・ 動作性のある名詞であるため、議会活動の内容を推測できると考えられる。

- ・ 共通して出現回数が多い単語は「支援」「整備」「質問」「対応」等
 - ・ 議員の関心は質問により整備、支援、対応等を求めることにあると推察される。
- ・ 県では「連携」が多い。
 - ・ 市町村、他機関等との連携が多いと推察される。
- ・ 県では「お答え」が多く、市では「お願い」「説明」が多い。

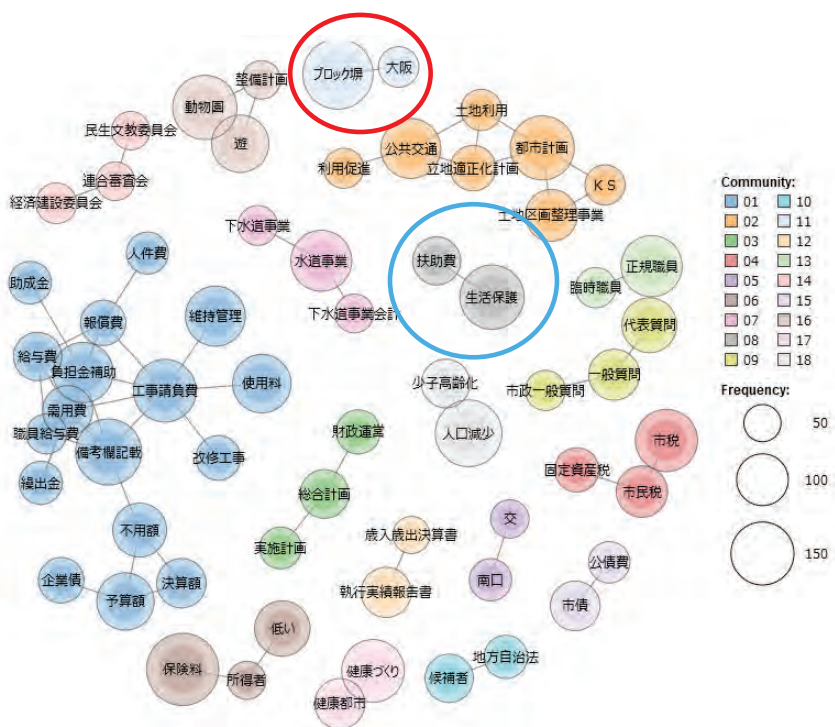
共起ネットワークによる分析（山梨県）



- 「中部横断自動車道」、「リニア中央線」、「東京オリンピック」等の大規模な事業が多い傾向が見られる。
- 「ジェネリック医薬品」等の都道府県の取り組みが求められる項目についても抽出されている。
 - ※「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」（平成25年厚生労働省）において、都道府県の取組が求められている。

- 抽出語またはコードを用いて、出現パターンの似通ったものを線で結んだ図、すなわち共起関係を線で表したネットワークを描いたもの

共起ネットワークによる分析（甲府市）



- 「ブロック塀」、「動物園」等の地域に密着した事業が多く見られる傾向がある。
- 「生活保護」等の、市が担当する業務についても、抽出されている。

- 抽出語またはコードを用いて、出現パターンの似通ったものを線で結んだ図、すなわち共起関係を線で表したネットワークを描いたもの

VII 外国の議会制度に係る調査結果

外国の議会制度に係る調査結果

調査内容：各国における地方議会の選挙、議員の実態等

調査時期：令和元年8月・令和2年2月

調査方法：一般財団法人自治体国際化協会に調査依頼し、同協会各国事務所から得た回答を、全国都道府県議会議長会事務局が編集

令和2年3月30日

目次

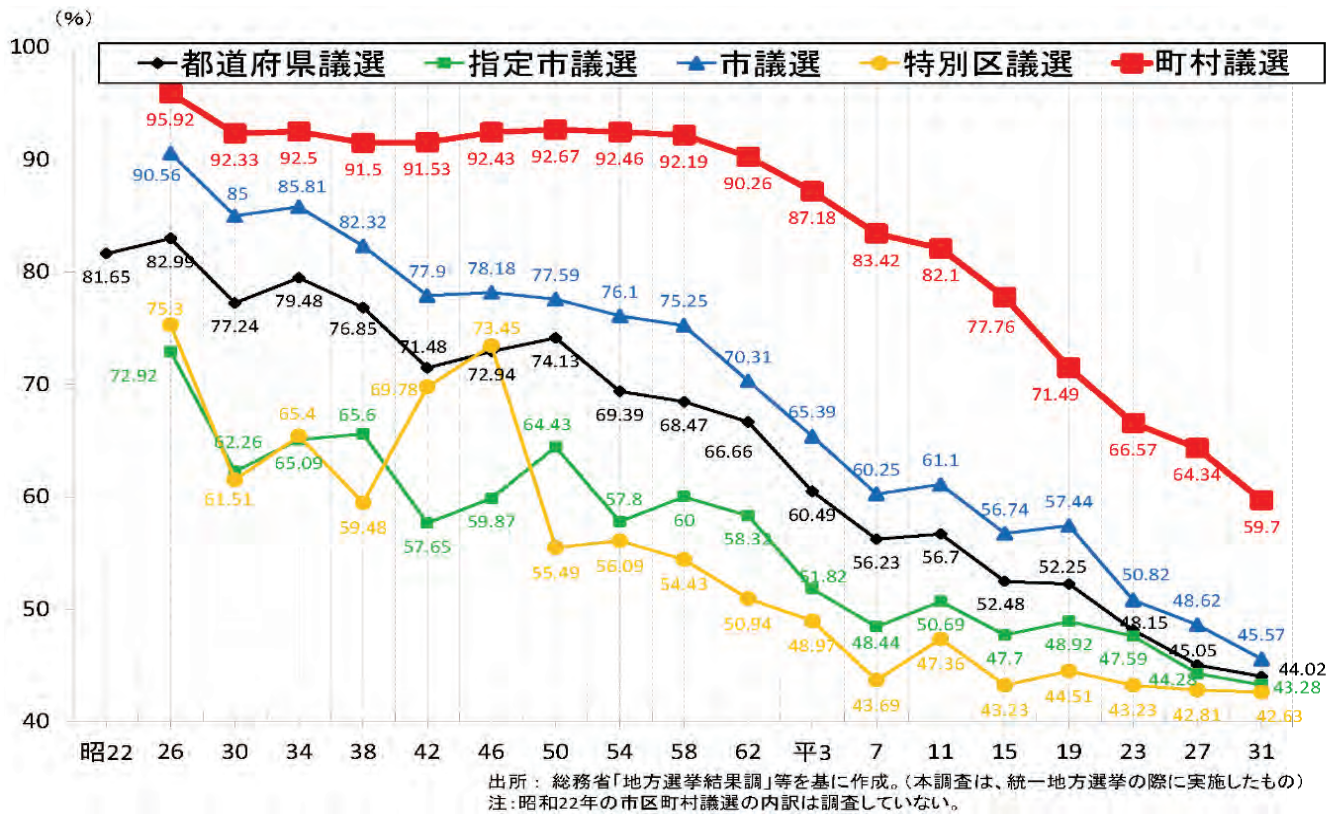
1 地方議会（広域自治体及び基礎自治体）の選挙.....1	(5) 議会と長.....80
(1) 投票率.....2	① 議員と長の選出方法.....81
① これまでの投票率の推移.....3	② 任期.....82
② 投票率向上のための取組.....8	③ 議長の権限.....83
(2) 無投票当選.....10	③(補問) 議長の人事権.....85
① これまでの無投票当選者数の割合の推移.....11	④ 長の権限.....86
② 立候補者増加のための取組.....16	⑤ 議会の招集権.....89
2 地方議会(広域自治体及び基礎自治体)議員の実態等.....19	⑥ 議会への予算提出権.....91
(1) 男女比率.....20	⑦ 議会における議員の予算修正権の制約.....93
① 国民の属性との対比.....21	⑧ 再議制度.....94
② 女性議員を増やすための取組.....26	⑨ 専決処分制度.....96
(2) 年齢構成.....28	(6) 議会と住民.....98
① 国民の属性との対比.....29	① 議会審議への住民参加制度.....99
② 若い議員を増やすための取組.....34	② 住民意思を議会活動に反映させる制度.....101
(3) 職業.....35	③ 議会広報制度.....102
① 国民の属性との対比.....36	(7) 議員に対する給付.....104
② 多様な人材を議員に増やすための取組.....42	① 報酬(給与).....105
(4) 政党所属.....44	② 活動経費.....107
3 基礎自治体を包含する広域自治体議会の制度等.....50	③ ①、②以外の給付.....110
(1) 当該広域自治体の人口と議員定数、選挙区の内容等.....51	(8) その他議会運営(議会の開催頻度、開催時間帯).....112
(2) 議会の位置付け、役割.....54	
(3) 議員の位置付け、役割.....57	
(4) 議会の権限.....60	
① 団体意思決定事項.....61	
② 長(執行機関)等を監視する権限.....69	
③ 政策を立案する権限.....74	
④ ①～③以外の権限.....79	

1 地方議会（広域自治体及び 基礎自治体）の選挙

1

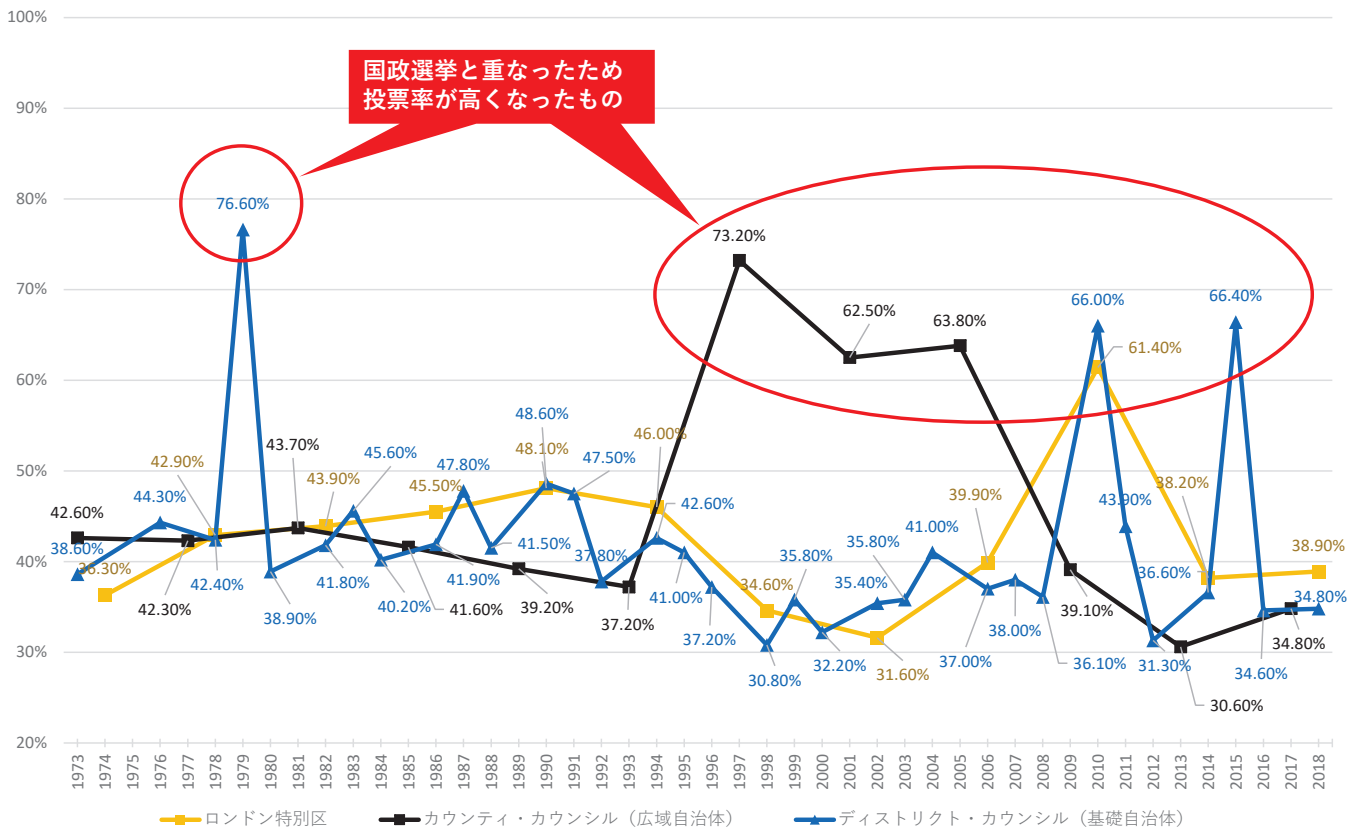
（１）投票率

① これまでの投票率の推移（日本）



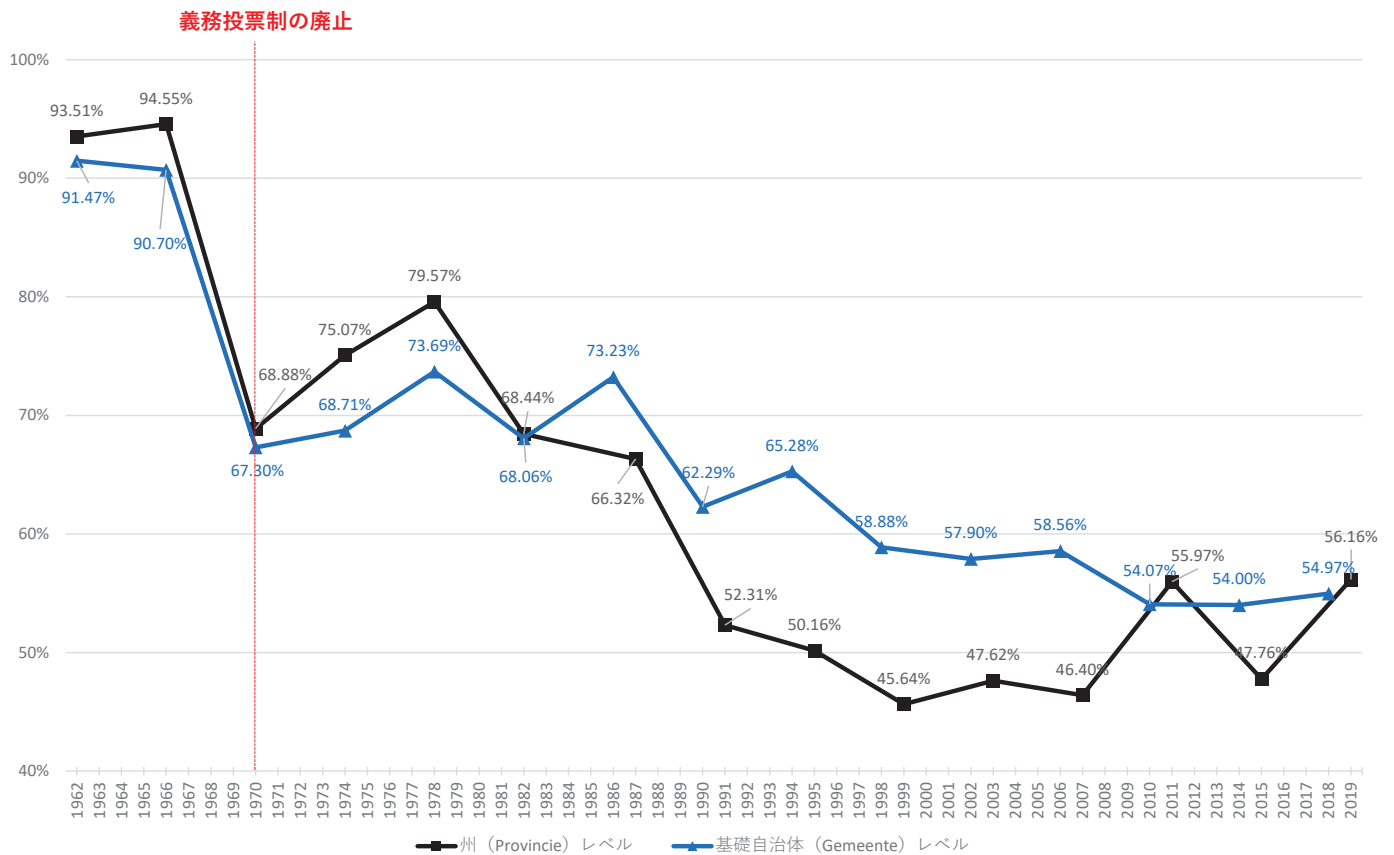
3

① これまでの投票率の推移（イギリス）



4

① これまでの投票率の推移（オランダ）



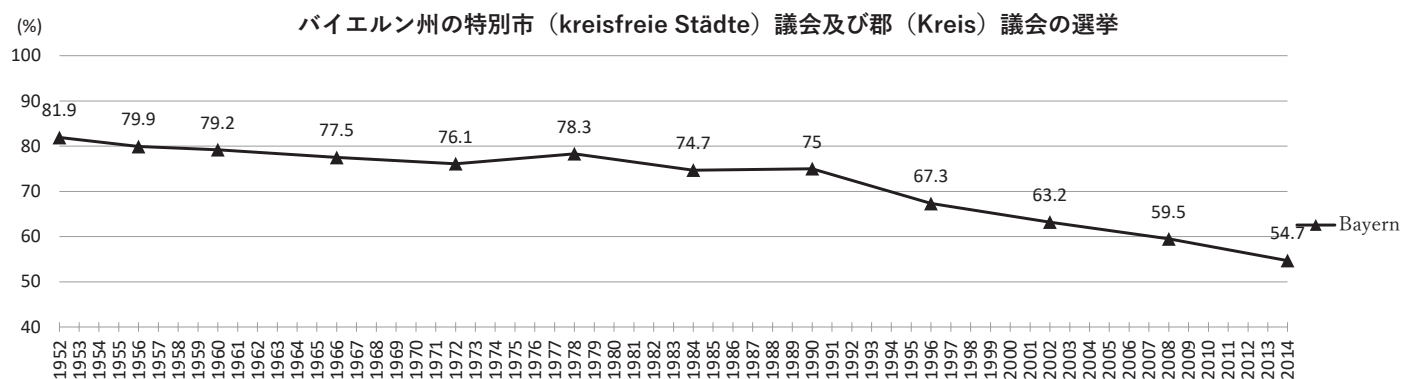
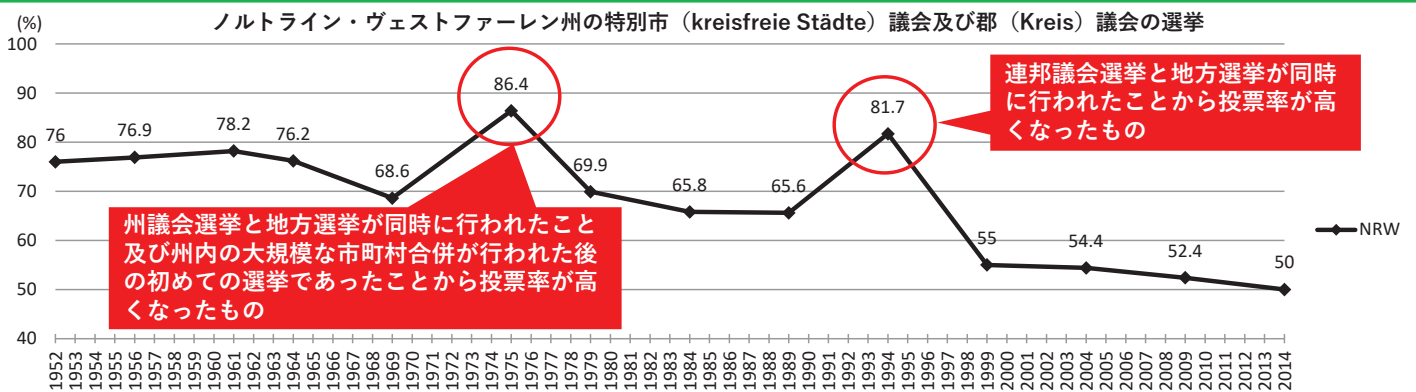
※ いずれも地方議会選挙における値

オランダの選挙協議会HPに基づいて作成

<https://www.verkiezingsuitslagen.nl/verkiezingen/detail/PS20190320>

5

① これまでの投票率の推移（ドイツ）



Die Landeswahlleiterin des Landes Nordrhein-Westfalen

<http://alt.wahlergebnisse.nrw.de/kommunalwahlen/ab1946/index.html>

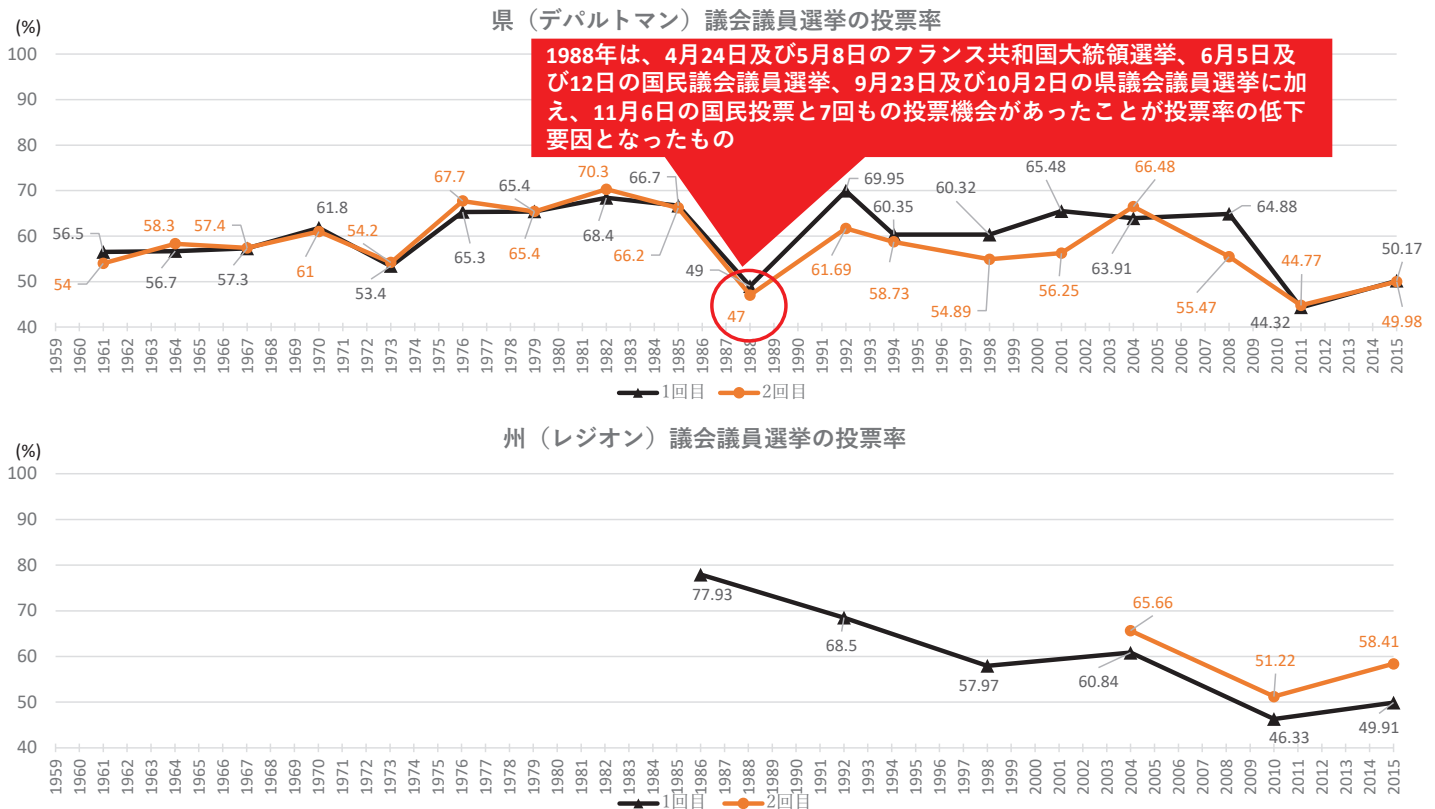
Landesdatenbank

https://www.landesdatenbank.nrw.de/ldbnrw/online/online;jsessionid=.worker3?sequenz=statistiken&selectionname=144*

バイエルン州統計局

https://www.statistik.bayern.de/mam/produkte/veroeffentlichungen/statistische_berichte/b7362c_201451_48266.pdf

① これまでの投票率の推移（フランス）



<https://www.france-politique.fr/participation-abstention.htm>

※フランスの地方議会選挙は2回投票制。詳細は自治体国際化協会「フランスの地方自治」

(<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j30.pdf>) を参照。

※州は1982年の地方分権法により地方自治体に位置付けられた（2回投票制の導入は2004年選挙以降）。

② 投票率向上のための取組 I

イギリス

- 選挙実施前のPR活動（ツイッターやテレビCMでの放映など）。
https://twitter.com/YourVote_UK
<https://www.youtube.com/watch?v=pNKtAtiFH4Q>
- 有権者の政治参画の促進や意識向上のため、内閣府は毎年「National Democracy Week」を実施。実施期間中には、政治参画を促すためのディベートや情報・経験の共有を行う様々なイベントが開催される。
<https://democracyweek.campaign.gov.uk/>

オランダ

オランダでは、1970年に投票が義務制から任意制に移行してから、投票率は減少傾向である。それに対する取組は、各自治体により異なり、1つの組織が所管しているわけではない。また政党も関わっている。

<取組の一例>

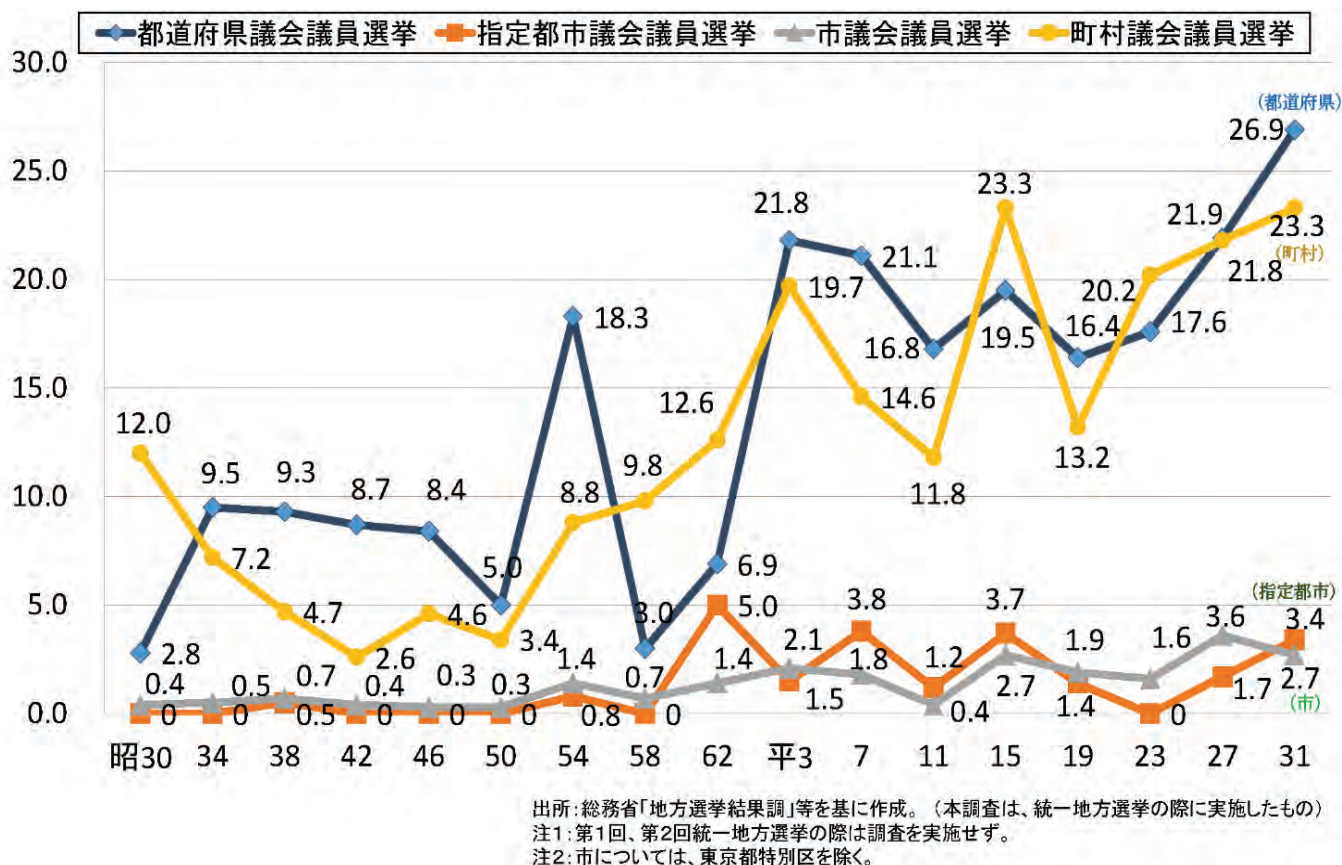
- フライヤー、ポスター、テレビ・新聞・ラジオ広告、選挙期間中の定期刊行物及びデジタルメディア（HP、動画、SNS等）の活用
- 投票所を増やす（2014年の地方選挙において、全体平均で住民1000人当たり0.6箇所増）。
<https://www.psa.ac.uk/insight-plus/beyond-turnout-consequences-compulsory-voting>（イギリス政治学会HP）
https://tijdschriften.boombestuurskunde.nl/tijdschrift/benm/2019/1/BenM_1389-0069_2019_046_001_016（オランダ行政関連雑誌の記事）
<http://www.vanostaaijen.nl/wp-content/uploads/2016/11/Verbetering-op-komst-onderzoeksrapport-2016.pdf>（Tilburg大学・ロッテルダム市による共同調査報告書）

② 投票率向上のための取組 II

ドイツ	<連邦レベル> 2015年の連邦議会のレポートで提案された政策・取組の例（主に連邦議会選挙制度に関して） - 投票義務を導入する（未実施）。 - 電子投票（未実施） 16歳からの投票（地方選挙では約半分の州で既に実施。州議会選挙に関しては、ブランデンブルク州、ブレーメン都市州、ハンブルク都市州及びシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州で実施） ※ 「都市州」とは、都市でありながら州としての権限を持つ都市（州としての権限と都市としての権限とを併せ持ち、連邦参議院にも議席を持つ。） - いくつかの選挙を同日開催にする（例：欧州議会選挙と州選挙、連邦議会選挙と州選挙等、すでに実施 例：2019年5月の欧州議会選挙と同時に10州の地方自治選挙が行われた）。 - 選挙期間を（一日から）一週間に延ばす（未実施）。 - 投票所を学校、図書館等の他にもスーパーや郵便局等も可能にする（未実施）。 - 有権者登録を自治体ベースではなく、全国電子登録制にすることで投票をどこでも可能にする（未実施）。 <地方レベル> シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州の例 - 選挙についての情報提供の機会を増やす。 - 学校教育において政治と選挙に関する議論の機会を増やす。 - 投票所の数を増やし、バリアフリーにする。 - 投票用紙をバリアフリーにする（障害者の権利に関する条約に基づき、平易な言葉を使用、分かりやすい政党のロゴを使用する等の対応をとっている。）。 - 公共スペースの使用許可について、政党の選挙活動を企業活動より優先させることがある。 - 投票ボランティアをさらに支援し、評価する制度を導入
フランス	各選挙の前には、フランス政府によって「#OuiJeVote」という名の投票啓発キャンペーンが行われ、政府WebサイトやTwitter、テレビ、ラジオを通じて有権者に投票を呼び掛けている。 OuiJeVote： https://www.gouvernement.fr/oui-je-vote

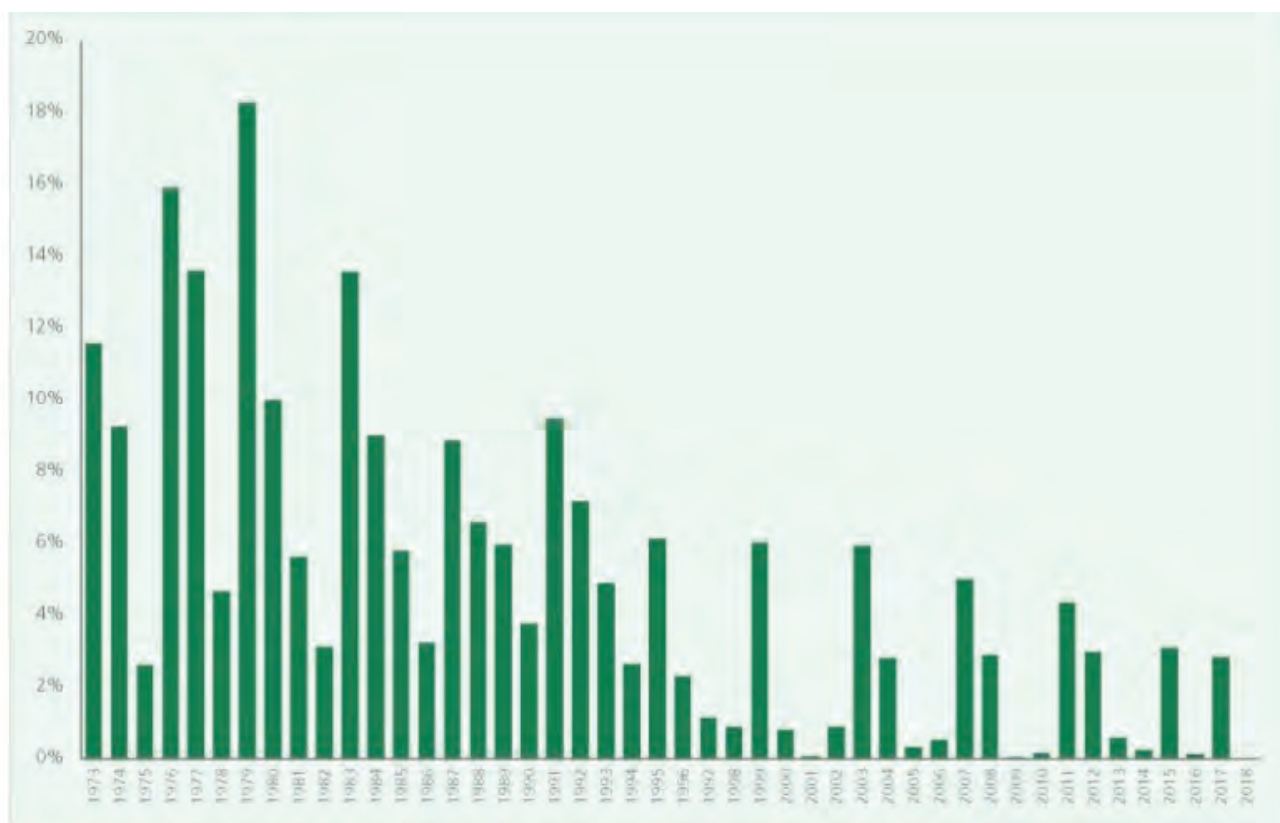
（2）無投票当選

① これまでの無投票当選者数の割合の推移（日本）



11

① これまでの無投票当選者数の割合の推移（イギリス）



地方選挙における無投票当選者数の割合の推移

House of Commons Library

<https://commonslibrary.parliament.uk/insights/uncontested-elections-where-and-why-do-they-take-place/>

※ 地方自治体によって選挙の実施年度が異なるため、年によ₁₂て前年比との大幅な変動がある。

① これまでの無投票当選者数の割合の推移（オランダ及びドイツ）

オランダ	- 全国統計としての公表データ及び個別データは存在しないが、州レベルの選挙においては、無投票当選は過去ほとんど存在しない。 - 基礎自治体レベルでも、ここ10年以上は存在していないようである。 - 政党名簿比例代表制であり、無投票が発生しにくいことがその理由と考えられる。
ドイツ	- 地方自治体レベルで無投票当選は存在しない。 - ただし、名誉職（低額の費用弁償しかないパートタイム）である村長への候補者がいない状況が最近いくつかの州で発生している。小規模の町村が多いラインラント・プファルツ州やブランデンブルク州はその例である。

13

① これまでの無投票当選者数の割合の推移（フランス） I

○選挙制度上、無投票当選者は存在しない。

○コミュン選挙の方式は人口により異なる。

- 人口1,000人未満の場合（フランス自治体の約72%を占める）

- ① 基本的には「非拘束名簿式2回投票多数代表制」（scrutin majoritaire plurinominal à deux tours）であるが、個人の立候補も認められている。候補者名簿には、議席数より少ない人数の候補者しか記載していなくてもよく、1人の候補者しか記載していないものも認められている。有権者は、名簿上から候補者を削除したり、名簿に他党派の候補者を追加したりでき、候補者の削除等を行った複数名簿を選んで合計で議席数と同数になるように投票することも可能（混合投票（panachage））。人口1,000人以上の場合とは異なり、候補者の男女の差が1を超えてもよい。
- ② 第1回目の投票で、有効投票の過半数に達し、かつ選挙人名簿登録者の4分の1以上の得票数を得られた候補者は当選人となる。第1回目で当選人が議席数に達しない場合は、残りの議席について同様に第2回目の投票を行い、相対多数の順に当選人とする。得票数が同数である場合は年齢が上の者が当選人となる。
- ③ なお、第1回目投票時点において候補者が議員定数以下の場合も選挙は行われ（第1回目投票から第2回目投票までの間も立候補が認められている。）、当選者が議員定数を下回った場合も議会は構成される。
- ④ ただし、第1回目投票時点において候補者が0人である場合、選挙は行われず、当該コミュンの管理と新たな選挙を実施するための特別な代表団がプレフェ（地方自治行政を監督する中央政府の出先機関）により任命され最大3か月機能する。

※ 特別な代表団の任命は、基礎自治体が約35,000にも細分化されたフランス地方自治制度の特徴を表す非常に規模の小さなコミュン（2019年1月1日現在、人口50人未満のコミュンが869、人口50～99人の自治体が2437ある。）にのみ発生し得る事象であるが、現在は小規模コミュンの合併に伴い減少傾向にある。

14

① これまでの無投票当選者数の割合の推移（フランス） II

・ 人口1,000人以上の場合

- ① 「拘束名簿式2回投票比例代表併用多数派プレミアム制」（scrutin proportionnel de liste à deux tours avec prime majoritaire）である。候補者名簿には、議席数と同数の候補者が記載されていなければならない。個人の立候補はできない。また、各候補者名簿に記載する候補者の男女の内訳は、その数の差が1を超えてはならず、記載の順序も両性を交互に記載しなければならない。選挙人は名簿に投票することとなり、名簿上の候補者を削除、追加又は順序を変更することはできない。
- ② 第1回目の投票で有効投票数の過半数に達した名簿は、議席の過半数をまず獲得する。残りの半数の議席は、有効投票数の5%以上を獲得した候補者名簿（過半数獲得名簿を含む）に配分される。配分の方法は、最大平均法による。
- ③ 第1回目で過半数に達する名簿がない場合は、第2回投票が行われるが、第1回で有効投票数の10%に達しなかった名簿は第2回に参加できない。有効得票数が10%以上の名簿については、第2回に向けて第1回で5%以上得票し第2回投票に参加しない候補者リストの中から候補者を変更できる。第2回投票の結果、相対多数の名簿が議席数の半分をまず獲得し、残りの議席については、第1回目で過半数に達した名簿があった場合の方法と同じ手順で配分される。
- ④ なお、第1回目投票時点において完全な名簿がない場合には人口1,000人未満の場合の④による。2014年のコミューン選挙では、人口1,000人以上のコミューン9,751のうち3,032（約31%）が有権者に対し名簿を1つしか提供していないが、うち92%は人口3,500人以下のコミューンであった。しかし、この場合であっても有権者が提供された唯一の名簿への支持を投票により表すことで、民主的手段によりコミューン議会が成立するという考え方から、コミューン議会の成立を確定するために選挙は必要となる。

○ 規模の大きなコミューンやデパルトマン（県）、レジオン（州）等の大きな自治体では、候補者がいないことによる特別な代表団の任命という問題は発生していない。

15

② 立候補者増加のための取組 I

イギリス	Local Government Association（イングランド及びウェールズの地方自治体が加盟する自治体の共同組織）は、より幅広い候補者を確保するためのキャンペーン「Be a Councillor」を実施。このキャンペーンでは、中央政府や主要政党の協力のもと、地方議員になるためのガイダンスブックの作成や地方議員の意義などについて学べるe-learningを紹介した。 https://beacouncillor.co.uk/
オランダ	存在しない（公表情報中には見当たらなかった。）。
ドイツ	- 連邦レベルでは、総合的な取組がない。 - 地方においては、名誉職である村長への候補者がいない状況が最近いくつかの州で発生しているが、取組自体はまだ存在しない。
フランス （続く）	- 法的身分保障により、下記の場合、民間企業被用者や公務員の身分を維持したまま地方公職選挙に立候補が可能 <民間企業被用者> 民間企業被用者が国会議員となった場合、雇用契約は議員の任期が切れるまでの間一時的に休止される（労働法典L3142-83*）。一方、地方議員となった場合は、以下において当該労働法典の規定が準用される。 ① コミューンの市長（メール（maire））又は副市長に就任し、その職務執行のために元来の職務の遂行を休止する場合は、その選挙職の任期が切れるまでの間、一時的に雇用契約が休止となる（地方自治体総合法典L2123-9）。 ② 県（地方自治体総合法典L3123-7）及び州（地方自治体総合法典L4135-7）の場合も、議長又は副議長に就任する場合は、同様の身分保障規定がある。 （参考） 地方自治体総合法典L2123-9 市長及び副市長であってその公務遂行のために職業活動を停止した者が給与生活者である場合には、国民議会議員又は上院議員に選出された給与生活者の権利に関する労働法典L3142-83*から同法典87までの規定が準用される。 ※ 国民議会又は上院議会の議員の雇用契約は、当該者がその会社に過去1年以上勤務していることを証明した場合に限り、当該者の要求に基づき、議員任期の満了まで停止する。

② 立候補者増加のための取組Ⅱ

フランス (続く)

<公務員（正規職員）>

上記雇用契約の休止等に係る各規定（労働法典L3142-79～88）は公務員にも準用される（労働法典L3142-87）。

- ① 地方公選職に就任する公務員は、申出によりその公選職に就任し続ける間、自動的に休職扱いとなる。ただし、地方公務員が自らの雇用主たる地方団体の議員になることはできない（公務員法典51.52条関係）。
- ② コミューンの市長又は副市長に就任し、あるいは県、州議会議員の議長又は副議長の職務を遂行しようとするときは、その申出に基づき、「派遣」扱いとなる（地方自治体総合法典L2123-10（コミューン），L3123-8（県），L4135-8（州））。
- ③ ①以外の地方の公選職に就任しようとするときは、その申出により、当該公務員を雇用している当局の判断に基づき、「派遣」扱いとすることができる（公務員法典45～48条）。

（参考）

地方自治体総合法典L3123-8

公務員一般身分規程の第Ⅰ章から第Ⅳ章が適用される公務員は、その申立てにより、県議会の議長又は副議長の公務を遂行するために在籍出向の地位にあるものとみなされる。

※「派遣」扱いの場合、原則として公務員としての昇進や退職年金関係の権利を保持し続ける。

（注）

フランスの地方議会（州、県及びコミューン）においては、議長が首長を兼ねる。

17

② 立候補者増加のための取組Ⅲ

フランス (続き)

- 2019年12月27日、特に小規模自治体の市長を対象とした、権限の強化及びより良い保障の提供を目的とした法律（Loi Engagement et Proximité※（正式名称LOI n° 2019-1461 du 27 décembre 2019 relative à l'engagement dans la vie locale et à la proximité de l'action publique））が公布・施行された（2019年7月17日に上程され、国民議会及び上院議会で審議、各院での修正を経て可決）。

※ 担当大臣Sébastien Lecornuの名から“loi Lecornu”とも呼ばれる。

- 概要は次のとおり

- ① 地方議員としての職務と職業の両立化を容易にする。
- ② 地方議員の職務に必要な職業訓練の充実化
- ③ 市長に対する行政手続等に関する情報のより良い提供
- ④ 公共入札の手続の簡素化
- ⑤ コミューン議員の手当の見直し
- ⑥ 地方議員の刑事責任のリスク低減および権利の強化
- ⑦ 広域行政組織内における市長協議会（メール協議会）の設立
- ⑧ 広域行政組織による市長への権限委任を可能にする。
- ⑨ 地域ガバナンスにおけるコミューンの役割の強化
- ⑩ 他の広域行政組織への編入を可能にする。

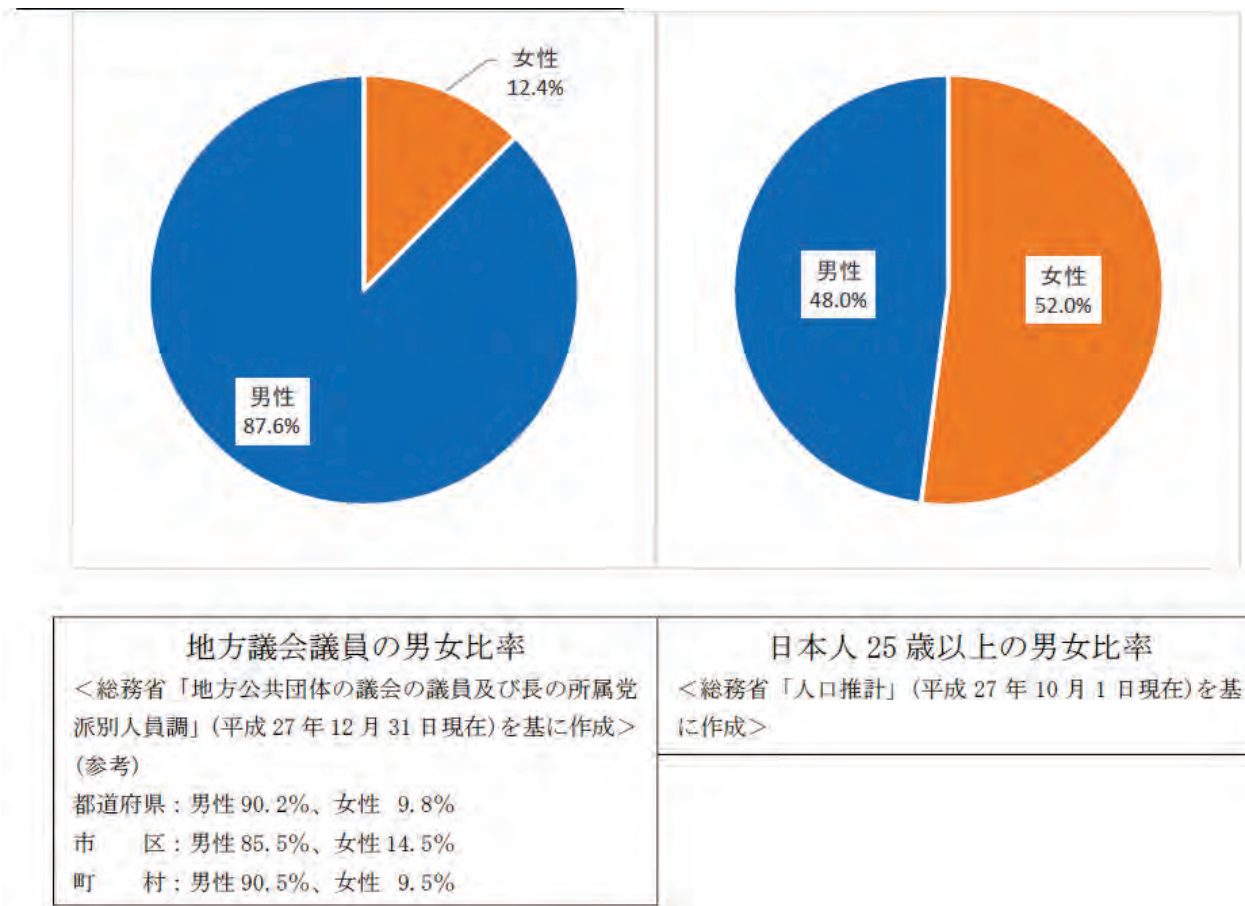
18

2 地方議会(広域自治体及び基礎自治体)議員の実態等

19

(1) 男女比率

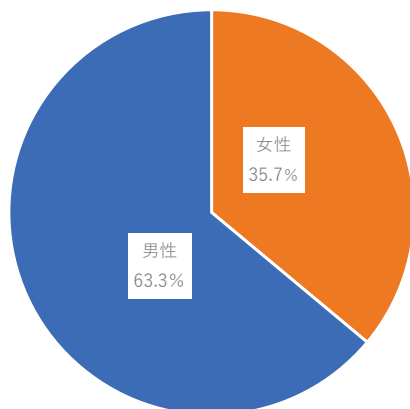
① 国民の属性との対比（日本）



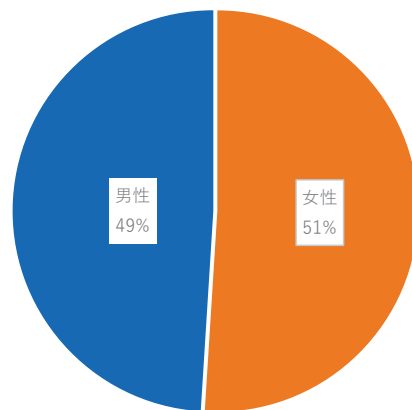
21

① 国民の属性との対比（イギリス）

イングランドの地方議会議員の男女比率（2018）



イギリス人18歳以上の男女比率（2018）



Local Government Association “National census of local authority councillors 2018” に基づいて作成
<https://www.local.gov.uk/sites/default/files/documents/Councillors%27%20Census%202018%20-%20report%20FINAL.pdf>

※イングランドの全地方議員のうち回答があった議員（全体の15%）のデータから算出した数字

＜参考＞自治体ごとの比率（2016年時点）

ロンドン特別区：男性62.8% 女性37.2%
 カウンティ：男性73.2% 女性26.8%
 ディストリクト：男性68.5% 女性31.5%

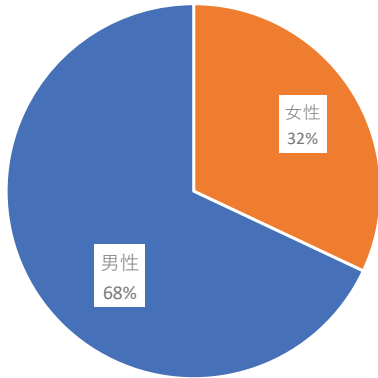
※イングランドの全地方議員のうち回答があった議員（全体の12%）のデータから算出した数字

Fawcett Society “Interim report of the local government commission April 2017” を基に作成
<https://www.fawcettsociety.org.uk/Handlers/Download.ashx?IDMF=e216a5c3-6fd9-404f-9e0a-189a83133bbe>

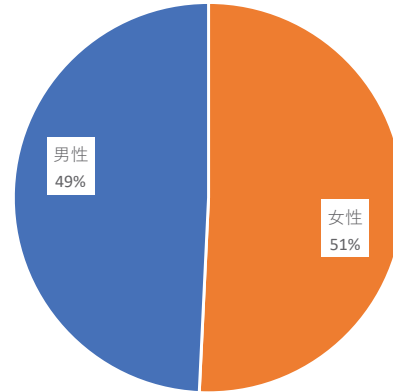
22

① 国民の属性との対比（オランダ）

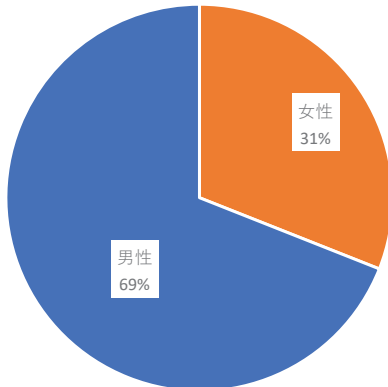
州議会（2018）



オランダ人18歳以上の男女比率
（2018）



基礎自治体議会（2018）



オランダ内務省統計データ

<https://kennisopenbaarbestuur.nl/media/256208/rapportage-kenmerken-politieke-ambtsdragers-2018.pdf>

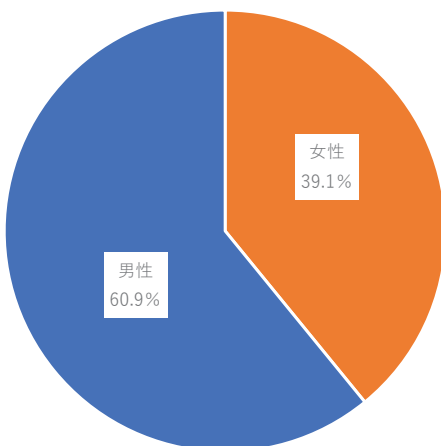
EU統計局（Eurostat）データ

https://ec.europa.eu/eurostat/web/products-datasets/-/demo_pjan

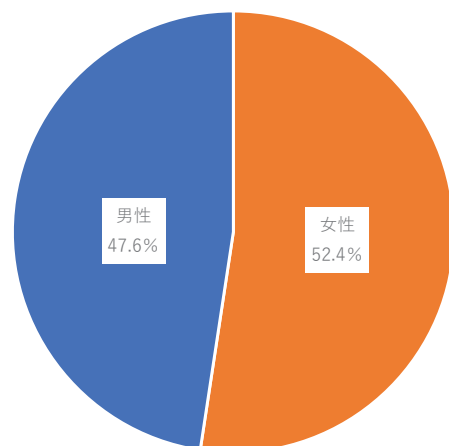
23

① 国民の属性との対比（フランス）

フランス地方議会議員の男女比率
（2019年1月1日現在）



フランス人18歳以上の男女比率
（2019年1月1日現在）



Les collectivités locales en chiffres 2019

《参考》地方公共団体における女性議員の割合（2016年6月）

州：女性47.8%，男性52.2%

県：女性50.0%，男性50.0%

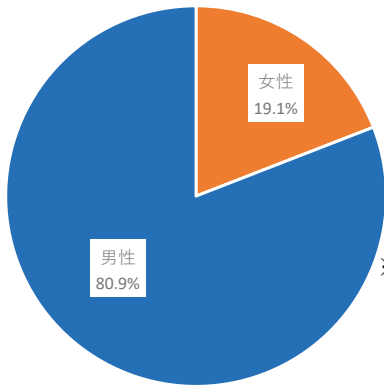
コミュン：女性40.3%，男性59.7%

24

① 国民の属性との対比（ドイツ）

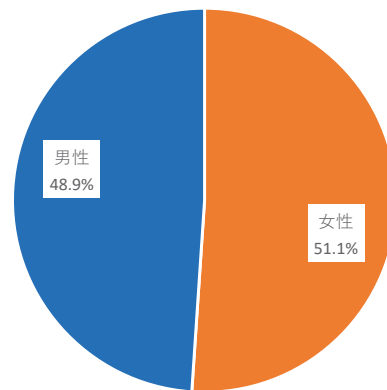
バーデン・ヴュルテンベルク州内

郡議会議員の男女比率（2019）

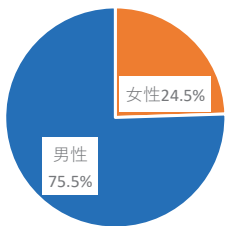


※ バーデン・ヴュルテンベルク州（人口約1,107万人、地方自治体数1,101市町村、35郡）は女性比率が州議会中及び郡議会中で最も低い。

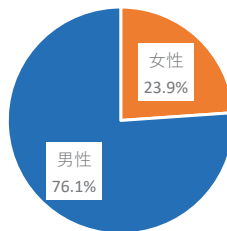
ドイツ人18歳以上の男女比



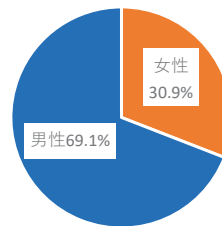
バーデン・ヴュルテンベルク州議会議員の男女比率（2019）



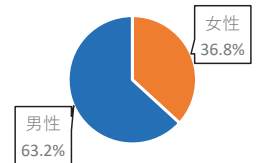
バーデン・ヴュルテンベルク州内市町村議会議員の男女比率（2019）



ドイツ連邦議会議員の男女比率（2019）（ドイツ連邦全体の数字）



欧州議会議員の男女比率（2019）（欧州議会全体の数字）



Statistisches Landesamt Baden-Württemberg

<https://www.statistik-bw.de/Wahlen/parlamentGeschlecht.jsp?path=/Wahlen/Kommunal/>

eurostat

<https://ec.europa.eu/eurostat/data/database>

25

② 女性議員を増やすための取組 I

イギリス

- The Government Equalities Office（男女平等参画を推進する英国政府機関）は、女性の地方議員の増加のため、シャドーイング事業を実施。事業への参加者はBAME（黒人、アジア人、少数民族など社会的マイノリティー）の女性議員とペアになり、数日間行動を共にすることで、議会の仕組みや議員の役割などを学ぶ。
<https://www.gov.uk/government/publications/evaluation-of-black-asian-and-minority-ethnic-women-councillors-taskforce-summary-report>
<https://www.gov.uk/government/publications/evaluation-of-black-asian-and-minority-ethnic-women-councillors-taskforce-summary-report>
- LGAは女性議員の促進のための基本指針や環境整備に役立つガイドラインを自治体向けに作成。
<https://www.local.gov.uk/twenty-first-century-councils>

オランダ

- オランダでは、国、地方自治体において、女性議員を増やすための政策や戦略はあまり一般的なものではないが、基礎自治体バールン（Baarn）では、2017年に自治体執行部の支援を受けて、3名の女性議員たちによる政治に関心を持つ女性向けのワークショップが開催された。ワークショップ開催当時の女性議員の割合は24%であったが、2018年の選挙後42%まで上昇した。
オランダ地方議会議員協議会HP
<https://www.raadsleden.nl/actueel/nieuws/aandeel-vrouwelijke-raadsleden-voor-het-eerst-boven-30-procent>
<https://www.raadsleden.nl/actueel/nieuws/vrouwelijke-raadsleden-baarn-starten-actie-voor-meer-vrouwelijke-raadsleden>
- 執行部は、市長と副市長（参事 wethouder）で構成されている。ただし副市長（参事）は、議会により議員の中から任命される（副市長就任時に議員職を辞することとされている）。執行部の下部組織として自治体の執行機関が存在する。自治体の業務の指揮・監督、議会議決の準備・執行のほか、地域レベルでの国の政策の執行にも責任を有する。

ドイツ（続く）

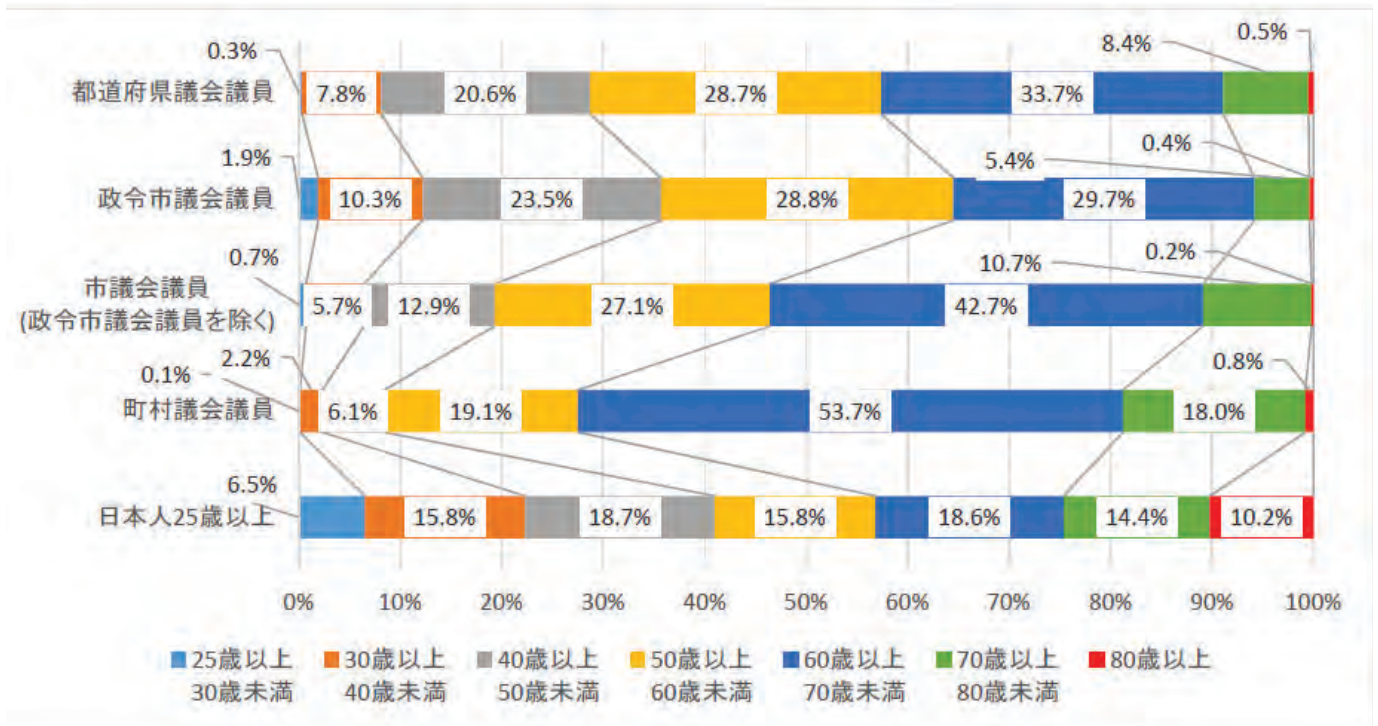
- <連邦レベルの取組>
- 2011年に連邦家族・高齢者・女性・青少年省は、女性の政治参加を地方自治体レベルで促進するためのネットワーク兼教育機関Helene Weber Kollegを設立した。主な活動は、年に一度のHelene Weber 賞の授賞、新たに政治家となった女性又は政治家を目指す女性のメンター制度による支援、様々な分科会の実施の他、ドイツ基本法の「男女平等規制」に携わっている4人の女性についての巡回展覧会の開催などである。
<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/gleichstellung/gleichstellung-und-teilhabe/helene-weber-kolleg/80454>
- <州レベルの取組>
- 2019年には、ブランデンブルク州とテューリンゲン州が、州選挙における「平等法Parité-Gesetz」を施行した。次の州選挙では、政党の比例代表リスト（両州は小選挙区比例代表併用制を採用している。）は、男性と女性交互に記入する義務があり、それにより州議会の比例代表リストによって割り当てられる議席の女性の割合が高くなる予定となっている。ただし、選挙区ごとの候補者及び市町村選挙についての規制はない。

② 女性議員を増やすための取組 II

ドイツ (続き)	<自治体レベルの取組> - 市町村レベルでは、女性のための候補者リストの作成が可能であり、その例がいくつかの州にある。政党による取組（メンター制度等）もある。 <政党の取組> - 連合90・緑の党(Bündnis 90/Die Grünen)及び左の党(Die Linke)は、党内選挙の候補者リストにおける男性と女性の交互記入の義務を設けている。また連合90・緑の党は、指導ポスト（党首、スピーカー、委員長等）は女性と男性一人ずつとすることとしている。
フランス	- 政治、経済、社会的分野への女性の進出を促すための憲法改正を実施。（パリテ条項） 〔1999年改正〕 第3条5項「法律は、選挙によって選出される議員職及び公職への男女平等参画を促進する」 〔2008年改正〕 第1条2項「選挙による任務及び職務並びに職業的及び社会的な要職に対する女性及び男性の平等な参画は、法律により促進される」 - 上記を踏まえ、2007年の法改正によりコミューン議会選挙（人口3500人以上）、州議会選挙において比例名簿が性別交互に掲載することとされ、2008年コミューン議会選挙では、当該選挙前（1995年）21.7%であった女性議員の割合が35%、さらに、1000人以上のコミューン議会選で性別交互記載名簿が義務付けられた2014年コミューン議会選挙後には、女性議員の割合が48.2%となった。また、州議会選挙では、選挙前（2004年）37.3%であった女性議員の割合が2010年選挙以降48%程度を占めている。 2015年県議会議員選挙から男女ペアで立候補した2人1組から1組（2人）の議員を選出するペア（2人1組）多数代表2回投票制を採用。2008年選挙で選挙前は13.1%であった女性議員の割合が50%に増加した。 - Loi Engagement et Proximité (p.18) に盛り込まれている以下の規定は、小規模自治体での女性の政治参加を促進する可能性がある。 「地方議員としての職務と職業の両立化を容易にする。」（市議会の出席のために支払った育児費用や、障がい者・要介護者等のサポートにかかる費用の払い戻しが受けられるようにするもの） （クレアレポート№475「フランスの地方自治体における男女平等政策」14頁参照）

（2）年齢構成

① 国民の属性との対比（日本）

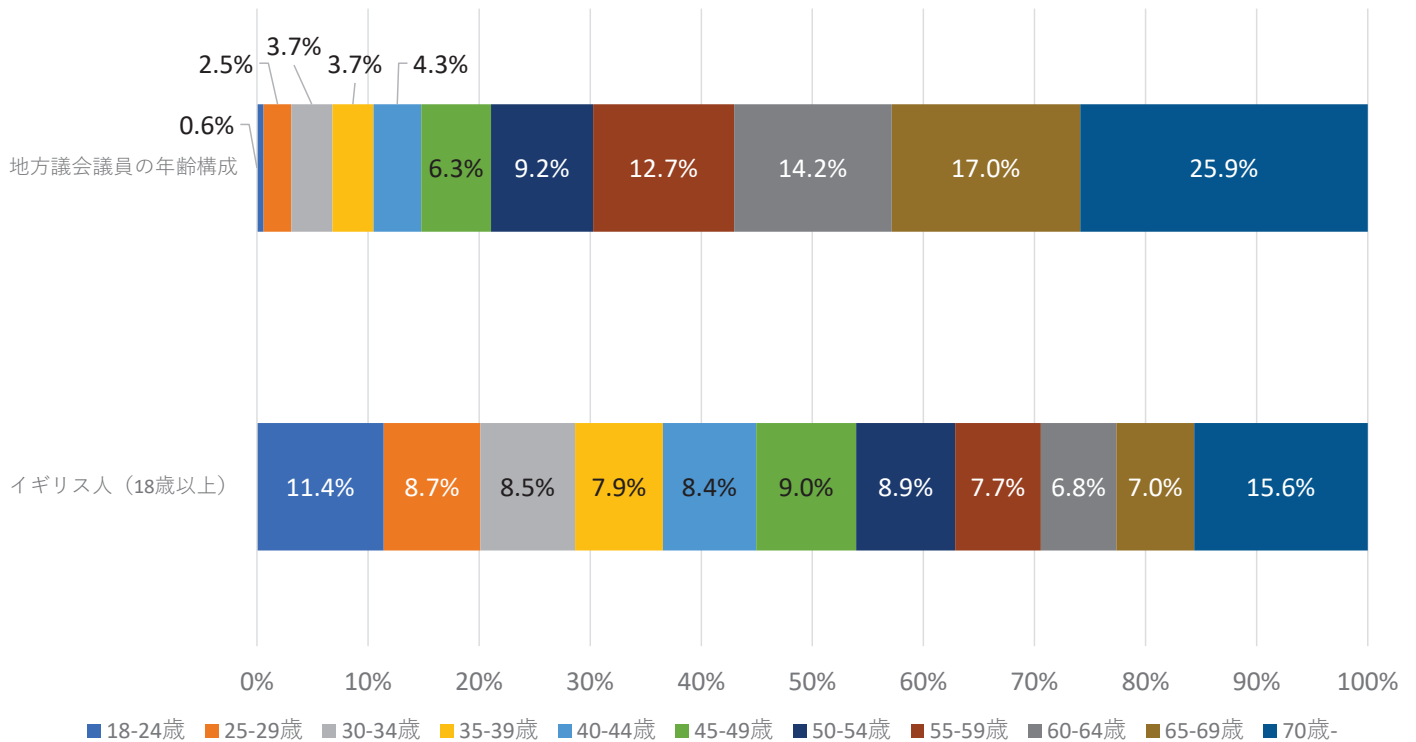


<各全国議長会事務局調(平成27年現在)、総務省「人口推計」(平成27年10月1日現在)を基に作成>

地方議会議員と日本人25歳以上の年齢構成

29

① 国民の属性との対比（イギリス）

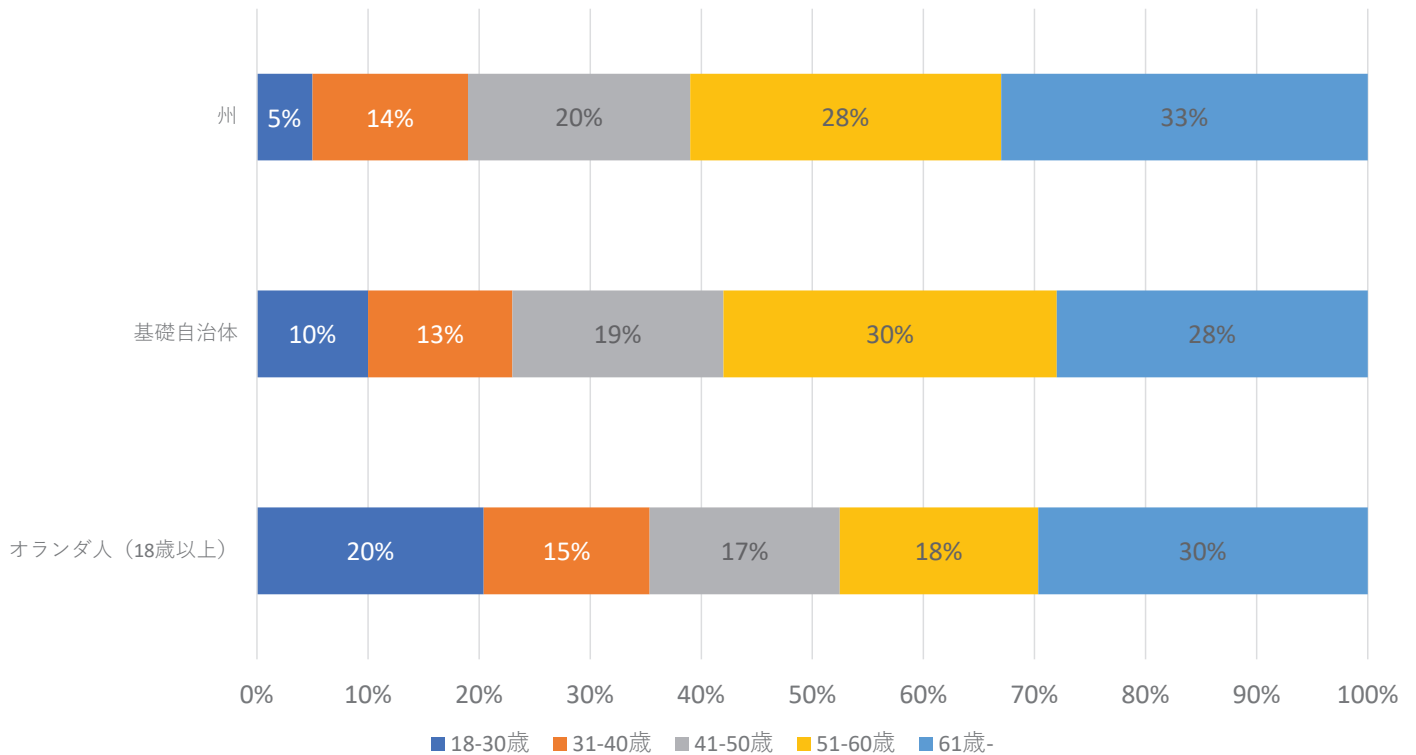


Local Government Association “National census of local authority councillors 2018” に基づいて作成

<https://www.local.gov.uk/sites/default/files/documents/Councillors%27%20Census%202018%20-%20report%20FINAL.pdf>

※イングランドの全地方議員のうち回答があった議員（全体の15%）のデータから算出した数字

① 国民の属性との対比（オランダ）



オランダ内務省統計データ（州：27ページ円グラフ、基礎自治体：7ページ）

<https://kennisopenbaarbestuur.nl/media/256208/rapportage-kenmerken-politieke-ambtsdragers-2018.pdf>

EU統計局（Eurostat）データ

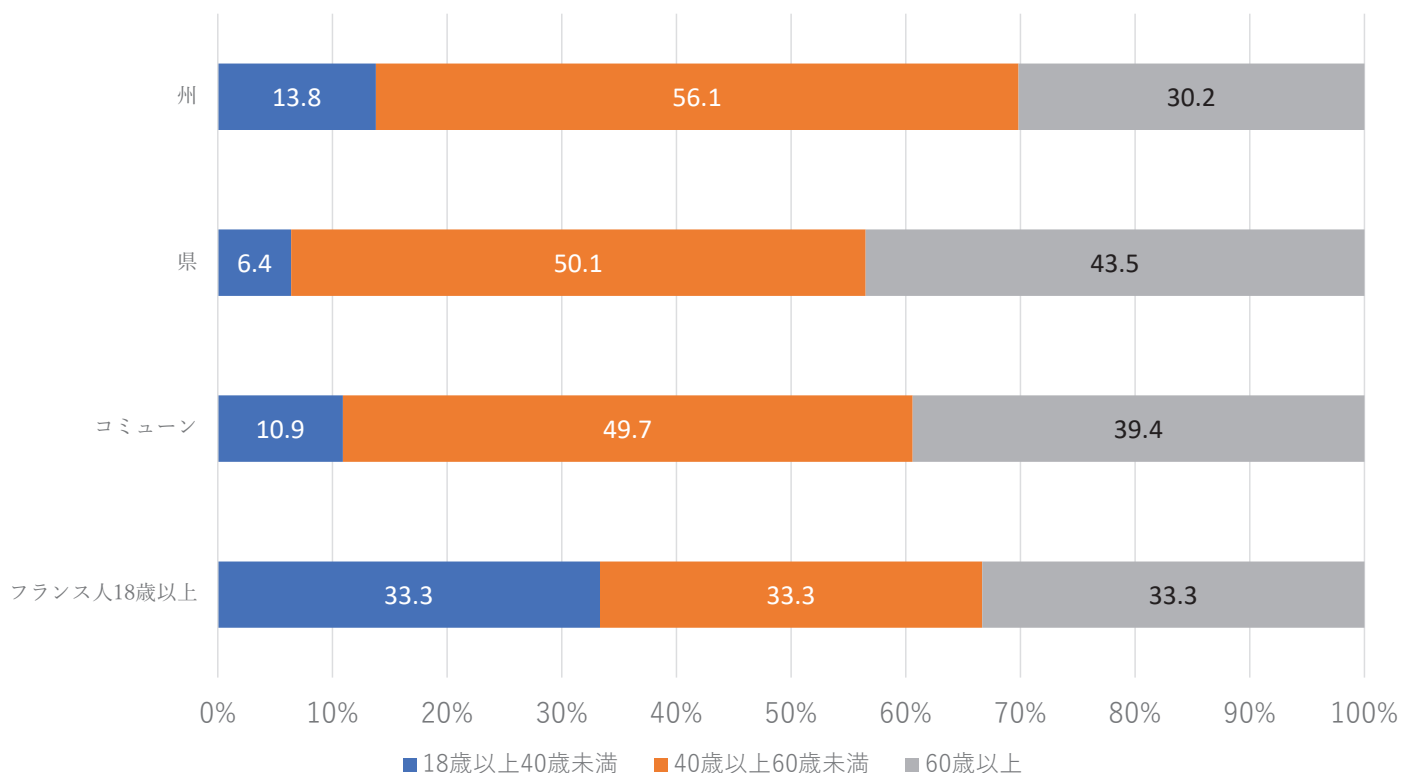
https://ec.europa.eu/eurostat/web/products-datasets/-/demo_pjan

※いずれも2018年のデータ

31

① 国民の属性との対比（フランス）

地方議会議員とフランス人18歳以上の年齢構成
(2019年1月1日現在)

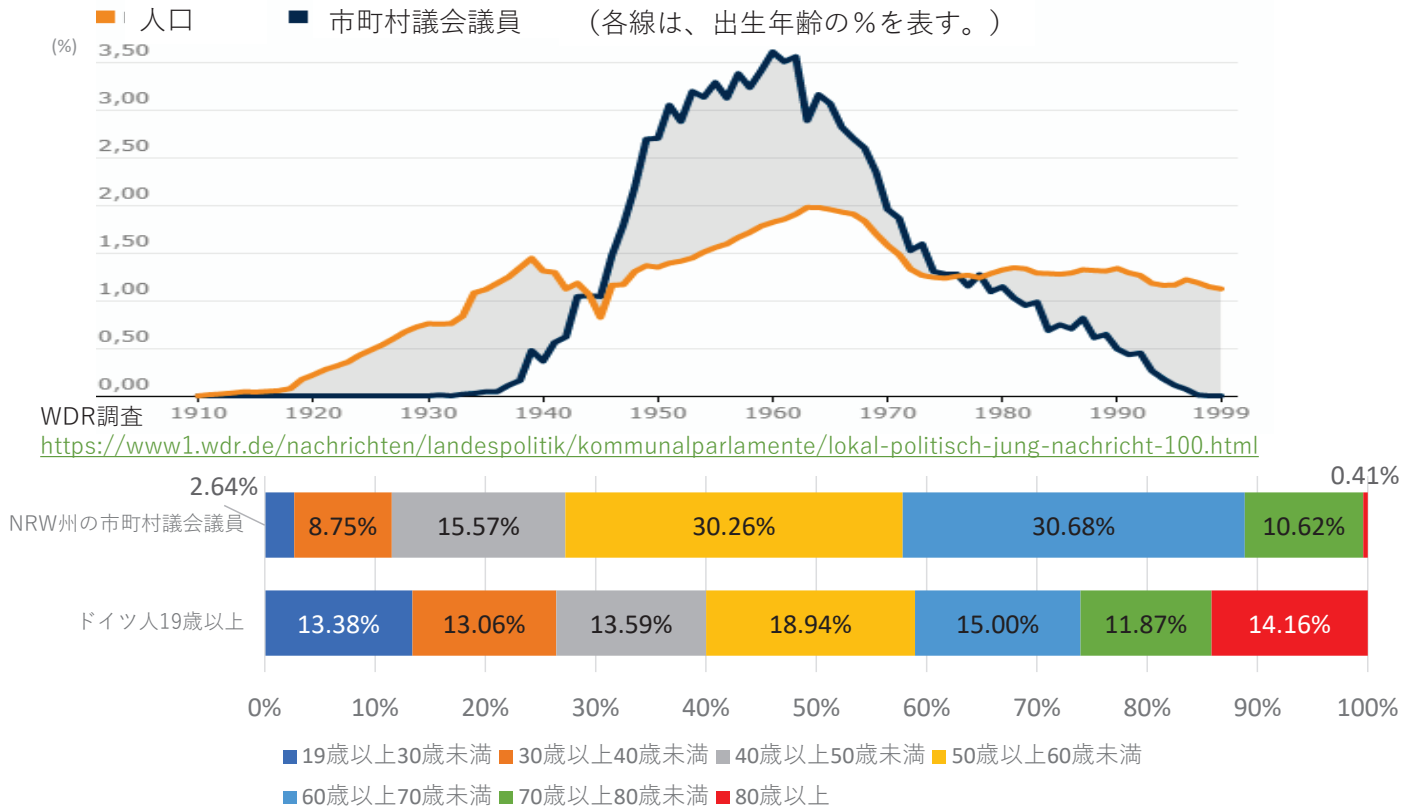


Les collectivités locales en chiffres 2019に基づいて作成

32

① 国民の属性との対比（ドイツ）

議員の年齢層分布は、人口の年齢層分布と大きく違う。1948年から1966年生まれの議員は、人口全体の分布より割合が高い。



※ 上記WDR調査に基づいて作成。なお、ドイツでは、被選挙権は18歳以上の者が有するが、同調査は19歳以上（2018年時点で1999年以降出生）の者を調査対象としている。

33

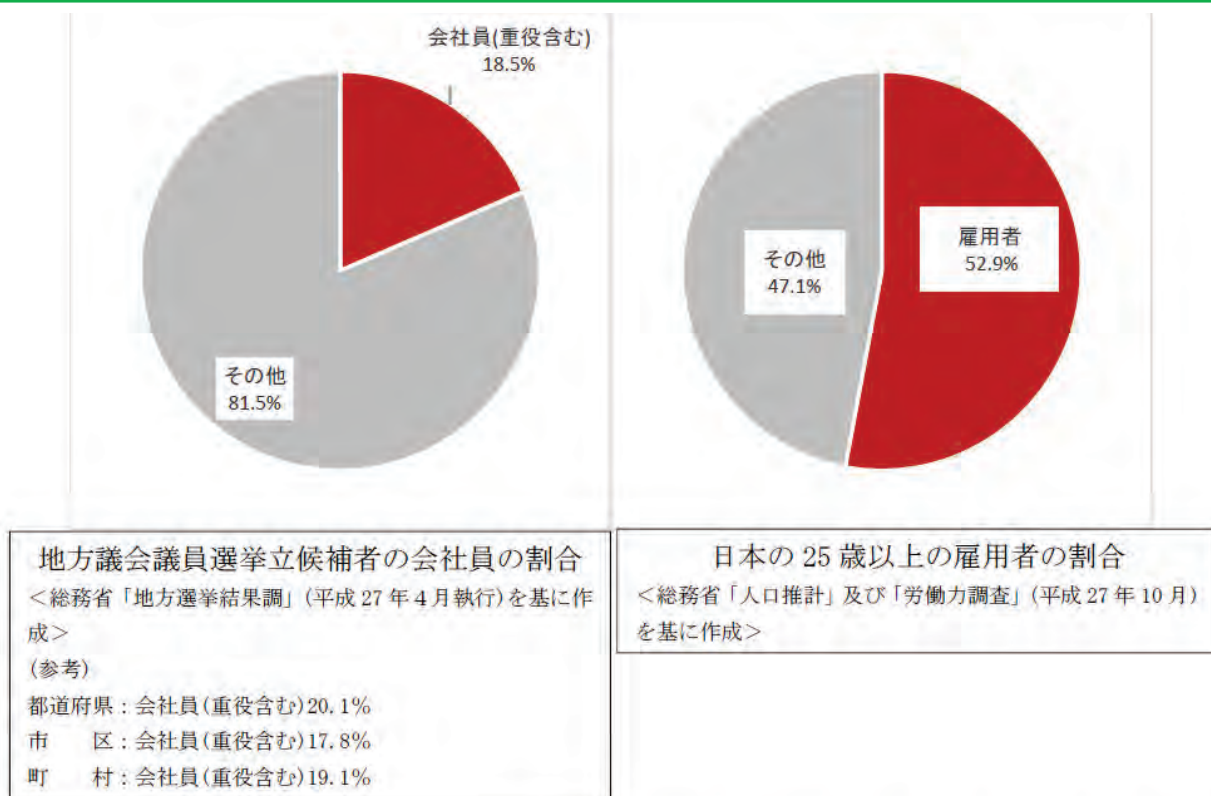
② 若い議員を増やすための取組

イギリス	なし
オランダ	国、地方自治体において、女性議員を増やすための政策や戦略はあまり一般的なものではなく、政党が主導して行うものとなっている。
ドイツ	- 行政は、投票年齢に達していない生徒に対する学校教育での政治・選挙教育の取組を支援している。その中には、1999年から実施している「18歳以下選挙」の制度があり、欧州議会選挙や連邦議会選挙の9日前に地域に設立される「子供投票所U-18」という取組である。また、学校が参加申請し、学校の中で実施される「青年選挙Juniorwahl」という取組もある。両取組は連邦家庭・高齢者・女性・青少年省や他の組織の支援対象となる。 https://www.u18.org/was-ist-u18/ https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/aktuelles/alle-meldungen/mit-juniorwahl-jugendliche-fuer-politik-begeistern/136172 - 政党では、その政党の青少年部を通じた若者の政治参加の促進・支援のための取組も存在する。
フランス	- 地方自治体総合法典L1112-23 - コミューンやコミューン・レベル間広域行政組織（EPCI）は、30歳未満の地域住民等で構成する青年議会を設置して政策に彼らの意見を反映することができることとされており、若年層の政治参加が促進されている。 - フランスでは、市民が団体で活動を行う際の形態として非営利団体（association）の存在が定着しており、非営利団体の一つである「Tous Elus」は、2020年3月の地方選挙への若者の立候補を促すためコミューンやコミューン議会の政治制度、課題等を理解するための無料のオンライントレーニングを提供している。また、選挙活動の準備支援や対人関係能力開発支援のためのトレーニングも提供しており、2500人の若者がこれに登録している。 Tous Elus : https://touselus.fr/

(3) 職業

35

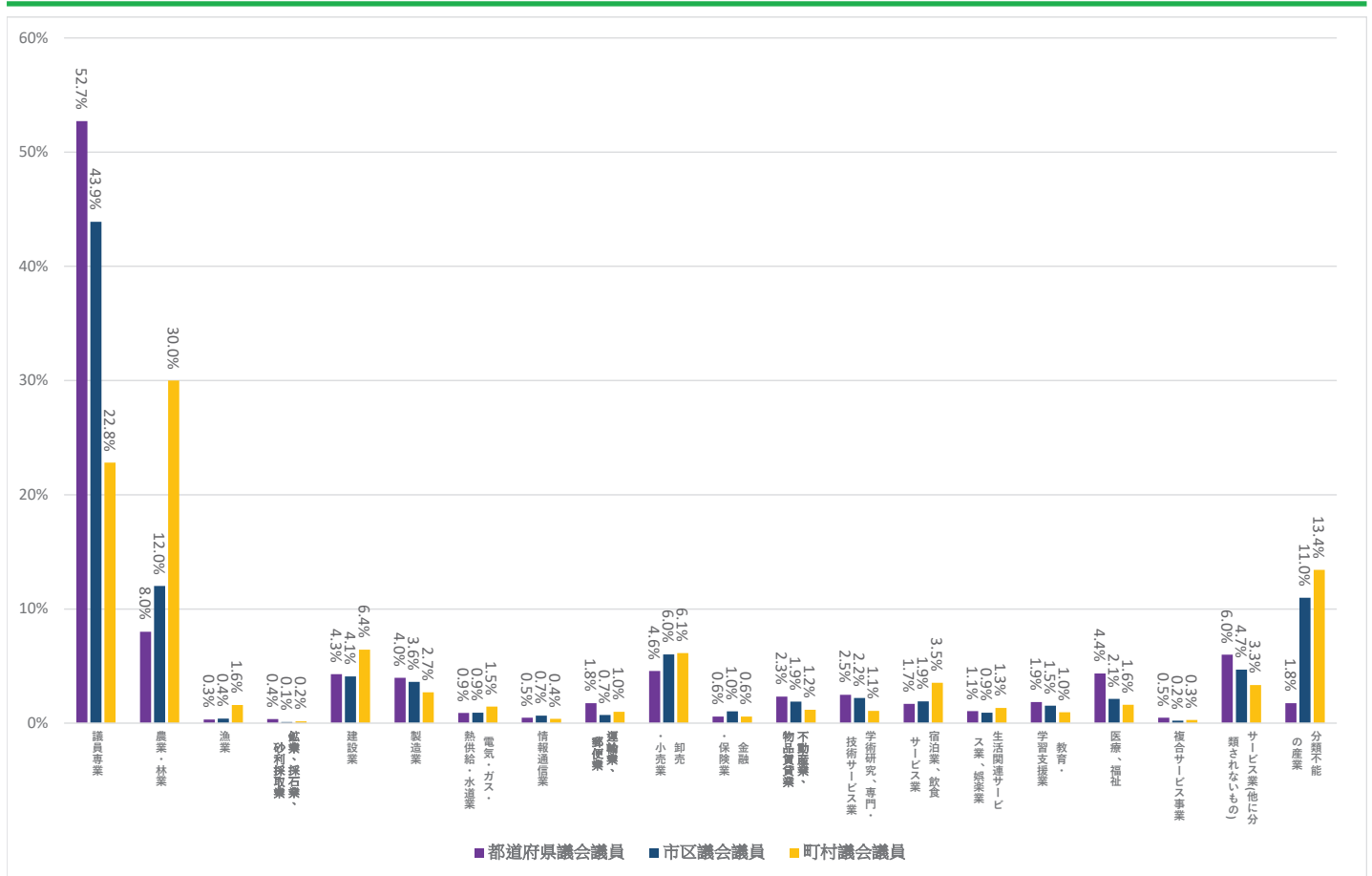
① 国民の属性との対比（日本）



(注)雇用者とは「会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料・賃金を得ている者及び会社、団体の役員」を言い、ここでは「会社員(重役含む)」と「雇用者」は同じ概念として比較した。

36

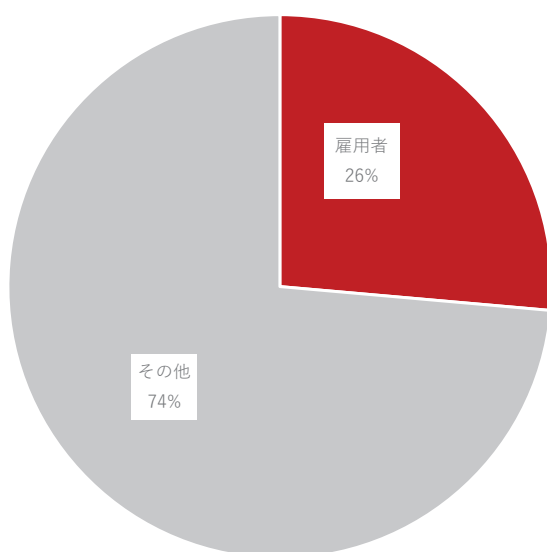
① 国民の属性との対比（日本）



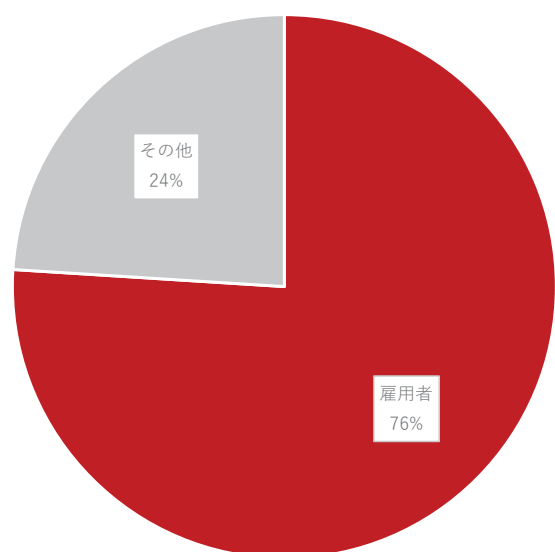
地方議会議員の職業

① 国民の属性との対比（イギリス）

イングランドの地方議会議員の雇用者割合



イギリス人（労働者世代）の雇用者割合



Local Government Association “National census of local authority councillors 2018” に基づいて作成

<https://www.local.gov.uk/sites/default/files/documents/Councillors%27%20Census%202018%20-%20report%20FINAL.pdf>

<https://tradingeconomics.com/united-kingdom/employment-rate>

※イングランドの全地方議員のうち回答があった議員（全体の15%）のデータから算出した数字

※雇用者とは、正規雇用及びパートタイムの被用者を指す。

※労働者世代（working age）とは、16歳から64歳までを指す。

（参考）地方議会議員の職業内訳：

会社重役等39.8% 専門職33.5% 講師・研究者8.7% 事務職10.7% その他7.3%

① 国民の属性との対比（オランダ）

○州レベル、基礎自治体レベルの双方において、統一的な統計が存在しないか、公表情報のうち正確な情報が見つけれなかった。

○なお、参考情報として、州法および地方自治法の規定では以下のとおり定められている（オランダの地方自治（<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j22.pdf>））。

<州法>

- ・州法では、州議員は国の大臣（大臣、政策担当国務大臣）、州の他の役職（知事、副知事など）、公務員等とは兼職できないと定められている。
- ・ただし、議員は会社員や自営業など通常他の職を有していることが多いため、議会出席による収入の損失補償手当を受ける。この一部は議会出席手当として支払われる。

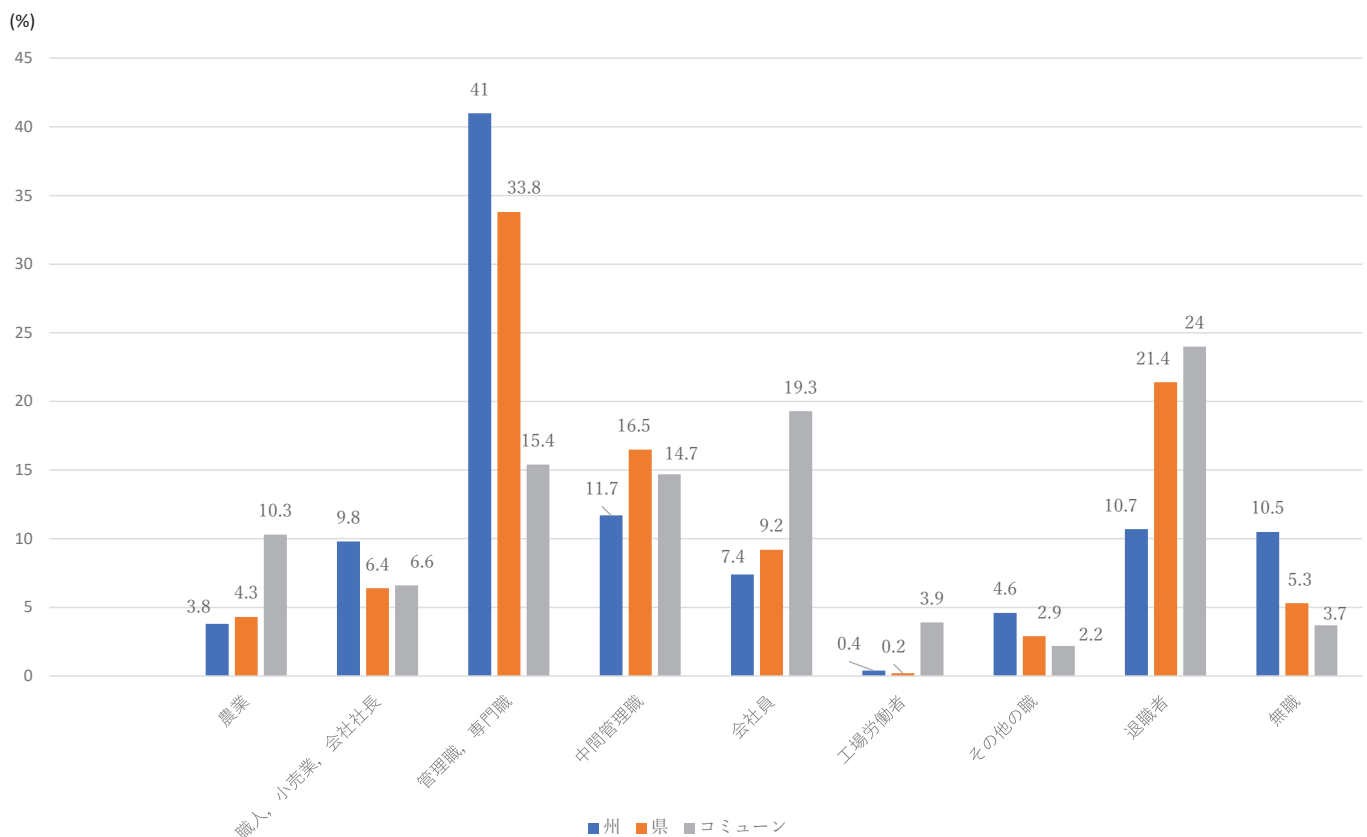
<地方自治体法>

- ・地方自治体法では、地方自治体議会議員は国の大臣（大臣、政策担当国務大臣）、州の役職（知事、副知事など）、地方自治体の他の役職（首長、副市長など）、公務員等とは兼職できないと定められている。議員は通常他の職を有していることが多いため、収入の損失補償手当を受けるが、その額は自治体の規模によって異なる。
- ・議員はその職務の遂行を、通常の仕事や主婦（夫）業の余暇時間に行うことが多く、議員には収入の損失補償手当が与えられる。例えば、議会の開催中、仕事を早退したり、議員が自営業者だった場合はその営業時間を短縮したりすることに対して、支払われることとなる。

39

① 国民の属性との対比（フランス）

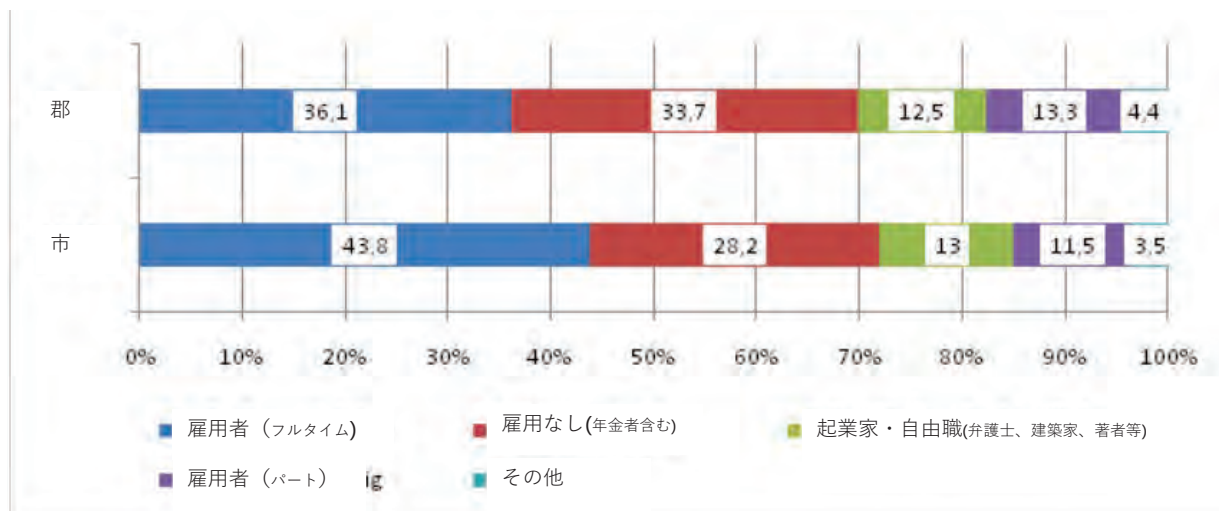
地方議会議員の職業（2019年1月1日現在）



40

① 国民の属性との対比（ドイツ）

NRW州の郡議会及び市町村議会における議員の雇用状況（2017年）



Bogumil等、Ergebnisse der Mandatsträgerbefragung 2017,

<https://www.lkt-nrw.de/media/4822/170913-pra-sentation-mandatstraeger-landkreistag.pdf>

https://www.sowi.rub.de/mam/content/regionalpolitik/bogumil_kommunale_mandatstraeger_gwp-4-2017.pdf

※255郡議員と1091市議会議員の回答に基づく。

（参考）ドイツの地方議会議員の特徴：

- ① 地方議員職は、「名誉職」であり、職業とはみなされていない。
- ② 報酬・給料はなく、費用弁償がある。また、州法である「地方自治体関連法」（地方自治体を対象とする法律の名称と構成は州によって多様である。）によって、議員職務の遂行に伴う収入損失を補完する制度があり、それに基づいて収入補填を申請できる。

41

② 多様な人材を議員に増やすための取組 I

イギリス	政府は障害者も議員になれるよう育成トレーニング（メンター等）、ガイダンス、補助金等の政策を推進した（2010-2015年キャメロン政権下）。 https://www.gov.uk/government/publications/2010-to-2015-government-policy-equality/2010-to-2015-government-policy-equality#appendix-5-making-it-easier-for-disabled-people-to-stand-for-election
オランダ	国、州レベル、基礎自治体レベルの双方において、取組事例が存在しないか、公表情報のうち正確な情報が見つけれなかった。 2019年1月にオランダ地方議員の現状に関する調査結果がオランダ地方議会議員協議会によって出されており、以下のとおり報告されている。 ① 議員における多様性の欠如は、具体的な取組が実施されていないことが一因である。 ② オランダ地方議員の大多数は、中年の高等教育を受けた男性である。女性議員や、移民の背景を持つ人、高等教育を受けていない人、あるいはLGBTI（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックス）出身の議員は少数派である。 オランダ地方議会議員協議会HP https://www.raadsleden.nl/actueel/nieuws/diversiteit-in-de-raad-slechts-met-de-mond-beleden
ドイツ	- ドイツにおいても、地方議員の多様性が課題となっている。ただし、ドイツでは議員における雇用者の割合が少なくないため、職業という点ではあまり注目が集まらない。ドイツの社会背景においては、議員の教育資格がより注目されている。傾向としては、大学卒・高資格者の割合が増え、中学校卒業・職業訓練教育修了者出身の議員が減っている。また、「多様化」という言葉には、多様な職業であることや、若者、女性であることも含んでおり、例えば女性や若者の地方政治への参加を促進する取組がある。 - ノルトライン・ヴェストファーレン州（NRW州）議会は、2018年12月の特別委員会で「連邦制度における議会民主主義の強化について」を設立し、今後2年間にわたって多様なヒアリングや調査を通じ、報告書や提言を発表する予定である（2020年3月現在）。2020年9月13日に行われる地方選挙に向けた発表が期待できる。

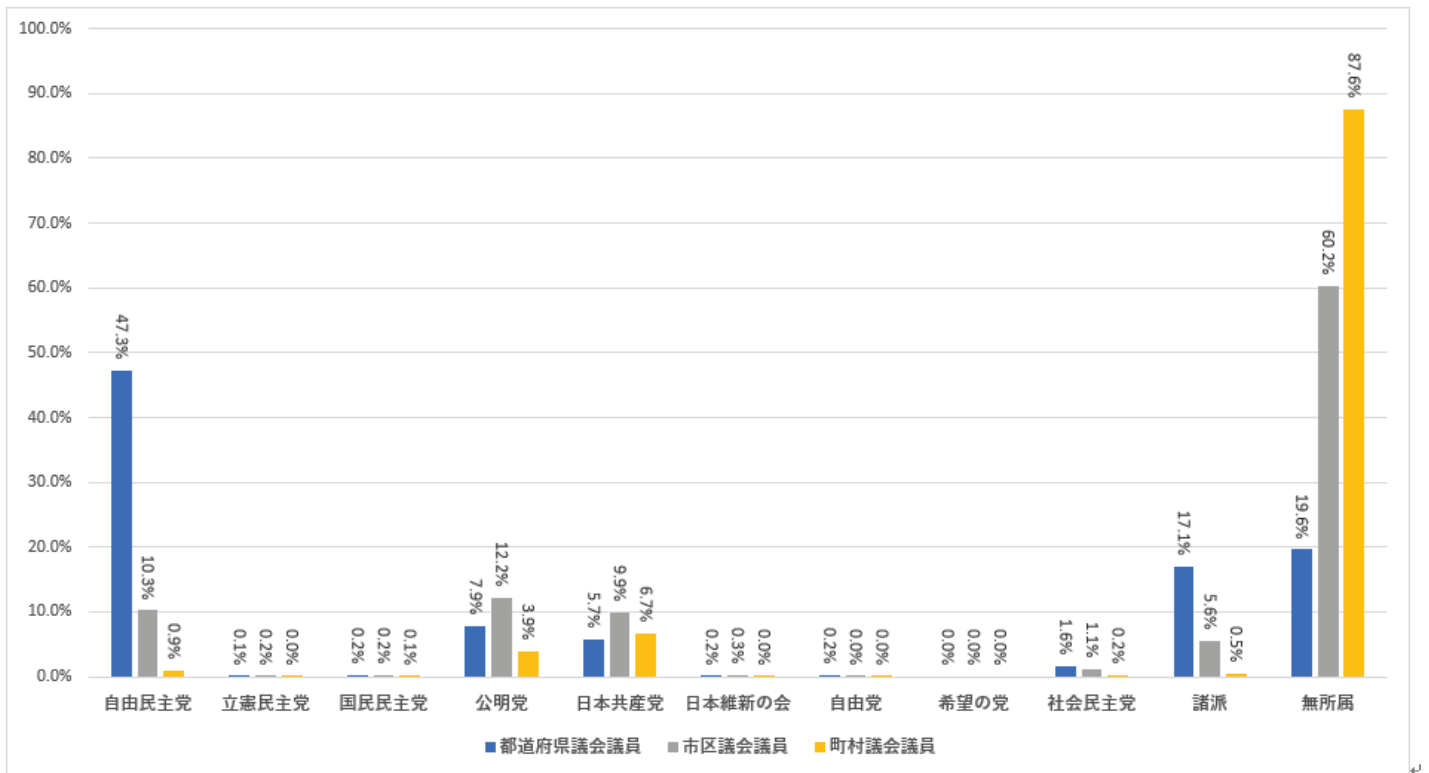
② 多様な人材を議員に増やすための取組 II

フランス

- ・ コミューン議会での比例名簿による選挙制度や民間企業被用者、公務員の身分を維持したままの就任を可能とする制度（p.16,17）は、多様な人材を議員に増やす仕組みとなっている側面がある。また、地方議員は、州、県、コミューン間や国会議員を兼職することもできる。
- ・ Loi Engagement et Proximité（p.18）に盛り込まれている以下の2つの規定は、職業等による境遇の違いを軽減することで、あらゆる人材がより容易に政治参加可能となることを目的としている。
 - ① 地方議員としての職務と職業の両立化を容易にする。
 - ・ 市議会の出席のために支払った育児費用や、障がい者・要介護者等のサポートにかかる費用の払い戻しが受けられるようにするもの
 - ② 地方議員の職務に必要な職業訓練の充実化
 - ・ 地方議会議員は、その職務遂行のために必要なスキルを習得するための研修を受けることができるとされているが、小規模自治体（人口3,500人未満）の議員への研修の開催は義務とはされていなかった。この法案により、議員全員に研修を受ける権利を保障し、職務の遂行を円滑化しようとするもの

（４） 政党所属

政党所属（日本）



（総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」を基に作成＜平成 30 年 12 月 31 日現在＞）

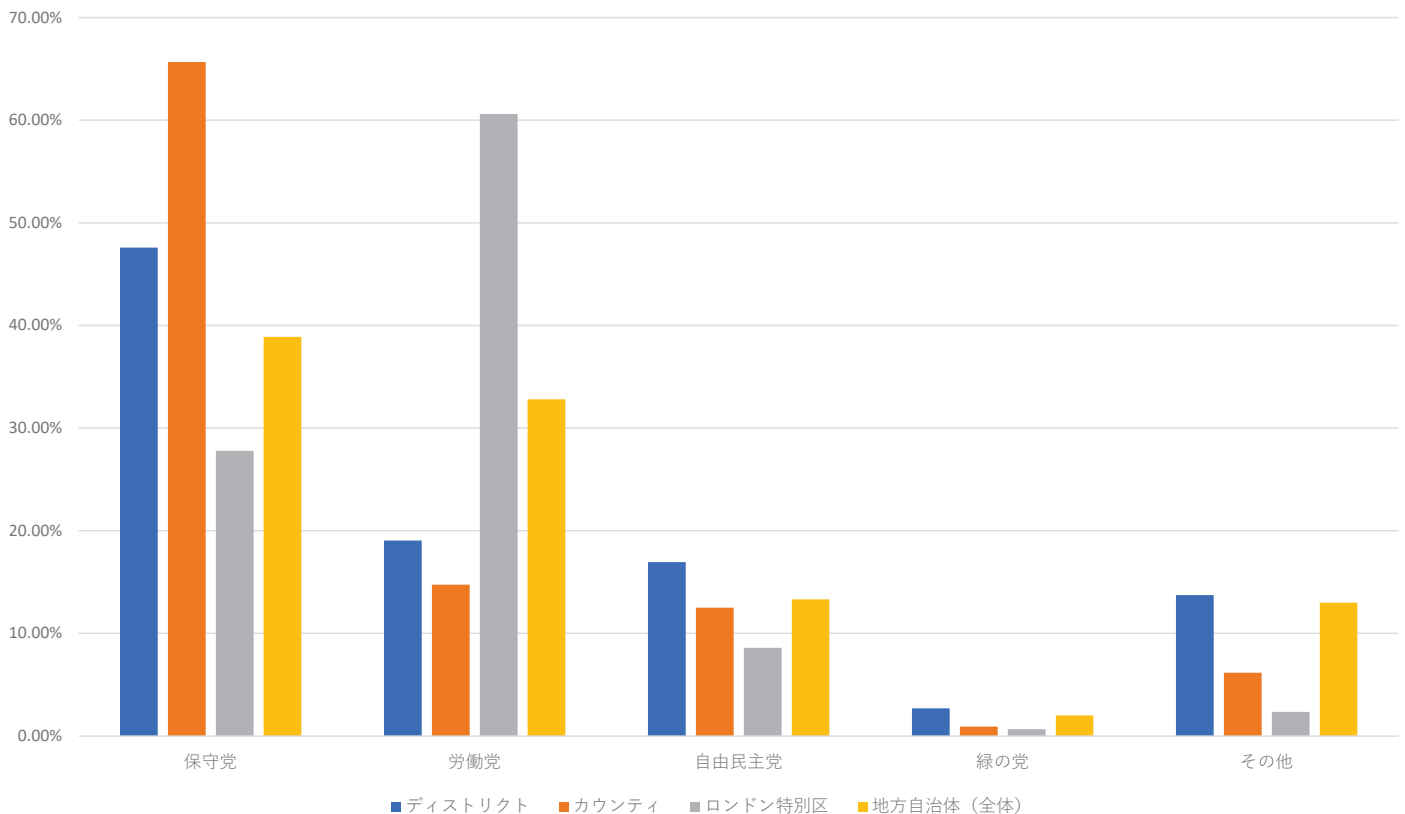
<参考>

都道府県は全団体会派を導入。

地方議会議員の所属党派

45

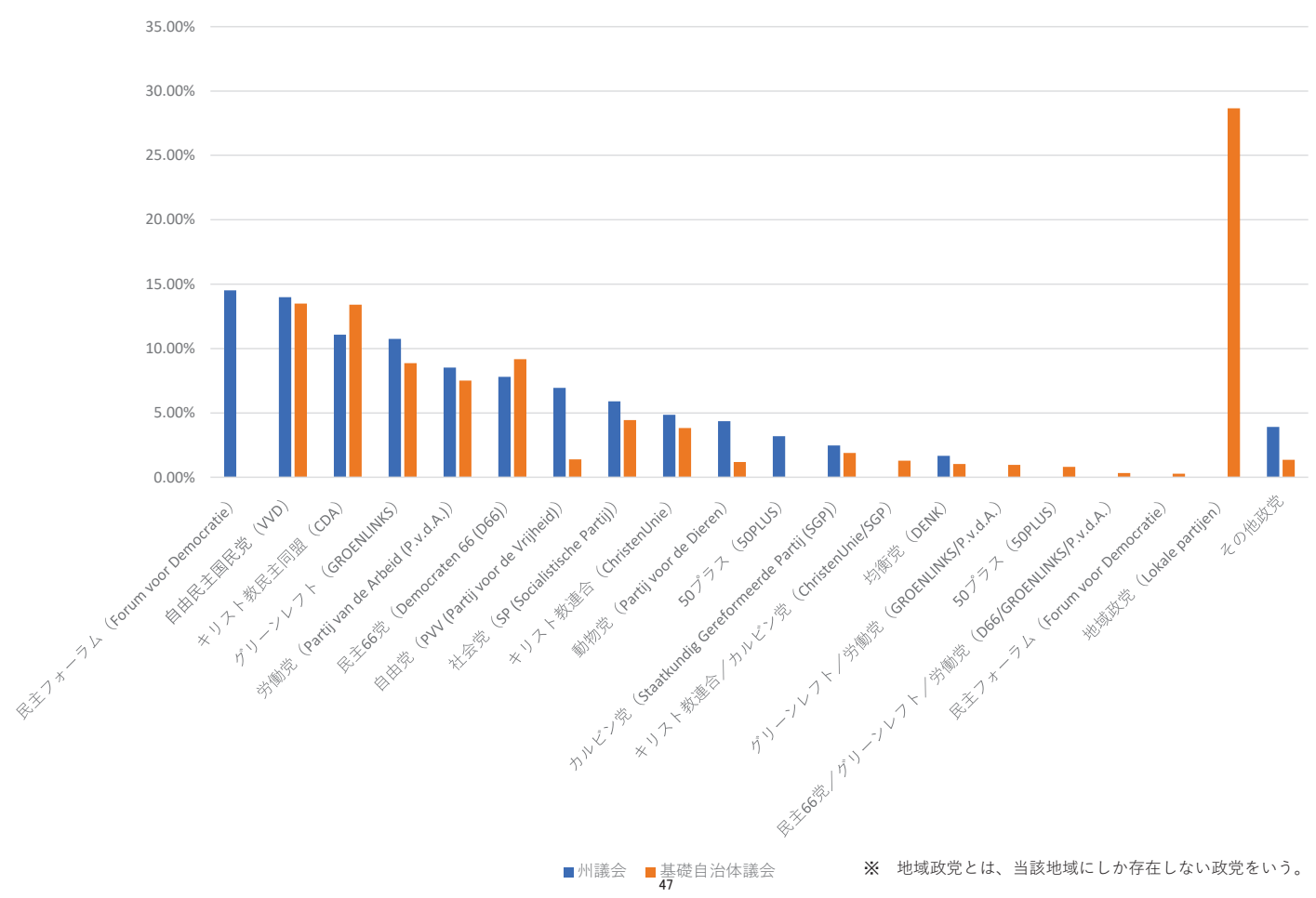
政党所属（イギリス）



Open Council Data UKに基づいて作成(2019年11月16日時点)

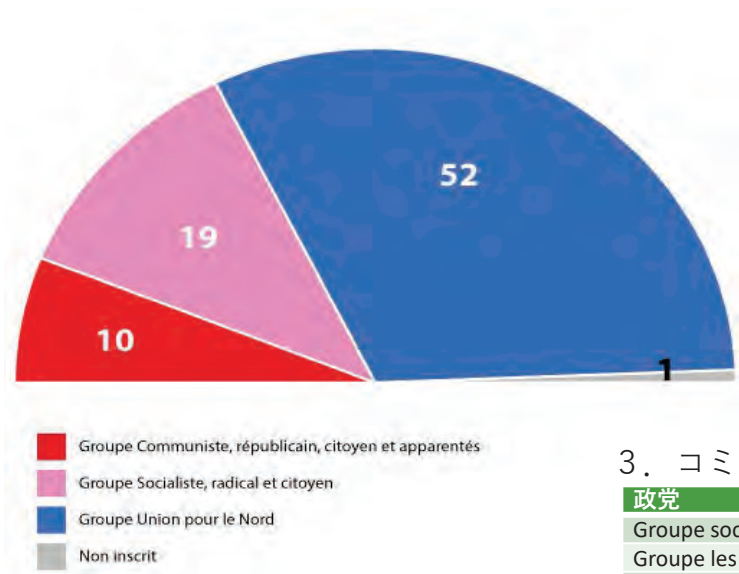
<http://opencouncildata.co.uk/>

政党所属（オランダ）

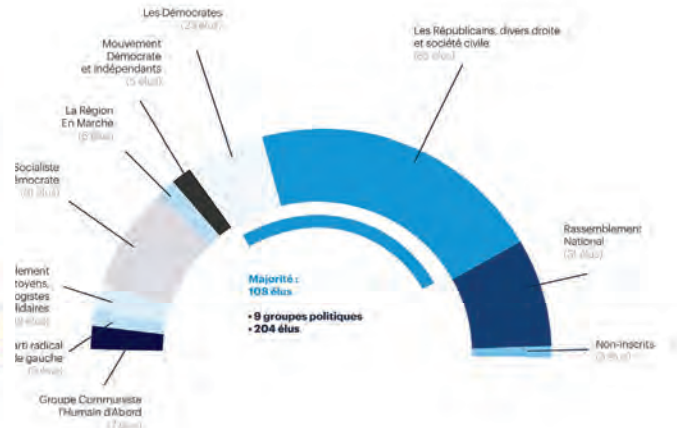


政党所属（フランス）

2. 県（ノール(Nord)県）



1. 州（オーヴェルニュ・ローヌ・アルプ (Auvergne-Rhône-Alpes) 州）

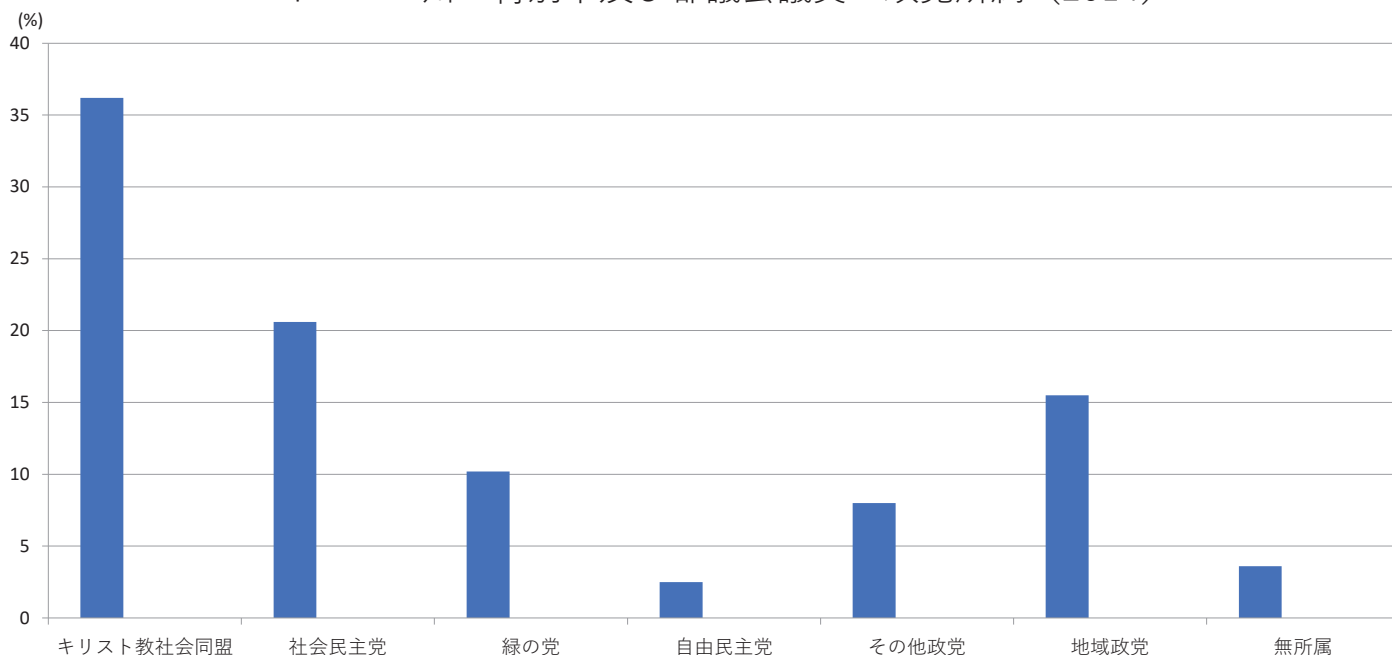


3. コミュン（パリ(Ville de Paris)市）

政党	議席数
Groupe socialiste et apparentés	44
Groupe les Républicains et Indépendants	25
Groupe 100% Paris	21
Groupe Communiste - Front de Gauche	13
Groupe Ecologiste de Paris (G.E.P)	11
Groupe UDI-Modem	11
Groupe Parisiens Progressistes, Constructifs et Indépendants	10
Groupe Génération-s	8
Groupe Démocrates et Progressistes	7
Groupe Radical de Gauche, Centre et Indépendants	5
無所属	8
合計	163

政党所属（ドイツ）

バイエルン州の特別市及び郡議会議員の政党所属（2014）



バイエルン州統計局資料に基づいて作成

https://www.statistik.bayern.de/mam/produkte/veroeffentlichungen/statistische_berichte/b7362c_201451_48266.pdf

※バイエルン州の地方選挙制度では、地域政党（その市町村や郡にしか存在しない政党）の候補者リスト、また、組織されていない住民グループ（組織としての登録が不要であり、政党法の規制の対象とならない団体）からなる候補者（「無所属」と呼ばれる）リストの提出も可能となった（候補者リスト作成のための集会が義務付けられる等、候補者リストの提出には多くの規制がかけられている。）。ただし、個人一人では候補者となれない。近年、地域政党や住民グループからなる候補者リストから選出される議員の数が増えている傾向にある。

49

3 基礎自治体を包含する広域自治体議会制度等

(1) 当該広域自治体の人口と議員定数、選挙区の内容等

51

当該広域自治体の人口と議員定数、選挙区の内容等 I

	自治体名	人口（人）	議員定数	選挙区の内容(※)	選挙区を定めている根拠法
イギリス	ルイシャム （ロンドン特別区） （基礎自治体） ※メイヤー（公選首長）と内閣制を採用	275,900	54 議席	18区：議員 3 名	1972年地方自治法 1985年地方自治法 1992年地方自治法
	ダービシャー （カウンティ） （広域自治体） ※リーダー（議会が選任する首長）と内閣制を採用	769,686	64 議席	58区：議員 1 名 3区：議員 2 名	1972年地方自治法 1992年地方自治法
	サウスダービシャー （ディストリクト） （基礎自治体） ※委員会制を採用	94,611	36 議席	1 区：議員 1 名 7 区：議員 2 名 7 区：議員 3 名	1972年地方自治法 1992年地方自治法
オランダ	アムステルダム市 （基礎自治体）	821,752	45議席	1 選挙区 ※ 州の規模によっては、複数の選挙区に分割される場合があるが、基本的に地方自治体については1自治体1選挙区と定められている。	1989年選挙法
	ユトレヒト州 （広域自治体）	1,295,000	49議席	1 選挙区	1989年選挙法
フランス	デパルトマン (département) （広域自治体）	平均666,108	平均40議席 強	平均10前後の選挙区に分かれている（議員定数平均 4 名前後）。	各デパルトマンのデクレ（Décret、法律の施行令）

※ 回答中に広域自治体ではないものも含まれているが、参考として掲載した。

52

当該広域自治体の人口と議員定数、選挙区の内容等Ⅱ

	自治体名	人口（人）	議員定数	選挙区の内容(※)	選挙区を定めている根拠法
ドイツ	ハノーファー広域圏 Region Hannover (特別広域自治体)	1,157,624(2018年12月31日)	84議席	選挙制度：比例代表制、累積投票（複数の票を一つの政党又は候補者にまとめて投票する制度）・分割投票（複数の票を複数の政党又は候補者にまとめて投票する制度）、3票投票、複数の選挙区（直接当選者（比例代表ではない選挙による当選者）なし）	ニーダーザクセン州地方選挙法第7条 ニーダーザクセン州地方選挙条例第4条
	フルダ郡 Kreis Fulda (広域自治体)	222,584(2018年12月31日)	81議席	選挙制度：比例代表制、累積投票・分割投票、投票数は議席数に相当する81票、複数の選挙区（直接当選者なし）	ヘッセン州地方選挙法第3条 ヘッセン州地方選挙条例第5条
	ホーホザウアーラント郡 Hochsauerlandkreis (広域自治体)	260,475(2018年12月31日)	54議席	選挙制度：小選挙区比例代表併用制、拘束式候補者名簿、一票制、27選挙区（27議席は直接当選者、残りの議席は比例代表）	NRW州地方選挙法第4条及び5条

53

（２）議会の位置付け、役割

議会の位置付け、役割 I

		憲法	法律
日本		議事機関(第93条)と位置付け。 ※議事機関として位置付けられているが、どのような役割を求めているかの規定はない。	なし
イギリス		なし ※英国では普通の法律と区別された憲法典はなく、地方自治については英国議会が制定する法律及び慣習法がその拠り所となっている。	議決機関と位置付け (1972年地方自治法、2000年地方自治法)
オランダ	アムステルダム市	オランダ憲法第7章	2013年地方自治法 ※上記法律には議会の権限等の記載はあるが位置付けについて言及なし。ただし、一般的には、議会は地方自治体(州)の最高機関と位置付けられている。 https://www.amsterdam.nl/en/governance/how-citycouncil-work/
	ユトレヒト州	オランダ憲法第7章	2014年州法 ※同上

55

議会の位置付け、役割 II

		憲法	法律
ドイツ	特別広域自治体：ニーダーザクセン州のハノーファー広域圏	ニーダーザクセン州憲法第57条 地方自治体は、普通、直接、自由、平等、秘密の選挙による代表機関を持つことが望ましい	ニーダーザクセン州地方自治法第45条 「代表機関(議会)は、地方自治体の主要機関である。」
	広域自治体：ヘッセン州内の郡	なし ヘッセン州憲法では、地方自治体に自治権が保証されているが、議会についての言及はない	ヘッセン州郡法第8条 「郡議会は、郡の最高機関である。重要な決定を行い、行政全体を監視する。」
	広域自治体：ノルトライン・ヴェストファーレン州(NRW州)内の郡	NRW州憲法第78条 市町村、郡、(特別市の)地区、ルール地域連合の議会は、普通、直接、自由、平等、秘密の選挙により選ばれる	NRW州郡法 郡法により、郡議会の決定事項が具体的に制定されている(p.68参照)。
フランス		フランス共和国憲法72条 (地方自治体は、)法律に定められた条件下において、公選された議会を通じて自由に統治され、その権限を行使することができる。 ※ 県及び州では、議長が首長を兼ねる。議長は、地方自治体の行政サービスについて単独で責任を持つが、全ての権限の行使は議会の議決により行われる。	地方自治体総合法典L1111-1 コミューン、県及び州は、公選された議会により自由に行政を行う。 地方自治体総合法典L3121-1 各々の県に県議会が置かれる。 地方自治体総合法典L3211-1 県議会は、議決により県の諸事務を処理する。各種援助施策、予防に関する行動、社会的弱者の引受け、社会開発、幼児の受け入れ、人権等に関する権限を行使する。 州およびコミューンの独立、権利帰属を尊重しつつ、県域の連帯及び結束を促進する。

56

(3) 議員の位置付け、役割

57

議員の位置付け、役割 I

		憲法	法律
日本		なし	特別職公務員(地方公務員法第3条第3項第1号)と位置付け。(注)特別職公務員として位置付けられているが、どのような役割を求めているかの規定はない。
イギリス		なし	1972年地方自治法 ※上記法律には議員の選出方法等の概論が記されており、具体的な議員の役割等は各自治体が定める法律(Constitution)に規定されている。英国では地方議会議員は名誉職という考えが根強い。
オランダ	アムステルダム市	なし	2013年地方自治法第2章
	ユトレヒト州	なし	2014年州法第2章 ※上記法律には議員の選出方法等の概論が記載されており、議員の位置付けについては言及なし。
ドイツ (続く)	特別広域自治体：ニーダーザクセン州のハノーファー広域圏	なし	議員職は各州の地方自治体法で名誉職(Ehrenamt)とされており、議員はボランティアである。ニーダーザクセン州地方自治法第54条により、議員は、公共の利益のみを考慮して導かれた自由な信念に従って、法律の範囲内で活動を行う。人が議員職に就くことを妨げてはいけない。任務の遂行のために解任又は解雇されることは認められない。雇用主には議員活動に必要な時間を認める義務がある。
	広域自治体：ヘッセン州内の郡	なし	ヘッセン郡法第28条により、郡議会の議員は、自由な信念に従って活動を実施する。自由な信念は、共通の利益のみを考慮し、有権者の命令や希望に拘束されない。議員は名誉職である。第28a条により、郡議会議員に立候補すること、又は議員としての任務を遂行することを妨げてはいけない。議員候補者であること又は議員の任務の遂行に関連した職場の不利益は認められない。

58

議員の位置付け、役割 II

		憲法	法律
ドイツ (続き)	広域自治体：ノルトライン・ヴェストファーレン州(NRW州)内の郡	なし	NRW州地方自治法第28条により、郡議会議員は、法律および公共の利益のみを考慮して決定される自由な信念に従って、専ら活動を行う義務がある。彼らは指示（例えば、住民や有権者、又は自治体内の企業から）に縛られない（いわゆる自由委任）。第29条により、郡議会又は委員会の委員に立候補し、議員職を受け入れ、又は任務を遂行することを誰も妨げることはできない。議員への立候補、議員職の受け入れ、又は任務遂行の際の解雇は認められない。
フランス		なし	- 地方自治体総合法典L1111-1-1 議員は、以下の倫理原則に従ってその任務を遂行する。 ① 議員は、公平、熱意、尊厳、誠実さ、清廉さをもって義務を行使しなければならない。 ② 議員の任務の遂行にあたっては、個人又は特定の利益の追求を避け、唯一一般の利益を求めなければならない。 ③ 議員は、利益の対立の防止又は即時停止に配慮する。自身が関わる審議機関への提出議題に自らの個人的な利益が関係している場合、討論及び採決の前にそれを知らせなければならない。 ④ 議員は、目的外の任務を遂行するために、立場上与えられた資源や手段を使用してはならない。 ⑤ 議員は、任期終了後の個人的又は将来の職業上の利益のための措置を講じることが控えなければならない。 ⑥ 議員は、審議会や指名を受けた審理に熱心に参加しなければならない。 ⑦ 議員は、その任務期間中、民衆の前でとる行動に責任を持ち、その行動や決定について説明しなければならない。

(4) 議会の権限

① 団体意思決定事項（日本）

(正副議長選出や会議規則決定など機関(議会)意思決定事項を除く)

都道府県

- 条例を制定改廃すること(地方自治法第96条第1項)。
- 予算を定めること(同条第2項)。
- 決算を認定すること(同条第3項)。
- 地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること(同条第4項)。
- 工事又は製造の請負に係る5億円以上の契約を締結すること(同条第5項)。
- 財産の交換、譲渡、貸し付け等を行うこと(同条第6項)。
- 不動産を信託すること(同条第7項)。
- 財産のうち2万㎡かつ7千万円以上の土地の取得又は処分をすること(同条第8項)。
- 負担付きの寄附又は贈与を受けること(同条第9項)。
- 権利を放棄すること(同条第10項)。
- 重要な公の施設につき長期かつ独占的な利用をさせること(同条第11項)。
- 審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関すること(同条第12項)。
- 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること(同条第13項)。
- 区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること(同条第14項)。
- その他法令等により議会の権限に属する事項(同条第15項)

61

① 団体意思決定事項（イギリス） I

(正副議長選出や会議規則決定など機関(議会)意思決定事項を除く)

ルイシャム（ロンドン特別区） ※一部抜粋

- 条例等の制定改廃
- 政策（治安維持、都市計画、交通整備等）枠組みの承認
- 予算の決定
- 決算の認定
- 事務総長の任免権
- 住宅用地の譲渡又は売却の大臣への要求の承認
- 議員手当の修正・承認
- 委員会への権能移譲
- 自治体名の変更
- その他法律により議会の権限に属する事項

ダービシャー（カウンティ） ※一部抜粋

- 条例等の制定改廃
- 政策（治安維持、都市計画、交通整備等）枠組みの承認
- 予算の決定
- リーダーの任命
- 事務総長の任免権
- リーダー及び内閣に違反があった際の予算や政策に係る緊急採決
- 議員手当の修正・承認
- 自治体名の変更
- その他法律により議会の権限に属する事項

62

① 団体意思決定事項（イギリス）Ⅱ

（正副議長選出や会議規則決定など機関（議会）意思決定事項を除く）

サウスダービシャー（ディストリクト） ※一部抜粋

- 条例等の制定改廃
- 政策（コミュニティ戦略、都市計画、住宅投資等）枠組みの承認
- 予算の決定
- 事務総長の任免権
- 議員手当の修正・承認
- 事務総長、監督官等からの報告書の査定
- 自治体の予算や戦略に影響のある委員会からの報告及び要求に対する助言・承認
- 他自治体からの権限移譲に係る承認
- その他法律により議会の権限に属する事項

63

① 団体意思決定事項（オランダ）

（正副議長選出や会議規則決定など機関（議会）意思決定事項を除く）

アムステルダム市

- 条例の制定改廃
- 予算の決定
- 条例違反に対する罰則規定
- 条例違反に対する行政罰の指導
- 首長や執行部の市政管理に関する調査
- 委員会及び執行部への権限付与（監査事務局の設置、首長や執行部の市政管理に関する調査、予算の修正・決定、条例違反に対する罰則規定、財政規則の制定、監査員の任命、税・公共料金等の課税を除く。）
- 風俗営業等の規制に係る条例案の採択
- 危険地域の指定に係る権限の首長への付与
- 監視カメラ設置に係る決定権の首長への付与
- 勾留権に係る首長への付与
- 自治体名の変更

ユトレヒト州

- 州条例の制定改廃
- 予算の決定
- 条例違反に対する罰則規定
- 州政管理に関する調査
- 州政策の整備に関与する利害関係者や住民の管理に関する条例の採択
- 公共事業（水道局委員会等）の協力に係る条例の要求
- 自治体名の変更

64

① 団体意思決定事項（フランス）

（正副議長選出や会議規則決定など機関（議会）意思決定事項を除く）

県（デパルトマン）

- 地方自治体総合法典L3211-1～L3215-2に規定。
- 公役務（主に社会福祉）の創設・廃止、組織化に関する決定（L3211-1）
- 契約の締結に関する決定（L3211-2）
- 予算の審議・採択（L3212-1）
- 決算の承認（L3312-5）
- 税率の決定（L3212-1）
- 地方債の枠組・方式の決定（L3212-4）
- 財産の取得・賃貸・譲渡、用途変更等に関する決定（L3213-1）
- 県道の管理（L3213-3）
- 県の諸計画文書の承認（L3214-1）
- 公共工事・整備事業に関する決定（L3215-1）

65

① 団体意思決定事項（ドイツ）

（正副議長選出や会議規則決定など機関（議会）意思決定事項を除く）

特別広域自治体（ニーダーザクセン州のハノーファー広域圏）

- ニーダーザクセン州地方自治法第58条：
 - 地方自治体発展のための根本的目標について
 - 行政の執行方針について
 - 自治体地域の地理的な変更及び地域変更契約（市町村合併の時に関係市町村の間で提携される契約）の締結
 - 条例の制定
 - 公共料金（税金、手数料及び負担金）及び（市町村が負担する）分担金の徴収
 - 民法に基づく一般的対価の決定（当該自治体の条例に定める定額以上のもの）
 - ※ 地方自治体は、サービス料を、公法上の手数料として課すこと（同条第1項第7号）も、民法上のサービスに対する対価を課すこと（同項第8号）も可能とされている。
 - 予算条例、予算保証計画、特別支出、投資計画
 - ※ ドイツにおける予算の法形式は条例となっており、収支の詳細は計画となる。双方を合わせて予算とされる。
 - 予算又は経済計画、公営企業の借入れ最高額について
 - 決算について
 - 公営企業の決算について
 - 公営企業等の設立、拡大、受け入れ、部分的又は完全な売買について
 - 民法上の会社やその他の法人への参加（出資、監査役会への参加等）
 - 自治体の施設又は公営企業の貸与
 - 自治体の財産について（特に交換、譲渡、貸し付け等、土地の売買や信託）
 - 借入れについての方針策定
 - 保証の引継ぎ、保証契約の締結やその他類似の法律行為
 - 地方自治体の連合への参加
 - 基金の設立、合併や廃止又は基金の目標変更
 - 法的義務がない新しい事務の実施の決定権

66

① 団体意思決定事項（ドイツ）Ⅱ

(正副議長選出や会議規則決定など機関(議会)意思決定事項を除く)

広域自治体（ヘッセン州内の郡）

- ヘッセン州郡法第30条：
 - 行政の執行の方針について
 - 法律に基づいて郡議会が実施する選挙について
 - 郡面積に関すること
 - 郡の官吏及び職員に関する一般規定
 - 条例の制定、変更及び廃止
 - 投資計画と予算条例の制定
 - 特別支出について
 - 決算の認定
 - 多くの郡住民に影響する公共負担金又は民法上料金の制定
 - 公共施設や企業の設立、拡大、受け入れ及び売買、又はそのような機関に対する参加
 - 基金の設立、目的変更及び廃止について
 - 保証の引継ぎ、保証契約の締結やその他類似の法律行為
 - 決算検査長の就任についての承認
 - 郡議会議員又は郡執行委員会委員との契約
 - 重要な訴訟や和解を主管

67

① 団体意思決定事項（ドイツ）Ⅲ

(正副議長選出や会議規則決定など機関(議会)意思決定事項を除く)

広域自治体（ノルトライン・ヴェストファーレン州(NRW州)内の郡）

- NRW州郡法第26条：
 - 行政の執行の方針について
 - 郡の面積の変更やその他名称、郡庁の場所の指名
 - 条例の制定
 - 予算条例と職場計画の制定、予算保証計画の策定、特別支出について
 - 一般的に有効な公共負担や民法上の料金の設定、又は（市町村が支払う）郡分担金の設定
 - 決算の認定
 - 決算検査機関及び監視機関に対する（NRW州市町村法第105条に基づく）意見書の決定
 - 財産の取得
 - 公営企業の貸し出し又は売買について（部分的又は全体的）
 - 公的施設又は機関、公営企業の設立、拡大、受け入れ、廃止等について
 - 郡が参加している公法上の営造物（法人の一種）や公的機関、公営企業の法人制変更について
 - 基金の目的変更、合併や廃止等について
 - 保証の引継ぎ、保証契約の締結やその他類似の法律行為
 - 市町村会計検査機関の長及び検査官に任命及び解任
 - 本条例に基づく郡長、議員、委員会の委員との契約
 - 法的義務がない新しい事務の引受けについての決定権
 - 資源に配慮した戦略目標の制定

68

② 長(執行機関)等を監視する権限（日本）

都道府県

- 事務に関する検査(地方自治法第98条第1項)
- 事務に関する監査請求（同条第2項）
- 事務に関する調査(同法第100条第1～11項、第109条第2項)

69

② 長(執行機関)等を監視する権限（イギリス）

ルイシャム（ロンドン特別区）

- 議会は内閣に属さない6人の議員と独立した外部委託員3人から成る監査委員を任命し、契約手続や会計報告書の調査等を行う。
- 議会は決算審査委員会の委員を任命し、自治体の財政管理と監査委員の有用性について調査を行う。

ダービシャー（カウンティ）

- 議会は内閣に属さない6人の議員から成る監査委員会の委員を任命し、年次監査計画の承認、計画立案プロセスの確認や外部監査からの指摘事項の調査を行う。

サウスダービシャー（ディストリクト）

- 議会は5人の議員から成る監査補助委員会の委員を任命し、内・外部監査からの指摘事項の検討、（必要であれば）議会での言及、自治体の監査制度の有用性等を調査する。

70

② 長(執行機関)等を監視する権限（オランダ）

アムステルダム市

- 監査事務局は市が実施した事務管理の効率、有効性、および規則性を監査する。
- 監査事務局は市が所有する全ての文書を検査する。
- 監査事務局は法令順守の監督権を有する。

※ 監査事務局は議会が設置し、その人員も議会が任命する（議員は事務局員になることはできない。）。また、議会は監査事務局に監査の実施を請求することができる。

ユトレヒト州

- 同上

71

② 長(執行機関)等を監視する権限（フランス）

県（デパルトマン）

- 地方自治体総合法典L3121-19～L3121-21-1に規定。
- 議長は議会の12日前までに、提出議題に係る報告書を議員へ送付する。(L3121-19)
- 県議会議員は議場において県が扱うべき事項に係る口頭質問をすることができる。(L3121-20)
- 議長は、県の状況や活動、資金調達等について特別報告書により県議会議員へ説明する。この報告書には県議会の審議実施状況や財務状況も明記される。(L3121-21)
- 県議会は、議員の5分の1以上の求めがある場合、県の関心事の情報収集又は県の公共事業評価に係る組織の設置について議決することができる。(L3121-22-1)

72

② 長(執行機関)等を監視する権限（ドイツ）

特別広域自治体、ニーダーザクセン州のハノーファー広域圏

- 議員は、全議会又は委員会において議案を提出できる（ニーダーザクセン州地方自治法第56条1項）
- 議員又は会派による事務に関する情報請求権（同項）
- 議決又は行政事務に対する執行監視（同法第58条4項）

広域自治体：ヘッセン州内の郡

- 事務に関する監視、特に郡予算の執行の監視（ヘッセン州郡法第29条第2項）
- 事務に関する情報請求（同項）

広域自治体：ノルトライン・ヴェストファーレン州(NRW州)内の郡

- 事務に関する情報請求権（NRW州郡法第26条第2項）
- 議決又は行政事務に対する執行監視（同項）
- 事務に関する文書監査請求（同項）
- 郡長は、州の上位監視機関の指示により、議会に情報提供をする（同条第3項）

※ 上位監視機関：地方自治体には、上位監視機関があり、NRW州の場合は、行政管区が郡に対してその役目を果たす。なお、行政管区がない州では内務省が上位監視機関となる。

- 郡長は、党派又は議員一人の請求により情報提供義務がある（同条第4項）

73

③ 政策を立案する権限（日本）

○国会又は関係行政庁への意見書の提出(地方自治法第99条)

○議案の提出(同法第109条6項(委員会提出)、同法第112条第1～3項(議員提出))

○修正案の提出(同法第115条の3)

74

③ 政策を立案する権限（イギリス）

レイシャム（ロンドン特別区）

- 予算及び戦略の枠組みの下、執行機関であるメイヤー（公選首長）と内閣が政策立案を行う。ただし、議会又は執行機関から委任された委員会等を法律で定める場合を除く。
- メイヤーによる専決も可能であり、また内閣のメンバーや自治体職員等への委任も可能。彼らもまた、法律に則れば、委員会や他自治体等への再委任が可能

ダービシャー（カウンティ）

- 予算及び戦略の枠組みの下、執行機関であるリーダー（議会が選任する首長）と内閣が日々、自治体に係る政策立案を行う。枠組みに収まらない決定等が必要な場合は、別途、議会の承認が必要

サウスダービシャー（ディストリクト）

- 自治体の主要サービス分野（環境・住宅・金融）を担う三つの政策委員会が政策立案を行う。各委員会は独自の委託条項を有する。

75

③ 政策を立案する権限（オランダ）

アムステルダム市

- 議会法で求められる場合は、首長の政策に対する議会の採択が必要。
- 国又は州政府の協力が必要な場合は、首長の政策に対する議会の採択が必要。
- 首長又は執行機関の権限に属さない限り、議案の提出権及び修正権を有する。

ユトレヒト州

- 議会法で求められる場合は、首長の政策に対する議会の採択が必要。
- 国の協力が必要な場合は、首長の政策に対する議会の採択が必要。
- 首長又は執行機関の権限に属さない限り、議案の提出権及び修正権を有する。

76

③ 政策を立案する権限（フランス）

県（デパルトマン）

○政策立案権

- 政策立案権は、地方自治体総合法典への規定はないが、議員の活動に固有の権利、またその権利を行使する自由として行政判例で保障されている。提案権の行使の方法は議会の内規で定められている。

○修正権

- 政策立案権同様、行政判例により県議会議員に認められる。判例では、審議過程のいずれの段階においても修正案を提出することができるとされる。

○議員の求めによる開会(地方自治体総合法典L3121-10)

- 特定の議題に関し議員の3分の1以上の求めがあった場合には、2日間を越えない期間において議会が招集される。

77

③ 政策を立案する権限（ドイツ）

特別広域自治体（ニーダーザクセン州）

- 議案の提出（ニーダーザクセン州地方自治法第56条）

広域自治体（ヘッセン州内の郡）

- なし（法律に特定の規制なし）

広域自治体（ノルトライン・ヴェストファーレン州(NRW州)内の郡）

- 議案の提出（議会議員の5分の1の請求）（NRW州郡法第33条）

78

④ ①～③以外の権限

イギリス		なし
オランダ		なし
ドイツ	特別広域自治体： ニーダーザクセン州 のハノーファー広域 圏	広域圏議会議員の一部は、郡が関係している公営企業等の監査会のメンバーとなっている ・複数の議員職を同時に引き受けることが可能
	広域自治体：ヘッセン州内の郡	郡議会議員の一部は、郡が関係している公営企業等の監査会のメンバーとなっている ・複数の議員職を同時に引き受けることが可能：例えば市議員と郡議会議員
	広域自治体：ノルトライン・ヴェストファーレン州(NRW州)内の郡	郡議会議員の一部は、郡が関係している公営企業等の監査会のメンバーとなっている ・複数の議員職を同時に引き受けることが可能：例えば市議員と郡議会議員
フランス		なし

79

(5) 議会と長

① 議員と長の選出方法

	自治体	住民による直接選挙	その他(具体的な選出方法)
日本		議員及び長	
イギリス	ルイシャム（ロンドン特別区）	議員及び長	
	ダービシャー（カウンティ）	議員	議員の中から選出(リーダー) ※リーダー（非公選首長）と内閣制を採用
	サウスダービシャー（ディストリクト）	議員	議員の中から選出(リーダー) ※委員会制を採用
オランダ	アムステルダム市	議員	首長は、地方議会の推薦に基づいて、内務・王国政務大臣の指名のもと、国王の勅命により任命される。 州知事は国王の勅命により任命される。
	ユトレヒト州	議員	
ドイツ	特別広域自治体：ニーダーザクセン州におけるハノーファー広域圏	議員及び長	
	広域自治体：ヘッセン州内の郡	議員及び長	
	広域自治体：ノルトライン・ヴェストファーレン州(NRW州)内の郡	議員及び長	
	広域自治体：バーデン・ヴュルテンベルク州（BW州）内の郡	議員	長は議員が選出・任命（応募した人の中から選出、必ずしも議員とは限らない）
フランス		議員	議長（長）は議員の中から選出

81

② 任期

	自治体	議員	議長	長	備考
日本		4 年 (地方自治法第93条第1項)	4 年 (地方自治法第103条第2項)	4 年 (地方自治法第140条第1項)	
イギリス	ルイシャム（ロンドン特別区）	4 年	1 年	4 年	
	ダービシャー（カウンティ）	4 年	1 年	4 年	
	サウスダービシャー（ディストリクト）	4 年	1 年	1 年	
オランダ	アムステルダム市	4 年	6 年	6 年	首長（非議員）が議長を兼ねる。
	ユトレヒト州	4 年	6 年	6 年	州知事（非議員）が議長を兼ねる
ドイツ	特別広域自治体：ニーダーザクセン州のハノーファー広域圏	5 年 ニーダーザクセン州地方自治法第47条2項	5 年	5 年 ニーダーザクセン州地方自治法第80条第3項	
	広域自治体：ヘッセン州内の郡	5 年 ヘッセン州郡法第26条	5 年	6 年 ヘッセン州郡法第37条第3項	
	広域自治体：バーデン・ヴュルテンベルク州（BW州）内の郡	5 年 バーデン・ヴュルテンベルク州郡法第21条第1項	8 年	8 年 バーデン・ヴュルテンベルク州郡法第37条第2項	バーデン・ヴュルテンベルク州郡法第37条第1項により、郡長は議長を兼ねている（同州の郡長は、議員以外の候補者の中から、議会において選出される。）
フランス		6 年 (選挙法典L192)	6 年 (地方自治体総合法典L3122-1)	6 年 (議長と同様)	議長が長を兼ねている。

82

③ 議長の権限 I

日本		・議場の秩序保持権(地方自治法第104条)。 ・議事整理権 (同条)。 ・議会事務統理権 (同条)。 ・議会代表権 (同条)。 ・議会事務局職員に対する人事権 (同法第138条第5項)。
イギリス	ルイシャム (ロンドン特別区)	議場の秩序保持、可否同数時の表決権、動議の決定、臨時会の招集、議会の延期、議事録への署名等
	ダービシャー (カウンティ)	議場の秩序保持、可否同数時の表決権、議会の追加開催の要求、自治体活動の広報促進、自治体の儀典的イベントへの出席等
	サウスダービシャー (ディストリクト)	議場の秩序保持、必要に応じた法律の支持・解釈の提示、公的文書等への自治体公印の押印、自治体活動の広報促進、自治体の儀典的イベントへの出席等
オランダ	アムステルダム市	首長（非議員）が議長を務める。首長は議会に議席を持たないため、助言的発言権のみを有する。 ※その他の権限は首長の権限を参照のこと。
	ユトレヒト州	州知事（非議員）が議長を務める。州知事は議会に議席を持たないため、助言的発言権のみを有する。※その他の権限は州知事の権限を参照のこと。

83

③ 議長の権限 II

ドイツ	特別広域自治体：ニーダーザクセン州のハノーファー広域圏	・議会の開始・終了を行う (ニーダーザクセン州地方自治法第63条) ・議会の会議の秩序保持権 (同条)
	広域自治体：ヘッセン州内の郡	・議会代表権 (ヘッセン州郡法第31条) ・議会の事務を公正かつ公平に促進する (同条) ・議長の任務執行のため、(長及び幹部から構成される) 行政執行委員会による協力義務があり、必要な財源が提供される (同条)
	広域自治体：バーデン・ヴュルテンベルク州 (BW州) 内の郡	・会議の開始・終了を行う。(BW州郡法第31条) ・議場及び会議の秩序保持権 (同条) ※ 郡長は議長を兼ねる
フランス		議長の権限は、地方自治体総合法典L3221-1からL3221-13に規定される。 ・県議会の議決を準備し(議事整理権等)、執行する。(L3221-1) ・その他の権限は、長の権限を参照のこと。 ※ 県議会の議長は県の執行機関(首長)でもある。 また、地方自治体総合法典L3121-12は、議長の、議場の秩序保持権について規定する。

84

③(補問) 議長の人事権

イギリス		・ ロンドン議会は、事務局職員としてGLAの職員ではなく、別途外部から採用を行っている。 https://www.adso.co.uk/job/policy-adviser-two-posts-scrutiny-team-london-assembly/
オランダ		(アムステルダム市及びユトレヒト州) 議会事務局職員は議会に任免権がある。 ※ 議会事務局職員と州(市)の事務職員では組織が完全に分離されている。ただし、オランダでは日本のように採用試験等は実施せず、HPや求人雑誌等で人材の募集を行うため、採用方法としては同様となっている。
ドイツ	特別広域自治体：ニーダーザクセン州	・ 議長に人事権が与えられていない ・ 議会活動のためには、会派(一つの政党に所属する議員団)又は議員グループが重要であり、会派には活動費及び人件費が支給可能である(ニーダーザクセン州地方自治法第57条第3項)
	広域自治体：ヘッセン州内の郡	・ 議長に人事権が与えられていない ・ 会派(一つの政党に所属する議員団)又は議員グループの活動費及び人件費の支給が可能(ヘッセン州郡法第26a条第4項)
	広域自治体：バーデン・ヴュルテンベルク州(BW州)内の郡	・ 議長は郡長を兼ねるため、議長と郡長の人事権の区別はできない。 ・ 会派(一つの政党所属の議員)又は議員グループの活動費及び人件費の支給が可能(BW州郡法第26a条第3項)
フランス		なし

85

④ 長の権限 I

日本		・ 議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること(地方自治法第149条第1項第1号)。 ・ 予算を調整し、及びこれを執行すること(同項第2号)。 ・ 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及びその過料を科すること(同項第3号)。 ・ 決算を議会の認定に付すること(同項第4号)。 ・ 会計を監督すること(同項第5号)。 ・ 財産を取得し、管理し、及び処分すること(同項第6号)。 ・ 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること(同項第7号)。 ・ 証書及び公文書類を保管すること(同項第8号)。 ・ 上記に定めるものを除く外、団体の事務を執行すること(同項第9号)。
イギリス	ルイシャム(ロンドン特別区)	・ 予算提案、政策枠組みの提案、全ての本会議への出席権、議題事項の最初の答弁、内閣の議長・内閣の任免権、内閣への権能移譲権等
	ダービシャー(カウンティ)	・ 予算提案、政策枠組みの提案、内閣の議長・内閣の任免権、内閣への権能移譲権
	サウスダービシャー(ディストリクト)	・ 政策枠組みの提案、戦略・計画指針の策定、戦略等の幹部職員への通達及び助言

86

④ 長の権限Ⅱ

オランダ	アムステルダム市	監督権 ・市政の整備、採択、実施 ・他自治体との連携強化 ・市民手続の質の向上 ・異議申立ての処理及び取り扱い その他 ・市民への年次報告書の作成・発行 ・予算の提案 ・公共秩序の維持 ・公の施設の管理 ・警察及び消防権の行使 ・執行部の議長 ・執行部の投票権（可否同数の場合の決定権）
	ユトレヒト州	監督権 ・州政の整備、採択、実施 ・他自治体との連携強化 ・州民手続の質の向上 ・異議申立ての処理及び取り扱い その他 ・州民への年次報告書の作成・発行 ・予算の提案 ・公共秩序の維持 ・公の施設の管理 ・一部消防権（大規模災害時の防災計画等） ・執行部の議長 ・執行部の投票権（可否同数の場合の決定権） ・州内に勤務する国家公務員や地方自治体議会等との協力促進

87

④ 長の権限Ⅲ

ドイツ	特別広域自治体：ニーダーザクセン州のハノーファー広域圏	・広域委員会（本委員会）の議決の準備（注：本委員会はニーダーザクセン州地方自治法により地方自治体の機関の一つ：議会、（広域圏長と10名の議員から構成される）本委員会及び長は自治体の機関である）ニーダーザクセン州地方自治法第85条第1項） ・広域圏内の市町村の監督機関の役目を担う（同条第2項） ・行政機関の長として、指導及び監視を行う（同条第3項） ・広域圏の重要事項について広域圏の住民及び州政府へ情報提供する（同条第6項） ・広域圏の代表（同法第86条第1項） ・広域圏の議会又は委員会への出席・発言権（同法第87条）
	広域自治体：ヘッセン州内の郡	注：ヘッセン州の郡法により、郡の機関は議会、郡本委員会及び郡長から構成され、郡本委員会にも法律によって定められている権限がある ・郡本委員会の議決の準備、決定事項の執行（ヘッセン州郡法第44条第1項） ・行政機関の長として、行政事務の秩序ある執行（同項）
	広域自治体：バーデン・ヴュルテンベルク州（BW州）内の郡	注：BW州では、郡長が郡議会議長を兼ねる ・郡長は議会の長であり、郡を代表する（BW州郡法第37条第1項） ・議会及び委員会を準備し、決定事項を執行する（同法第41条第1項） ・行政機関の構成を決定し、行政事務の適切な執行の責任者（同法第42条第1項） ・議決を必要としない事項に関し、独自の責任下で行政事務を執行する（同条第2項） ・行政組織の官吏・公務職員の長（同条第4項）
フランス		・県の支出責任者であり、かつ租税法典に特別規定が適用される場合を除き、県の収入の執行を命ずる。（L3221-2） ・県の諸部局の統括責任者として、その監督と責任のもとに職務の一部を副議長へ委任し、専決権を与えることができる。（L3221-3） ・県の財産を管理する。（L3221-4） ・外郭組織に参加する県議会議員を指名する。（L3221-7） ・社会福祉行政分野において、社会福祉・家族法典で付与された諸権限を行使する。（L3221-9） ・議会の承認に基づいて、県を代表して全ての訴訟を行う。また、常務委員会の同意を得て県に対する訴訟に応訴する。（L3221-10-1） ・県議会の委任による予算計上事項の準備、執行、契約、決裁行為。（L3221-11） ・都市計画法等に基づく先取特権の行使。（L3221-12） ・その他の権限は、議長の権限を参照のこと。 ※ 県の首長は県議会の議長でもある。

88

⑤ 議会の招集権 I

日本		・議長又は議員の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときに議長が臨時会を招集する場合を除き、長が招集(地方自治法第101条第1～7項)
イギリス	ルイシャム（ロンドン特別区）	・担当官（proper officer:事務総長又はそれに準ずる役職のもの）が通常会及び年次総会の招集・告知を行う。臨時会は、①議会の議決②議長③首長④事務総長（又は監督官、財務部長）⑤5人以上の議員の署名のいずれかによる議長への請求（議長が請求から7日以内に招集しない場合は開催される）をもって、担当官に招集を要請。
	ダービシャー（カウンティ）	・担当官（proper officer:事務総長又はそれに準ずる役職のもの）が通常会及び年次総会の招集・告知を行う。臨時会は、①議会の議決②議長③監督官④5人以上の議員の署名のいずれかによる議長への請求（議長が請求から7日以内に招集しない場合は開催される）をもって、担当官に招集を要請。
	サウスダービシャー（ディストリクト）	担当官（proper officer:事務総長又はそれに準ずる役職のもの）が通常会及び年次総会の招集・告知を行う。臨時会は、①議会の議決②議長③監督官④5人以上の議員の署名のいずれかによる議長への請求（議長が請求から7日以内に招集しない場合は開催される）をもって、担当官に招集を要請。
オランダ	アムステルダム市	議会が必要に応じて開催され、それ以外にも議長の招集又は議員の5分の1以上の書面による請求によって開催される。
	ユトレヒト州	議会が必要に応じて開催され、それ以外にも議長の招集又は議員の5分の1以上の書面による請求によって開催される。

89

⑤ 議会の招集権 II

ドイツ	特別広域自治体：ニーダーザクセン州のハノーファー広域圏	・長が広域圏議会を招集（ニーダーザクセン州地方自治法第59条第1項） ・長が就任していない時期の議会の招集は前議長が行い、議題の決定は長の代理と合意する（同条第4項）
	広域自治体：ヘッセン州内の郡	・議長が郡議会を招集（ヘッセン州郡法第32条）。議会の招集は、議員の4分の1又は長、参事会（郡長と数名の名誉職又は専門職の参事から構成）が要求できる ・長が選挙後初めて行われる議会の招集を行う（同条）
	広域自治体：バーデン・ヴュルテンベルク州（BW州）内の郡	・長兼議長が招集（BW州郡法第29条）。議員の4分の1の請求により招集義務あり
フランス		地方自治体総合法典L3121-10に規定。 ・議会は、議長の発意に基づいて少なくとも4半期に1度は開催されなければならない。 ・特定の議題に関し議員の3分の1以上の求めがあった場合には、2日間を越えない期間において議会が招集される。 ・その他特別な場合、デクレ（国の行政命令）によって開催される。

90

⑥ 議会への予算提出権 I

	自治体	議員	長	備考
日本		提出権なし (地方自治法第97条第2項)	提出権あり (地方自治法第149条第1項第1号、同法第211条第1項)	
イギリス	ルイシャム	提出権なし 予算の正式な承認を行う。メイヤーに予算案の再提出を要請できる。再審議の後(10日後)、議決による予算案の承認又は修正が可能。	提出権あり ただし、事前に政策評価委員会(Overview and Scrutiny Committees。内閣構成員でない議員によって構成)への予算案の提出が必要。	(参考)予算調整及び執行権は長に専属。
	ダービシャー	提出権なし 予算の正式な承認を行う。内閣に予算案の再提出を要請できる。再審議の後(10日後)、議決による予算案の承認又は修正が可能。	提出権あり ただし、事前(最低6週間前)に政策評価委員会への予算案の提出が必要。	
	サウスダービシャー	提出権なし 予算の正式な承認・修正・拒否が可能。	財政管理委員会(Finance and Management Committee)に提出権あり 政策評価委員会の勧告のもと、毎年7月に予算案及び計画表を作成する。	
オランダ	アムステルダム市	提出権なし	提出権あり	
	ユトレヒト州	提出権なし	提出権あり	

91

⑥ 議会への予算提出権 II

	自治体	議員	長	備考
ドイツ	特別広域自治体：ニーダーザクセン州のハノーファー広域圏	予算提出権についての法律規定なし 予算議決権は議会にある(ニーダーザクセン州地方自治法第58条第9項) 予算条例及び予算計画の制定義務あり(同法112条)	予算提出権についての法律規定なし	
	広域自治体：ヘッセン州内の郡	予算提出権についての法律規定なし 予算議決権は議会にある(ヘッセン州郡法第30条第1項) 予算条例及び予算計画の制定義務あり(同法52条)	無し 予算条例の提出権は、郡本委員会にある(ヘッセン州郡法第52条及び市町村法第97条)	
	広域自治体：バーデン・ヴュルテンベルク州(BW州)内の郡	予算提出権についての法律規定なし 予算議決権は議会にある(BW州郡法第34条) 予算条例及び予算計画の制定義務あり(同法48条)	郡長が議長を兼任するため、同一人物である。 予算提出権については、法律規定がないが、原則として議案提出権が郡長にあるため、予算提出権も郡長にあると解釈する	
フランス		提出権なし (ただし、議長が長を兼ねている)	提出権あり (地方自治体総合法典L3312-1)	

92

⑦ 議会における議員の予算修正権の制約

	自治体	増額修正する場合	減額修正する場合
日本		制約あり 【議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。】 (地方自治法第97条第2項)	制約なし
イギリス	ルイシャム（ロンドン特別区）	制約あり 歳入を上回る過度な歳出（不均衡予算）は違法となる	制約なし
	ダービシャー（カウンティ）	制約あり 不均衡予算は違法となる	制約なし
	サウスダービシャー（ディストリクト）	制約あり 不均衡予算は違法となる	制約なし
オランダ	アムステルダム市	制約の規定なし（地方自治法192条） 予算年度の終わりまでに確定しなければならない。	制約の規定なし（地方自治法192条） 予算年度の終わりまでに確定しなければならない。
	ユトレヒト州	制約の規定なし（州法196条） 予算年度の終わりまでに確定しなければならない。	制約の規定なし（州法196条） 予算年度の終わりまでに確定しなければならない。
ドイツ	特別広域自治体：ニーダーザクセン州のハノーファー広域圏	制約なし 法律規制なし	制約なし 法律規制なし
	広域自治体：ヘッセン州内の郡	制約なし 法律規制なし	制約なし 法律規制なし
	広域自治体：バーデン・ヴュルテンベルク州（BW州）内の郡	制約なし 法律規制なし	制約なし 法律規制なし
フランス		制約なし	制約なし

93

⑧ 再議制度（議会の議決に異議等がある場合の長の拒否権）I

日本	有		・ 条例の制定改廃又は予算修正等の議決に関し異議がある場合。 ⇒長は理由を示して再議に付せる(地方自治法第176条第1～3項)。 (注) 条例制定改廃又は予算修正の議決に係るものについて再び議決するときは、特別多数議決(出席議員の2/3以上の者の同意)が必要(その他の議決に係るものについて再び議決するときは、過半数議決(出席議員の過半数の者の同意)が必要)。 ・ 議会の議決・選挙に関し違法があると認める場合。 ⇒長は理由を示して再議に付さなければならない(同条第4～8項)。 ・ 義務費の削除又は減額の議決をした場合。 ⇒長は理由を示して再議に付さなければならない(同法第177条第1項第1号及び第2項)。 ・ 非常災害復旧費等の削減又は減額の議決をした場合。 ⇒長は理由を示して再議に付さなければならない(同法第1項第2号及び第3項)。
イギリス	なし	ルイシャム	【参考】 政策評価委員会は内閣の決定事項が予算や政策に反すると判断した場合、異議を申し立てることができる。議会は10日以内に当該事項の判断を行い、承認、修正又は内閣への再議に付す必要がある。
	なし	ダービシャー	
	なし	サウスダービシャー	
オランダ	なし	アムステルダム市	
	なし	ユトレヒト州	

⑧ 再議制度(議会の議決に異議等がある場合の長の拒否権) II

ドイツ	有	特別広域自治体： ニーダーザクセン州 のハノーファー広域 圏	・ 議会の独自事務範囲内の議決に関して違法と見なす場合に異議を唱えることができる（ニーダーザクセン州地方自治法第88条第1項） 長はその事項を再議に付すことができる、又は監督機関（ニーダーザクセン州の内務省）に報告する 再議決は、早ければ異議発表の3日後に行われる。新しい議決も違法と見なす場合は即座に監督機関に報告する その場合の議決は監督機関の決定まで執行されない ・ 議会の議決により（ハノーファー）広域圏の福祉が危険にさらされていると判断する場合（同法第4条） その場合は、議決は執行されず、広域圏委員会（法律により議会とは別に設置されている少数人数制の機関）はその事案について決定し、次の議会参集時において通知される
	有	広域自治体：ヘッセン州内の郡	議決が違法の場合、異議申立の義務あり、議決によって自治体が不利益を被る場合、異議申立が可能（ヘッセン州郡法第34条第1項） 再議に付せる。再議決は早ければ3日後 再議決も違法と見なす場合、文書による苦情申立を議会に提出する義務あり（同条第2項） 長が異議申立又は苦情を行わない場合、その義務が郡本委員会に移る（同条第4項） 行政裁判所の訴訟が可能であり、訴訟の当事者は議会と長、又は郡本委員会である（同条第2項、第4項）
	有	広域自治体：バーデン・ヴュルテンベルク州（BW州）内の郡	議決が違法の場合、異議申立義務あり、議決が自治体にとって不利益を被ると判断する場合異議申立が可能（BW州郡法第41条第1項） 異議申立は即座、遅くとも議決後1週間以内に行う 長は理由を示して再議に付せるが、4週間以内に行われなければならない 再議決も違法と見なす場合は、再び異議申立をし、監督機関（州の出先機関である行政管区）の決定を促す（同項）
フランス	なし		議長が長を兼ねている。

95

⑨ 専決処分制度 I

日本	有		・ 議会が成立しないとき(地方自治法第179条)。 ・ 議員の多数が除斥事由に該当し、会議定足数(議員定数)に達しないとき（同条）。 ・ 長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき（同条）。 ・ 議会において議決すべき事件を議決しないとき（同条）。
イギリス	有	ルイシャム（ロンドン特別区）	議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであり、Business Panel委員会の長（不在の場合は議長）が認めたとき。 ただし、内閣は次の議会にて、緊急を要する決定であったこと及び議会を招集できなかった理由を示さなければならない。 ※Business panel委員会とは、各委員会の長で構成されたルイシャム区独自の委員会。
	有	ダービシャー（カウンティ）	議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであり、政策評価委員会の長（不在の場合は議長）が認めたとき。 ただし、内閣は次の議会にて、緊急を要する決定であったこと及び議会を招集できなかった理由を示さなければならない。
	有	サウスダービシャー（ディストリクト）	議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである、又は議会や市民への害を与える可能性がある場合で、議長が認めたとき。 ただし、政策委員会は次の議会にて、緊急を要する決定であったこと及び議会を招集できなかった理由を示さなければならない。
オランダ	なし	アムステルダム市	
	なし	ユトレヒト州	

96

⑨ 専決処分制度 II

ドイツ	有	特別広域自治体：ニーダーザクセン州のハノーファー広域圏	・ 広域圏委員会（本委員会）において、議会の決議を行うことができない場合 ・ 長において、広域圏委員会（本委員会）において、議決を行うことができず、大きな不利益又は危険が生じる場合 （ニーダーザクセン州地方自治法第89条）
	有	広域自治体：ヘッセン州内の郡	・ 長において、緊急を要する場合、参事会の議決を行うことが時間的に難しいときに長は、即座に郡本委員会に報告する （ヘッセン州郡法第44条第3項）
	有	広域自治体：バーデン・ヴュルテンベルク州（BW州）内の郡	・ 長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会又はその代行議決ができる委員会を招集する時間的余裕がないとき （BW州郡法第41条第4項）
フランス	なし		議長が長を兼ねている。

（6）議会と住民

① 議会審議への住民参加制度 I

日本	なし		
イギリス	有	ルイシャム（ロンドン特別区）	住民は議会に参加し、議員へ直接質問することができる。議会の15日前までに質問を提出すれば、内閣より文書及び口頭での回答を得られる（質問者が議会に出席した時に限る）。 議長が許す場合に限り、質問者は議会にてもう1つ関連した質問をすることもできる。 https://lewisham.gov.uk/mayorandcouncil/influence/councilmeetings
	有	ダービシャー（カウンティ）	住民は議会に参加し、議員へ直接質問することができる。議会の3日前までに質問を提出すれば、内閣より文書及び口頭での回答を得られる（質問者が議会に出席した時に限る）。 議長が許す場合に限り、質問者は議会にてもう1つ関連した質問をすることもできる（質問は全て最大30分以内とする）。
	有	サウスダービシャー（ディストリクト）	住民は議会に参加し、議員へ直接質問することができる。議会の2日前までに質問を提出すれば、リーダー又は政策委員会の長より文書及び口頭での回答を得られる（質問者が議会に出席した時に限る）。 議長が許す場合に限り、質問者は議会にてもう1つ関連した質問をすることもできる（質問は全て最大30分以内とする）。
オランダ	有	アムステルダム市	住民は議会に参加し、議題について発言することができる。ただし、所有時間は最大3分までで、24時間前までの事前登録が必要となる。 https://www.amsterdam.nl/en/governance/contact-city-council/
	なし	ユトレヒト州	

99

① 議会審議への住民参加制度 II

ドイツ	有	特別広域自治体：ニーダーザクセン州のハノーファー広域圏	・議会に住民の質問時間を設けることが可能（ニーダーザクセン州地方自治法第62条第1項） ・議会に出席している住民又は有識者に発言権を与えることを決定できる（同条第2項） ・議会の議決により、委員会の委員に広域圏の顧問委員会の委員等を任命することができる（同法第71条第7項）
	有	広域自治体：ヘッセン州内の郡	・議会及び委員会は、青少年団体、顧問委員会や特別委員会の代表者、又は有識者に発言権を与えることを決定できる（ヘッセン州郡法第8a条）
	有	広域自治体：バーデン・ヴュルテンベルク州（BW州）内の郡	・議会は、個別の事項の審議のために有識者又は専門知識のある住民を招待できる（BW州郡法第27条第3項） ・議会は、住民や団体が質問や提案できる時間を設けることができる（同条第4項） ・議会は、利害関係者が立場を説明する時間を設けることができる（同条第4項） ・議会は、委員会に専門知識のある住民を委員として任命することができる（同法第36条第1項）
フランス	有		・地方自治体総合法典L01112-1 地方議会は、その管轄内での問題の解決を目指す任意のプロジェクトについて、住民投票を実施することができる。住民投票に付されたプロジェクトは、有権者の半数以上が参加した投票において過半数を満たした場合に採用となる。 ・地方自治体総合法典L1112-15.20 地方自治体の有権者は、その管轄内の権限に属する事務を処理するために当局が下した意思決定について諮問することができる。有権者は当該意思決定に対する賛否を示し、当局は諮問結果を踏まえ当該意思決定の最終決定を下す。

② 住民意思を議会活動に反映させる制度

日本	有		請願(議員紹介が必要)の提出(地方自治法第124条)
イギリス		ルイシャム（ロンドン特別区）	住民は議会での質問・発言や相談等の問合せが可能。
		ダービシャー（カウンティ）	住民は議会での質問・発言や相談等の問合せが可能。
		サウスダービシャー（ディストリクト）	住民は議会での質問・発言や相談等の問合せが可能。
オランダ	確認中	アムステルダム市	住民が既定の様式（市のHPに掲載）に基づいて議会へ意見書を提出することができる。意見書は議会の受領リストに追加され、順次回答することとなり、当該意見書の内容が議会での議題となる場合は、その旨通知がされる。 ※ 制度導入の有無は自治体によって異なる。
ドイツ	有	特別広域自治体：ニーダーザクセン州のハノーファー広域圏	住民申請制度；住民の申請に基づき、議会が申請テーマを議題にする（ニーダーザクセン州地方自治法第31条第2項） 住民請願と住民投票：住民が議会の代わりにある事項について決定する（同法第32条、33条）
	なし	広域自治体：ヘッセン州内の郡	注：市町村には住民請願・投票制度があるが、郡のレベルにはない
	有	広域自治体：バーデン・ヴュルテンベルク州（BW州）内の郡	住民に対し、特に重要事項あるいは利害関係がある場合に、彼らの意見を発表できる機会を与える必要がある（BW州郡法第17条第2項） 注：BW州の市町村には、住民請願・投票があるが、郡レベルにはない
フランス	有		地方自治体総合法典L1112-16 コミューンにおいて有権者名簿に登録されている有権者の5分の1にあたる者、または他の地方公共団体（県や州）において有権者の10分の1にあたる者は、地方公共団体議会の決定事項全てについて、諮問を行うべきことを議会の議事日程に盛り込むよう請願することができる。諮問の実施の決定権限は当局の議会に属する。

101

③ 議会広報制度 I

	有無	有の場合その内容	運用として行っている事例
日本	なし		・議会広報紙の発行 ・議会報告会(議員が地域に出向き議会審議の内容を報告する会)の開催 ・ケーブルテレビ、インターネット等の手段を用いた議会の審議状況の中継、審議記録の公表
イギリス	なし		住民は議会及び委員会への参加、議会資料の事前調査や過去の議事録の閲覧（6年前まで）が認められている。ただし、機密データや商業上取り扱い注意な情報を除く。
オランダ	なし		・議会は原則公開。ただし、出席議員の5分の1の署名がある場合や、議長が必要と認めた場合は非公開とする。 ・議会の議事録の公開。ただし、秘密保持義務が課されている事項に関連する場合、又は公開が公序良俗に反する場合には、非公開とする。

102

③ 議会広報制度Ⅱ

	有無	自治体	有の場合その内容	運用として行っている事例
ドイツ	有	特別広域自治体：ニーダーザクセン州のハノーファー広域圏	・条例等住民に対して拘束力のある事項については広報紙の発行義務、インターネットでの公開義務 (ニーダーザクセン州地方自治法第33条第1項、第2項)	
	有	広域自治体：ヘッセン州内の郡	・重要事項については、少なくとも週1回出版される新聞、広報紙又はインターネットでの公開義務がある、詳細は当該自治体の条例で規定されている。	
	有	広域自治体：バーデン・ヴュルテンベルク州（BW州）内の郡	・重要事項について住民に対する報告義務 (BW州郡法第17条第1項) ・議会や委員会の日時、資料、又は議事録は原則として地方自治体のインターネットページに公開、ただし個人データや事業者に関する秘密を公にしないために例外あり (同法第36a条)	
フランス	有		・地方自治体総合法典L3121-11 会議は、視聴覚通信手段により中継されうる。	・議会広報紙の発行 ・インターネット等の手段を用いた議会の審議状況の中継 ・議会報告書のインターネット等での公開

(7) 議員に対する給付

① 報酬(給与) I

2020年3月30日 現在為替 (円)	ポンド	ユーロ
	133.86	119.09

	自治体	議長	副議長	議員	備考			
日本		月額98万8千円 (地方自治法第203条第1項及び各都道府県条例)	月額88万3千円 (同)	月額81万4千円 (同)	別途、期末手当あり (おおよその年間額：月額報酬額×3.3ヶ月×145%) ※数値は、都道府県議会の単純平均			
イギリス	ルイシャム (ロンドン特別区)	年額£ 16,339 (2,187,139円) (特別手当含む)	年額£ 10,209 (1,366,577円) (基礎手当)	年額£ 10,209 (1,366,577円) (基礎手当)	メイヤー：年額£ 77,722 (10,403,867円)			
	ダービシャー (カウンティ)	年額£ 19,896 (2,663,279円) (特別手当含む)	年額£ 14,496 (1,940,435円) (特別手当含む)	年額£ 10,896 (1,458,539円) (基礎手当)	リーダー： 年額£ 46,896 (6,277,499円)			
	サウスダービシャー（ディストリクト）	年額£ 6,175 (826,586円) (基礎手当)	年額£ 6,175 (826,586円) (基礎手当)	年額£ 6,175 (826,586円) (基礎手当)	リーダー： (3,305,405円) 年額£ 24,693			
オランダ	基礎自治体 (市)	次のとおり						
		人口	首長（議長）（月額） (2020年1月1日時点)		副市長（月額） (2020年1月1日時点)		議員（月額） (2019年1月1日時点)	
		0 - 8,000	€ 6,565.43	781,877円	€ 5,003.97	595,923円	€ 990.55	117,965円
		8,001-14,000	€ 7,222.66	860,147円	€ 5,671.10	675,371円	€ 990.55	117,965円
		14,001-24,000	€ 7,874.98	937,831円	€ 6,374.52	759,142円	€ 990.55	117,965円
		24,001-40,000	€ 8,560.55	1,019,476円	€ 6,821.83	812,412円	€ 990.55	117,965円
		40,001-60,000	€ 9,280.73	1,105,242円	€ 7,458.59	888,243円	€ 1,288.33	153,427円
		60,001-100,000	€ 10,062.61	1,198,356円	€ 8,127.45	967,898円	€ 1,507.54	179,533円
		100,001-150,000	€ 10,668.75	1,270,541円	€ 8,876.72	1,057,129円	€ 1,711.54	203,827円
		150,001-375,000	€ 11,431.71	1,361,402円	€ 9,403.02	1,119,806円	€ 1,993.90	237,454円
		375,001 +	€ 12,246.36	1,458,419円	€ 10,668.75	1,270,541円	€ 2,427.48	289,089円
			ボーナス年額9.8%		ボーナス年額8.3%			

105

① 報酬(給与) II

2020年3月30日 現在為替 (円)	ポンド	ユーロ
	133.86	119.09

	自治体	議長	副議長	議員	備考	
オランダ	広域自治体（州）	次のとおり				
		州知事（議長）（月額） （2019年1月1日時点）		副知事（月額） （2019年1月1日時点）		議員（月額） （2019年1月1日時点）
		€ 12,246.36	1,458,419円	€ 9,128.43	1,087,105円	€ 1,200.95 143,021円
		ボーナス年額8.3%		ボーナス年額8.3%		
ドイツ	特別広域自治体：ニーダーザクセン州のハノーファー広域圏	なし	なし	なし		
	広域自治体：ヘッセン州フルダ郡	なし	なし	なし		
	広域自治体：バーデン・ヴュルテンベルク州（BW州）エスリンゲン郡	なし	なし	なし		
フランス	県（デパルトマン） ※ 地方自治体総合法典は、県議会議員の議員報酬の上限額を規定しており（L3123-16等）、その上限額の範囲内で、県議会の議決により報酬額が決定される。	最大月額 €5639.63 （671,624円） （地方自治体総合法典L3123-17）	最大月額 €2178.064 （259,386円） €2722.58 （324,232円） €3267.096 （389,078円） €3539.354 （421,502円） €3811.612 （453,925円） （地方自治体総合法典L3123-17） ※ボーナス議員報酬×140%	最大月額 €1555.76 （185,275円） €1944.70 （231,594円） €2333.64 （277,913円） €2528.11 （301,073円） €2722.58 （324,232円） （地方自治体総合法典L3123-16）	人口25万人未満 25万～50万人未満 50万～100万人未満 100万～125万人未満 125万人以上	

② 活動経費 I

2020年3月30日 現在為替 (円)	ポンド	ユーロ
	133.86	119.09

日本		・費用弁償【自宅から議会への往復交通費、議会活動の出張旅費】(地方自治法第203条第2項) ・政務活動費【議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部に充てることができるもの／月額平均額34万8千円(2018.4現在)】(地方自治法第100条第14項)
イギリス	ルイシャム (ロンドン特別区)	・日当手当 (ロンドン市外の場合) : 昼食£7 (937円)、夕食£10 (1,339円) (宿泊を要する場合、宿泊先が提供されない場合£30 (4,016円))。海外の場合£50 (6,693円) ・マイル旅費: 公的な議会に関する出張で、かつ公共交通機関が利用できないことを条件に、私用車を利用した際に走行距離に合わせて支給する。
	ダービシャー (カウンティ)	・日当手当: 朝食£7.83 (1,048円)、昼食£9.83 (1,316円)、夕食£12.20 (1,633円) ・交通旅費は公的な議会に関する出張と認められた場合に支給される。海外出張の際には、最も安価な航空賃を手配することが義務付けられている。
	サウスダービシャー (ディストリクト)	・日当手当: 朝食£4.77 (639円)、昼食£6.57 (879円)、夕食£8.13 (1,088円) ・交通旅費は市外又は事務所から半径20マイル (約32キロ) 以上は離れた場所で、公的な議会に関する出張と認められた場合に支給される。宿泊を伴う出張の場合は、最も経済的な方法で手配する義務がある。
オランダ	アムステルダム市	・首長の活動手当: 月額€349.09 (41,573円) ・副市長の活動経費: 月額€362.56 (43,177円) ・議員の活動経費: 月額€173.40 (20,650円)
	ユトレヒト州	・州知事への活動手当: 月額€647.36 (77,094円) ・副議長の活動経費: 月額€362.56 (43,177円) ・議員の活動経費: 月額€173.40 (20,650円)

107

② 活動経費 II

2020年3月30日 現在為替 (円)	ポンド	ユーロ
	133.86	119.09

ドイツ
(続く)

特別広域自治体：
ニーダーザクセン州のハノーファー広域圏

・費用弁償（日当）としての定額に加えて会議出席費、旅費（ハノーファー広域圏議員弁償条例）

	議長	圏長代理(議員)	会派の長(議員)	議員	参考
費用弁償(月)	675ユーロ (80,386円)	1,000ユーロ (119,090円)	900ユーロ (107,181円) + 会派メンバー一人 当たり10ユーロ (1,191円)	400ユーロ (47,636円)	
会議出席費(本会議)	75ユーロ (8,932円)	75ユーロ (8,932円)	75ユーロ (8,932円)	75ユーロ (8,932円)	委員会の集会には50ユーロ (5,955円)
旅費	公共交通実費（自動車の場合0.30ユーロ（36円）／キロ）	公共交通実費（自動車の場合0.30ユーロ（36円）／キロ）	公共交通実費（自動車の場合0.30ユーロ（36円）／キロ）	公共交通実費（自動車の場合0.30ユーロ（36円）／キロ）	

・議員個人には人件費等に利用できる活動費は支給されないが、会派（一つの政党に所属する議員団体）や協力している議員グループに支給される（費用は非公開）

広域自治体：ヘッセン州フルダ郡

・費用弁償(日当としての定額)、会議出席費、旅費（フルダ郡名誉職弁償条例に基づく）

	議長	会派の長	委員会の長	議員	参考
費用弁償(月)	220ユーロ (26,200円)	190ユーロ (22,627円)	80ユーロ (9,527円)	70ユーロ (8,336円)	
会議出席費(本会議)	60ユーロ (7,145円)	60ユーロ (7,145円)	60ユーロ (7,145円)	60ユーロ (7,145円)	一日2会議出席まで
旅費	公共交通実費・ガソリン代（ヘッセン州旅費法に基づく）	公共交通実費・ガソリン代（ヘッセン州旅費法に基づく）	公共交通実費・ガソリン代（ヘッセン州旅費法に基づく）	公共交通実費・ガソリン代（ヘッセン州旅費法に基づく）	

・通常、議員個人には人件費に利用できる活動費は支給されないが、会派（一つの政党に所属する議員団体）や協力している議員グループに支給される（費用は非公開）

108

② 活動経費Ⅲ

2020年3月30日 現在為替（円）	ポンド	ユーロ
	133.86	119.09

ドイツ (続き)	広域自治体：バーデン・ヴュルテンベルク州（BW州）エスリンゲン郡	・費用弁償（定額）、会議出席費、旅費（エスリンゲン郡名誉職弁償条例）				
			議長（注： 郡長兼任）	会派の長	委員会の長	議員
		費用弁償(月)	該当なし	120ユーロ（14,291円） （会派10人まで） 200ユーロ（23,818円） （会派11人以上）	80ユーロ（9,527円）	80ユーロ（9,527円）
		会議出席費 (本会議)	該当なし	75ユーロ（8,932円） 150ユーロ（17,864円）（複 数の会議）	75ユーロ（8,932円） 150ユーロ（17,864 円）（複数の会議）	75ユーロ（8,932円） 150ユーロ（17,864円） （複数の会議）
		旅費	該当なし	住所以外の場所での活動の 場合、州旅費法に基づく支 給	住所以外の場所での活 動の場合、州旅費法に 基づく支給	住所以外の場所での活動 の場合、州旅費法に基 づく支給
・通常、議員個人には人件費に利用できる活動費は支給されないが、会派（一つの政党に所属する議員 団体）や協力している議員グループに支給される。11人以上の会派は100ユーロ（11,909円）／月、10 人までの会派は50ユーロ（5,955円）／月						
フランス		地方自治体総合法典L3123-19 ・県議会議員は、県議会の会議及び議員の資格で参加する委員会又は会合に赴くために支払った旅費及 び宿泊費の費用弁償を受けることができる。 ・議員は障害を持つ場合には、その公務に関係し支払った旅費、同行者費用及び専門介護費等の特別費 用の弁償も受けることができる。 ・県議会議員は、県議会から付託された特別な任務の遂行に伴う旅費及び滞在のための追加費用の弁償 を受ける権利を有する。 ・特別な任務の遂行に関係する他の支出は、費用明細書の提出により、県議会の議決を経て費用弁償さ れる。託児費又は高齢者、障害者若しくは在宅介護を必要とする者への援助費については、時間あたり の弁償額は、全国最低賃金の時間給を超えることはない。 地方自治体総合法典L3121-24 ・県議会は、その定める条件に基づき、議員会派に対し、その個別又は共同の利用のために、事務所及 び事務機器の提供、文書、郵便、通信の費用を負担することができる。 ・県議会議長は、県議会により定められた条件に基づきかつ各議員会派の代表者の提案に基づき、議員 会派にひとり又は複数の事務職員を配することができる。県議会は、県の予算に特別に設定された科目 に、その費用に必要な予算を計上することができる。ただし、この費用は毎年県議会議員に支払われる 手当の合計の30%を超えてはならない。				

109

③ ①、②以外の給付Ⅰ

2020年3月30日 現在為替（円）	ポンド	ユーロ
	133.86	119.09

日本		・なし(法律に基づかない給付は地方自治法第204条の2により禁止)。
イギリス	ルイシャム （ロンドン特別区）	・世話手当：£ 10.55（1,412円）/時間＋交通費が支給される。扶養家族に重度の障害者がいる場合は高額支給の裁量の余地がある。 ・通信費：公務に関わる用途に限り、電話やパソコンにかかった費用を支給。
	ダービシャー （カウンティ）	・世話手当：£ 8.21（1,099円）/時間から最大£ 50.33（6,737円）/日支給する。 ・公務中の事故やケガに対する保険料を支給。
	サウスダービシャー（ディストリクト）	・世話手当：介護等でかかったあらゆる費用を最大£ 40（5,354円）/日支給する。
オランダ	アムステルダム市	・議員の健康保険料：€ 111.42（13,269円）（年額）
	ユトレヒト州	・議員の健康保険料：€ 115.84（13,795円）（年額）
ドイツ （続く）	特別広域自治体：ニーダーザクセン州のハノーファー広域圏	・費用弁償以外の手当の支給もハノーファー広域圏議員弁償条例に基づく ・育児手当：90ユーロ（10,718円）/月 ・所得損失手当：時間給35ユーロ（4,168円）、1日8時間まで ・議員活動のための研修・教育に関する研修休暇の際には、所得損失手当の申請ができる
	広域自治体：ヘッセン州フルダ郡	・費用弁償以外の手当の支給もフルダ郡名誉職弁償条例に基づく ・所得損失手当：議員活動が4時間までの場合、1時間に付き25ユーロ（2,977円）、4時間以上の場合は1時間に付き30ユーロ（3,573円）

③ ①、②以外の給付Ⅱ

ドイツ (続き)	広域自治体： バーデン・ ヴュルテンベ ルク州（BW 州）エスリン ゲン郡	・費用弁償以外の手当の支給もエスリングェン郡名誉職弁償条例に基づく ・自営業者で所得損失を証明できる議員、又は育児・介護の代理が必要な議員には、月々の費用弁償額の1.5倍の支給がある
フランス		地方自治体総合法典L3123-12 ・地方自治体総合法典L3123-10に定める研修費。 地方自治体総合法典L3123-19-1～3 ・議長及び副議長が公務遂行のために要した育児、要介護者、障がい者の支援のための経費。 ・県都外に居住する議長のための公舎の使用許可又は公舎が無い場合の県都滞在費手当。 ・公用車の使用許可。

(8) その他議会運営(議会の開催 頻度、開催時間帯)

その他議会運営(議会の開催頻度、開催時間帯)Ⅰ

	自治体	開催頻度	開催時間帯 (昼間開催・夜間開催)
日本		・概ね2～3月、6～7月、9～10月、11～12月の時期に各25～30日程度の会期を設定し、開催(年間会期日数120日程度)	・昼間開催
イギリス	ルイシャム	・年次総会：年1回、通常3月～5月頃に開催される。 ・通常会：年次総会の決定により、月1回程度開催される。	・夜間開催が中心
	ダービシャー	・年次総会：年1回、5月の第3又は第4水曜日 ・通常会：年次総会の決定により、月1回程度開催される。	・昼間開催が中心
	サウスダービシャー	・年次総会：年1回、通常5月に開催される。 ・通常会：年次総会の決定により、月1回程度開催される。	・夜間開催が中心
オランダ	アムステルダム市	・3週間おきに毎水曜日の開催	・昼間開催 https://www.amsterdam.nl/en/governance/city-council/
	ユトレヒト州	・概ね月1～3回開催(同日開催含む)。主に木曜日開催。	・昼・夜どちらの開催もあり。 https://ris2.ibabs.eu/Agenda/Details/Utrecht/fcbe1cfa-0d63-408a-9c84-0223f0282af3

113

その他議会運営(議会の開催頻度、開催時間帯)Ⅱ

	自治体	開催頻度	開催時間帯 (昼間開催・夜間開催)
ドイツ	ハノーファー広域自治体：ニーダーザクセン州におけるハノーファー広域圏	・必要に応じて開催；年に6回・7回(通常3時間から半日、1日の場合もある)	・開催時間帯が決まっているわけではない：14時からの開催が多いが、10時からの例もあり、過去に17時からの例もある ・基本的には、本業を持つ議員が出席しやすい午後である
	広域自治体：ヘッセン州フルダ郡	・必要に応じて開催、最低1年に4回、通常5回開催	・14時から18時頃までの半日開催が多いが、10時からの開催もあり、その場合は一日の会議 ・通常年1回は10時から18時頃までの一日の会議がある ・フルダ郡では、郡内の市町村各地で議会を開催している
	広域自治体：バーデン・ヴュルテンベルク州(BW州)エスリンゲン郡	・必要に応じて開催、年に通常5、6回	・通常開始時間が16時であり、3・4時間が通常 ・上記により、本業を持つ議員が議会に参加しやすい ・委員会の開始時間は通常15時
フランス		・県議会は、議長の発議に基づき少なくとも四半期に一度開催される。 ・常任委員会は月に約1回開催される。	昼間開催(例) ・Seine-Saint-Denis県 9:00～ https://ressources.seinesaintdenis.fr/Les-prochaines-seances-de-l-assembly-departementale

114